

# 福岡市地域防災計画

(本編)

令和5年6月

福岡市防災会議

福岡市地域防災計画  
(本編)

令和5年6月

福岡市防災会議

# 目 次

第1章	総 則	
第1節	計画の目的	1- 1
第2節	防災の基本理念及び施策の方向性	1- 2
第3節	市民及び事業者等の責務	1- 4
第4節	災害の想定	1- 5
第1	地震の想定	1- 5
第2	津波の想定	1-12
第5節	防災計画の修正及び周知	1-14
第1	防災計画の修正	1-14
第2	計画の周知徹底	1-14
第6節	市民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画）	1-14
第2章	防災組織計画	
第1節	防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱	2- 1
第2節	災害対策本部の組織・運営	2- 6
第1	福岡市災害対策本部等	2- 6
第2	職員の動員・配備	2-15
第3	複合災害発生時の体制	2-17
第3章	災害予防計画	
第1節	防災体制の整備	3- 1
第1	災害予防及び災害時活動体制の整備	3- 1
第2	情報収集・伝達体制の整備	3- 2
第3	消防、医療体制の整備	3- 3
第4	道路交通体制の整備	3- 4
第5	防災訓練（各機関）	3- 5
第6	災害ボランティア等への支援対策の推進	3- 7
第7	防災に関する調査研究	3- 7
第8	複合災害対策	3- 8
第9	関係自治体からの避難者の受入・支援体制の整備	3- 8
第2節	自主防災体制の整備	3- 9
第3節	被災者支援への備え	3-13
第1	生活支援対策	3-13
第2	指定緊急避難場所・指定避難所	3-14
第3	要配慮者対策	3-16
第4節	防災都市づくり	3-19
第1	風水害に強い都市づくり	3-19
第2	震災に強い都市づくり	3-21
第3	具体的な施策	3-24
第4	公共土木構造物の対策	3-26

第5	建築物の対策	3-28
第6	オープンスペースの確保	3-29
第7	高潮、津波災害対策	3-29
第8	土砂災害対策	3-31
第9	液状化対策	3-32
第5節	洪水・高潮・津波・雨水出水浸水想定区域における措置	3-34
第1	洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	3-34
第2	高潮浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	3-36
第3	津波浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	3-38
第4	雨水出水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	3-40
第6節	土砂災害警戒区域内における措置	3-43
第7節	業務継続計画の策定	3-44
第8節	地震対策に関する調査	3-45

#### 第4章 風水害応急対策計画

★	風水害対策タイムライン	4- 1
第1節	情報の収集・整理・伝達	4- 2
第1	情報の収集・伝達活動	4- 2
第2	避難情報の発令、警戒区域の設定	4- 8
第3	災害時の広報	4-13
第4	安否情報の提供	4-16
第5	災害救助法の適用	4-17
第2節	応急活動の基盤確保	4-18
第1	土地利用の検討・調整	4-18
第2	警備・交通対策	4-18
第3	緊急輸送対策	4-20
第3節	救助・救急活動	4-26
第1	救出・救急対策	4-26
第2	保健医療及び助産対策	4-27
第3	安否不明者等の氏名等公表	4-29
第4	行方不明者の搜索、遺体の処置・埋火葬	4-29
第4節	避難対策	4-31
第1	避難誘導	4-31
第2	避難所の開設	4-31
第3	避難所の運営	4-32
第4	福祉避難所	4-33
第5	要配慮者対策	4-34
第6	愛玩動物対策	4-35
第7	防疫・保健衛生対策	4-36
第5節	物資の供給・輸送対策	4-38
第6節	都市機能の確保	4-43
第1	災害廃棄物対策	4-43

第2	応急教育対策	4-45
第3	障害物の除去	4-49
第4	在港船舶対策	4-50
第5	ライフライン施設の応急対策	4-51
第6	石油事故対策	4-55
第7	放射線災害応急対策	4-59
第8	農畜産物応急対策	4-61
第9	地下埋設工事等に伴う事故対策	4-62
第10	その他災害応急対策に必要な事項	4-63
第7節	被災者の生活再建対策	4-65
第1	義援金等の受入・配分計画	4-65
第2	住宅対策	4-65
第3	被災者台帳の整備	4-66
第4	り災証明書の発行	4-66

## 第5章 震災応急対策計画

★震災対策タイムライン	5- 1
第1節 初動期の対応	5- 2
第2節 情報の収集・整理・伝達	5- 5
第1 情報連絡体制	5- 5
第2 情報の収集・伝達活動	5- 7
第3 避難情報の発令、警戒区域の設定	5-15
第4 災害時の広報	5-17
第5 安否情報の提供	5-20
第6 災害救助法の適用	5-21
第3節 応急活動の基盤確保	5-22
第1 土地利用の検討・調整	5-22
第2 警備・交通対策	5-22
第3 緊急輸送対策	5-24
第4節 救助・救急活動	5-31
第1 消防活動	5-31
第2 救出・救急対策	5-31
第3 応急医療救護	5-32
第4 安否不明者等の氏名等公表	5-34
第5 行方不明者の捜索、遺体の処置・埋火葬	5-34
第6 津波・水防対策	5-35
第5節 避難対策	5-38
第1 避難対策	5-38
第2 避難誘導	5-38
第3 避難所の開設	5-40
第4 避難所の運営	5-40
第5 福祉避難所	5-42

第6	要配慮者対策	5-42
第7	愛玩動物対策	5-44
第8	防疫・保健衛生対策	5-44
第6節	物資の供給・輸送対策	5-46
第7節	都市機能の確保	5-51
第1	被災地の安全対策	5-51
第2	災害廃棄物対策	5-51
第3	応急教育対策	5-53
第4	障害物の除去	5-57
第5	危険物施設等の応急対策	5-58
第6	公共施設等の応急対策	5-61
第7	ライフライン施設の応急対策	5-67
第8節	被災者の生活再建対策	5-77
第1	義援金等の受入・配分計画	5-77
第2	住宅対策	5-77
第3	被災者台帳の整備	5-78
第4	り災証明書の発行	5-78

## 第6章 受援計画

第1節	受援の基本	6- 1
第1	受援の基本的な考え方	6- 1
第2	受援計画の発動	6- 1
第2節	受援体制	6- 2
第1	受援調整にかかる体制	6- 2
第2	受援対象業務	6- 3
第3節	支援職員等の受入れ	6- 5
第1	支援要請	6- 5
第2	受入れの準備	6- 5
第3	受援による業務の実施	6- 6
第4	受援の終了	6- 6
第5	費用負担	6- 6
第4節	関係機関別の受援	6- 7
第1	自治体等	6- 7
第2	自衛隊	6- 7
第3	企業・NPO、ボランティア	6-10

## 第7章 災害復旧・復興計画

第1節	災害復旧・復興計画の基本方針	7- 1
第1	災害復旧・復興の方針	7- 1
第2	災害復旧・復興の組織等	7- 1
第3	災害復旧・復興計画の策定	7- 1
第4	災害復旧・復興本部の設置に至らない場合の体制	7- 1

第5	災害復旧・復興事業からの暴力団排除活動.....	7- 1
第2節	市民生活再建のための施策 .....	7- 2
第1	各種施策の決定、周知 .....	7- 2
第2	被災市民に対する生活援護・災害復旧援助措置.....	7- 2
第3	租税等の減免等 .....	7- 2
第3節	災害復旧事業に伴う国の財政援助.....	7- 7

## 第8章 支援計画

★支援計画タイムライン .....	8- 1	
第1節 広域支援の基本 .....	8- 2	
第1	広域支援の基本的な考え方 .....	8- 2
第2	福岡市広域支援本部等 .....	8- 2
第3	支援調整にかかる体制 .....	8- 4
第4	支援活動に要した費用 .....	8- 4
第2節 支援活動の展開 .....	8- 5	
第1	支援職員の派遣 .....	8- 5
第2	救援物資の提供 .....	8- 6
第3	義援金の募集 .....	8- 6
第4	企業・NPO、ボランティア等との連携.....	8- 6
第3節 被災地から避難してきた被災者の生活支援.....	8- 7	
第4節 相互応援協定等 .....	8- 7	

福岡市水防計画.....	9- 1
--------------	------



# 第1章 総 則

- 第1節 計画の目的
- 第2節 防災の基本理念及び施策の方向性
- 第3節 市民及び事業者等の責務
- 第4節 災害の想定
- 第5節 防災計画の修正及び周知
- 第6節 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進  
(地区防災計画)





## 《第1章 総 則》

## 第1節 計画の目的

市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき福岡市の地域（石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第2号に規定する石油コンビナート等特別防災区域を除く。（以下「福岡市の地域」という。））に係る災害に関して、防災活動の万全を期し、社会の秩序と公共の福祉の確保に資するものである。

- 福岡市では昭和39年に福岡市地域防災計画を作成し、災害対策の基本としてきたが、福岡市で発生する災害は、主として大雨、台風などの風水害が中心であり、地震災害は過去の記録からも大きなものはほとんどなく、また日常的にも有感地震の発生回数も少なかった。
- 平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）は、近代的な都市を襲った大規模な地震災害として、市民生活と都市機能に与える影響の重大性を改めて認識させた。そこで平成7年度から3年間で福岡市地域防災計画を見直し、地震災害に備えるため「震災対策編」を作成した。あわせて、平成8年度から平成12年度までの5年間で本市市街地直下に位置する「警固断層」の調査などを行い、警固断層の評価や地震が発生した場合の「被害想定」などを防災計画に位置づけてきた。
- その後、平成17年3月20日に発生した福岡県西方沖地震の教訓を踏まえ、災害予防や災害応急対策など、従来の計画では十分でなかったものについて見直しを行うとともに、平成19年3月に公表された国による長期評価や平成19年6月に改定された福岡県地域防災計画の被害想定を踏まえた見直しを進めてきた。
- さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓を礎に、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、防災上必要と思料される諸施策を定めるとともに、重点をおくべき事項の指針を示すことにより、災害に対処する能力の増強を図ることを目的とする。
- 平成24年5月に改定された福岡県地域防災計画の地震及び津波の想定を踏まえた見直しを行うとともに、国が、平成23年度から25年度の3年間で実施した警固断層帯の重点的な調査観測の結果及び平成25年2月に公表された九州地域の活断層の長期評価も踏まえながら、適宜、必要な見直しを行っていく。
- 平成28年4月に発生した熊本地震の被災地支援で得た知見や経験を福岡市の防災・減災対策に活かしていくため、「備蓄関係」、「避難所関係」、「物資輸送」、「災害対策体制」、「受援関係」などについて、必要な見直しを行うとともに、「受援計画」、「支援計画」を策定し、防災計画に位置づけてきた。

## 第2節 防災の基本理念及び施策の方向性

### 1 基本理念

「共創による防災先進都市・福岡をめざして」

- ① 共創：顔の見える関係を基盤にした市民、企業、NPO との共創による取組
- ② 広域：適切な受援及び WITH THE KYUSHU の視点に立った広域支援
- ③ チャレンジ：ICTをはじめとする最新の知見を活用した不断の改善、挑戦
- ④ ユニバーサル：高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、女性、性的マイノリティなどすべての人に対する適切な配慮

### 2 取り組みの方向性

- ① ハードとソフトの組み合わせによる予防対策
- ② 被災者の個別の特性、ニーズに応じた応急対策
- ③ 速やかな生活再建（復旧・復興）

### 3 予防対策

#### (1) 基本的な考え方

- ① 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。
- ② 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

#### (2) 施策の方向性

- ① 災害に強いまちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。
- ② 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。
- ③ 市民の防災活動を促進するため、防災教育等による市民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等を含めた企業防災の促進、災害教訓の伝承により、市民の防災活動の環境を整備する。
- ④ 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会的分野を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。
- ⑤ 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携した実践的な訓練や研修を実施する。

### 4 災害応急対策

#### (1) 基本的な考え方

- ① 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- ② 被災者のニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、性的指向・性自認、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

## (2) 施策の方向性

- ① 災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。
- ② 災害発生の前兆が把握された際には、警報等の伝達、市民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。
- ③ 発災直後においては、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制を確立する。
- ④ 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。
- ⑤ 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。
- ⑥ 被災者の速やかな避難誘導と安全な指定避難所（災害対策基本法第49条の7第1条に規定する「指定避難所」をいう。以下同じ。）への収容、適切な運営管理を行う。また、被災状況に応じ、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。
- ⑦ 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問合せに対応する。
- ⑧ 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。
- ⑨ 被災者の健康状態の把握等、指定避難所を中心とした被災者の健康保持のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体の処理等を行う。
- ⑩ 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行う。
- ⑪ 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所への応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。
- ⑫ 二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた市民の避難及び応急対策を行う。
- ⑬ ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を適切に受け入れる。

## 5 復旧・復興

### (1) 基本的な考え方

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

### (2) 施策の方向性

- ① 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。
- ② 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
- ③ 災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、迅速かつ適切な廃棄物処理を行う。
- ④ 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。
- ⑤ 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。
- ⑥ 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けて経済復興を支援する。

### 第3節 市民及び事業者等の責務

#### 1 市民の責務

市民は、自らの安全は自らが守るとの観点に立って、日常から災害時の家族の連絡方法、避難先、避難経路等を確認し、非常時の食料・水・日用品等の非常持ち出し品の確保、飼い主による家庭動物との同行避難や避難先での飼養についての準備をしておくとともに、地域での自主防災組織などによる防災訓練等に参加するなど、風水害・地震・津波災害等への備えに努める。

災害時には、地域住民と相互に助け合い、避難や初期消火、応急手当などを行うとともに、市その他の関係機関の行う防災活動と連携し、協力するよう努める。

#### 2 事業者の責務

事業者は、日常から災害時の防火対策など防災体制の整備、従業員などの安全確保に関して準備しておくほか、事業所内での消火・水防活動や避難等に関する訓練等を行っておくなど、風水害・地震・津波災害等への備えに努める。

災害時には、事業者は、地域住民と協力して防災活動を行い、地域の経済活動を維持するとともに、市その他の関係機関が行う防災活動と連携し、協力するよう努める。また、帰宅困難者の一時滞在への協力などの地域への貢献といった役割を認識し、災害時行動マニュアルの作成や、従業員や顧客等が帰宅できない場合に一定期間滞在するための食糧・飲料水等の備蓄等の防災体制の整備に努めるものとする。

## 第4節 災害の想定

福岡市域に発生する可能性のある災害は、暴風、竜巻、豪雨、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流などの風水害と、地震、大火災、危険物の爆発、毒劇物事故、不発弾、大規模な交通事故、列車・地下鉄事故等に大別することができる。

このうち、本市の気象、地勢その他の特性を考慮すると、最も発生頻度の高い災害は台風と大雨を要因とする風水害である。

その想定される災害の規模は、過去において被害の大きかった昭和28年、38年、47年、48年、平成11年、平成15年並びに平成21年の梅雨前線による集中豪雨、昭和55年の大雨、平成3年の台風災害を基準とするものとする。

地震の想定にあたっては、福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査（平成24年3月）」及び「津波に関する防災アセスメント調査（平成24年3月）」の結果を基礎とする。

なお、上記アセスメント調査は地震防災対策特別措置法（平成7年7月18日施行）及び津波対策の推進に関する法律（平成23年6月24日施行）に基づくものであり、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月27日施行）に基づくものではない。

このほか、大火災、爆発、大規模な事故等にも対処し得るようこの計画を策定する。

### 第1 地震の想定

#### 1 想定地震

地震の規模については、国等の評価を踏まえ、過去に発生した地震災害の事例や警固断層調査結果及び福岡県の地震に関する防災アセスメント調査報告書に基づき、福岡市域に最も被害をもたらす警固断層南東部を震源とするマグニチュード7.2の地震を想定する。

#### 2 想定地震の根拠等

##### (1) 本市の地震災害の状況等

福岡市は、平成17年3月20日に福岡県西方沖で地震が発生し、市内に甚大な被害をもたらした。市内には活断層が存在しており、また、県内に存在する活断層や、南海トラフ巨大地震など日本の広範囲に影響を及ぼす断層域も想定されることから、今後も本市で地震災害が発生する可能性は否定できない。

特に、福岡市は、人口や各種の都市機能が集中しており、平成7年の阪神・淡路大震災の例を見ても地震災害による影響は、大きなものとなることが予想される。

このため、現時点で地震対策を行うに当たっての地震の想定としては、市の都市機能に影響をもたらすマグニチュード7.2規模の地震を想定する。



(2) 福岡市域に被害を与えた記録又は推定される主な地震

①	679年(天武7年12月)「筑紫大地震」M6.5~7.5 震央不明(日田~久留米一带と推定—水縄断層の活動) 丘が崩れた(日本書紀)。大分県日田郡で温泉が出た。(豊後国風土記) (福岡市域での被害記録はない。)
②	1898年(明治31年)8月10日21時57分 「糸島地震」M6.0 同年8月12日にも同程度の地震(M5.8) 糸島半島の頸部、国鉄の北側の沿線に被害が集中した。全体で負傷3、家屋破損58、 同傾斜15、土蔵破損13、寺社破損8などの被害があった。
③	2005年(平成17年)3月20日10時53分「福岡県西方沖地震」M7.0 西区玄界島、東区志賀島地区、中央区の集合住宅に被害が集中した。 全体で死者1、負傷者1,038、家屋被害全壊141、大規模半壊315などの被害があった。
④	2005年(平成17年)4月20日6時11分頃「福岡県西方沖地震」(最大余震)M5.8
⑤	2016年(平成28年)4月14日21時26分 「平成28年(2016年)熊本地震」(前震)M6.5 福岡市内の最大震度は4で負傷者1名の被害があった。
⑥	2016年(平成28年)4月16日01時25分 「平成28年(2016年)熊本地震」(本震)M7.3 福岡市内の最大震度は5弱で負傷者2、水道管漏水2、天井タイルの落下1などの被害が あった。

※ 平成18年10月2日に地震情報等で発表する震央地名の見直しがあり、現在、「福岡県西方沖」は、「福岡県北西沖」に変更となっています。

3 県内の活断層の位置及び評価

(1) 国等における県内の活断層の評価

現在、県内において存在が確認されている活断層は7つであり、それぞれの活断層の国等における評価は下表のとおりである。震源断層の位置及びパラメータは、(2)及び(3)のとおりである。

活断層名	警固断層 (北西部)	警固断層 (南東部)	小倉東断層	福智山 断層帯	西山断層帯 (大島沖区間)	西山断層帯 (西山区間)	西山断層帯 (嘉麻峠区間)	水縄断層帯	宇美断層	日向峠— 小笠木峠 断層帯
断層の 長さ	25km ①	27km ①	23km ①	28km ①	38km ①	43km ①	29km ①	26km ①	23km ①	28km ①
マグニ チュード	7.0 ①	7.2 ①	7.1 ①	7.2 ①	7.5 ①	7.6 ①	7.3 ①	7.2 ①	7.1 ①	7.2 ①
平均的な 活動間隔	不明 ①	約3100年 ~5500年 ①	不明 ①	約9400年 ~32000年 ①	不明 ①	不明 ①	不明 ①	14000年 程度 ①	約20000年 ~30000年 ①	不明 ①
最新の 活動時期	2005年 福岡県 西方沖の 地震 ①	約4300年前 ~3400年前 ①	約4600年前 以後 ~2400年前 以前 ①	約28000年 前以後 ~13000年 前以前 ①	約20000年 前以後 ①	約13000年 前以後~ 概ね2000年 前以前 ①	不明 ①	679年 筑紫地震 ①	4500年前 以後 ①	不明 ①
今後30年 以内に地 震が発生 する確率	不明 ①	0.3~6% ①	0.005% ②	ほぼ0~3% ①	不明 ①	不明 ①	不明 ①	ほぼ0% ①	ほぼ0% ①	不明 ①

① 国(地震調査研究推進本部)による長期評価

② 西日本地域を対象とした確率論的地震動予測地図

(「福岡県地域防災計画(地震・津波対策編) 平成30年5月福岡県」より抜粋)

(2) 震源断層位置





## (3) 想定地震の震源断層パラメータ

震源断層 パラメータ		小倉東 断層	福智山 断層	西山 断層	西山断層 海上部へ の延長	警固断層 北西部	警固断層 南東部	水縄 断層	宇美 断層	糸島半島 の地震
震源断層の長さ L		17km ※⑥	20km ※⑥	31km ※⑨	80km ※⑧	25km ※⑨	27km ※⑨	26km ※⑨	18km ※⑧	5 km ※①
震源断層の幅 W		8.5km ※②	10km ※②	15km ※⑨	15km ※⑧	15km ※⑨	15km ※⑨	15km ※⑨	9 km ※②	2.5km ※②
マグニチュード M		6.9 ※①	7.0 ※①	7.3 ※⑨	8.0 ※①	7.0 ※⑨	7.2 ※⑨	7.2 ※⑨	6.9 ※⑧	6.0 ※③
震源断層 の深さ d	上端	2 km ※⑧	2 km ※⑧	2 km ※⑧	2 km ※⑧	2 km ※⑧	2 km ※⑧	2 km ※⑧	2 km ※⑧	3 km ※⑤
	下端	10.5km ※⑧	12km ※⑧	17km ※⑦	17km ※⑧	17km ※⑧	17km ※⑧	17km ※⑧	11km ※④	5.5km ※⑧
<p>【備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 警固断層（北西部）については、2005年の福岡県西方沖地震を引き起こした断層である。</li> <li>● 警固断層（南東部）については、福岡市の中心部を通過している断層であり、一度活動すれば多大な被害の発生が予想される。</li> <li>● 基盤地震動一定（未知の活断層） 地表に活断層が現れていない地域においても、地中に未知の活断層が存在している可能性は否定できず、県内のあらゆる地域において地震が発生する可能性は存在する。</li> </ul> <p>【出典・参考資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※① 松田(1975); <math>\log L = 0.6M - 2.9</math></li> <li>※② <math>W = L/2</math></li> <li>※③ 新編日本被害地震総覧(1987)より</li> <li>※④ 鹿児島県北西部地震(1997)を参考に、断層上端5kmと仮定。断層下端は震源断層の幅(W)をプラスしたもの。</li> <li>※⑤ 糸島地震(1898)の際に地表に断層が現れなかったので基盤深さ+2kmと仮定</li> <li>※⑥ 新編日本の活断層(1991)より、一連と見なせる断層群を直線で近似した長さ</li> <li>※⑦ 九州大学理学研究院附属地震火山観測研究センター観測資料より</li> <li>※⑧ 福岡県による評価</li> <li>※⑨ 国(地震調査研究推進本部)による長期評価</li> </ul>										

(「福岡県地域防災計画(地震・津波対策編) 平成30年5月福岡県」より抜粋)

## 4 想定地震による被害等の概要

## (1) 被害想定

被害想定については、福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査」(平成24年3月)結果に基づき、福岡市に最も影響を及ぼすと考えられる警固断層(南東部)、市域に影響を及ぼすと考えられる小倉東断層、西山断層、水縄断層の4つの想定地震モデルについて、活断層が活動した場合の被害を想定する。

なお、県の調査によって被害想定が出された主要な4断層を抜粋しており、下記の被害想定結果一覧は、福岡市の被害想定を抜粋している。

想定項目		震源断層		現況表	小倉東断層 (北東下部)	西山断層 南東部 (中央下部)	警固断層 南東部 (中央下部)	水縄断層 (北東下部)
		木造	非木造					
建物被害 (棟)	全壊 (大破)	木造		168,436	0	655	3,926	122
		非木造		85,967	0	127	597	15
		計		254,403	0	782	4,523	137
	半壊 (中破)	木造		168,436	0	1,173	2,559	440
		非木造		85,967	2	303	915	53
		計		254,403	2	1,476	3,474	493
ライフライン等被害	上水道(箇所)				0	259	1,024	13
	下水道(箇所)				0	49	569	0
	都市ガス管(箇所)				0	15	158	0
	配電柱(本)				0	12	54	1
	電話柱(本)				0	13	66	2
	港湾係留施設(km)				0	35.0	35.0	3.2
	火災	炎上出火(件数)				0	4	20
延焼焼失(棟数)				0	0	3	0	
人的被害	死者(人)				0	104	458	10
	負傷者(人)				0	1,104	3,171	383
	要救出者(人)				0	802	4,460	130
	要後方医療搬送者数(人)				0	110	317	38
	避難者数(人)				0	4,332	25,072	759

◇ 算定条件は、冬季の夕刻(午後5時～6時)、風速4m/秒である。

◇ 各活断層の被害想定については、両端及び中央部から破壊を開始した3パターンの被害を算出されている。

◇ 本表には建物被害が一番多い破壊開始点から算出被害を掲示し、破壊開始点は震源断層の欄に括弧書きで示している。

(「地震に関する防災アセスメント調査 平成24年3月福岡県」より抜粋)

## (2) 想定される帰宅困難者数

## ① 想定

警固断層帯南東部を震源とする地震により公共交通機関等が遮断された場合

## ② 帰宅困難者数

最大約19万人(福岡市域)

## ③ 寄る辺のない帰宅困難者数

ア 天神地区…最大約20,500人

イ 博多駅地区…最大約17,500人

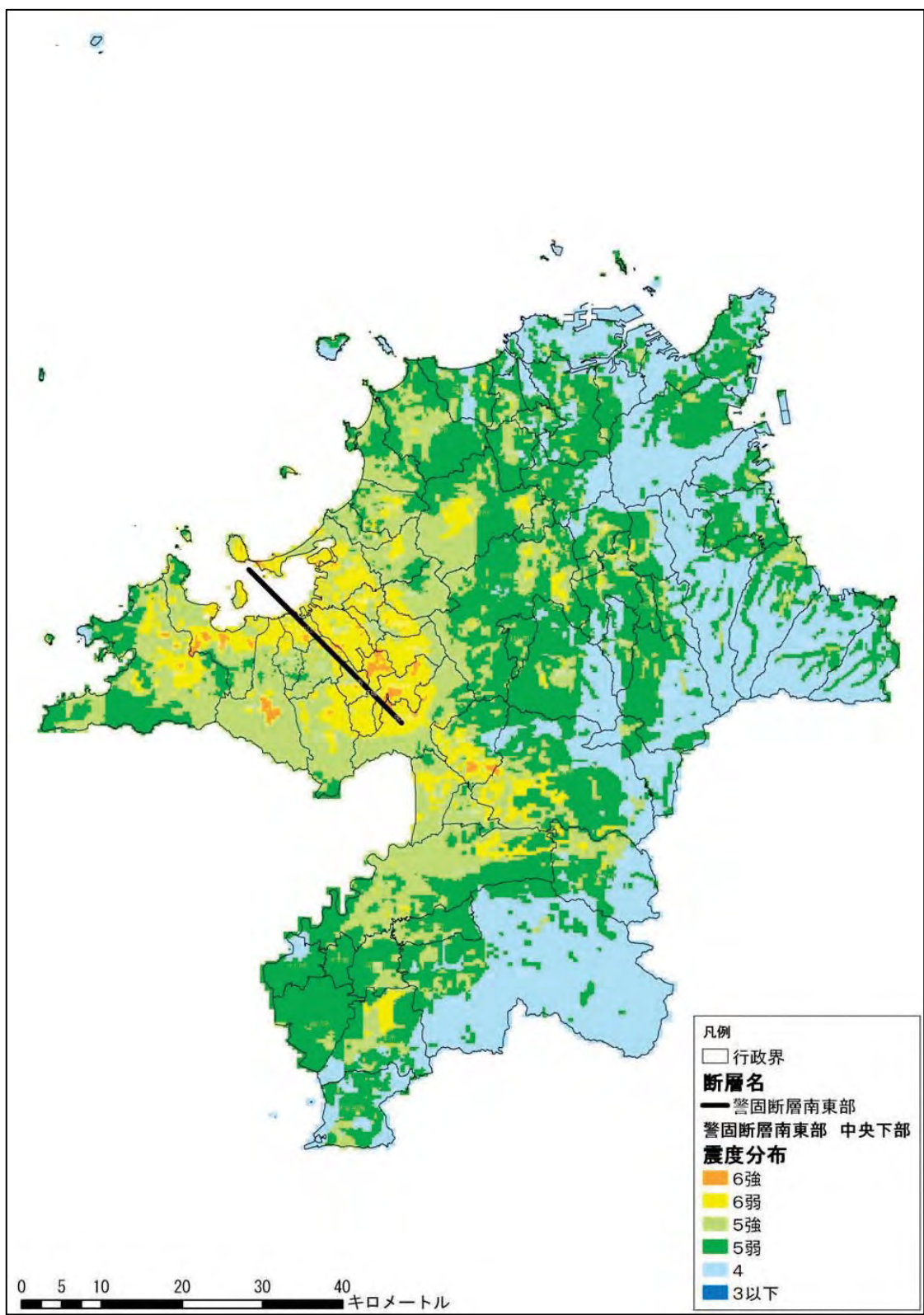
※ 寄る辺のない帰宅困難者…職場・学校などに滞在可能な通勤・通学者を除いた帰宅困難者

(3) 地震動

いずれの想定断層においても、断層周辺で強い地震動が予測され、その強さは断層から離れるに従って減衰する傾向にある。しかしながら、表層が軟弱な地盤のため、地震動が大きく予測されたと考えられる地域もある。

下図の警固断層南東部の想定でも、筑前町の一部などで震度7が予測され、震度6強の地域も福岡地方から筑後地方にわたる広い範囲に及んでいる。

【警固断層南東部（中央下部）：震度分布図】



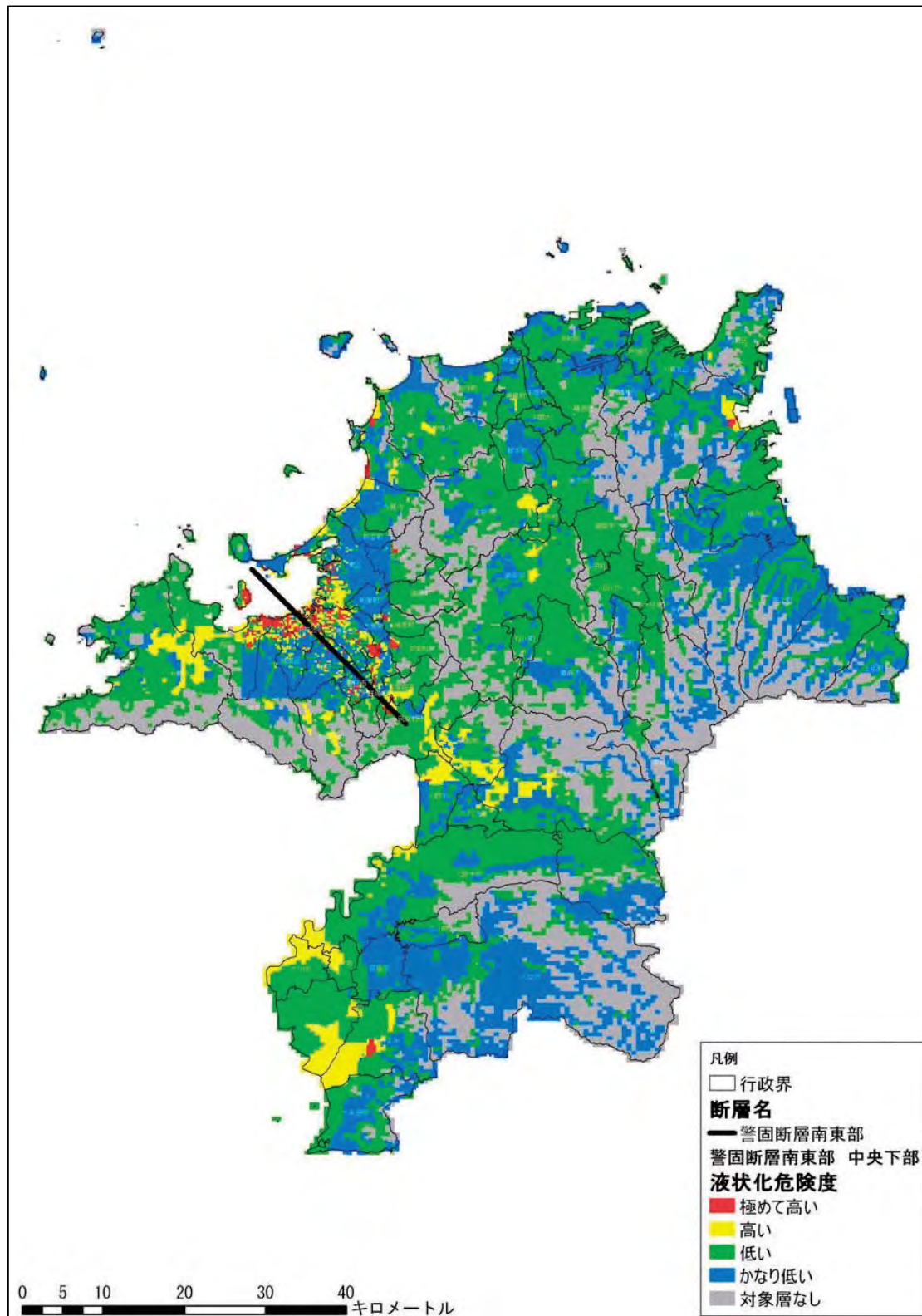
(「地震に関する防災アセスメント調査 平成24年3月福岡県」より抜粋)

## (4) 液状化

液状化危険度も地震動と同様に断層周辺に危険度の高い地域が多く認められる。さらにそれらの地域でも特に、河川沿い、海岸部、埋立地などに液状化危険度が高い地域が分布しており、これらは軟弱な砂質地盤や盛土の存在が影響しているものと予測される。

下図の警固断層南東部の想定では福岡市の海岸部と福岡市近郊で危険性が高い地域が存在する。

【警固断層南東部（中央下部）：液状化危険度】



(「地震に関する防災アセスメント調査 平成24年3月福岡県」より抜粋)



第2 津波の想定

1 過去の津波

過去の津波については、本市沿岸で大きな津波は記録されていない。

本市における比較的新しい津波の観測例としては、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震により、福岡市博多で32cmの津波を観測しているが、被害はなかった。

また、2005年（平成17年）の福岡県西方沖の地震では、津波は観測されていない。

2 津波想定概要

津波想定は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、平成28年2月に福岡県が公表した「福岡県津波浸水想定」によるものとし、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（「L2津波」）を想定する。

(1) 対象とする津波断層モデル（波源）

福岡県に襲来する可能性のある想定津波のうち、最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルについて、玄界灘沿岸の以下の2つの断層を波源とした津波が想定される。

- ① 西山断層（「日本海における大規模地震に関する調査検討会」（平成26年8月公表。国土交通省・内閣府・文部科学省）のF60）
- ② 対馬海峡東の断層（福岡県の独自設定断層）

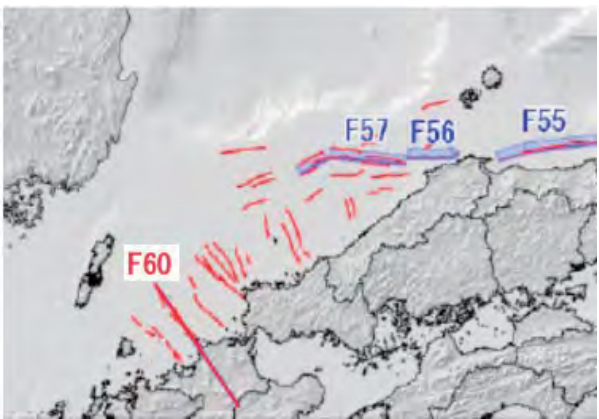
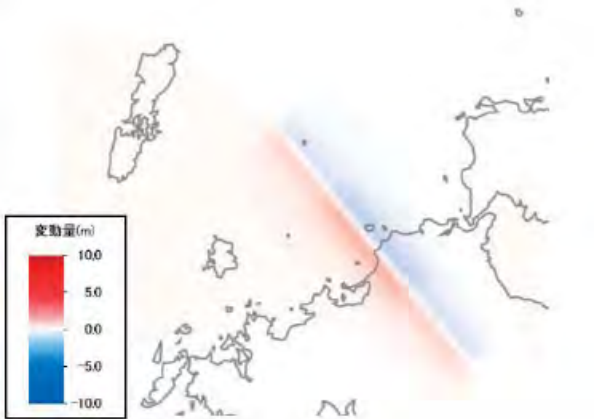
(2) 「福岡県津波浸水想定」における潮位、構造物等の設定条件

海域の潮位については、朔望平均満潮位（福岡市：TP. 1.16m）をベースに設定。


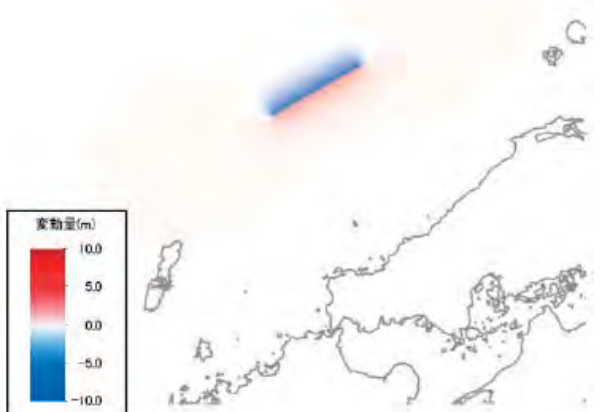
構造物については、地震や津波による被災を考慮（護岸・防波堤について、耐震や液状化に対する技術的評価がなければ、すべて破壊され、堤防については、耐震や液状化に対する技術的評価がなければ、地震及び液状化により、土堤の場合は、堤防高を地震前の25%の高さとし、コンクリート構造物の場合は、地震及び液状化によりすべて破壊するものとして、また、構造物は津波が越流し始めた時点で破壊されるものとして設定する等）し、また、水門等については、耐震性を有し自動化された施設、常時閉鎖の施設等以外は、開放状態として設定している。

【津波断層モデル（波源）】（「福岡県津波浸水想定」（平成28年2月）より抜粋）

●西山断層

対象津波	「日本海における大規模地震に関する調査検討会」公表(H26.8)の想定地震津波	
マグニチュード	Mw = 7.6	
使用モデル	「日本海における大規模地震に関する調査検討会」モデル	
説明	国土交通省・内閣府・文部科学省による「日本海における大規模地震に関する調査検討会」で検討された60断層のうち、福岡に影響の大きいF60（西山断層）を選定	
諸元	震源域	地盤の鉛直方向変動量分布
震源・地盤変動量		

## ● 対馬海峡東の断層

対象津波	対馬海峡東の断層	
マグニチュード	Mw = 7.4	
使用モデル	佐賀県 (H22) モデル	
説明	「新編日本の活断層、活断層研究会 (1991)」を参考に断層位置を設定し、「佐賀県地震・津等減災対策調査」(H22: 佐賀県)においてその他パラメーターを設定したモデル。	
諸元	震源域	地盤の鉛直方向変動量分布
震源・地盤変動量		

## 3 津波の予測結果及び想定被害

- (1) 各地震による影響開始時間、最高津波水位、最高津波到達時間および被害想定  
津波の計算結果を基に、浸水エリアと、建築物・人口分布を重ね合わせ、浸水深ごとの被害関数を利用して被害想定量が算出されている。

## ● 影響開始時間、最高津波水位、最高津波到達時間

		西山断層			対馬海峡東の断層		
		影響開始時間 (分)	最高津波水位 (TPm)	最高津波到達時間 (分)	影響開始時間 (分)	最高津波水位 (TPm)	最高津波到達時間 (分)
福岡市	東区	7	2.6	110	111	3.4	152
	博多区	35	2.4	42	177	2.3	234
	中央区	32	2.2	41	142	2.0	193
	早良区	30	1.9	38	141	1.8	144
	西区	20	2.3	143	132	3.3	181

- ・「影響開始時間」：初期水位から 20cm 上昇する時間。
- ・「最高津波到達時間」：各津波のうち、最高津波水位となるものの到達時間を採用。
- ・「TPm」：東京湾平均海面を基準 (TP=0m) とした高さ。
- ・      : 最短の影響開始時間、最高津波水位及び最高津波到達時間。

## ●被害想定

福岡市	西山断層				対馬海峡東の断層			
	人的被害 (死者数)		物的被害 (棟数)		人的被害 (死者数)		物的被害 (棟数)	
	夜間	昼間	全壊	半壊	夜間	昼間	全壊	半壊
	16	17	2	64	15	17	2	69

## (2) 波源による想定

## ① 西山断層を波源とした場合

津波の最短の影響開始時間は、東区で地震発生から7分と予測されている。

最高津波水位は東区で2.6m、その到達時間は、110分と予測されている。

津波による被害は、人的被害が夜間16人（昼間17人）、物的被害が全壊2棟、半壊64棟と予測されている。

## ② 対馬海峡東の断層を波源とした場合

津波の最短の影響開始時間は、東区で111分と予測されている。

最高津波水位は東区で3.4m、その到達時間は、152分と予測されている。

津波による被害は、人的被害が夜間15人（昼間17人）、物的被害が全壊2棟、半壊69棟と予測されている。

## 第5節 防災計画の修正及び周知

## 第1 防災計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年定期的に検討を加え、必要があると認められるときは修正する。

その際には、男女共同参画の視点や性的マイノリティ、要配慮者に対する配慮に留意するなど、人権尊重の視点に立って検討を行う。

## 第2 計画の周知徹底

この計画は、福岡市の職員及び関係地方行政機関、関係公共機関その他防災に関する主要な施設の管理者等に周知徹底させるとともに、計画のうち必要な事項については地域住民にも周知徹底を図る。

## 第6節 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画）

市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として福岡市防災会議に提案することができる。

福岡市は、市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、福岡市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

## 第2章 防災組織計画

第1節 防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱

第2節 災害対策本部の組織・運営





## 《第2章 防災組織計画》

### 第1節 防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱

各防災関係機関は、それぞれの役割に応じ、相互に協力して、災害の防止、応急対策の実施に努めるものとする。

#### 1 福岡市防災会議

災害対策基本法及び福岡市防災会議条例（昭和38年福岡市条例第21号）に基づいて設置された機関であり、本市における防災に関する基本方針及び基本計画を作成し、その実施を推進する。

##### (1) 所掌事務

- ① 福岡市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する。
- ② 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ③ 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- ④ 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第1項に規定する水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属すること。
  - ア 福岡市防災会議条例（資料編Ⅱ-6頁）
  - イ 福岡市防災会議運営規程（資料編Ⅱ-8頁）
  - ウ 福岡市防災会議委員・幹事名簿（資料編Ⅱ-9頁～Ⅱ-13頁）

##### (2) 組織

- ① 会 長 福岡市長
- ② 会長代理 福岡市副市長
- ③ 組織機関
  - ア 福岡市
  - イ 福岡県
  - ウ 福岡県警察
  - エ 指定地方行政機関
  - オ 陸上自衛隊
  - カ 指定公共機関
  - キ 指定地方公共機関
  - ク 消防団
  - ケ その他防災関係機関

## 2 事務の大綱

## (1) 福岡市

市域内の住民の生命、身体、財産等を災害から保護する直接の責務を有し、各関係機関と連携して、防災に関する施策を実施する。

福岡市	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 福岡市防災会議に関する事項</li> <li>② 防災組織の整備に関する事項</li> <li>③ 防災に必要な施設及び資材の点検、整備に関する事項</li> <li>④ 市域内の災害危険区域等防災情報の把握に関する事項</li> <li>⑤ 防災知識の普及、防災に関する訓練及び自主防災組織等の地域住民組織の活動支援に関する事項</li> <li>⑥ 予報・警報の伝達並びに高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という。）に関する事項</li> <li>⑦ 災害に関する情報の収集、伝達及び被害状況の調査に関する事項</li> <li>⑧ 消防、水防、避難者の救護、救助、その他市民の保護に関する事項</li> <li>⑨ 指定緊急避難場所（災害対策基本法第49条の4に規定する指定緊急避難場所をいう。以下同じ。）・指定避難所の開設・運営、被災者への食糧、水、日用品等の物資の供給に関する事項</li> <li>⑩ 被災地の清掃、防疫等保健衛生、文教、交通等の対策に関する事項</li> <li>⑪ 災害復旧・復興の実施に関する事項</li> <li>⑫ 避難路、緊急輸送路等の確保に関する事項</li> </ul>
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## (2) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、関係機関と連携・協力しながらその防災活動を実施するとともに、市、県等の活動が円滑に行われるよう、連絡・調整に当たる。

福岡財務支局	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関する事項</li> <li>② 国有財産の無償貸付け等の措置に関する事項</li> <li>③ 地方公共団体への災害融資に関する事項</li> <li>④ 災害復旧事業等の査定立会等に関する事項</li> </ul>
九州厚生局	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害状況の情報収集</li> <li>② 関係機関との連絡調整</li> </ul>
九州農政局 福岡県拠点	災害時における政府所有米穀の供給支援に関する事項
九州運輸局 福岡運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害時における陸上及び海上輸送の調査、指導に関する事項</li> <li>② 災害時における自動車運送事業者に対する運送命令に関する事項</li> <li>③ 災害時における船舶運航事業者に対する航海命令に関する事項</li> <li>④ 災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整に関する事項</li> </ul>
九州地方整備局 博多港湾・ 空港整備事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 港湾、海岸災害対策に関する事項</li> <li>② 高潮、津波災害等に対する港湾、海岸予防計画に関する事項</li> </ul>
大阪航空局 福岡空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 指定地域上空の飛行規制及びその周知に関する事項</li> <li>② 災害時における航空輸送の安全確保に関する事項</li> </ul>
福岡海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関する事項</li> <li>② 流出油防災資機材の整備及び油防除組織の育成指導に関する事項</li> <li>③ 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関する事項</li> <li>④ 海難の救助及び危険物等の海上流出対策に関する事項</li> <li>⑤ 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関する事項</li> <li>⑥ 海上交通の安全確保及び海上の治安の維持に関する事項</li> </ul>

福岡管区気象台	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</li> <li>② 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。</li> <li>③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</li> <li>④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</li> <li>⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</li> </ul>
九州地方整備局 福岡国道事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般国道の指定区間内における防災対策に関する事項</li> <li>② 避難路、緊急輸送路等の確保に関する事項</li> </ul>

## (3) 自衛隊

陸上自衛隊	平素からの災害状況把握の連携及び県知事等の災害派遣の要請に基づく人命救助、生活救援、被害の拡大の防止その他の市等の災害応急対策の支援・協力に関する事項
-------	-----------------------------------------------------------------------------

## (4) 福岡県警察

福岡県警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害予防 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 災害警備計画に関すること</li> <li>イ 警察通信確保に関すること</li> <li>ウ 関係機関との連絡協調に関すること</li> <li>エ 災害装備資機材の整備に関すること</li> <li>オ 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること</li> <li>カ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること</li> <li>キ 防災知識の普及に関すること</li> </ul> </li> <li>② 災害応急対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 災害情報の収集及び伝達に関すること</li> <li>イ 被害実態の把握に関すること</li> <li>ウ 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること</li> <li>エ 行方不明者の捜索に関すること</li> <li>オ 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること</li> <li>カ 不法事案等の予防及び取締りに関すること</li> <li>キ 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること</li> <li>ク 避難路及び緊急交通路の確保に関すること</li> <li>ケ 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること</li> <li>コ 広報活動に関すること</li> <li>サ 遺体の死因・身元調査等に関すること</li> </ul> </li> </ul>
-------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## (5) 福岡県

市町村の区域を越えて広域にわたる災害、規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められる災害、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要とし、又は市町村間での連絡調整が必要となる場合において、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

福岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害予警報等情報の収集・伝達に関する事項</li> <li>② 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事項</li> <li>③ 災害救助法に基づく被災者の援助に関する事項</li> <li>④ 自衛隊の災害派遣要請に関する事項</li> <li>⑤ その他所掌事務についての防災対策に関する事項</li> <li>⑥ 避難路、緊急輸送路等の確保に関する事項</li> </ul>
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## (6) 消防団

消防団	災害の防ぎょ及び災害復旧対策に関する事項
-----	----------------------

## (7) 指定公共機関

その業務の公共性、公益性にかんがみ、その事業に関して必要な防災措置を実施するとともに、市、県その他の防災関係機関の措置が円滑に行われるよう協力する。

九州旅客鉄道株式会社	① 鉄道施設の防災対策に関する事項 ② 鉄道車両等による救援物資等の輸送対策に関する事項
西日本旅客鉄道株式会社 (新幹線鉄道事業本部福岡支社)	① 鉄道施設の防災対策に関する事項 ② 鉄道車両等による救援物資等の輸送対策に関する事項
西日本高速道路株式会社九州支社	① 九州自動車道の防災対策に関する事項 ② 災害時の緊急輸送路の確保等に関する事項
西日本電信電話株式会社九州支店	① 大津波警報・津波警報、気象特別警報等の伝達に関する事項 ② 電信電話施設の保全、災害非常通話の調整に関する事項
日本赤十字社福岡県支部	① 災害医療体制の整備に関する事項 ② 災害医療用資機材等の備蓄に関する事項 ③ 災害時における医療、助産及び死体の処理に関する事項 ④ 災害救護の連絡調整に関する事項 ⑤ こころのケアに関する事項 ⑥ 救援物資の備蓄及び配分に関する事項 ⑦ 血液製剤の供給に関する事項 ⑧ 義援金の募集・配分業務に関する事項
日本放送協会福岡放送局	① 気象予報、警報等の放送による周知徹底及び防災・減災知識の普及に関する事項 ② 避難所等への受信機の設置協力に関する事項 ③ 災害時における被害状況等の広報対策に関する事項
日本通運株式会社福岡支店	① 緊急輸送体制の整備に関する事項 ② 災害時における救助物資等の輸送の確保に関する事項
九州電力株式会社福岡支店	① 電力施設の整備と防災対策に関する事項
九州電力送配電株式会社福岡支社	② 災害時における電力供給確保に関する事項
日本郵便株式会社福岡中央郵便局	① 災害時における郵便局が取扱う業務に係る特別事務取扱い及び援護対策に関する事項 ② 災害時における郵便局業務運営の確保に関する事項 ③ 施設・用地の避難所や物資集積場所等として相互利用、被災市民の避難先や被災状況等に係る情報の相互提供など、災害時における相互協力に関する事項
西部ガス株式会社供給本部福岡供給部	① ガス施設の整備と防災対策に関する事項 ② 災害時におけるガス供給確保に関する事項
独立行政法人都市再生機構九州支社	① 被災建築物応急危険度判定士等の派遣に関する事項 ② 被災宅地危険度判定士等の派遣に関する事項 ③ 国等からの協力要請への対応 ア 応急仮設住宅建設支援要員の派遣に関すること イ その他応急的に必要とされる要員の派遣に関すること

## (8) 指定地方公共機関

その業務の公共性、公益性に鑑み、その事業に関して必要な防災措置を実施するとともに、市、県その他の防災関係機関の措置が円滑に行われるよう協力する。

福岡県福岡地区 LPガス協会	災害時における緊急連絡、避難所（場所）への供給及びガス復旧に関する事項
西日本鉄道株式会社	① 鉄道施設の防災対策に関する事項 ② 鉄道車両等による救援物資等の輸送対策に関する事項
公益社団法人 福岡県水難救済会	水難による人命、船舶及び積荷の救済に関する事項
西日本新聞社株式会社	① 気象予報、警報等の報道等による周知徹底及び防災知識の普及に関する事項 ② 災害時における被害状況等の広報対策に関する事項
公益社団法人 福岡県看護協会	災害時における看護師等の医療救護活動に関する事項
福岡国際空港株式会社	① 空港機能維持のための予防に関する事項 ② 空港施設・設備の応急点検体制の整備に関する事項 ③ 災害時における航空機輸送の安全確保と空港機能の確保に関する事項

## (9) その他の防災関係機関

福岡北九州高速道路公社	① 福岡都市高速道路の防災対策に関する事項 ② 災害時の輸送路の確保に関する事項
一般社団法人 福岡市医師会	災害時における医療、助産に関する事項
社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会	災害時における災害ボランティアセンターの運営に関する事項
一般社団法人 福岡市薬剤師会	災害時における医療にかかる医薬品の供給等に関する事項
公益社団法人 福岡市老人クラブ連合会	本市が実施する防災活動についての協力に関する事項
福岡市PTA協議会	本市が実施する防災活動についての協力に関する事項
福岡県地域婦人会 連絡協議会	本市が実施する防災活動についての協力に関する事項
その他の団体	本市が実施する防災活動についての協力に関する事項



## 第2節 災害対策本部等の組織・運営

市が災害応急対策を実施するに当たって、早期に指揮命令系統を確立するとともに、活動を行う組織体制の確立、職員等の動員・柔軟な配備、関係機関等への速やかな応援要請等を行う。

### 第1 福岡市災害対策本部等

福岡市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）は、災害対策基本法及び福岡市災害対策本部条例（昭和38年福岡市条例第22号）に基づいて、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において防災活動の強力な推進を図るため臨時に設置される市の機関の一つである。

なお、対策本部の設置を迅速に行うため、情報収集態勢又は福岡市災害警戒本部（以下「市災害警戒本部」という。）を設置し、情報の収集などの業務にあたるものとする。

#### 1 市災害対策本部

##### (1) 市災害対策本部の組織

① 市長を市災害対策本部長、副市長及び危機管理監を市災害対策副本部長とする。市災害対策本部長不在時は、市災害対策副本部長（危機管理監を除く）が職務を代理し、その順序は、次のとおりとする。なお、第2以降の順位は、福岡市長職務代理者規則（以下「代理者規則」という。）に定める順序から、第1の職にある者を除き代理者規則に定める順序とする。

第1 福岡市副市長担任意務規程に定める危機管理に関する事項を所管する副市長の職にある者

また、市災害対策本部長、市災害対策副本部長不在時の順序は、別に定める。

② 市長は、必要に応じ①の職務代理者にその職務を代行させることができる。

##### (2) 市災害対策本部の設置

全市的に相当の災害が発生しつつあり、かつ被害が拡大するおそれがある場合など、指定地方行政機関や指定公共機関などと連携し、市内全域にわたる円滑な危機管理対策を図る必要がある場合など「第2節 第2 職員の動員・配置 1 災害対策本部等の配備態勢」に定める発令基準に基づき設置する。

##### (3) 配備の強化・縮小等

災害対策本部室は、災害の規模や被害の状況等に応じて、配備態勢を強化又は縮小する。

また、各局等及び各区災害警戒本部等は、災害の規模や被害の状況等に応じて、災害対策本部室に事前に報告の上、それぞれの配備態勢の強化又は縮小、及び配備人員を増員又は減員することができる。

##### (4) 廃止基準

災害応急対策が終結したと判断されたとき。（災害の規模、種類等によっては、部分的廃止もある。）

##### (5) 市災害対策本部設置及び廃止の周知

市災害対策本部を設置又は廃止したときは、各区その他の本市の機関及び県、関係地方行政機関、指定公共機関、報道機関等へ通知する。

##### (6) 市災害対策本部会議

###### ① 構成員

市災害対策本部長、市災害対策副本部長、各局長等その他市災害対策本部長が必要と認める者

###### ② 所掌事務

本部の活動の重要事項について協議し、決定し、全体活動の統一を保持する。

###### ③ 会議

ア 市災害対策本部を設置したときは、速やかに開催し、災害状況・被害状況の把握、応急活動の方針、応援要請等について決定する。

イ 災害状況等に応じて、市災害対策本部長が招集し、市災害対策本部長が議長となる。

##### (7) 各局等連絡調整員

ア 各局等は連絡調整員を災害対策本部室に待機させる。

イ 連絡調整員は、各局等の防災主任が指名する職員とし、災害対策本部室と各局等との連絡調整にあたる。

ウ 区本部との連絡調整については、災害対策本部室の職員を区毎に本部要員として配置する。

#### (8) 関係機関との調整

##### ① 連絡会議

ア 市全体の防災活動の遂行のため、必要に応じて連絡会議を招集する。

イ 連絡会議は、福岡市防災会議のうち、必要と認める者をもって組織し、災害に関する情報の収集、関係機関との連絡調整、緊急措置に関する計画の作成・実施等を行う。

##### ② 防災関係機関

福岡県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、関係地方公共団体等との連絡・調整を行う。

## 2 区災害対策本部

#### (1) 区災害対策本部の設置

市災害対策本部を設置したときは、各区の区域内の災害応急活動を実施するため、区災害対策本部を設置する。

#### (2) 区災害対策本部の設置場所

区災害対策本部は、各区役所庁舎内に設置する。

#### (3) 区災害対策本部の組織

##### ① 区災害対策本部長 区長

##### ② 区災害対策副本部長 各部長級職員

##### ③ 区災害対策本部会議

###### ア 構成

(ア) 区災害対策本部長

(イ) 区災害対策本部副本部長

(ウ) 区災害対策本部各班長

###### イ 所掌事務

区災害対策本部の活動の重要事項について協議し、決定し、区災害対策本部全体の活動の統一を保持する。

###### ウ 会議

(ア) 会議は、区災害対策本部長が招集する。

(イ) 区災害対策本部を設置したときは、速やかに開催するものとし、災害状況・被害状況の把握、応急活動の方針、応援要請等について決定する。

(ウ) 災害状況に応じて、随時又は定期に開催する。

##### ④ 区災害対策本部の構成

ア 区災害対策本部に各班をおく。

イ 区災害対策本部の各班は、災害対策本部の統轄のもと、区災害対策本部長の指揮により、各区の区域内の災害応急事務を遂行する。

##### ⑤ 地区連絡会議

ア 区域内の災害対策について協議するため、必要に応じて、地区連絡会議を開催する。

イ 地区連絡会議は、必要と認める者をもって組織し、災害に関する情報の収集、関係機関との連絡調整緊急措置に関する計画の作成・実施等を行う。

ウ 会議における議決事項は速やかに本部長に報告を行う。

## 3 機能別チーム

市災害対策（警戒）本部を設置したときは、迅速かつ効率的な災害対応のため、必要に応じて機能別チームを編成する。

(1) 受援調整チーム（総務企画局、経済観光文化局）

(2) 物資調達・輸送チーム（こども未来局、市民局、道路下水道局、港湾空港局、農林水産局）



- (3) り災証明チーム（財政局、住宅都市局、区役所）
- (4) 緊急医療調整チーム（保健医療局、消防局）

#### 4 市災害警戒本部

##### (1) 市災害警戒本部の組織

- ① 福岡市危機管理監（以下「危機管理監」という。）を市災害警戒本部長、市民局長を市災害警戒副本部長とする。市災害警戒本部長不在時は、市災害警戒副本部長がその職務を代理する。  
なお、市災害警戒本部長、市災害警戒副本部長不在時の順序は、別に定める。
- ② 市災害警戒本部長は、市災害警戒本部の事務を統括し、指揮監督する。
- ③ 市災害警戒本部に区災害警戒本部を置く。

##### (2) 市災害警戒本部の設置

気象業務法に基づく警報が発表される等局部的な被害発生が予測され、事前の警戒措置を図る必要がある場合など「第2節 第2 職員の動員・配置 1 災害対策本部等の配備態勢」に定める発令基準に基づき設置する。

#### 5 情報収集態勢

##### (1) 配備態勢

市民局防災・危機管理部内等で、災害に備えるための情報収集等を行う。

- ① 責任者 市民局防災・危機管理部内における課長の職にある職員
- ② 設置場所 市民局防災・危機管理部等
- ③ 構成局 市民局において、情報収集に必要な人員の配置を基本とする。また、各局等の管理する施設に被害が発生するおそれがある場合など、各局等において災害対応に必要な人員を配置することができる。
- ④ 設置周知 上記責任者は、情報収集態勢を敷いたとき、関係機関等へ通知する
- ⑤ 主な対応
  - ア 災害に対する各種情報の収集
  - イ 気象、水防等に関する情報の収集と伝達等
  - ウ その他災害応急対策を実施する上で必要な対応

##### (2) 設置基準

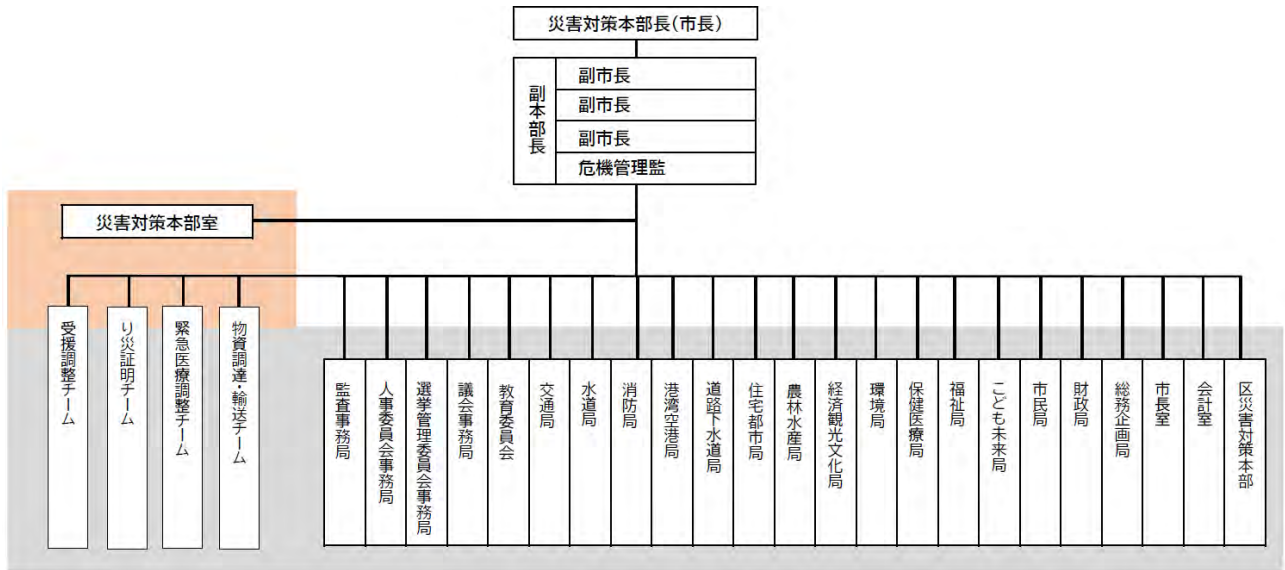
- ① 風水（雪）害・土砂災害
  - ア 大雨注意報発表時
  - イ 洪水注意報発表時
  - ウ 大雪警報等発表時
- ② 台風接近時
  - ア 暴風警報発表時
  - イ 高潮注意報発表時
  - ウ その他、情報収集などの対応が必要なとき。
- ③ 地震  
市域内に震度3の地震が発生したとき。
- ④ その他  
大規模な火災、爆発その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、情報収集などの対応が必要なとき。

##### (3) 廃止基準

- ① 対象となる警報・注意報等が解除され、市域内における情報収集など、特段の対応がなくなつたとき。
- ② 市災害対策（警戒）本部が設置されたとき。

6 組織及び事務分掌

(1) 市災害対策本部組織図



※各副市長は「福岡市副市長担任意務規程」に定める所管する局等の他、各機能別チームを所管する。  
 なお、各機能別チームを担当する副市長については、あらかじめ市長が定める。

(2) 市災害対策本部事務分掌

① 機能別チーム

ア 受援調整チーム

構成局	主な事務分掌
総務企画局◎ 経済観光文化局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受援調整チームの総括に関する事</li> <li>○ 受援状況の把握・本部への報告に関する事</li> <li>○ 個別の災害時相互支援協定で支援の枠組みが整っていない場合の支援要請及び受援調整等に関する事</li> <li>○ 支援職員等の配置に関する事</li> <li>○ 支援職員等の宿泊施設・活動拠点の確保に関する事</li> </ul>

イ 物資調達・輸送チーム

構成局	主な事務分掌
こども未来局◎ 市民局 道路下水道局 港湾空港局 農林水産局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 物資にかかる全般統制に関する事</li> <li>○ 協定に基づく食料・生活必需品等の調達に関する事</li> <li>○ 物流事業者等と連携した救援物資の供給に関する事</li> <li>○ 救援物資の在庫状況の管理に関する事</li> <li>○ 救援物資輸送ルート選定に関する事</li> <li>○ 救援物資の輸送にかかる自衛隊への支援要請及び調整に関する事</li> <li>○ 市民・企業等からの救援物資の受け入れに関する事</li> </ul>

ウ り災証明チーム

構成局	主な事務分掌
財政局◎ 住宅都市局 区役所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家屋被害認定調査の方針・計画の策定、実施管理に関する事</li> <li>○ 家屋被害認定調査の実施及び支援に関する事</li> <li>○ り災証明書、り災届出証明書の発行に関する事</li> <li>○ り災証明書、り災届出証明書の発行に関する広報に関する事</li> <li>※り災（届出）証明書については、区役所が中心となって実務を行う</li> </ul>

エ 緊急医療調整チーム

構成局	主な事務分掌
保健医療局◎ 消防局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害医療・保健活動にかかる総合調整に関する事</li> <li>○ 医師会、歯科医師会、薬剤師会等、医療関係団体との連絡調整に関する事</li> <li>○ 医療機関の被災状況、受け入れ状況等の把握並びに診療可能医療機関の情報提供に関する事</li> <li>○ 広域調整も含めた患者の搬送、転院にかかる調整に関する事</li> </ul>

(◎主管局)

## ② 各局等

## ア 災害対策本部室（市民局 防災・危機管理部等）

主な事務分掌
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害対策の総合調整に関する事</li> <li>○ 災害対策本部会議実施の支援に関する事</li> <li>○ 防災関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>○ 避難情報の発令に関する事</li> <li>○ 避難所の開設に関する事</li> <li>○ 帰宅困難者対策に関する事</li> <li>○ 被害情報の集約に関する事</li> <li>○ 気象予報・地震情報の収集伝達に関する事</li> <li>○ 災害救助法の適用に関する事</li> <li>○ 自衛隊への災害派遣要請に関する事</li> <li>○ その他、災害対策本部の運営に関する事</li> </ul>

## イ 市長室

主な事務分掌
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報・報道に関する事</li> <li>○ 対策本部会議実施の支援に関する事</li> <li>○ 災害対策本部室の補助及び特命事項に関する事</li> </ul>

## ウ 会計室

主な事務分掌
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 義援金の受入に関する事</li> </ul>

## エ 総務企画局

主な事務分掌
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員の動員、BCP計画の実施及び職員の健康管理等に関する事</li> <li>○ 災害救助法適用の支援に関する事</li> <li>○ 代替施設指定の支援に関する事</li> <li>○ 業務システム・ネットワークの維持・管理に関する事</li> <li>○ 政府・国会議員の視察等対応に関する事</li> <li>○ 避難所運営応援職員の指定等に関する事</li> <li>○ 在住外国人の支援に関する事</li> <li>○ 復旧・復興計画に関する事</li> <li>○ 受援調整に関する事</li> <li>○ 国等との連絡調整・支援要請に関する事</li> <li>○ 災害対策本部室の補助及び特命事項に関する事</li> </ul>

## オ 財政局

主な事務分掌
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 庁舎機能の維持・回復、代替施設の指定に関する事</li> <li>○ 市有建築物の復旧対策に関する事</li> <li>○ 応急対策用地の確保に関する事</li> <li>○ 市管理施設の被害状況に関する事</li> <li>○ 災害応急対策に係る財政措置に関する事</li> <li>○ 車両の運行に関する事</li> <li>○ 家屋被害調査運営に関する事</li> </ul>

## カ 市民局（防災・危機管理部を除く）

主な事務分掌	
○	災害対策本部事務局業務に関すること
○	議会对応に関すること
○	本部会議資料の取り纏め
○	本部会議の設定
○	県等への報告資料の作成
○	災害対応のための局内人事調整
○	その他、災害対応に係る総務業務
○	災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること
○	災害対策に係る人権・男女等配慮に関すること
○	コールセンターの設置支援に関すること
○	安否情報の提供及び治安・デマ対策に関すること
○	渋滞対策等警察との連絡調整に関すること
○	管理施設の維持・管理に関すること
○	公民館等における充電サービスの提供に関すること
○	義援金の受入・配分の支援に関すること
○	消費生活相談に関すること
○	災害対策本部室の補助及び特命事項に関すること

## キ こども未来局

主な事務分掌	
○	児童福祉施設の運営に係る災害対策に関すること
○	児童福祉施設の被害状況及び災害復旧に関すること
○	要配慮者（こども・障がい児）対策に関すること

## ク 福祉局

主な事務分掌	
○	災害見舞金、災害援護資金等に係る事務の統括に関すること
○	義援金の配分に関すること
○	要配慮者（高齢者・障がい者等）対策に関すること
○	避難所運営の統括（避難情報の集約を含む）に関すること
○	災害ボランティアセンターとの連絡調整の支援に関すること
○	福祉に係る情報・相談窓口の開設に関すること
○	管理施設の維持・管理に関すること

## ケ 保健医療局

主な事務分掌	
○	医療救護に関すること
○	防疫、衛生及び精神保健活動に関すること
○	遺体の火葬に関すること
○	遺体安置所の開設・運営に関すること
○	愛玩動物対策に関すること
○	保健に係る情報・相談窓口の開設に関すること
○	管理施設の維持・管理に関すること
○	環境保全・食料衛生・感染症に関する検査等
○	避難所の防疫・保健衛生活動の支援に関すること

## コ 環境局

主な事務分掌
○ 災害廃棄物・し尿の処理に関すること
○ 環境保全に関すること

## サ 経済観光文化局

主な事務分掌
○ 中小企業の災害対策に関すること
○ 観光客等の安全対策に関すること
○ 文化関係施設の管理（安全確保施策を含む）に関すること
○ 受援調整（宿泊先の確保等）に関すること
○ 帰宅困難者対策の支援に関すること
○ 充電サービスの提供に関すること

## シ 農林水産局・農業委員会事務局

主な事務分掌
○ 農畜産物に係る災害対策に関すること
○ 山林災害対策に関すること
○ 農地及び農業施設等の災害対策に関すること
○ 水産関係施設等の災害対策に関すること
○ 農産物・水産物・生鮮食料品の確保に関すること
○ 物資配送の支援に関すること
○ 行方不明者捜索の支援（ため池関連）に関すること
○ 海上火災対策の支援（漁港関連）に関すること

## ス 住宅都市局

主な事務分掌
○ 都市災害復旧事業に係る国との連絡調整に関すること
○ 被災者の住宅支援に関すること
○ 被災建築物（宅地）危険度判定に関すること
○ 災害対策用地の確保に関すること
○ 家屋被害調査の支援に関すること
○ 帰宅困難者対策の支援に関すること
○ 管理施設の維持・管理に関すること
○ 交通インフラの被害状況に関すること

## セ 道路下水道局

主な事務分掌
○ 道路・下水道・河川関連施設等の被害状況の把握に関すること
○ 道路・下水道・河川関連施設等の応急復旧に関すること
○ 水防に関すること
○ 緊急輸送道路の確保に関すること

## ソ 港湾空港局

主な事務分掌
○ 災害対策用船舶の確保に関すること
○ 海上輸送に関すること
○ 港湾施設の応急復旧等に関すること
○ 臨港地区に係る災害対策用地の確保に関すること
○ 所轄の空港周辺施設の災害対策に関すること
○ 行方不明者捜索の支援（港湾関係）に関すること
○ 海上火災対策の支援に関すること



## タ 消防局

主な事務分掌
○ 避難の指示、伝達、避難者の誘導に関する事
○ 救助、捜索、救出に関する事
○ 被害箇所の警戒・応急措置に関する事
○ 被害拡大防止措置及び被害速報に関する事
○ 消防航空の運用、空輸に関する事

## チ 水道局・水道サービス公社

主な事務分掌
○ 応急給水に関する事
○ 水道施設の応急復旧に関する事
○ 水質保持に関する事

## ツ 交通局

主な事務分掌
○ 地下鉄利用者等の安全確保に関する事
○ 地下鉄の運行に関する事

## テ 教育委員会

主な事務分掌
○ 児童・生徒の安全確保に関する事
○ 教育関連施設の安全確認に関する事
○ 避難所運営への協力に関する事
○ 応急教育に関する事

## ト 議会事務局・選挙管理委員会事務局・人事委員会事務局・監査事務局

主な事務分掌
○ 区災害対策本部等の支援に関する事
○ その他、各事務局の所掌事務に関する事

## ナ 区災害対策本部

主な事務分掌
○ 区災害対策本部の運営に関する事
○ 災害情報の収集・整理・報告に関する事
○ 避難所の運営に関する事
○ ボランティアの活動に関する情報収集・連絡調整に関する事
○ り災証明及びり災届出証明の発行、家屋被害調査に関する事
○ 義援金品の受付・配布に関する事
○ 要配慮者対策に関する事
○ 衛生保持対策に関する事
○ 応急医療・保健活動に関する事
○ 水防活動に関する事
○ 被災箇所の応急措置に関する事
○ 緊急輸送道路の確保に関する事
○ し尿・ごみ等の処理、消毒に関する事
○ 広報車等による市民への災害情報の提供に関する事
○ 区役所における情報相談窓口の設置に関する事
○ 安否情報の提供支援に関する事

## 第2 職員の動員・配備

災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合に、災害対策本部等の組織体制を確立し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、職員の動員及び配備を行う。大規模災害時に予想される連絡手段の制約、職員の被災、交通機関の途絶等に配慮し、職員の自主参集、登庁場所の特例、初動期の配備編成の臨時措置等をとる。

### 1 災害対策本部等の配備態勢

態勢	項目	内 容	
災害警戒本部	第1配備 (注意態勢)	発令基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度4の地震発生時</li> <li>大雨警報発表時</li> <li>洪水警報発表時</li> <li>津波注意報発表時</li> <li>大雪警報等が発表され、事前の警戒措置を図る必要がある場合</li> <li>その他災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、事前の警戒措置を図る必要がある場合 (台風接近時)</li> <li>気象台が発表する気象情報(台風情報、福岡県気象情報)を受け、事前の警戒措置を図る必要がある場合</li> <li>高潮警報発表時</li> <li>高潮注意報が発表され、事前の警戒措置を図る必要がある場合</li> <li>暴風警報が発表され、事前の警戒措置を図る必要がある場合</li> </ul>
		配備につく職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集及び伝達に必要な人員</li> <li>上位態勢移行への動員が速やかに実施できる人員 (土砂災害対応が必要と認められるとき)</li> <li>土砂災害の警戒に必要な人員</li> <li>指定緊急避難場所・指定避難所の開設に必要な人員</li> </ul>
		業務例示	<ul style="list-style-type: none"> <li>動員計画の準備</li> <li>所属ごとの通知</li> <li>災害対策に関する注意</li> <li>連絡業務全般 (土砂災害対応が必要と認められるとき)</li> <li>避難情報の発令検討・準備・発令</li> <li>指定緊急避難場所・指定避難所の開設検討・準備・開設</li> <li>自主避難者対応</li> </ul>
	第2配備 (警戒態勢)	発令基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度5弱の地震発生時</li> <li>被害発生が予想され、事前の警戒措置を図る必要がある場合</li> <li>土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨情報、福岡県が公表する土砂災害危険度情報、市民からの通報件数等の情報を基に必要があると判断した場合</li> <li>現に災害が発生しつつあり、かつ、相当な災害が予測される場合</li> </ul>
		配備につく職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒パトロール等の事前対策及び単発的な災害現場活動などの初動体制がとれる人員 (土砂災害対応が必要と認められるとき)</li> <li>一定数の指定緊急避難場所・指定避難所の開設準備・開設が可能な人員</li> </ul>
		業務例示	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策資機材の確認、調達</li> <li>災害危険箇所の事前調査</li> <li>市民広報 (土砂災害対応が必要と認められるとき)</li> <li>避難情報の発令検討・準備・発令</li> <li>一定数の指定緊急避難場所・指定避難所の開設準備・開設</li> </ul>



災害対策本部	第3配備 (厳戒態勢)	発令基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度5強の地震発生時</li> <li>・福岡県日本海沿岸に大津波警報・津波警報発表時</li> <li>・現に災害が発生しつつあり、かつ被害が拡大するおそれがある場合</li> <li>・全市的に相当の災害が発生しつつある場合</li> </ul>
		配備につく職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の災害現場活動に必要な人員</li> <li>・複数の指定緊急避難場所・指定避難所の開設等、大規模災害に備えた具体的な応急活動が可能な人員</li> </ul>
		業務例示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害応急活動</li> <li>・避難情報の発令</li> <li>・複数の指定緊急避難場所・指定避難所の開設</li> </ul>
	第4配備 (非常態勢)	発令基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度6弱以上の地震発生時</li> <li>・津波により市域全体に甚大な被害が発生した場合</li> <li>・市内全域にわたる災害被害、又は特に甚大な局地的災害が発生した場合で自衛隊派遣要請を含め、他機関への応援要請が必要とされる時</li> </ul>
		配備につく職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員</li> </ul>
		業務例示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策全般</li> </ul>

## 2 配備の方法

市長は、気象台等から災害発生のおそれのある気象情報、又は異常現象のおそれのある情報の通報を収受した場合、あるいは災害が発生し直ちに応急対策を実施する必要がある場合、災害対策本部等設置基準に基づき災害対策本部等を設置するが、この場合各局長等及び各区本部長（以下「各局長等」という。）に対し緊急時職員参集システム、電話、防災行政無線及びMCAアドバンス（以下「防災行政無線等」という。）、庁内放送、その他適当な方法により配備態勢を指令する。

### (1) 緊急時職員参集システムの運用

- ① 災害対策本部等設置時の職員配備計画に基づく職員参集は、緊急時職員参集システムにより行う。なお、災害状況により、各局等において配備態勢を強化する場合は、総務担当課が緊急時職員参集システムにより行う。また、その際は、必ず災害対策本部室との協議を行う。
- ② 職員は、職員配備計画に基づき、緊急時職員参集システムに「氏名」、「所属」、「参集グループ」を登録し、災害対策本部が設置され、配備計画に基づいた参集メールを受信した場合は、指定されたURLにアクセスし、安否及び参集の可否を入力し返信する。
- ③ 緊急時職員参集システムを利用することができない職員がある場合は、各局等において必ず連絡が取れるよう体制を整備する。

### (2) 職員に対する伝達

- ① 職員の配備は、配備編成表に基づき各局長等が配備態勢に応じて行う。
- ② 各局長等は、配備された職員に対し、災害状況の周知を図るとともに所属職員の指揮監督を行い災害情報の収集、伝達、調査その他応急対策を実施する態勢を整備確立する。
- ③ 緊急時職員参集システムを利用することができない職員がある場合は、各局等においてあらかじめ職員への連絡方法等を定めておき近隣在住の職員を優先的に配備するなど、災害の際、直ちに動員できるよう配備態勢を整備確立する。

### (3) 職員の非常動員

- ① 職員は、勤務時間外又は休日等において災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある情報等を察知したときは、所属の局長等、班長等と連絡のうえ、又は自らの判断により災害応急対策活動のため登庁しなければならない。なお、本来の職場へ登庁できない場合は、最寄りの区役所等に登庁し、その区本部等の指揮命令下に入るものとする。

- ② 市長（災害対策本部長）は、地震に伴う突発災害等のため緊急に災害応急対策の必要があると認められた場合には、緊急時職員参集システムにより職員の参集を行う。また、災害対策本部の設置について放送機関に依頼し、ラジオ、テレビで放送するので、職員は、察知後速やかに自ら登庁しなければならない。

### 3 職員の参集場所

職員は、予め指定された場所へ参集する。

### 4 配備編成の臨時措置

登庁した職員は、その時点で優先する業務に集中して従事する。

#### (1) 防災・危機管理部経験職員による応援

災害対策本部室は、防災・危機管理部に在籍経験のある職員に対して、職員の属する局等の如何にかかわらず、指定する職務に従事させることができる。

#### (2) 各局等間の応援

① 災害対策本部室は、重要な応急活動を所管する部又は区対策本部の人員が不足すると判断するときは、各局等に応援を指令する。

② 各局等又は区対策本部において活動人員が不足するときは、総務企画局に対して職員の応援を要請する。

### 5 職員の把握及び報告

- (1) 職員等の被災状況及び登庁職員の状況は、各局等及び区災害対策本部等において把握し、速やかに災害対応支援システムに入力する。なお、災害対応支援システムが使用できない場合は、出勤人員報告書により総務企画局に報告する。  
(出勤人員報告書：資料編Ⅱ-57頁)

- (2) 登庁した職員は、登庁時に口頭又は文書により、氏名、所属及び登庁途上に得た災害に関する情報を上司に報告する。

### 6 職員の健康管理

災害対応に従事する職員の体調やメンタルヘルス等、職員の健康に配慮する。

## 第3 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、災害対策本部を中心とし、関係機関等との綿密な連携のもと災害対応にあたるものとする。また、対応にあたっては、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣に努めるものとする。



# 第3章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備

第2節 自主防災体制の整備

第3節 被災者支援への備え

第4節 防災都市づくり

第5節 洪水・高潮・津波・雨水出水浸水想定区域に  
おける措置

第6節 土砂災害警戒区域内における措置

第7節 業務継続計画の策定

第8節 地震対策に関する調査



## 《第3章 災害予防計画》

### 第1節 防災体制の整備

災害に備え、市の災害予防及び災害時の体制を充実するため、職員の能力の向上、組織等の運用方法の充実、情報収集・伝達体制の整備を行う。

#### 第1 災害予防及び災害時活動体制の整備

災害に備え、市の災害予防及び災害時の対応体制を充実するため、職員の防災活動能力の向上、災害対策本部体制の充実、広域応援体制の充実を図っていく。

##### 1 災害予防対策会議

###### (1) 災害予防対策会議

危機管理監は、風水害・震災への事前対策として、年度当初など定期的に、福岡市災害対策本部等実施要綱（資料編Ⅱ-15頁）第4条に基づく災害予防対策会議を開催する。

災害予防対策会議では、主に各局等における担当業務の確認及び役割分担等に関することや地域防災計画の実施推進及び内容の検討、修正事項に関することなどについて、協議する。

###### (2) 防災主任及び防災副主任

防災主任は所管の局等（区においては班）の被害状況、応急対策の実施状況その他災害対策活動に必要な情報等を取りまとめ、本部長へ報告するとともに各局等の防災主任と相互に連絡共同して防災態勢の確立を図ることを任務とする。

また、防災副主任は、局長等及び区本部長の指示のもとに防災主任と協力して防災態勢の確立を図り、必要に応じ災害対策本部室に職員を常駐させ、本部長の指令その他連絡事項を所属の局長等へ伝達するとともに各局等間の連絡を任務とする。

##### 2 職員の防災活動能力の向上

###### (1) 計画の習熟

市職員は、日常から自らの災害時の役割、業務内容等を確認し、防災計画に習熟しておく。

###### (2) 災害時の職員配備計画の整備

災害時の職員の動員に備え、毎年、各所属において災害時の職員配備計画を作成し、各職員に徹底する。

###### (3) 訓練および研修の実施

各局等、機能別チームは、職員の防災活動能力の向上を目的とし、本計画を実行するために必要な訓練、および研修を、平時から、主体的に実施する。

##### 3 災害対策本部体制及び運営環境の整備

###### (1) 防災拠点代替施設の整備

災害発生時に区役所において区災害対策本部の設置が困難になった場合、代替施設を指定する。

###### (2) 防災資機材の整備

災害応急活動に必要な防災資機材等の整備計画を策定する。

###### (3) 非常用電源の整備

災害対策本部が設置される本庁舎及び各区役所において、発災後72時間は外部からの供給なしに電力確保が可能となる非常用電源の整備を推進する。

###### (4) 災害対策本部運営計画

災害対策本部の設置手順、本部会議の招集、運営に関する基準について必要に応じ見直しを行う。

###### (5) 各業務の運営計画の整備

防災計画の各計画項目について、具体的、詳細な運営計画（マニュアル）を順次整備する。



#### 4 広域応援体制の整備

##### (1) 応援協定等締結都市との連携

「九州市長会における災害時相互支援プラン」、「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」及び「21大都市災害時相互応援協定」の実効性を確保するため、各締結都市との間で、防災計画等防災に関し必要な情報を交換するなど、日常から密接な連携をとっていく。

##### (2) 防災関係機関との連携

自衛隊、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関その他の防災関係機関と、防災計画の周知、市の防災体制等必要な情報を交換するなど、日常から密接な連携をとっていく。

また、避難情報を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

##### (3) 各業務における広域協力体制の推進

関係各局等において、他の自治体、団体等との協議会その他を通じて、防災に関する情報交換を行うなど日常の協力関係を確立するほか、必要に応じて各業務に関する災害時の協力内容等について協議していく。また、各種応援協定等に基づく対応について、その成果と課題等の検証を行い、より円滑かつ効果的な運用ができるよう、各協定の更なる充実を図っていく。

#### 5 広域防災拠点の整備

緊急時に大量の救援物資を集積・配送したり応援要員の集結、出動などを行う広域防災拠点のあり方について検討する。

### 第2 情報収集・伝達体制の整備

災害時の通信手段を確保するため、防災行政無線等の保守・点検を定期的を実施する。また、防災行政無線等の使用に支障を来さないよう、無線機の使用訓練等を実施するとともに必要な設備の整備を行う。

#### 1 防災行政無線等の保守、運用

##### (1) 防災行政無線等の保守

防災行政無線等の使用に支障を来さないよう、機器の保守点検・通信点検を定期的に行う。

##### (2) 日常業務での使用

防災行政無線等の使用に習熟し、また無線機の状況を把握するために、日常の業務のなかで積極的に無線を使用する。

なお、携帯用無線機は、各局・区に配備しているので屋外での行事等において積極的に利用する。

##### (3) 使用訓練等

総合防災訓練その他の訓練、防災に関する研修等の機会において、防災行政無線等の使用訓練、無線を使用した情報伝達訓練等を行う。

また、公民館職員、自主防災組織役員、その他の地域住民が公民館等に設置している無線機を使用できるように、地域での防災講習等の機会に無線機取扱いの講習、実習等を行う。

#### 2 他の通信手段の確保

##### (1) 災害時優先電話の周知

NTTの災害時優先電話の所在を職員に周知する。

##### (2) 関係機関との通信手段

市に設置されている県防災行政無線について、県が主催する講習、情報伝達訓練に参加するとともに、県との連絡において積極的に使用する。

#### 3 情報処理体制の整備

##### (1) 情報処理の習熟

情報の受信、発信、情報集約方法、報告等の災害時の情報処理について、総合防災訓練、その他の情報伝達訓練や防災に関する研修等において、訓練を行い、業務に習熟する。

- (2) 様式等の整備  
情報処理に要する様式等についていつでも使えるよう必要な準備を整える。

#### 4 無線等の整備計画

##### (1) 防災行政無線等

###### ① 無線機の整備

緊急時の通信手段として、平成4年度から整備し、平成7年度から全面運用を開始したアナログ式防災行政無線が電波法の周波数割当計画に基づき、平成23年5月に使用期限を迎えたが、デジタル化による更なる利便性の向上、並びに災害時の情報収集・伝達体制のより一層の強化を図るため、平成20年度から22年度の3か年で防災行政無線のデジタル化整備工事を実施・完了した。

令和3年の落雷による能古基地局の停波に伴い、MCAアドバンスを一部導入し、防災行政無線と併せて722局を運用している。

- ② 弱不感地帯の地域については、衛星携帯電話を配備し、非常時の連絡手段を確保している。
- ③ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)と防災行政無線設備を連動させ、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を無線設置箇所に対して発信する。(平成22年度設備工事完了、平成23年度より運用開始)
- ④ 平常時の活用の促進、訓練研修の実施等により、防災行政無線及びMCAアドバンスの利便性、機能性を十分発揮できる運用・管理体制を整備する。

##### (2) 福岡県防災行政無線

消防局及び市民局に設置し、運用している。

### 第3 消防、医療体制の整備

災害応急活動に備え、消防体制・医療体制を整備する。

#### 1 消防体制の整備

- (1) 消防職員及び消防団員の教養・訓練
- (2) 地震災害時火災予防対策
- (3) 地震災害時危険物等の予防対策

#### 2 医療体制の整備

- (1) 医療機関の状況の把握・連携の確保  
災害時の医療を確保するため、必要な医療機関に関する情報を把握し、災害時の協力体制を確立するなど連携を保つ。
- (2) 救護班の編成の整備・訓練等  
救護班の編成計画を整備し、職員に周知するとともに、総合防災訓練等において班編成の訓練を行うなど、職員の習熟を図る。
- (3) 通信手段等の確保  
保健福祉センター、市立病院を運営する地方独立行政法人福岡市立病院機構、福岡市医師会、及び災害拠点病院、その他医療関係機関との連携、連絡体制を確保するとともに、福岡市医師会及び災害拠点病院に防災行政無線を設置するなど災害時の通信手段を確保する。
- (4) 医薬品等の確保  
災害時の医薬品の調達について、調達の予定先の状況の把握に努め、災害時の協力体制を確立するなど連携を保つ。
- (5) 災害派遣精神医療チーム(DPAT)の体制整備  
災害派遣精神医療チーム(DPAT)の体制の整備に努める。

## 第4 道路交通体制の整備

### 1 緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前届出制度

県公安委員会が、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両等として使用される車両であることについて、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく確認に係る事前届出を実施するものである。

なお、「緊急通行車両等事前届出済証」又は「規制除外車両事前届出済証」の交付を受けた者から、緊急通行車両等であることの確認を求める旨の申出があった場合は、事前届出を行っていない者からの申出に優先して取り扱う。

### 2 事前届出の対象とする車両

#### (1) 緊急通行車両

事前届出の対象とする車両は、次に掲げるいずれにも該当する車両とする。

- ① 災害時において災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策（次に掲げる事項をいう。）を実施するために使用される計画がある車両。
  - ア 警報の発令及び伝達並びに避難情報に関する事項
  - イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
  - ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
  - エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
  - オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
  - カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
  - キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
  - ク 緊急輸送の確保に関する事項
  - ケ その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項
- ② 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両。
  - ア 指定行政機関  
警察庁、防衛省等災害対策基本法第2条第3号に定める機関
  - イ 指定地方行政機関  
本計画第2章第1節2(2)に記載の機関
  - ウ 指定公共機関及び指定地方公共機関  
本計画第2章第1節2(7)及び(8)に記載の機関

#### (2) 規制除外車両

事前届出の対象とする車両は、次のいずれかに該当する車両であつて緊急通行車両とならない車両とする。

- ① 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- ② 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両（製造者又は販売者に限る。）
- ③ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- ④ 道路啓開作業用車両
- ⑤ 建設用重機
- ⑥ 重機輸送車両（建設用重機と同一の利用者による届出に限る。）

### 3 事前届出の申請

#### (1) 申請者

災害対策基本法施行令第33条第1項に基づく緊急通行車両等の緊急通行を実施することについて責任を有する者（代行者を含む。）

#### (2) 申請先

申請に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は県警察本部交通規制課

## 4 申請書類

### (1) 緊急通行車両

#### ① 緊急通行車両等事前届出書… 2通

※ 福岡県警察ホームページの交通部交通規制課「大規模災害等が発生した場合の交通規制について」に記載例とともに掲載

#### ② 自動車検査証の写し… 1通

#### ③ 当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類の写し(指定行政機関等の契約書等)… 1通

### (2) 規制除外車両

#### ① 規制除外車両事前届出書… 2通

※ 前記4(1)①の※に同じ

#### ② 自動車検査証の写し… 1通

#### ③ 次のいずれかに該当する業務内容を疎明する書類等… 1通

ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類の写し

イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両（製造者又は販売者に限る。）

使用者が医薬品、医療機器、医療用資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類の写し

ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できる写真

エ 道路啓開作業用車両

ナンバープレート及び車両の形状が確認できる写真

オ 建設用重機

ナンバープレート及び車両の形状が確認できる写真

カ 重機輸送車両（建設用重機と同一の利用者による届出に限る。）

ナンバープレート及び車両の形状が確認でき、重機を積載した状況の写真

## 5 事前届出済証の保管

事前届出済証を紛失、破損等すると再交付の手続きが必要となることから確実な保管・管理に努める。

## 6 事前届出済証の返還

次のいずれかに該当する場合は、速やかに事前届出済証を返還する。

### (1) 緊急通行車両等として使用しなくなったとき

### (2) 廃車したとき

### (3) その他、緊急通行車両等として必要性がなくなったとき

## 7 指定行政機関等と契約等している事業者

指定行政機関等との契約等に基づき災害応急対策に使用する車両も「緊急通行車両」の事前届出を行うことができることから、積極的な申請を行う。

## 第5 防災訓練（各機関）

災害対策基本法に基づき、災害応急対策の安全遂行や防災意識の向上を図るため、関係機関が緊密な連携をとり、総合的かつ計画的に、多くの職員、市民が参加できる訓練を実施する。

なお、各所属は本訓練に積極的に参加する。

### 1 実地訓練

自然災害を想定して区役所が主体となり、防災関係機関・団体及び地域と連携し、災害に迅速・的確な活動ができるよう個別訓練あるいは総合訓練を実施する。



### (1) 訓練内容

#### ① 水防訓練

増水期に備え関係機関と合同して水防工法、水門等の操作、水位雨量観測、消防機関及び消防団員の動員、一般住民の協力応援、器材の輸送、広報、通信伝達等を適宜折り込んで訓練をする。

#### ② 避難訓練

学校、病院、福祉施設、工場、ビル、デパート等を対象に、水防・地震・津波・大火訓練と合わせて避難の指示、伝達方法、避難の誘導、指定緊急避難場所・指定避難所の防疫、給水、給食等の訓練を実施する。

#### ③ 救出、救護訓練

風水害、地震・津波等により現に生命、身体が危険な状態にあることを想定し訓練を実施する。

#### ④ 通信連絡訓練

災害時の通信、情報、連絡確保のため、有線、無線等の通信訓練を実施する。

#### ⑤ 輸送訓練

災害応急対策のための資材、器材の輸送、避難者の移送、救助物資の輸送等それぞれの訓練と併合して訓練を実施する。

#### ⑥ 給水、炊き出し訓練

町内会等地域住民の協力を得て、被災者への給水、炊き出し訓練をそれぞれの訓練と併合して実施する。

#### ⑦ 火災防ぎょ訓練

高層ビル、地下街及び密集地域等の大火災に備えて、消防機関及びその他の機関の動員、各機関の協力による防ぎょ、鎮圧訓練を実施する。

#### ⑧ 非常招集（参集）訓練

災害時に迅速な配備態勢を整えるため、早朝等に非常招集を発令し、参集及び情報伝達についての訓練を実施する。

#### ⑨ 受援訓練・支援訓練

他の自治体や関係機関などからの応援を最大限に生かすことができるよう受援力を高めるための訓練を実施する。また、他の自治体からの応援要請に対応するための災害応急対策訓練や現地本部設置訓練などを実施する。

### (2) 訓練参加機関

訓練参加機関は、自衛隊、福岡海上保安部、福岡県、福岡県警察、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他防災関係機関、防災活動協力会及び地域住民とする。

### (3) 訓練実施要領の作成

訓練を実施する場合には、あらかじめ訓練実施要領を作成し、関係機関に周知する。

## 2 図上訓練

災害の発生が予測される時期から災害応急対策の総合態勢を確立するまでの間における市及び関係機関の活動要領をマスターし、防災態勢の充実を図る訓練を実施する。

### (1) 訓練内容

#### ① 福岡市災害対策本部の設置、運営

#### ② 情報の収集及び報告通報

#### ③ 災害予防のための措置及び手順

#### ④ 災害応急対策のための措置及び手順

### (2) 研究会

訓練終了後災害対策本部長が指名する者の司会により、訓練実施機関、防災関係機関、見学者が参加して研究会を実施する。

### (3) 訓練参加機関

訓練参加機関は、福岡市、福岡県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他自衛隊等防災関係機関、防災活動協力団体及び地域住民とする。

#### (4) 訓練実施要領の作成

訓練を実施する場合には、あらかじめ訓練実施要領を作成し関係機関に周知する。

### 3 地域単位で行う市民中心の防災訓練

区役所、消防署、消防団などの連携により、自治協議会、校区等の単位で市民が中心となって実施できる初期消火、応急救護手当、浸水防止、避難訓練、緊急地震速報対応訓練、津波避難訓練や各種講習などを行う。

### 4 本庁舎の防災訓練

本庁舎における防災訓練を定期的実施する。

## 第6 災害ボランティア等への支援対策の推進

市、市社会福祉協議会及び NPO・ボランティア交流センターは、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、連携を図りながら、災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーターの養成及びボランティアネットワークの構築を行う。

### 1 災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーター等の育成・支援

災害ボランティアのコーディネートをはじめとする災害ボランティアセンター運営に関わる人材を養成する講座等を実施し、災害時に迅速に対応できる人材を育成する。また、定期的に研修・訓練等を実施するなど、継続的な支援を行う。

### 2 ボランティアネットワークの構築

災害ボランティア活動や災害ボランティアセンターの運営が円滑に行えるよう、災害ボランティア団体や自主防災組織、大学、防災士等と共働して、災害ボランティアセンター運営の訓練やイベント等を実施するなど、平常時からのネットワークを構築する。

また、各種ボランティア団体等の情報等を収集するため、災害ボランティア団体等の登録を受けるとともに、登録団体に対して災害ボランティア活動等に関する情報を適宜提供する。

### 3 ボランティアの裾野を広げるための市民啓発

災害ボランティアへの関心を高め、災害時のボランティア活動に参加する市民の裾野を広げるため、災害ボランティアや災害ボランティアセンターの取組みを広く市民へ周知する広報・啓発を実施する。

### 4 ボランティアが参加しやすい環境づくり

ボランティアによる防災活動が災害時に果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、福岡市とボランティアの連携により、ボランティアが安心してボランティア活動に従事できるような環境づくりを行う。

## 第7 防災に関する調査研究

災害の多様化、複雑化、大規模化に対処するため、自然災害及び都市災害等に関する基礎的な資料を収集整理するとともに、被害想定、予防対策、応急対策等の防災体制について調査研究を実施する。

また、調査研究を推進するため、学識経験者から技術指導や助言等を受けることができる「福岡都市圏技術ナレッジ・アライアンス制度」の活用についても検討する。

### 1 調査研究事項

- ① 被害想定に関すること
- ② 災害時の情報収集、伝達に関すること
- ③ 住民の避難に関すること
- ④ 都市の安全に関すること
- ⑤ 地質、地盤に関すること
- ⑥ 防災対策のシステム化に関すること
- ⑦ 災害時の要配慮者対策に関すること
- ⑧ 活断層に関すること
- ⑨ 地下空間浸水対策に関すること
- ⑩ 都市における保水機能向上の方策（雨水貯留・浸透システム等）に関すること



## 第8 複合災害対策

複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。なお、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意する。

また、本編は、地震への対応を基本に記載するものであるが、各種対策の実効性確保の観点から、他編と相互に補完させつつ、状況に応じて、それぞれの計画を適切に運用することにより、柔軟に対応する。

## 第9 関係自治体からの避難者の受入・支援体制の整備

災害の状況により、関係自治体の行政区域全域に及ぶ避難が必要であると認める等の場合は、災害対策基本法第72条第1項の規定に基づく県の要請のもと避難者等の受け入れ及び指定避難所の設置等を行うための整備について検討を行う。

### 1 対応資源の確認

関係自治体の避難者の収容施設は、計画に定める指定避難所とし、候補施設の収容力、平時の利用状況等についてあらかじめ把握しておく。

また、県及び関係自治体と協議の上、避難者の受け入れに際して提供可能な市の対応資源（指定避難所の運営体制、飲食物や生活必需品等）を確認する。

### 2 受入・支援計画

関係自治体からの避難者の受け入れを行う際及び行った際に市が実施する活動のための受入・支援計画の策定に向け、県及び関係自治体との間で協議・検討を行う。

## 第2節 自主防災体制の整備

市民は、「自らの安全は自らが守る」ことを原則として、市民自らの災害時の対応能力の向上を図るとともに、地域の防災訓練など自主防災活動に参加するよう努めるものとする。また、市は、防災に関する出前講座などを通して防災・減災知識の普及を図るとともに、自主防災組織の活動を支援する。なお、自主防災活動においても地域の特性に応じた要配慮者支援体制を整備するよう努める。

### 1 自主防災組織の活動支援

各校区・地区において自主防災組織が結成されており、関係各局、各区役所及び消防団が連携し、リーダーの育成や訓練の指導を行うなど、地域における自主防災活動を活性化し、継続させるための具体的な活動支援策を検討・実施するとともに、自主防災組織の方針決定にあたっての男女双方の視点や要配慮者の視点の反映を促進する。

#### (1) 地域（校区・地区）の状況把握

支援にあたっては、地域の状況、また、過去の災害履歴などについて把握し、その状況に応じた適切な支援を行う。

#### (2) 情報支援

地域における先進的な取組などを、出前講座などにおいて、積極的に各組織に情報提供を行う。

#### (3) 防災訓練実施時の支援

自主防災組織による防災訓練の実施を支援するため、防災訓練時には、区役所、消防署と連携した訓練指導等を行う。

#### (4) 地域への土のう及び水防資材の配備

災害に備えるための身近な地域の初動対応として、希望する地域には、土のう及び水防資材をあらかじめ配備する。

### 2 地域・企業の防災リーダーの養成等

#### (1) 防災リーダーの養成

##### ① 「博多あん（安全）・あん（安心）塾」

地域や企業の防災力の向上を目的に、平成17年度から開講。塾修了者を「博多あん・あんリーダー」と認定し、地域や企業で活動することで、地域防災力の向上を図る。

博多あん・あんリーダー（博多あん・あん塾修了者）	防災士資格取得試験合格者
1,380名	1,295名

（令和5年3月末現在）

##### ② 避難所運営支援のエキスパートの育成

平成29年度から、大規模災害時に住民主体の避難所運営を支援する災害ボランティア「避難所サポートチーム・福岡」を養成しており、その人材に対し専門的な知識と技能の維持向上を図るため継続的な育成を行う。

#### (2) 博多あん・あんリーダー（博多あん・あん塾修了者）に関する情報提供

博多あん・あんリーダーのうち、庁内や地域への情報提供に、本人の同意が得られた者については、区役所等に毎年度、名簿を提供し、庁内で情報の共有と活用の促進を図る。また、自治協議会及び自主防災組織については、区役所の窓口での名簿閲覧により修了者情報を提供し、地域防災力の向上のために積極的な活用を促進する。

#### (3) 博多あん・あんリーダー会との共働

博多あん・あんリーダーにより結成された防災ボランティア団体「博多あん・あんリーダー会」と、平成23年度から共働で、市民や子どもたちに対する防災知識の普及・啓発事業として「出前講座」や「ジュニア防災士養成講座」など、「地域みんなで防災力向上事業」を実施してきた。平成26年度以降は、市独自の出前講座及び博多あん・あんリーダー会独自の活動をそれぞれ行いながら、協力が可能なものについては引き続き連携し、行政のパートナーとして、地域防災力の向上に取り組んでいく。

### 3 地域での防災講習等の実施

自主防災組織をはじめ地域住民による避難・初期消火・応急救護等の防災講習を実施する。

- (1) 総合防災訓練への参加  
総合防災訓練において、訓練種目への参加、見学等を実施する。
- (2) 「市民防災の日」、「防災とボランティア週間」、「防災週間」における諸行事の実施  
「市民防災の日」、「防災とボランティア週間」、「防災週間」において防災訓練や防災講習会等を実施する。
- (3) 「災害に強い地域づくり講座」の実施  
地域住民に対し、避難・初期消火・応急救護等の防火・防災に関する訓練・講話を実施する。
- (4) 情報収集・伝達訓練の実施  
全校区を対象として、自主防災組織が地域の実情に応じて作成する初動対応マニュアルに基づき、情報収集・伝達訓練を実施する。

### 4 公民館を拠点とした防災活動体制の整備

地域コミュニティの核となる公民館を地域と行政との情報受発信拠点と位置づけし、防災行政無線の更新整備を図る。また、自治協議会、自主防災組織の責任者による地域の安否状況の把握を行うなど、地域と連携した防災活動体制の整備を図る。

### 5 企業防災の促進

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

このため、市は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

### 6 水防協力団体

NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図るものとする。

### 7 学校における防災体制の充実

児童生徒の安全を確保するため、学校における事件・事故・災害等への対応を示した「学校の危機管理マニュアル」について、各学校の立地条件等を踏まえ、地震や津波を想定した充実を図る。

また、日頃から河川氾濫や浸水想定区域等の情報を収集し、緊急時には小中学校ブロックの連携も踏まえ対応する。

### 8 防災知識の普及

広く市民に対し、災害時の対応、事前の備え等について理解の増進を図る。また、災害による人的被害を軽減する方策は、市民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を市民等に対して行うものとする。

- (1) 主な普及事項
  - ① 地域防災計画の概要
  - ② 災害時の身の守り方、備え
  - ③ その他の防災に関する事項
- (2) 防災講習会の開催  
市又は関係機関の実施する防災に関する講習会の積極的利用を図る。

## (3) 印刷物・ホームページ等での広報及び情報提供

## ① 市政だよりの記事（年1～2回）

自主防災活動や災害常備品等の必要な情報を市政だよりで広報する。

## ② 「ふくおか市生活ガイド」での情報提供

防災に関する情報を「ふくおか市生活ガイド」に掲載する。

## ③ 災害種別毎（洪水、土砂災害、津波、高潮、内水）のハザードマップや防災マップの作成

行政区毎又は校区毎に、指定緊急避難場所・指定避難所、防災関係機関、施設、災害警戒区域などを掲載した災害種別毎（洪水、土砂災害、津波、高潮、内水）のハザードマップや防災マップを配布するとともに、ホームページや福岡市 web マップ（総合ハザードマップ）に掲載して、市民の防災意識の向上を図る。また、視覚障がい者用としてボランティア団体の協力のもと作成した「点字版浸水ハザード・防災マップ」を情報プラザ等で閲覧等を行い、希望者には、個別に配布を行う。

なお、校区単位の防災マップの作成については、自主防災組織の活動の中で働きかけていくとともに、区役所、消防署、消防団等の連携のもと結成への働きかけの中からも作成に向け取り組む。

## ④ 防災ホームページによる情報提供

防災啓発と地下空間等への迅速な情報伝達のひとつとして、ホームページによる河川水位や市内雨量をはじめとした防災気象情報を提供している。また、福岡市域で震度3以上の地震が発生した場合、地震情報（震度速報）を提供する。

## ⑤ 福岡市防災メールによる情報提供

福岡市防災メール登録者に対して電子メールによる防災情報の提供を行う。気象注意報・警報・特別警報、地震情報（震度速報、震源に関する情報、各地の震度に関する情報）、津波情報（津波注意報、津波警報、大津波警報）、雨量情報、河川水位情報、光化学オキシダント情報、熱中症情報、黄砂・PM2.5 予測情報、竜巻注意情報、天気予報、避難情報など、福岡市で必要と判断した情報を提供する。

## ⑥ 「揺れやすさマップ」の活用

警固断層帯（南東部）を起因とする地震が発生した時の福岡市内各地の震度を示す「揺れやすさマップ」を情報プラザ、各区役所等で配布し、市民自らがその地域の震度を確認することで、自らの問題として理解してもらい、特に昭和56年以前の旧耐震基準の住宅等の耐震診断・耐震改修工事を促進させる。

## (4) 福岡市民防災センターの活用

福岡市民防災センターにおいて、各種災害の体験、火災その他の災害時の対応方法の訓練、各種の防災講習会により、市民の防災知識の普及を図る。

## (5) ラジオ、テレビによる防災知識の普及

放送局各社の協力を得て必要事項について放送を依頼する。

## (6) 防災の手引やビデオ、DVD等による防災知識の普及

防災の手引や防災に関するビデオ、DVD等を活用し、学校、公民館等の学校教育、社会教育並びに防災関係職員、市民の防災知識の高揚に資する。

## (7) 地震保険制度の普及促進

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引受ける保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段のひとつであるため、市は、その制度の普及促進に努める。

(8) 防災に関する主な運動期間

防災運動週間に際して、市及び防災関係機関は防災知識の普及に努めるものとする。

市民防火の日	毎月1日
防災とボランティア週間	1月15日～1月21日
防災とボランティアの日	1月17日
文化財防火運動	1月26日～2月1日
春の火災予防運動	3月1日～3月7日
市民防災の日	3月20日
土砂災害防止月間	6月
危険物安全週間	6月第2週
国民安全の日	7月1日
海上災害防止運動	5月～10月
全国海難防止強調運動	7月16日～7月31日
道路防災週間	8月25日～8月31日
防災週間	8月30日～9月5日
防災の日	9月1日
備蓄促進ウィーク	9月1日～9月7日
救急の日	9月9日
津波防災の日	11月5日
秋の火災予防運動	11月9日～11月15日
119番の日	11月9日

9 防災教育の充実

市民団体との共働などにより、地域や学校における幅広い年齢層への学習・啓発機会の拡充や地域性を考慮した講座・訓練等プログラムを実施し、基礎的な災害対応能力の育成を図るとともに、地域防災力の向上を図る。

特に学校教育においては、各学校の立地条件等を踏まえ、風水害・土砂災害、地震・津波などの災害を想定した効果的な避難訓練を実施する。また、東日本大震災の被害や避難の例を示すことによる児童生徒の防災意識の向上を図るとともに、同災害の記事などの資料を活用し「いのちの大切さ」を教える道徳教育を実施するなど防災教育の充実を図る。

10 災害教訓の伝承

(1) 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

(2) 市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

(3) 市民の災害教訓を伝承する取組を支援するため、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等に努めるものとする。

11 避難所の自主運営力の向上

地域において地域住民、施設管理者、行政等による避難所運営のワークショップや訓練等を開催し、避難所運営体制の充実・強化を図る。



### 第3節 被災者支援への備え

被災者への支援対策を充実するため、食料や生活必需品の備蓄・調達、避難対策、要配慮者対策等について必要な整備を行う。その際、男女のニーズの違い等、男女の双方の視点に十分配慮するものとする。

#### 第1 生活支援対策

災害に備え、災害時に必要となる食料、生活必需品、資機材（以下「物資」という。）に関して、市民や企業等に対して必要な備えを呼びかける。

また、公的備蓄は、発災から3日間の対応に備え、必要最低限の物資を備えるとともに、これを補完するものとして、国等からの救援物資や企業等との災害時応援協定に基づく流通備蓄の活用を図る。

##### 1 自主的備蓄の促進

市民及び企業等は、食料、飲料水その他の生活必需品の最低3日分の備蓄に努めなければならない。

###### (1) 家庭における備蓄

① 災害に備え、市民一人ひとりが食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等を最低3日分備えておくことを呼びかけ、周知・普及を図る。

なお、アレルギー対応食やミルク等、各個人の事情に合わせた備蓄についても呼びかけ、周知・普及を図る。

② 食料、水のほか、懐中電灯、ラジオ、衣類、常備薬、お薬手帳その他必要な日用品をまとめ、いつでも持ち出せるように備えておくこと等と呼びかけ、周知・普及を図る。

###### (2) 企業等における備蓄

企業等については、災害時に従業員等を事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を最低3日分備えておくよう呼びかけ、周知・普及を図る。

##### 2 公的備蓄

避難所運営や帰宅困難者対策等に必要となる食料、生活必需品、資機材等は以下のとおりとし、災害対策本部室において備蓄する。また、これらの基本的な物資に加え、各局等が災害対応において必要となる物資については、各局等で備蓄する。

###### (1) 避難所運営用備蓄

###### ① 備蓄品目

###### ア 食料

水、パン、レトルト米の基礎的食料に加え、高齢者、乳幼児及び食物アレルギーを有する避難者に対応したお粥、乳児用ミルクなどの備蓄を行う。

###### イ 生活必需品

携帯トイレ、簡易トイレ、毛布、生理用品、紙おむつ、哺乳瓶、口腔衛生用品など、発災直後に必要となる生活必需品の備蓄を行う。

###### ウ 感染症対策物資

マスク、手指用消毒液、体温計、ハンドソープなど、避難所における感染症対策に必要な物資の備蓄を行う。

###### エ 資機材

発電機、投光器、カセットコンロ、懐中電灯、ブルーシートなど、発災直後に必要となる資機材の備蓄を行う。

###### ② 備蓄数量

想定避難者数約25,000人分及び想定在宅避難者数5,000人分の食料を3日分備蓄する。

※想定在宅避難者とは、居宅で生活可能な者のうち、食料等の入手が困難な者のことをいい、他都市の算出方法を参考に、想定される在宅避難者数を算出。

###### ③ 備蓄場所

埋蔵文化財センター月隈収蔵庫の備蓄倉庫に物資を備蓄するとともに、指定緊急避難場所・指定避難所となる各小学校又は公民館において分散備蓄を行う。さらに、物資をより効率的に輸送、供給できるようにするために、市内各所での分散備蓄について検討していく。



## (2) 帰宅困難者対策用備蓄

- ① 備蓄品目  
簡易トイレ、ブランケットなど
- ② 備蓄場所  
福岡競艇場

## (3) 災害対応業務従事職員

- ① 備蓄品目  
大規模災害時における継続的な業務執行に必要な水、食料、簡易トイレを備蓄する。
- ② 備蓄数量  
非常時優先業務に従事する職員に必要な物資（3日分）を備蓄する。
- ③ 備蓄場所  
業務時間中に災害が発生した場合に備蓄品を迅速に活用できるよう、各局・区・室等に備蓄を検討する。  
※備蓄に当たっては、賞味期限・使用期限が迫り、新たに入れ替え予定のある公的備蓄の一部活用や、災害時応援協定に基づく弁当等の確保も検討する。

## 3 流通備蓄

市において、災害時に調達する物資について、災害時応援協定を締結している企業等から調達物資に関する情報を定期的に把握しておく。  
発災時における確実な物資の調達のため、企業等とのさらなる協定締結を推進していく。

## 第2 指定緊急避難場所・指定避難所

指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに、市民への周知を行う。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。

## 1 避難場所等の指定

指定緊急避難場所、指定避難所は、あらかじめ指定する。（資料編Ⅲ-17頁）

## (1) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所（以下、「避難場所」という。）は、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを、災害種別毎に適合性を評価し、指定する。

## ① 地区避難場所

災害の危険から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所であり、容易に避難できる至近距離にある施設等とする。原則として次の施設から選定する。

- ア 市立小学校・中学校・高等学校
- イ 公民館・空港周辺共同利用会館
- ウ 市民センター・体育館
- エ 公園
- オ 民間施設等

## ② 広域避難場所

災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所であり、地区避難場所よりさらに安全性が高い場所とする。原則として次の施設から選定する。

- ア 大規模な公園
- イ 民間施設
- ウ その他広い面積の空間を有する施設等

## (2) 指定避難所

指定避難所（以下、「避難所」という。）は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定さ

れる災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

#### ① 一時避難所

災害により自宅で生活できなくなった被災者を収容し、一時的に生活する場を提供する施設で、比較的軽微の災害時に優先して開設を予定する。指定に際しては、概ね次の点に留意する。

ア 避難者が宿泊することが可能な屋内のスペースがある施設であること。

イ 避難者を収容する場所の面積は、避難者一人当たり2㎡を基準として、50人以上を収容できること。

有効面積は、施設面積の内、倉庫、トイレ、事務室その他の避難者が居住することが不適当な場所を除く。

ウ 原則として次の施設を選定する。

公民館、空港周辺共同利用会館、市民センター、体育館など

#### ② 収容避難所

災害により自宅で生活できなくなった被災者を収容し、一時的に生活する場を提供する施設で、概ね比較的大規模な災害時において多数の被災者が発生したときに開設を予定する。指定に際しては、概ね次の点に留意する。

ア 避難者が宿泊することが可能な屋内のスペースがある施設であること。

イ 避難者を収容する区域の面積は、避難者一人当たり4㎡を基準として、100人以上を収容できること。有効面積は、施設面積の内、倉庫、トイレ、事務室その他の避難者が居住することが不適当な場所を除く。

ウ 給食設備を有するか、又は応急的に給食設備として利用できる施設であること。

エ 原則として次の施設を選定する。

小・中学校（講堂、体育館、特別教室等）など

#### (3) 福祉避難所

通常の避難所での生活が困難な者を収容するための施設として指定する。指定にあたっては、予め福祉避難所として適当な社会福祉施設等の設置者と協定を締結するものとする。

#### (4) 臨時避難所

大規模な災害時において多数の被災者が発生し、避難所では収容人数が不足する場合の対策として、大規模展示場やスポーツ施設などを臨時避難所として、活用することについて施設管理者と協議を進める。このほか、グラウンド、公園等のオープンスペースで支障のないものについてテント等を設置して、臨時避難所とする。

## 2 避難場所・避難所の選定

避難場所・避難所は、災害時に避難者を収容する一時避難所及び収容避難所と、大火災等における避難に適する広場を有する地区避難場所及び広域避難場所とし、次の区分により選定する。

区 分	箇所数	定 義
一時避難所	195 箇所	1人につき2㎡程度の面積を基準として50人以上を収容できる施設
収容避難所	260 箇所	給食設備を有するか、又は応急的に給食設備として利用できる施設があるものであって1人につき4㎡程度の面積を基準として100人以上を収容することができる施設
福祉避難所	146 箇所	避難所での生活が困難な要配慮者のための施設
地区避難場所	屋内：408 箇所 屋外：383 箇所	特定の地域において人命に大きな被害が予測される場合、住民が容易に避難し得る至近距離にある場所
広域避難場所	26 箇所	広域にわたって人命に大きな被害が予測される場合の大規模な避難に適する場所

### 3 市民への周知

- (1) 避難場所、避難所の名称、所在等及び災害時の避難方法等について、市民へ広報し、周知する。
- (2) 住民又は自主防災組織等において、緊急に一時避難する近隣の児童公園や空き地等を確認しておくよう、市民へ広報し、周知する。
- (3) 家庭、自主防災組織、町内会などにおいて、非常時の避難場所の確認、避難経路、非常時の連絡先等の打合せを行っておくよう、市民へ広報し、周知する。

### 4 避難場所・避難所の整備

- (1) 避難所の整備  
学校、公民館など避難所に指定している施設については、高齢者や障がい者の使用に支障がないよう、施設の整備に努める。  
また、マンホールトイレの整備及び学校施設におけるトイレの洋式化を推進する。  
さらに、指定避難所となる公民館等において、電気自動車等を活用した電力確保を推進する。
- (2) 避難場所の整備  
避難場所となる公園について、順次整備する。(第4節 第6 オープンスペースの確保参照)

### 5 避難誘導等に関する習熟

常時、災害時の避難誘導及び避難施設の開設手順について確認しておくとともに、訓練で習熟しておく。

### 6 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、都市再生安全確保計画に基づき、次に掲げる帰宅困難者対策を講じる。

- (1) 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報する。
- (2) 企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等や大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促す。
- (3) 帰宅困難者の避難スペースを確保するため、企業等に対して、施設提供協力の働きかけを積極的に行う。
- (4) 避難場所等への円滑な誘導を行うため、集客施設などの民間事業者との協力体制を構築する。
- (5) 都市再生特別措置法に基づき、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全を図るため、天神・博多駅周辺地区において策定された「天神・博多駅周辺地区都市再生安全確保計画」に基づいて、官民連携により、帰宅困難者対策を推進していく。

## 第3 要配慮者対策

### 1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

- (1) 避難行動要支援者名簿の作成  
市は、市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする名簿(以下「避難行動要支援者名簿」という。)を作成する。
- (2) 個別避難計画の作成  
市は、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、校区・地区自治協議会、校区・地区社会福祉協議会及び民生委員・児童委員及びその他の避難支援等の実施に携わる関係者として市長が認めるもの(以下「避難支援等関係者」という。)等と連携し、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画(以下「個別避難計画」という。)の作成に努める。
- (3) 避難行動要支援者  
避難行動要支援者は、次のいずれかに該当する者をいう。
  - ① 専ら居宅において生活を営む者(以下「居宅生活者」という。)であって、次のいずれかに該当するもの  
ア 要介護認定3以上

- イ 身体障害者手帳1級又は2級（心臓、じん臓及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい有する者を除く。）
- ウ 療育手帳A
- エ 精神障害者福祉手帳1級
- ② 居宅生活者であって、次のいずれかに該当し、かつ、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難である旨を市長に申し出たもの

- ア 要介護認定1又は2
- イ 要支援認定
- ウ 障がい支援区分1以上
- エ 身体障害者手帳3級から6級（心臓、じん臓及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい有する者を除く。）
- オ 療育手帳B
- カ 精神障害者福祉手帳2級又は3級
- キ 難病患者（指定難病）
- ク 65歳以上で身体虚弱の者

- (4) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成に必要な個人情報及びその入手方法  
市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する氏名その他の情報を内部で利用する。  
市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成のため、避難行動要支援者に対し、電話番号その他の市の保有していない情報の提供を求める。

- (5) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の更新  
市は、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）及び個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を適宜更新する。

- (6) 名簿及び個別避難計画情報の提供等  
市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者の同意を得て（名簿情報については意向確認に未回答の場合を含む）、名簿情報を提供し、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意を得て、個別避難計画情報を提供する。  
また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で警察及びその他市長が必要と認める者に対し、名簿情報及び個別避難計画情報を提供する。  
市は、名簿情報及び個別避難計画情報を提供するときは、別に定めるところにより、情報漏えいの防止のための措置その他の名簿情報及び個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講じる。

- (7) 委任  
この計画に定めるもののほか、避難行動要支援者名簿への登載要件その他の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の記載又は記録事項その他の個別避難計画に関し必要な事項は、別に市長が定める。

## 2 避難支援等対策の充実・強化

地域の住民や各種団体が参画・協力した「共助」による避難支援が適切かつ円滑に実施されるよう、国の動向も踏まえ、避難行動要支援者の避難支援対策の充実・強化を図る。

- (1) 地域ぐるみの取組を促進  
避難支援等関係者が連携した「地域の支援組織」による取組の充実・強化を図る。なお、地域の実情を踏まえた取組が実施可能となるよう、支援組織の構成・形態又は支援内容は支援組織の判断に委ねる。
- (2) 個別避難計画作成の促進  
個別避難計画作成の促進を図るため、ワークショップを開催するなど、避難支援等関係者の取組みを支援する。



### 3 視覚障がい者及び聴覚障がい者の把握

避難行動要支援者のうち、特に緊急情報の入手が困難な視覚障がい又は聴覚障がいがある者の把握に努めるとともに、電話やFAX等、障がい種別に応じた情報の提供体制の整備を行う。

### 4 外国人対策の基本的な考え方

国境を越えた経済社会活動が拡大するとともに、在住・訪日外国人が増加している。本市に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在住外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人とは、災害時の行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築が必要である。

### 5 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の避難の確保

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、関連部局の連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

### 6 要配慮者対策の推進

要配慮者対策に関し、調査研究及び当該調査研究の成果を踏まえた要配慮者対策の推進を図るため、必要な措置を講じる。

## 第4節 防災都市づくり

### 第1 風水害に強い都市づくり

この計画は風水害による災害を予防するために必要な事業又は施設の整備を図るための計画である。

#### 1 河川整備計画

本市を流れる河川については、二級河川、準用河川、普通河川の131河川、257.9kmがあり、雨水排水の根幹を担っている。

大雨による河川の氾濫を防止し、浸水被害の軽減を図るため、二級河川については河川管理者である県と連携を図り事業促進に努めるとともに、その他の河川については護岸の整備や河床掘削などの河川改修を推進する。

また、雨水の流出抑制を目的とした治水池整備を進めていく。

#### 2 下水道整備計画

##### (1) 全体計画

本市の行政面積は34,346haであるが、マスタープランに基づき市街化区域を中心として、市街化調整区域内の集落も含め18,160haの区域を将来計画区域とし、地勢と水系等から西戸崎、和白、東部、中部、西部、南部、新西部の7処理区に分割し公共下水道の排水計画をたて整備を進めている。

なお、南部処理区の処理場と汚水幹線は流域下水道として県の施行になっている。

全体計画表

区 分	面積(ha)	備 考
市域面積	34,346	
令和3年度末 処理区域面積	17,195	
令和17年度末 全体計画面積	18,160	農業集落排水事業(54ha)及び漁業集落整備事業(51ha)で行う区域を含まない。

処理区別排水区域一覧表（※印は流域関連公共下水道）

処理区	全体計画 面積	区 域	域内の主な用途地域	域内主要河川 及び水路
西戸崎	166	西戸崎、大岳、志賀島	住居地域	
和 白	1,439	香住ヶ丘以東	〃	唐の原川
東 部	3,784	御笠川以東、香住ヶ丘迄	住居・工業・準工業地域	多々良川、宇美川、御笠川
中 部	2,715	御笠川以西、金屑川迄	商業・住居地域	御笠川、樋井川、金屑川、那珂川
西 部	5,165	樋井川以西(草ヶ江、西新部を除く)の長垂山以東	住居地域	金屑川、室見川、名柄川、十郎川
※南部	3,346	山王川、野間、長丘以南	〃	御笠川、那珂川
新西部	1,545	長垂山以西	〃	瑞梅寺川、七寺川、江の口川
計	18,160			



## (2) 実施計画

### ① 都市計画と事業計画

都市計画法により各都市は土地利用計画等との整合を図り、都市施設の一つである下水道等について定めるものとされている。

本市では市街化調整区域の集落を含め下水道計画区域を 18,160ha にまで拡大し整備する目標で計画を進めている。なお、上記区域の中で下水道法による事業計画の面積は 17,395ha である。

処理区	令和 3 年度までの 都市計画決定済面積 (ha)	令和 3 年度までの 事業計画面積 (ha)
西戸崎	154	154
和 白	1,409	1,408
東 部	3,689	3,685
中 部	2,715	2,715
西 部	4,908	4,904
南 部	3,322	3,322
新西部	1,204	1,207
計	17,401	17,395

### ② 浸水対策

本市は、博多湾に面し地形的にも平坦地が多く、博多湾の満潮と降雨時が重なった場合、一部低地で浸水が生じる地域や既に下水道整備が終っている地区でもその後の再開発等により、雨水の流出量が増加し、既設の下水道管の能力を越えて浸水する地域があるため、浸水対策を重点施策として取り組んでいる。

これまで、平成 11 年 6 月 29 日の浸水被害を踏まえた「雨水整備 Do プラン」に基づき、被害が重大であった地区について、早期の浸水被害軽減を目指し、重点的に取り組んできた。令和元年度からは、新たに「雨水整備 Do プラン 2026」に基づき、引き続き、浸水対策を推進する。

また、天神周辺地区については、地下空間が高度に発達し、都市機能が集積していることから、浸水による影響が極めて大きいため、貯留管など、対策を強化した「雨水整備レインボープラン天神」を策定して、平成 21 年度より本格的に着手し、平成 30 年度に第 1 期事業が完了した。引き続き、令和元年度から第 2 期事業を実施している。

なお、博多駅周辺地区については、平成 16 年度から「雨水整備レインボープラン博多」に着手し、平成 24 年度に主要な施設が完成している。

## 3 減災促進事業

浸水被害に関する情報提供を強化し、迅速な水防活動の支援を行うため、ソフト事業として現地に関連標識の設置を行い、水害時の安全かつ迅速な避難活動等を支援する。

また、市民と連携し早期対応を行うことで水災時の減災に効果的な水防資材（土のう袋等）の配布を行う。

## 4 ため池の安全性向上

ため池の決壊等による災害を未然に防止するため、防災重点農業用ため池に指定されているため池の現況調査や劣化、地震、豪雨による決壊の危険性の評価をするとともに、同調査・評価に基づき、防災工事や排水施設の改良工事を進める。

また、ため池の決壊の恐れが生じた場合を想定し、緊急時の迅速な避難行動につなげるため、浸水想定区域図やハザードマップの作成・公表を進める。

また、農業用途がなくなったため池の貯水機能を廃止するための工事を進める。

## 5 風害防止事業計画

風害を防止するためには風に抵抗する保安林等を形成して、風を阻止かく乱し、風のエネルギーを減殺し風害を防止する。

### (1) 防風保安林の現況

志賀、和白、今宿、今津、西浦地域の海岸線に 207.1ha の防風保安林及び 79.1ha の飛砂防備保安林が指定されている。

- (2) 農作物の風害防止  
農作物、畜舎、ハウス、果樹園等を風害から防止するため、防風林、防風垣の育成及び防風網の設置等を促進し、農協等関係団体の協力を得て農家に対し技術指導を行う。

## 第2 震災に強い都市づくり

### 1 基本目標

- (1) 地震発生時における津波や建物倒壊、火災延焼から、市民の生命および財産を保護し、被害を最小限に抑えること（減災）を目指して、震災に強い都市づくりを推進する。
- (2) 地震発生時における迅速な避難や消火・救助活動、及び震災からの速やかな復旧・復興を可能とする安全・安心な都市づくりを推進する。
- (3) 市民、地域においては、日頃から減災にむけた防災の取組を、行政は都市の骨格的な都市基盤整備と、地域への防災の取組支援等を行い、市民、地域、行政が連携して震災に強い都市づくりを推進する。

### 2 基本的な考え方

- (1) 市街地大火を防ぐ都市構造の形成  
大規模地震による火災は、同時多発的に発生する可能性があるため、通常の消防体制では十分に対応できない可能性がある。  
このような火災による延焼の拡大を防止し、被害を最小限に抑えるために、道路等の延焼遮断帯により都市の分節化を目指す。このため、延焼遮断帯となる道路等の整備を促進する。
- (2) 安全な避難場所、避難路の確保  
福岡県西方沖地震発生直後、本市においては多数の避難者が避難場所などに避難した。  
今後、警固断層帯（南東部）における大規模地震が発生した場合には、人口の多い都心部などの市街地をはじめとして多数の避難者が発生すると予想されている。このため、市民や来街者等を安全に避難させるための避難場所や避難路の確保を図る。
- (3) 安全な建物への更新、市街地の形成  
本市は、警固断層上に中心市街地が位置しており、断層周辺部における建物の耐震化や不燃化、建替促進を重点的に推進する。また、本市は4m未満の狭あい道路をもつ市街地も多く存在しており、これら狭あい道路は建物倒壊等により道路の閉塞が起りやすく避難や消防活動に支障をきたすおそれもあるため、地区の特性に応じてこのような市街地の整備・改善を図る。
- (4) 都心部の安全確保（エリア防災の推進）  
高次の都市機能や就業者・観光客等が集積する都心地域においては、大規模災害発生時に、ターミナル駅を中心として多くの帰宅困難者が発生することが想定される。このような災害発生時の混乱を最小限に抑え、速やかに都市機能の回復を図るため、都市再生安全確保計画に基づき、帰宅困難者対策を推進する。

### 3 震災に強い都市づくりの推進方策

- (1) 市街地大火を防ぐ都市構造の形成  
延焼遮断帯等の整備
  - ① 目的  
幅をもった道路、河川、鉄道、緑地、大規模空地などは、延焼遮断帯として大規模地震時における同時多発火災の延焼拡大を防止する効果がある。  
このため、延焼遮断帯により市街地を分節化して都市防火区画を形成することで、被害の拡大を防止し被害を最小化する。  
また、オープンスペース等の確保や緑化の推進などにより、市街地大火による被害の拡大を防止し被害を最小化する。
  - ② 基本的な考え方  
ア 道路等の配置の状況や土地利用状況等を踏まえて、道路、河川、鉄道等により延焼遮断帯を形成し、原則200ha以下となるように都市防火区画を設定する（市街化調整区域に面する部分などを除く）。

イ 市街地大火を防ぐ公園等のオープンスペースの整備や緑化を推進する。

## (2) 安全な避難場所、避難路の確保

### ① 地区避難場所や避難する場所となるオープンスペースの確保

#### ア 目的

地区避難場所は、地震発生時に建物の倒壊、地盤の崩壊、火災の発生等の危険を避けるため、市民や来街者等が容易に避難できる至近距離にある場所に配置する。

#### イ 基本的な考え方

(7) 地区避難場所は、小学校・中学校、公民館、公園などで、災害時の安全が確保され、避難上有効な空間を有する施設及び場所とする。

(4) 地区避難場所へは、周辺住民や来街者等の避難が容易であり、概ね 500m の徒歩圏内に到達できるように配置するものとする。

(9) 地区避難場所として位置づける公園、緑地等の確保・整備を推進するとともに、地区避難場所が不足する地区については、大学や寺社等の民間施設とも連携して、地区避難場所やオープンスペースの確保を図る。

(5) 都心部においては、避難人口が多いことから、民間開発にあわせたオープンスペース及び避難空間の確保や公園等の整備を推進する。

### ② 広域避難場所の適正配置

#### ア 目的

広域避難場所は、大規模な地震発生時に周辺地区から避難者を収容し、地震に伴い発生する火災等から避難者の生命、身体を保護する役割を担う。

これら広域避難場所は、歩いて到達できることを基本とし、概ね区内又は隣接区の間での避難が可能なように適正に配置する。

#### イ 基本的な考え方

(7) 広域避難場所は、大規模な公園や民間施設などで、災害時の安全が確保され、避難上有効な空間を有する場所とする。

(4) 広域避難場所は、相当多数の住民や来街者等が混乱なく避難可能な面積を有するものとする。

(9) 広域避難場所へは、避難が容易であり、概ね 2 km の歩行距離内に到達できるように配置する。

### ③ 広域避難場所へアクセスする避難路の確保

#### ア 目的

被災時に、避難者が迅速かつ安全に広域避難場所へ到達しうるための避難路を確保する。避難路は、道路等の幅員や配置、避難場所及び避難路相互のネットワークを考慮し、設定する。

#### イ 基本的な考え方

(7) 避難路については、原則、幅員 15m以上の道路を基本とする（ただし、幅員については、市街地の土地利用状況、避難者数、緊急車両の活動などに配慮し、これに準じた配置も行う）。

(4) 避難路沿道の建築物の耐震化、不燃化を促進することにより、安全な避難活動を確保する。

(9) 避難路のうち緊急輸送道路については、被災地の応急対策に従事するもの、又は災害応急対策に必要な物資の輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保することも踏まえ、特に重要な避難路として道路整備を進める。

### ④ 避難や防災活動の経路の確保

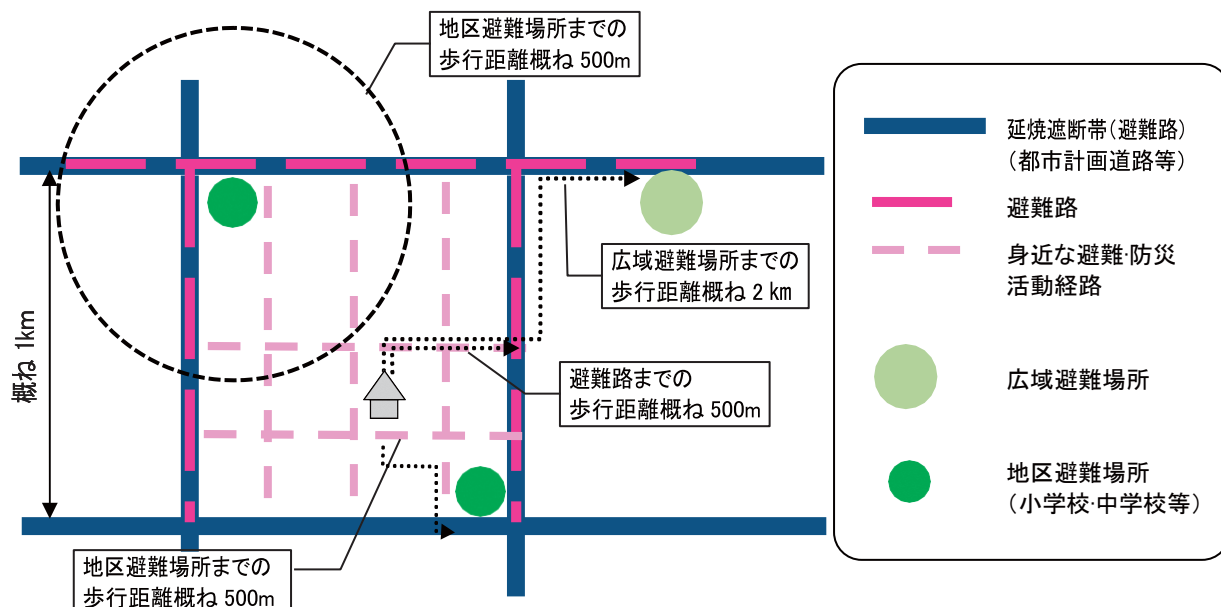
#### ア 目的

地震発生後、幅員が狭い道路が多い地区では、建築物の倒壊などにより道路が閉塞し、避難活動の障害になるとともに、消防車や救急車等の緊急車両が通行できなくなるなど、消火・救助活動に影響を与える可能性がある。このような地区では、避難・防災活動の円滑化を図るため、狭あい道路の整備・改善などにより道路空間を確保する。

#### イ 基本的な考え方

幅員 4 m未満の道路が多い地区にあつては、狭あい道路の整備・改善を図るとともに、建築物の建て替えにあわせたセットバック（壁面後退）や、危険なブロック塀の除却等を促進することにより、地区の避難・防災活動が確保できる空間を確保する。

〈避難場所、避難路等のイメージ〉



(3) 安全な建物への更新、市街地の形成  
倒れにくく燃えにくい建物への更新

① 目的

地震発生時に火災が同時多発的に発生すると、消防力が分散され、延焼が拡大するおそれがあり、特に老朽化した木造建築物が密集している地区ではその危険性が高くなる。

地震による死傷者等の被害を最小限に抑えるために、老朽建物の建替や耐震化、不燃化を促進する。また、本市中心市街地に位置する警固断層帯(南東部)周辺区域において、大規模な地震被害が想定されることから、大規模地震発生時における都市機能の被害を最小限に抑えるため、警固断層周辺の市街地等において、建物の耐震化や不燃化、建替促進を重点的に推進する。

② 基本的な考え方

ア 老朽化した建築物や建物更新が進んでいない地区等において、耐震診断や耐震改修を促進する。

イ 老朽化した建築物の多い都心部においては、地域のまちづくりとあわせて、適切な都市機能の更新を誘導し、建築物等の耐震化、不燃化を促進する。

ウ 老朽化した木造建物等が密集している地区などにおいて、地域特性を踏まえて、必要に応じて共同化促進や市街地整備を図る事業を推進する。

エ 都心部をはじめ警固断層帯(南東部)周辺区域等においては、大規模地震発生時における都市機能の被害を最小限に抑えるため、耐震化や建替を促進する。

オ 警固断層などを起因とする地震による人的・経済的被害を軽減するためには、民間特定建築物の耐震化率の概ね解消(令和7年度)を目標として、減災効果の大きな特定建築物の耐震化に取り組んでいく。

(4) 都心部の安全確保(エリア防災の推進)

① 目的

警固断層帯(南東部)における大規模地震が発生した場合、中央区や博多区といった都心部周辺では多くの帰宅困難者が発生すると想定されており、その場合、特に鉄道・バスの大規模ターミナルとなっている天神地区、博多駅地区は観光客等の来街者も多く、帰宅困難者がターミナル周辺に滞留し混乱する恐れがあるため、都市再生安全確保計画に基づき、このような帰宅困難者対策を中心に都心部の安全確保を推進する。

② 基本的な考え方

ア 災害発生時において、ターミナル周辺の就業者等は、倒壊・火災等の直接的被害が発生していない建築物等の内部に一定期間留め、退避者の発生を抑制することを関係者間の共通認識とする。



イ ターミナル駅に滞留すると想定される来街者などのいわゆる「寄る辺のない」帰宅困難者に対して、民間事業者等と協力し、安全な退避ルートや退避施設の確保、必要な物資の備蓄等を推進する。

ウ 計画の推進には、建築物の管理者、所有者、テナント、交通事業者等、エリア内の多数の関係者の協力が必要であるため、既存の地域協議会等の枠組みを活用し、引き続き、関係者の合意形成を図っていく。

エ 大規模災害発生時の対策が円滑に行われるよう、平常時における防災訓練や意識啓発等の継続した取組をエリアマネジメント団体等と連携して行う。

オ 都市再生特別措置法に基づき、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全を図るため、天神・博多駅周辺地区において策定された「天神・博多駅周辺地区都市再生安全確保計画」に基づいて、官民連携により、帰宅困難者対策を推進していく。

### 第3 具体的な施策

#### 1 都市計画

##### (1) 土地利用計画

土地利用計画は、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地整備を進めるとともに、都市災害にも対応できる都市づくりを推進するため、都市計画区域を、市街化を促進する市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域に区分し、建物の用途、形態などに一定の制限を課す用途地域等の地域地区を指定するものであり、それにより良好な市街地形成を誘導するものである。

##### ① 市街化区域及び市街化調整区域

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分している。市街化区域と市街化調整区域の区域区分については、昭和45年の当初決定の後、当該都市計画区域の人口及び産業の将来の見通し等を勘案して、定期的に見直しを行っている。

##### ② 用途地域

用途地域は、機能的かつ安全な都市活動の場を確保するとともに、防災にも配慮した建築密度、形態等を誘導し良好な市街地環境の形成を図るため、本市の都市構造、土地利用及び都市基盤整備の動向を踏まえ指定しており、建築基準法と合わせて、建築物の用途や容積率・建ぺい率・高さ等を規制・誘導するものである。用途地域については、昭和6年の当初決定の後、都市の発展と土地利用の動向等を勘案して、定期的に見直しを行っている。

##### ③ 防火地域・準防火地域

防火地域・準防火地域は、市街地における火災の危険を防ぐため、火災発生時における延焼防止帯としての役割を担う地域として、都心部などの指定容積率の高い地区やこれに隣接した建築密度の高い地域及び避難路となる主要な幹線道路沿道等を対象に指定することにより、建築基準法と合わせて建築物の不燃化を誘導するものである。昭和23年に中心市街地に準防火地域を決定した後、都市の発展の動向を踏まえ、必要な見直しを行っている。

また、防火地域、準防火地域を除く市街化区域内において建築基準法に基づき、法第22条の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃化及びその延焼のおそれのある外壁の部分に対し、一定レベルの防火性能を誘導している。

防火地域及び準防火地域の指定状況（R4.4月）

区分	面積 (ha)	市街化区域に おける割合	備考
防火地域	160	0.98%	(1) 集団的な指定 公共施設が整備された都心部の容積率500%以上の地区及び歓楽街等で人口集中度が高い地区
			(2) 路線的な指定 主要幹線道路沿道で、建築物の耐火化がすすんでいる容積率500%以上の地区（公園等防災拠点となる地区との接続を考慮した指定とする。）
準防火地域	2,515	15.4%	(1) 商業地域及び近隣商業地域
			(2) 都心部の商業地域に接続して、建築密度が高い地区

## (2) 都市防災施設

道路、公園等の都市施設は、平常時における本来の機能に加え、災害時において市民の生命・身体の安全を確保する都市防災施設としての機能を有することから、その適切な配置及び規模をあらかじめ定めることにより、計画的かつ総合的整備を図る。

また、避難場所への災害対応トイレの整備など、防災機能の充実・強化に向けて、関係局において協議・検討を進める。

## ① 避難場所

大規模な地震の発生時に周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する火災等から避難者の生命・身体を保護するものとして、市域全体における公共空地等の配置、施設の規模及び施設周辺の避難人口等を考慮し、公園等の適切な配置、大学等や周辺市町との連携などにより、広域避難場所の確保・整備に努める。

また、被災時における地域住民の集結場所、消防救護活動等の活動拠点あるいは広域避難場所への中継地として、公園・緑地の確保や大学・学校等の連携などにより地区避難場所の確保・整備に努める。

## ② 避難路

被災時に、避難者が迅速かつ安全に避難場所等の安全な場所へ到達しうるための経路として、道路等の幅員や配置、避難場所及び避難路相互のネットワークを考慮し、避難路として機能する道路等の適切な配置に努める。

## (3) 市街地形成

新市街地において、計画的整備による防災上安全な市街地の形成を図るとともに、既成市街地においても、防災上危険な市街地において、面的整備手法や市街地修復型的手法を活用し、住民が主体となったまちづくりの機運に応じて、計画的かつ総合的に地区の防災性向上を図る。

## ① 市街地開発事業等

新市街地の整備に当たっては、土地区画整理事業等により計画的に都市基盤整備を図るとともに土地利用計画を適切に定め、都市防災にも配慮した良好な市街地環境の形成に努める。

また、既成市街地において、防災上危険な地域については、住民を主体とするまちづくりの気運の高まりに応じ、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的な整備手法による老朽建築物の更新及び防災拠点となる公園等のオープンスペース、避難路となる区画道路等の公共施設の整備に努める。

## ② 地区計画等（R4年4月）

地区の特性に応じて、道路、公園等の地区施設や建築物、土地利用に関する計画を地区住民の意向を反映しながら定め、地区内の開発や建築行為を規制誘導することにより、都市防災にも配慮した良好な市街地環境の形成や保全、あるいは木造密集、道路狭隘等、防災上の課題のある地区における課題の改善に努める。

地区数（地区）	面積（ha）
134（17）	1,468.9（104.2）

※（ ）内の数字は、再開発等促進区を定めた地区計画の面積

## ③ 防災再開発促進地区

密集市街地のうち、防災性の向上を図る上で特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区を、防災再開発促進地区として適切に定め、住民を主体とするまちづくりの気運の高まりに応じ、地区の防災性向上に努める。



## 第4 公共土木構造物の対策

### 1 公共土木構造物の耐震対策

公共土木構造物については、地震発生による人命への重大な被害や市民生活への深刻な影響を抑止し、災害対策活動を速やかに行うため、各施設毎の国の耐震に関する基準や指針等に基づき耐震診断を行い、必要に応じた改修により耐震性能の向上を図る。

特に、防災上重要な施設については、「福岡市公共施設地震対策技術連絡協議会」において関係局相互の連絡調整を行い、「福岡市公共施設の耐震対策計画」に基づき耐震対策の早期実施を図る。

### 2 道路

#### (1) 都市計画道路の整備

都市計画道路は、都市の骨格形成や貴重な都市空間を創出するための施設であり、避難や救援のための通路としての機能や延焼を防止するための防災空間としての機能を果たすため、都市計画道路の整備を進める。

#### (2) 緊急輸送道路の確保

地震発生直後より、被災地の応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、橋梁の耐震対策及び、都市計画道路や臨港道路の整備を進める。

#### (3) 重要物流道路の確保

平常時・災害時を問わない、安全かつ円滑な物流を確保する基幹的な道路として、特殊車両の通行に関する構造強化などを推進する。

※重要物流道路の指定区間及び特殊車両の対象車両は、国土交通省ホームページに掲載

#### (4) 無電柱化事業の推進

地震発生時の電柱の倒壊及び電線の切断等が人命、家屋等に直接的な被害を及ぼすことを防ぐとともに、電柱の倒壊及び切断された電線により、緊急車両その他の交通に支障が生ずることを防ぐため、無電柱化の整備を進める。

#### (5) 橋梁における震災対策

地震発生時における避難路、緊急物資の輸送路、及び防災空間としての道路の機能を保つために、福岡市橋梁耐震補強計画に基づき整備を進める。

#### (6) 道路の維持管理

災害時においても道路機能が確保されるよう、平常時のパトロールにより異常の早期発見に努めるとともに、定期的に路面下空洞調査を行い、異常が発見された場合には早急に対策を講じる。

### 3 水道

#### (1) 水道施設の耐震性強化

水道施設の耐震性を強化し、災害時における水道施設のライフライン機能強化、信頼性向上を図る。

##### ① 土木構造物や管路の耐震化を行っており、今後とも推進していく。

ア 浄水場 土木構造物の改良

イ 導・送・配水管 老朽管等の改良

ウ 給水管 公道上の給水管ポリエチレン化及び止水栓の設置

##### ② 基幹施設は、地震等の災害時における機能保持のため、多系統化を進めており、今後とも推進していく。

ア 取水水源の多系統化（緊急時用連絡管の活用等）

イ 配水幹線の多系統化及びループ化

- ③ 通常時の給水安定化とともに、緊急時における給水拠点確保のための施設整備をさらに推進する。
- ア 緊急時給水拠点の整備
- イ 緊急遮断弁の整備
- ④ 耐震化対象地域においては、耐震継手による配水管整備を行うとともに、共同溝の参画にて、耐震化を図る。なお、基幹病院等の重要給水施設に至る管路等について、優先的に耐震化を図る。

(2) 情報通信施設の充実・強化

災害時には、電話回線の混乱が予想されるため、災害時優先電話や行政無線の活用等による事業所間における連絡体制の強化を図る。

(3) 資材備蓄体制の強化

- ① 緊急時に備え、主要管種等資材の備蓄の充実を図る。
- ② 応援都市と資材備蓄等に関する情報交換を行う。

(4) 応急対策の体制強化

- ① 災害時に応急復旧、応急給水を迅速に行えるよう、「福岡市水道局災害応急対策計画」を熟知しておくとともに職員の防災訓練、研修の充実を図る。
- ② 応援都市間における管路情報や工法等の情報交換を行う。
- ③ 関係機関、民間企業等との協力体制の整備を行う。

(5) その他

- ① 災害時の円滑な応急復旧に役立つマッピングシステムによる、完工図・給水設計台帳及び配水管路・給水管情報の管理・検索の効率化や分散化を行っており、情報の円滑な更新を図る。
- ② 災害時の迅速な応急復旧を支援できるよう、マッピングシステムの機能強化・モバイル化など、機能の充実を図る。

#### 4 港湾

安全で安心な市民生活を確保するため、震災時において海上からの緊急物資・幹線貨物の輸送など円滑な災害支援・救助活動を図るとともに、災害時の経済活動への影響を最小限に抑え物流機能の確保を図るため、耐震強化岸壁の整備を進める。

また、老朽化施設の更新時には、最新の技術基準に基づき耐震性の向上を図り、震災に強い港づくりを進める。

区分	場所	水深	岸壁延長	備考
緊急物資輸送等対応岸壁	中央ふ頭	9.0m	340m×1バース	未着手
幹線貨物輸送対応岸壁	アイランドシティ	15.0m	350m×2バース	一部供用済み (1バース及び延伸部)
	箱崎ふ頭	10.0m	240m×1バース	未着手

#### 5 漁港

市民への水産物供給の拠点という重要な役割を担っている博多漁港は、全国の漁港でも特に水産業の振興のために重要な漁港として特定第3種漁港に指定されている。

さらに、大規模な地震等が発生した場合でも、水産物の安定的な供給を図るとともに、被災直後の緊急物資、避難者の海上輸送等の救援活動を行う防災拠点漁港に位置付けられていることから、震災時においても、その機能が確保されるよう耐震強化岸壁の整備を図る。

区分	場所	水深	岸壁延長	備考
陸揚用岸壁	博多漁港 (長浜東岸壁)	5.5m	182m	令和元年度整備完了

## 第5 建築物の対策

### 1 公共建築物の耐震対策

防災上重要な建築物については、「福岡市公共施設地震対策技術連絡協議会」において関係局相互の連絡調整を行い、「福岡市公共施設の耐震対策計画」に基づき耐震対策の早期実施を図る。

また、公共建築物の新築にあたっては、防災上の重要性を考慮し、施設の用途に応じた耐震対策を実施する。

### 2 民間建築物の耐震対策

市民自らの問題・地域の問題として地震防災対策促進のための環境づくりや、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく助言・指導に努めるとともに、必要な支援を行う。

#### (1) 福岡市耐震改修促進計画の推進

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、平成20年3月に策定した「福岡市耐震改修促進計画」（平成29年7月改定）を推進し、民間建築物の住宅等の耐震化率の概ね解消（令和7年度）を目標に耐震化促進に取り組む。

#### (2) 耐震診断・耐震改修の促進

住宅等の耐震化を促進するため、「揺れやすさマップ各区版パンフレット」の配布や、出前講座の実施、相談体制の整備、市ホームページを活用した情報提供の充実、耐震診断・耐震改修等の助成制度の活用など、市民が安心して耐震対策を行える環境整備を進める。

#### (3) 警固断層に着目した耐震対策の推進

警固断層帯（南東部）が福岡市の都市機能が集積している都心部を縦断していること、また、警固断層帯（南東部）を起因とする地震が発生した時、断層周辺は震度6強以上の強い揺れが予想されることから、条例を制定（平成20年3月）し、長期的な視点に立って、一定の区域において、条例施行後（平成20年10月）、新築・改築される一定規模以上の建築物について、耐震性能を強化し、建築物の安全性を高め、かつ、都市機能の保全を図る。

### 3 地下街の耐震対策

都市における重要な歩行者ネットワークを形成している地下街において、大規模地震発生時等における安心な避難空間の確保等を図るため、「地下街の安心避難対策ガイドライン」に基づく耐震対策を促進するとともに、「地下街防災推進事業」を活用し必要な支援を行う。

### 4 建築物の災害予防対策

建築物の敷地・構造の安全、並びに災害時の避難に関する建築基準法の技術基準を十分に生かし、災害に対してより安全な建築物が建築されるよう建築確認業務、安全パトロール実施の中で指導し、災害予防を図る。

### 5 建築物防災週間の実施

特殊建築物等の防災対策の重要性を周知徹底させ、適法に維持管理がなされるよう指導するとともに、特殊建築物等の防火、避難施設の設置及び管理の状況について防災査察を年2回実施する。

### 6 地下施設における浸水対策

地下施設を有する建築物について建築確認を行うとき等に、避難・誘導及び止水方策等を充分配慮するよう指導を行い、地下施設での浸水に対する危険性の周知及び啓発を図る。

### 7 宅地の耐震対策

大地震等が発生した場合に大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地の調査結果として公表している大規模盛土造成地マップを活用し、住民の防災意識の向上や地域の防災活動の推進を図る。

## 第6 オープンスペースの確保

災害時において避難場所、応急活動等の拠点となる公園等のオープンスペースの整備を行う。また、公園の防災機能の強化に向けて、調査・研究を進める。

### 1 公園等整備計画

公園は、地震火災時等には避難地・避難路となるほか、火災の延焼防止や救援活動の拠点として機能するなど、重要な役割を果たす。

身近な公園の整備を図るとともに、災害時に一次避難地として機能する近隣公園や、地区の救援活動の拠点としても利用可能な地区公園・総合公園・運動公園等の確保を進める。

### 2 港湾緑地

アイランドシティ北東部に整備を進めているアイランドシティはばたき公園については、臨海部におけるオープンスペースとして活用する。

また、中央ふ頭先端部に計画している緑地について、緑地に隣接して耐震強化岸壁を計画していることから、震災時における避難等のためのオープンスペースとして活用する。

### 3 生産緑地

生産緑地地区に指定する農地等を、あらかじめ防災協力農地として登録し、災害時に避難場所として使用できる。ただし、8日以上使用するときは、当該登録者の同意を得て使用する。

## 第7 高潮、津波災害対策

### 1 高潮、津波災害予防

高潮、津波等による災害を予防するために必要な施設の整備を図るための計画である。

#### (1) 海岸事業

海岸線背後に人家が密集しており、地盤が低い地区については、高潮、津波等の被害を防止するとともに、地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止するため、護岸等の整備、老朽化対策を行う。

海岸（メンテナンス）事業

地区名	事業主体	事業内容	整備予定年度
和白地区	福岡市	護岸改良	平成31～令和11年度

#### (2) 漁港漁場整備事業

漁港名	種別	事業主体	事業内容	整備完了年度
弘	1	福岡市	突堤外	平成25年度完了
奈多	1	〃	防波堤	平成23年度完了
志賀島	2	〃	沖防波堤	平成22年度完了
浜崎今津	1	〃	導流堤	平成22年度完了
西浦	2	〃	沖防波堤	平成21年度完了
玄界	2	〃	防波堤	平成23年度完了

### 2 津波災害予防対策のための基本的な考え方

#### (1) 津波の想定に対する考え方

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- ① 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ② 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

#### (2) 津波災害予防対策の基本的な考え方

最大クラスの津波に対しては、市民等の生命を守ることを最優先として、市民等の避難を軸に、そのための市民の防災意識の向上及び海岸施設の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機



能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

### (3) 津波浸水想定の設定

福岡県が「津波防災地域づくりに関する法律(津波防災地域づくり法)(平成23年法律第123号)」に基づき、平成25年度から基礎調査を行い、平成27年度に津波浸水想定区域の公表を行った。津波ハザードマップの周知を図るとともに避難判断基準や避難に関する情報の伝達方法など、警戒避難体制に関する事項を定め、円滑な避難が行われるために必要な措置を行う。

## 3 津波に強い都市づくり

### (1) 津波に強い都市の形成

最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりに努める。

### (2) 建築物の安全化

①地下街、駅等不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保を検討する。

②津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努める。

### (3) ライフライン施設等の機能の確保

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、電話等のライフライン関連施設の耐浪性の向上や系統多重化の確保について検討する。

### (4) 危険物施設等の安全確保

石油コンビナート等の危険物施設の所在や危険度を把握するとともに、護岸等の耐震化、耐浪性の向上を検討する。

### (5) 災害応急対策等への備え

①津波が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図る。

②避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

## 4 情報収集・伝達体制の整備

津波警報等や被害情報などの避難行動に関する情報については、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、防災行政無線、テレビ、ラジオ等の報道機関への放送依頼、携帯電話(防災メール・緊急速報メール)、また、津波到達までに十分な猶予時間がある場合は広報車も使用するなど、あらゆる手段を活用し、住民、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等に迅速かつ確実に伝わるよう情報・伝達ルート of 多重化の促進を図る。

## 5 避難対策の強化

津波に備えて早期に行動を開始できるよう、迅速な避難行動を支援するための避難対策の強化について検討する。

### (1) 津波避難ビルの確保

津波による危険が予想される地域においては、高い場所への可能な限り迅速な避難が可能となるよう、公共施設の指定や民間施設等との協定による津波避難ビルの確保を検討する。

### (2) 標高(海拔)標識の設置

地域住民等の防災意識の向上と迅速な避難行動を支援するため、津波発生時に特に迅速な避難が必要な地域の避難場所や避難所の標高(海拔)の標記を行う。

## 6 大量拾得物の処理

津波災害により広範囲が被災し、大量の拾得物が発生した場合に、警察の拾得物処理業務に必要な保管場所の確保について、警察と協議し、協力するものとする。

## 第8 土砂災害対策

地すべり、山崩れ、がけ崩れ、土石流による危険区域の災害を防止するための必要な事業についての計画である。

### 1 山地災害対策

集中豪雨等による、山地災害を未然に防止するため、県は山地災害危険地を指定し、森林法及び地すべり等防止法により、治山事業を推進する。

林地及び林道については、切面崩壊、落石防止、法面保護などを施工して危険箇所の安全を図る。

- (1) 治山対象地区 (資料編Ⅲ-133 頁)
- (2) 林地防災対象地区 (資料編Ⅲ-136 頁)
- (3) 林道防災対象路線 (資料編Ⅲ-137 頁)

### 2 地すべり、山崩れ防止等保安対策

- (1) 土砂流出防備保安林  
林木及び地表植生、その他地被物の直接、間接の作用によって、表土の流出及び林地の崩壊を防止するための指定地区である。
- (2) 土砂崩壊防備保安林  
地中に張りめぐらされた樹木の根により山地の崩壊を防ぎ、住宅や道路、鉄道などを災害から守るための指定地区である。
- (3) 水源かん養保安林  
田畑における農作物及び民生安定のため水資源を確保し、土砂崩壊を防止するための指定地区である。

事業名	指定面積 (ha)	市域面積 (ha)	面積比
土砂流出防備保安林	890	34,060	2.6%
土砂崩壊防備保安林	99		0.3%
水源かん養保安林	2,643		7.6%

### 3 急傾斜地対策

- (1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (急傾斜地法)  
急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、県は相当数の居住者に危害が予想される急傾斜地及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長及び誘発される行為を制限すべき土地の区域の指定を行う。(資料編Ⅲ-140 頁)
- (2) 急傾斜地崩壊防止事業  
急傾斜地の崩壊による災害を未然に防止、又は軽減するため、県は急傾斜地崩壊防止工事を実施する。
- (3) 宅地災害防止のための規制  
災害の発生が予想される危険な宅地については、土地所有者、管理者、占有者等に対し、災害対策基本法、宅地造成等規制法及び建築基準法の規定に基づき必要に応じ、がけ地等の改善勧告又は措置命令を行うものとする。

#### 宅地造成工事規制区域

事業名	市域面積 (ha)	規制区域面積 (ha)	面積比 (規制区域面積/市域面積)
宅地造成工事規制区域	34,338	1,530	4.5%

- (4) 宅地災害防止のための措置  
がけ崩れ等による宅地災害防止のための技術指導を行うと共に、住宅金融支援機構宅地防災工事資金制度の活用並びに福岡市宅地防災工事資金融資制度による貸付を行い、防災対策の強化を図る。



#### 4 土石流対策

##### (1) 砂防指定地の指定（砂防法）

土石流の発生を助長する行為を制限するため、主務大臣は、治水上砂防のため、一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地の指定を行う。（資料編Ⅲ-138 頁）

##### (2) 砂防事業

土石流災害を未然に防止、又は軽減するため、県は砂防事業を実施する。

#### 5 地すべり対策

##### (1) 地すべり防止区域の指定（地すべり等防止法）

地すべりによる災害を防止するため、主務大臣は、地すべり区域及びこれに隣接する地域のうち、地すべり区域の地すべりの助長若しくは誘発するおそれのきわめて大きい土地の区域における一定の行為の禁止若しくは制限すべき土地の区域を指定する。（資料編Ⅲ-140 頁）

##### (2) 地すべり防止事業

地すべりによる被害を未然に防止、又は軽減するため、県又は国は地すべり防止事業を実施する。

#### 6 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定（資料編Ⅲ-141～Ⅲ-203 頁）

福岡県において「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）（平成 12 年法律第 57 号）」に基づき、平成 22 年度から、福岡市域での基礎調査が進められ、平成 25 年度に全区の指定が完了している。本市では、住民の早期避難に資する土砂災害ハザードマップを作成、配布し、周知を図るとともに、避難判断基準や避難に関する情報の伝達方法など、警戒避難体制に関する事項を定め、円滑な避難が行われるために必要な措置を行う。

##### (1) 土砂災害警戒区域

がけ崩れなどの土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域である。

##### (2) 土砂災害特別警戒区域

警戒区域のうち、がけ崩れなどの土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域である。

#### 第9 液状化対策

市民への液状化対策の普及・啓発を図るとともに、土木構造物や地下埋設物、建築物等について必要な防止対策を進める。

##### 1 市民への液状化対策の普及・啓発

###### (1) 液状化対策の普及・啓発

一般に液状化現象が発生しやすい場所としては、旧河道、旧沼地、海岸砂丘、盛土地、埋立地、三角州などがあげられる。

このような場所においては、大規模な構造物は、地下深く、固い支持層まで杭を打つなど、液状化対策が講じられているが、戸建て住宅などでは、具体的な対策が普及していないことから、液状化対策を紹介するホームページなどにより情報提供をおこない、対策の普及・啓発に努め、建築物等の被害防止に取り組む。

さらに、専門知識や高度な技術力を要する事案について、学識経験者から技術指導や助言等を受けることができる「福岡都市圏技術ナレッジ・アライアンス制度」の活用についても検討する。

###### (2) 地震保険制度の普及促進

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引受ける保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段のひとつであるため、市は、その制度の普及促進に努める。

##### 2 土木構造物等における対策工法の促進

液状化現象は、地盤条件により発生の可能性が大きく異なるため、市は、個々の地盤に対応した適切な対策工法の実施に努める。

- (1) 港湾施設  
地震に強い港湾を目指し、岸壁については、地震動・液状化の検討を行い、整備を進めており、更に防災上重要な箇所においては、耐震強化岸壁の整備を進める。  
また、埋立工事においては、地盤改良を行うなど、今後とも液状化に強い埋立工事を進める。
- (2) 海岸施設  
地震発生に伴う護岸等の防波機能低下を防止するため、老朽化した護岸等の耐震対策工事を進めており、引き続き施設の重要性を考慮し、耐震対策を実施する。
- (3) 道路橋梁  
橋台や橋脚を整備する地盤において液状化が予想される場合は、液状化の判定を行い、必要に応じ地盤の改良や固い支持地盤まで支持杭を打ち込むなどの対策を実施する。  
また、既存の施設については、緊急輸送路上の橋梁などから優先的に液状化の判定を行い、必要に応じ適切な対策を検討する。
- (4) 河川  
堤防や護岸、水門等を整備する地盤において液状化が予想される場合は、液状化の判定を行い、必要に応じ地盤の改良や固い支持地盤まで支持杭を打ち込むなどの対策を実施する。  
また、既存の施設については必要に応じ液状化の判定を行い、適切な対策を検討する。
- (5) 水道施設  
水道施設を整備する地盤において液状化が予測される場合は、液状化の判定を行い、必要に応じ地盤改良等により対策を実施する。  
また、配水管については、地震対策として液状化が生じた場合においても、損傷や離脱が生じないよう離脱防止機構付継手のダクタイル鋳鉄管等で整備を行っており、引き続き新設、改良工事に合わせて対策を実施する。
- (6) 下水道施設  
下水道施設を整備する地盤において液状化が予測される場合は、液状化の判定を行い、必要に応じ地盤改良等により対策を実施する。  
また、既存の施設については、必要に応じ液状化の判定を行い、適切な対策を検討する。
- (7) 建築物  
建築物の基礎、杭等について、建築基準法等に定められた構造基準への適合性を建築確認申請時等において確認する。

## 第5節 洪水・高潮・津波・雨水出水浸水想定区域における措置

### 第1 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

福岡県において、水防法第14条第1項の規定に基づき指定された洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のため、福岡市は水防法第15条の規定及び福岡市が作成する洪水ハザードマップに基づき、次に掲げる措置を実施するものとする。

#### 1 地下街等における措置

##### (1) 洪水浸水想定区域内の地下街等及び所在

- ① 博多駅地区地下街（福岡市博多区博多駅中央街1丁目外※博多駅地下街と地下で繋がる不特定多数の者が利用するビルで、建設予定、建設中のものを含む。）
- ② 天神地区地下街（福岡市中央区天神1丁目外※天神地下街と地下で繋がる不特定多数の者が利用するビルで、建設予定、建設中のものを含む。）

##### (2) 避難確保計画及び浸水防止計画の作成

上記地下街の所有者または管理者は、単独または共同で当該地下街の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図るために、次に掲げる事項を定めた計画を作成する。

- ① 地下街等における洪水時の防災体制に関する事項
- ② 地下街等の利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項
- ③ 地下街等における洪水時の浸水防止活動に関する事項
- ④ 地下街等における洪水時の避難の確保及び浸水防止を図るための施設の整備に関する事項
- ⑤ 地下街等における洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ⑥ 地下街等における自衛水防組織の業務に関する事項
- ⑦ そのほか、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止を図るために必要な措置に関する事項  
※ 避難確保計画及び浸水防止計画の作成にあたっては、国土交通省の「地下街等に係る避難確保・浸水防止計画作成の手引き」を参考とする。

##### (3) 避難確保計画及び浸水防止計画の報告と公表

地下街等の所有者または管理者が避難確保計画及び浸水防止計画を作成した場合には、当該避難確保計画及び浸水防止計画を福岡市に報告するとともに、公表する。

##### (4) 洪水予報等の伝達方法

福岡市は洪水浸水想定区域内にある地下街等の施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対し、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、インターネット FAX や防災メール（登録制）等により、洪水予報等の伝達を行う。

##### ① インターネット FAX 配信基準

- ア 福岡市に大雨、洪水警報が発表され、福岡市災害警戒本部等が設置された場合
- イ 河川水位が避難判断水位（避難判断水位が設定されていない観測点については、氾濫危険水位）を超えた場合
- ウ 避難指示など、緊急情報が発表された場合
- エ 福岡市の大雨、洪水警報が解除され、福岡市災害警戒本部等が解除された場合

##### ② 防災メール配信基準

- ア 福岡市に大雨、洪水等の各気象警報・特別警報が発表された場合
- イ 雨量観測所の前1時間雨量が40mmを超えた場合
- ウ 河川水位が避難判断水位（避難判断水位が設定されていない観測点については、氾濫危険水位）を超えた場合
- エ 避難指示など、緊急情報が発表された場合

##### (5) 訓練の実施

福岡市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を

実施するものとする。

(6) 自衛水防組織の設置

福岡市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止を行う自衛水防組織を設置するものとする。

## 2 要配慮者等が主に利用する施設における措置

(1) 要配慮者等が主に利用する施設の名称及び所在地

洪水浸水想定区域内にある要配慮者等が主に利用する施設の名称及び所在地は別表（資料編Ⅲ-58頁～Ⅲ-103頁）に定める。

(2) 洪水予報等の伝達方法

福岡市は洪水浸水想定区域内にある要配慮者等が主に利用する施設の所有者又は管理者（及び自衛水防組織の構成員※）に対し、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、インターネット FAX や防災メール等（登録制）により、洪水予報等の伝達を行う。

※については設置されている場合のみ

① インターネット FAX 配信基準

ア 福岡市に大雨特別警報、大雨警報、洪水警報が発表され、福岡市災害対策本部が設置された場合

イ 河川水位が避難判断水位（避難判断水位が設定されていない観測点については、氾濫危険水位）を超えた場合

ウ 避難指示など、緊急情報が発表された場合

エ 福岡市の大雨特別警報、大雨警報、洪水警報が解除され、福岡市災害対策本部が解除された場合

② 防災メール配信基準

ア 福岡市に大雨等の各気象特別警報や大雨、洪水等の各気象警報が発表された場合

イ 雨量観測所の前1時間雨量が40mmを超えた場合

ウ 河川水位が避難判断水位（避難判断水位が設定されていない観測点については、氾濫危険水位）を超えた場合

エ 避難指示など、緊急情報が発表された場合

(3) 洪水時の円滑かつ迅速な避難確保のための措置

福岡市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、以下のことを行うこととする。

① 当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難確保を図るための計画の作成（作成した場合は、市長へ報告）

② 作成した避難確保計画に基づく訓練の実施（実施した場合は、市長へ報告）

③ 自衛水防組織の設置（努力義務・設置した場合は、市長へ報告）

## 3 大規模工場等における措置

(1) 洪水浸水想定区域内の大規模工場等及び所在

大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として「福岡市地域防災計画に定める事項に係る大規模工場等の用途及び規模を定める条例」で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの。

(2) 洪水予報等の伝達方法

福岡市は洪水浸水想定区域内にある申出があった大規模工場等の施設の所有者又は管理者（及び自衛水防組織の構成員※）に対し、施設の浸水防止措置が円滑に図られるよう、インターネット FAX や防災メール（登録制）等により、洪水予報等の伝達を行う。

※については設置されている場合のみ

① インターネット FAX 配信基準

ア 福岡市に大雨、洪水警報が発表され、福岡市災害対策本部が設置された場合



- イ 河川水位が避難判断水位（避難判断水位が設定されていない観測点については、氾濫危険水位）を超えた場合
- ウ 避難指示など、緊急情報が発表された場合
- エ 福岡市の大雨、洪水警報が解除され、福岡市災害対策本部が解除された場合

## ② 防災メール配信基準

- ア 福岡市に大雨、洪水等の各気象警報・特別警報が発表された場合
- イ 雨量観測所の前1時間雨量が40mmを超えた場合
- ウ 河川水位が避難判断水位（避難判断水位が設定されていない観測点については、氾濫危険水位）を超えた場合
- エ 避難指示など、緊急情報が発表された場合

## (3) 洪水時の浸水防止のための措置

福岡市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の施設の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止を図るため、以下のことに努めることとする。

- ① 当該施設の浸水防止を図るための計画の作成（作成した場合は、市長へ報告）
- ② 作成した計画に基づく訓練の実施（実施した場合は、市長へ報告）
- ③ 自衛水防組織の設置（努力義務（設置した場合は、市長へ報告））

## 4 洪水ハザードマップの作成

福岡県から公表された洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し、区役所、本庁舎で配布するとともに、ホームページに公開し、周知を図る。

## 第2 高潮浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

福岡県において、水防法第14条の3第1項の規定に基づき指定された高潮浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のため、福岡市は水防法第15条の規定及び福岡市が作成する高潮ハザードマップに基づき、次に掲げる措置を実施するものとする。

### 1 地下街等における措置

#### (1) 高潮浸水想定区域内の地下街等及び所在

- ① 博多駅地区地下街（福岡市博多区博多駅中央街1丁目外 ※博多駅地下街と地下で繋がる不特定多数の者が利用するビルで、建設予定、建設中のものを含む。）
- ② 天神地区地下街（福岡市中央区天神1丁目外 ※天神地下街と地下で繋がる不特定多数の者が利用するビルで、建設予定、建設中のものを含む。）

#### (2) 避難確保計画及び浸水防止計画の作成

上記地下街の所有者または管理者は、単独または共同で当該地下街の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図るために、次に掲げる事項を定めた計画を作成する。

- ① 地下街等における高潮時の防災体制に関する事項
  - ② 地下街等の利用者の高潮時の避難の誘導に関する事項
  - ③ 地下街等における高潮時の浸水防止活動に関する事項
  - ④ 地下街等における高潮時の避難の確保及び浸水防止を図るための施設の整備に関する事項
  - ⑤ 地下街等における高潮時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
  - ⑥ 地下街等における自衛水防組織の業務に関する事項
  - ⑦ そのほか、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止を図るために必要な措置に関する事項
- ※ 避難確保計画及び浸水防止計画の作成にあたっては、国土交通省の「地下街等に係る避難確保・浸水防止計画作成の手引き」を参考とする。

- (3) 避難確保計画及び浸水防止計画の報告と公表  
地下街等の所有者または管理者が避難確保計画及び浸水防止計画を作成した場合には、当該避難確保計画及び浸水防止計画を福岡市に報告するとともに、公表する。
- (4) 高潮に係る情報の伝達方法  
福岡市は高潮浸水想定区域内にある地下街等の施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対し、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、インターネット FAX や防災メール(登録制)等により、情報の伝達を行う。
- ① インターネット FAX 配信基準  
ア 福岡市災害対策本部等が設置、又は解除された場合  
イ 高潮特別警戒水位が設定された場合は、その水位を超えた場合  
ウ 避難指示など、緊急情報が発表された場合
- ② 防災メール配信基準  
ア 福岡市に高潮特別警報、高潮警報が発表された場合  
イ 高潮特別警戒水位が設定された場合は、その水位を超えた場合  
ウ 避難指示など、緊急情報が発表された場合
- (5) 訓練の実施  
福岡市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。
- (6) 自衛水防組織の設置  
福岡市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止を行う自衛水防組織を設置するものとする。

## 2 要配慮者等が主に利用する施設における措置

- (1) 要配慮者等が主に利用する施設の名称及び所在地  
高潮浸水想定区域内にある要配慮者等が主に利用する施設の名称及び所在地は別表（資料編Ⅲ-58頁～Ⅲ-103頁）に定める。
- (2) 高潮に係る水位情報の伝達方法  
福岡市は高潮浸水想定区域内にある要配慮者等が主に利用する施設の所有者又は管理者（及び自衛水防組織の構成員※）に対し、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、インターネット FAX や防災メール等（登録制）により、情報の伝達を行う。※については設置されている場合のみ
- ① インターネット FAX 配信基準  
ア 福岡市災害対策本部等が設置、又は解除された場合  
イ 高潮特別警戒水位が設定された場合は、その水位を超えた場合  
ウ 避難指示など、緊急情報が発表された場合
- ② 防災メール配信基準  
ア 福岡市に高潮特別警報、高潮警報が発表された場合  
イ 高潮特別警戒水位が設定された場合は、その水位を超えた場合  
ウ 避難指示など、緊急情報が発表された場合
- (3) 高潮時の円滑かつ迅速な避難確保のための措置  
福岡市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、以下のことを行うこととする。
- ① 当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難確保を図るための計画の作成（作成した場合は、市長へ報告）  
② 作成した避難確保計画に基づく訓練の実施（実施した場合は、市長へ報告）  
③ 自衛水防組織の設置（努力義務（設置した場合は、市長へ報告））



### 3 大規模工場等における措置

#### (1) 高潮浸水想定区域内の大規模工場等及び所在

大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として「福岡市地域防災計画に定める事項に係る大規模工場等の用途及び規模を定める条例」で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で高潮時に浸水の防止を図る必要があるもの。

#### (2) 高潮に係る情報の伝達方法

福岡市は高潮浸水想定区域内にある申出があった大規模工場等の施設の所有者又は管理者（及び自衛水防組織の構成員※）に対し、施設の浸水防止措置が円滑に図られるよう、インターネット FAX や防災メール等（登録制）により、情報の伝達を行う。

※については設置されている場合のみ

##### ① インターネット FAX 配信基準

ア 福岡市災害対策本部等が設置、又は解除された場合

イ 高潮特別警戒水位が設定された場合は、その水位を超えた場合

ウ 避難指示など、緊急情報が発表された場合

##### ② 防災メール配信基準

ア 福岡市に高潮特別警報、高潮警報が発表された場合

イ 高潮特別警戒水位が設定された場合は、その水位を超えた場合

ウ 避難指示など、緊急情報が発表された場合

#### (3) 高潮時の浸水防止のための措置

福岡市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の施設の所有者又は管理者は、高潮時の浸水防止を図るため、以下のことに努めることとする。

① 当該施設の浸水防止を図るための計画の作成（作成した場合は、市長へ報告）

② 作成した計画に基づく訓練の実施（実施した場合は、市長へ報告）

③ 自衛水防組織の設置（努力義務（設置した場合は、市長へ報告））

### 4 高潮ハザードマップの作成

福岡県から公表された高潮浸水想定区域図に基づき、高潮ハザードマップを作成し、区役所、本庁舎で配布するとともに、ホームページに公開し、周知を図る。

### 第3 津波浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

福岡県において、「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」第53条第1項に基づき、平成30年7月に福岡市域において津波災害警戒区域の指定がなされた。

津波災害警戒区域は、津波浸水想定（平成28年2月）に基づき指定されたもので、本市では、同法第54条に基づき、避難場所や避難経路の確保、避難訓練の実施等の警戒避難体制の整備に取り組んでいく。

津波災害警戒区域：津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

#### 1 津波防災知識の普及・訓練

##### (1) 防災思想の普及、徹底

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められることから、自主防災思想の普及、徹底を図る。また、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

##### (2) 防災知識の普及

津波による人的被害を軽減する方策は、市民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波に備えて迅速な避難行動が開始できるよう、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民

に対し、住んでいる地域の特徴や過去の津波から学んだ教訓をはじめ、津波災害時のシミュレーション結果などを示しながら津波の危険性を周知させるなど、普及・啓発の充実・強化を図るものとする。

特に、沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があることから、次に示す避難行動に関する知識の周知徹底を図る。

#### ① 避難行動に関する知識

ア 強い揺れ（震度4程度以上）若しくは長時間のゆっくりとした揺れを感じたときには、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。

イ 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報や津波警報を見聞きした場合は、避難指示を待たずに、直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所に避難する。また、海岸保全施設等よりも海側にいる人は津波注意報でも避難する必要がある。

ウ 津波警報等や避難指示は、避難した先で確認し、避難行動を継続するかどうかの判断材料とすること。

エ 避難にあたっては徒歩によることを原則とし、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促す。

#### ② 津波の特性に関する情報

ア 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。

イ 第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性がある。

ウ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性がある。

#### ③ 津波に関する想定・予測の不確実性

ア 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性がある。特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界がある。

イ 浸水想定区域外でも浸水する可能性がある。

ウ 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得る。

#### ④ 津波への備え

ア 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備しておく。

イ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策等の家庭での予防・安全対策に取り組む。

ウ 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルール等を決めておく。

#### ⑤ 防災教育の普及

ア 教育機関は、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。

イ 旅行先などで津波被害に遭う可能性もあることから、津波に関する防災教育は全国的に行われる必要がある。

ウ 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。また、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

エ 公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

オ 津波に関する想定・予測の不確実性を踏まえ、津波発生時に刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を市民等が取ることができるよう、防災教育等を通じた関係主体による危機意識の共有に努め、津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図るものとする。

カ 防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用するものとする。

### (3) 津波防災訓練の実施、指導

① 防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。

② 避難計画を策定のうえ、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学

校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動の習熟を図る。

- ③ 津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

(4) 普及、訓練における要配慮者等への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

## 2 地下街等における措置

津波災害警戒区域内において、該当する地下街等はない。

## 3 要配慮者等が主に利用する施設における措置

(1) 要配慮者等が主に利用する施設の名称及び所在地

津波災害警戒区域内にある要配慮者等が主に利用する施設の名称及び所在地は別表（資料編Ⅲ-58頁～Ⅲ-103頁）に定める。

(2) 津波に関する情報等の収集及び伝達方法

福岡市は津波災害警戒区域内にある要配慮者等が主に利用する施設の所有者又は管理者に対し、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、気象台や福岡県が発表する津波に関する情報を収集し、インターネット FAX や防災メール等（登録制）により、情報等の伝達を行う。

① インターネット FAX 配信基準

ア 福岡市に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表され、福岡市災害対策本部等が設置された場合

イ 避難指示が発表された場合

ウ 福岡市の大津波警報、津波警報、津波注意報が解除され、福岡市災害対策本部等が廃止された場合

② 防災メール配信基準

ア 福岡市に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合

イ 避難指示が発表された場合

(3) 福岡市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、以下のことを行うこととする。

① 当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難確保を図るための計画の作成（作成した場合は、市長へ報告）

② 作成した避難確保計画に基づく訓練の実施（実施した場合は、市長へ報告）

## 4 津波ハザードマップの作成・配布

福岡県から公表された津波浸水想定区域図に基づき、津波ハザードマップを作成し、対象地域の住民に配布するとともに、ホームページに公開し、周知を図る。

## 第4 雨水出水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

水防法第14条の2第1項の規定に基づき福岡市が雨水出水浸水想定区域（以下、「内水浸水想定区域」という。）を指定した場合、水防法第15条の規定及び内水ハザードマップに基づき、内水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のため、次に掲げる措置を実施するものとする。

### 1 地下街等における措置

(1) 内水浸水想定区域内の地下街等及び所在

博多駅地区地下街（福岡市博多区博多駅中央街1丁目外 ※博多駅地下街と地下で繋がる不特定多数の者が利用するビルで、建設予定、建設中のものを含む。）

(2) 避難確保計画及び浸水防止計画の作成

上記地下街の所有者又は管理者は、単独または共同で当該地下街の利用者の雨水出水時（以下、「内水氾濫時」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図るために、次に掲げる事項を定めた計画を作成する。

- ① 地下街等における内水氾濫時の防災体制に関する事項
- ② 地下街等の利用者の内水氾濫時の避難の誘導に関する事項
- ③ 地下街等における内水氾濫時の浸水防止活動に関する事項
- ④ 地下街等における内水氾濫時の避難の確保及び浸水防止を図るための施設の整備に関する事項
- ⑤ 地下街等における内水氾濫時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ⑥ 地下街等における自衛水防組織の業務に関する事項
- ⑦ そのほか、地下街等の利用者の内水氾濫時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止を図るために必要な措置に関する事項  
※ 避難確保計画及び浸水防止計画の作成に当たっては、国土交通省の「地下街等に係る避難確保・浸水防止計画作成の手引き」を参考とする。

(3) 避難確保計画及び浸水防止計画の報告と公表

地下街等の所有者又は管理者が避難確保計画及び浸水防止計画を作成した場合には、当該避難確保計画及び浸水防止計画を福岡市に報告するとともに、公表する。

(4) 内水氾濫に係る情報の伝達方法

福岡市は内水浸水想定区域内にある地下街等の施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対し、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、インターネット FAX や防災メール（登録制）等により、情報の伝達を行う。

- ① インターネット FAX 配信基準
  - ア 福岡市災害警戒本部等が設置された場合、又は解除された場合
  - イ 雨水出水特別警戒水位（以下、「内水氾濫危険水位」という。）を超えた場合
  - ウ 避難指示など、緊急情報が発表された場合
- ② 防災メール等配信基準
  - ア 福岡市に大雨等の各気象特別警報や大雨、洪水等の各気象警報が発表された場合
  - イ 雨量観測所の前1時間雨量が40mmを超えた場合
  - ウ 内水氾濫危険水位を超えた場合
  - エ 避難指示など、緊急情報が発表された場合

(5) 訓練の実施

福岡市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

(6) 自衛水防組織の設置

福岡市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止を行う自衛水防組織を設置するものとする。

## 2 要配慮者等が主に利用する施設における措置

(1) 要配慮者等が主に利用する施設の名称及び所在地

内水浸水想定区域内にある要配慮者等が主に利用する施設の名称及び所在地は別表（資料編Ⅲ-58頁～Ⅲ-103頁）に定める。

(2) 内水氾濫に係る情報の伝達方法

福岡市は内水浸水想定区域内にある要配慮者等が主に利用する施設の所有者又は管理者（及び自衛水防組織の構成員※）に対し、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、インターネット FAX や防災メール（登録制）等により、情報の伝達を行う。

※については設置されている場合のみ

- ① インターネット FAX 配信基準



- ア 福岡市災害警戒本部等が設置された場合、又は解除された場合
- イ 内水氾濫危険水位を超えた場合
- ウ 避難指示など、緊急情報が発表された場合

② 防災メール等配信基準

- ア 福岡市に大雨等の各気象特別警報や大雨、洪水等の各気象警報が発表された場合
- イ 雨量観測所の前1時間雨量が40mmを超えた場合
- ウ 内水氾濫危険水位を超えた場合
- エ 避難指示など、緊急情報が発表された場合

(3) 内水氾濫時の円滑かつ迅速な避難確保のための措置

福岡市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、以下のことを行うこととする。

- ① 当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難確保を図るための計画の作成（作成した場合は、市長へ報告）
- ② 作成した避難確保計画に基づく訓練の実施（実施した場合は、市長へ報告）
- ③ 自衛水防組織の設置（努力義務（設置した場合は、市長へ報告））

### 3 大規模工場等における措置

(1) 内水浸水想定区域内の大規模工場等及び所在

大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として「福岡市地域防災計画に定める事項に係る大規模工場等の用途及び規模を定める条例」で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で内水氾濫時に浸水の防止を図る必要があるもの。

(2) 内水に係る情報の伝達方法

福岡市は内水浸水想定区域内にある申出があった大規模工場等の施設の所有者又は管理者（及び自衛水防組織の構成員※）に対し、施設の浸水防止措置が円滑に図られるよう、インターネットFAXや防災メール等（登録制）により、情報の伝達を行う。

※については設置されている場合のみ

① インターネットFAX配信基準

- ア 福岡市災害対策本部等が設置、又は解除された場合
- イ 内水氾濫危険水位を超えた場合
- ウ 避難指示など、緊急情報が発表された場合

② 防災メール配信基準

- ア 福岡市に大雨等の各気象特別警報や大雨、洪水等の各気象警報が発表された場合
- イ 雨量観測所の前1時間雨量が40mmを超えた場合
- ウ 内水氾濫危険水位を超えた場合
- エ 避難指示など、緊急情報が発表された場合

(3) 内水氾濫時の浸水防止のための措置

福岡市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の施設の所有者又は管理者は、内水氾濫時の浸水防止を図るため、以下のことに努めることとする。

- ① 当該施設の浸水防止を図るための計画の作成（作成した場合は、市長へ報告）
- ② 作成した計画に基づく訓練の実施（実施した場合は、市長へ報告）
- ③ 自衛水防組織の設置（努力義務（設置した場合は、市長へ報告））

### 4 内水ハザードマップの作成

福岡市が公表された内水浸水想定区域図に基づき、内水ハザードマップを作成し、内水浸水想定区域内の校区及び事業所に配布するとともに、区役所、本庁舎でも配布する。また、ホームページに公開し、周知を図る。

## 第6節 土砂災害警戒区域内における措置

土砂災害防止法第8条の規定に基づき、土砂災害警戒区域内における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、次に掲げる措置を実施するものとする。

### 1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達

土砂災害警戒情報をはじめとする土砂災害に関する情報の収集、伝達については、「第4章 第1節 情報の収集・整理・伝達」に定める要領に従う。

### 2 要配慮者等が主に利用する施設及び学校における措置

#### (1) 要配慮者等が主に利用する施設及び学校の名称及び所在地

土砂災害警戒区域内にある要配慮者等が主に利用する施設及び学校の名称及び所在地は別表（資料編Ⅲ-204頁～Ⅲ-210頁）に定める。

#### (2) 土砂災害に関する情報等の収集及び伝達方法

福岡市は土砂災害警戒区域内にある要配慮者等が主に利用する施設又は学校の所有者又は管理者に対し、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、气象台や福岡県が発表する土砂災害に関する情報を収集し、インターネット FAX や防災メール等（登録制）により、土砂災害に関する情報等の伝達を行う。

##### ① インターネット FAX 配信基準

- ア 福岡市に大雨特別警報、大雨警報が発表され、福岡市災害対策本部が設置された場合
- イ 避難指示など、緊急情報が発表された場合
- ウ 福岡市の大雨特別警報、大雨警報が解除され、福岡市災害対策本部が廃止された場合

##### ② 防災メール配信基準

- ア 福岡市に大雨等の各気象特別警報や各気象警報が発表された場合
- イ 避難指示など、緊急情報が発表された場合

#### (3) 福岡市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、以下のことを行うこととする。

- ① 当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難確保を図るための計画の作成（作成した場合は、市長へ報告）
- ② 作成した避難確保計画に基づく訓練の実施（実施した場合は、市長へ報告）

### 3 土砂災害ハザードマップの作成

福岡県が指定した土砂災害警戒区域等や避難所等の避難に関する情報を示した土砂災害ハザードマップを作成し、区役所、本庁舎でも配布する。また、ホームページに公開し、周知を図る。

### 4 避難訓練の実施

作成した土砂災害ハザードマップ等を活用し、地域と連携して避難訓練を実施する。



## 第7節 業務継続計画の策定

### 1 市における業務継続計画

市は、大規模な地震が発生した場合において、市民の生命、身体、財産を守り、生活の早期復旧を図るため、災害発生時にも行政機能を確保し、迅速かつ的確な応急対策を実施する必要がある。同時に災害時であっても継続が求められる業務もあることから、あらかじめ、行政サービスの提供を維持するための優先業務を特定し、職員の配備体制や応援体制等を定めた「福岡市業務継続計画」に基づき、大規模地震の発生に備え、平常時から全庁的に業務継続力の向上に努めることとする。

### 2 企業における事業継続計画

#### (1) 事業の継続

企業においては、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

#### (2) 生命の安全確保

顧客が来店したり、施設内に留まったりすることが想定されている業種においては、まず顧客の生命の安全確保が求められる。次に、企業の役員、従業員、関連会社、派遣社員、協力会社など、業務に携わる人々の生命の安全を確保することが重要である。

#### (3) 二次災害の防止

火災の防止、建築物・構築物の周辺への倒壊阻止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取組が必要である。

#### (4) 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、市民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す必要がある。地域貢献には、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特色を活かしたサポートが望まれる。平常時からこれら主体との連携を密にしておく必要がある。

## 第8節 地震対策に関する調査

## 1 地震に関する調査研究等

昭和52年度～昭和54年度	「震災対策委員会」設置 本市の地盤状況、避難対策について調査
昭和57年度～昭和59年度	「震災専門委員会」 警固断層に関する調査 (調査結果)・C級(1000年に1～10cm程度の移動) ・活断層である確率が高い ・継続的に活動状況を観察することが提言された。
昭和59年度	「震災専門委員会」の提言により、微小地震計を水道局高宮浄水場に設置し観測を行っている。
平成8年度～平成12年度	「警固断層」調査 学識経験者6名による福岡市断層調査研究会を設置し、その指導の下に調査を行った。
平成13年5月	「警固断層」調査結果を福岡市断層調査研究会の副会長から「福岡市防災会議」で報告を行った。
平成17年10月～	「警固断層調査検討委員会」設置
平成19年3月	地震調査研究推進本部(事務局:文部科学省)による長期評価の公表
平成20年4月	地震調査研究推進本部(事務局:文部科学省)による「警固断層帯(南東部)の地震を想定した強震動評価について」の公表
平成20年度	浜の町公園におけるトレンチ調査の実施
平成21年8月	「警固断層に関する調査報告書」完成 文部科学省へ送付(警固断層長期評価の見直し時に活用)

## 2 警固断層帯の長期評価結果

地震調査研究推進本部(事務局:文部科学省)は、平成17年8月に警固断層を主要活断層として新たに指定し、平成19年3月に警固断層帯の長期評価結果を公表。

## (1) 警固断層帯の特性

項目	特性
1 断層帯の位置・形態	
(1) 断層帯を構成する断層	北西部:福岡県西方沖の断層 南東部:警固断層
(2) 断層帯の位置・形状	地表における断層帯の位置・形状 断層帯の位置 北西部: (北端)北緯33°48' 東経130°05' (南端)北緯33°40' 東経130°18' 南東部: (北端)北緯33°39' 東経130°19' (南端)北緯33°28' 東経130°32' 長さ 北西部:25km程度 南東部:約27km 全体:55km程度 地下における断層面の位置・形状 長さ及び上端の位置 地表での長さ・位置と同じ

	上端の深さ 北西部：不明 南東部：0km 一般走向 北西部：N60°W 南東部：N50°W 全 体：N55°W 傾斜 北西部：高角度（ほぼ垂直） 南東部：高角度南西傾斜（地表付近） 幅 15km程度（北西部、南東部とも）
(3) 断層のずれの向きと種類	北西部：左横ずれ断層 南東部：左横ずれ断層（南西側隆起成分を伴う）
2 断層帯の過去の活動	
(1) 平均的なずれの速度	北西部：不明 南東部：不明（南東部の上下成分は0.02m/千年）
(2) 過去の活動時期	北西部：活動1（最新活動） 2005年福岡県西方沖の地震 南東部：活動1（最新活動） 約4300年前以後、約3400年前以前 活動2（1つ前の活動） 約8900年前以後、約7400年前以前
(3) 1回のずれの量と平均活動間隔	1回のずれの量 北西部：2m程度（左横ずれ成分） 南東部：2m程度（左横ずれ成分） 平均活動間隔 北西部：不明 南東部：約3100-5500年
(4) 過去の活動区間	北西部と南東部の2区間
3 断層帯の将来の活動	
(1) 将来の活動区間及び活動時の地震の規模	活動区間 北西部と南東部の2区間 地震の規模 北西部：マグニチュード7.0程度 南東部：マグニチュード7.2程度 断層帯全体が同時に活動する場合：マグニチュード7.7程度 ずれの量 北西部：2m程度（左横ずれ成分） 南東部：2m程度（左横ずれ成分）

(2) 警固断層帯の将来の地震発生確率等（算定基準日 令和4年1月1日）

起震断層	地震規模 (マグニチュード)	相対的 評価(注1) ランク	地震発生確率			地震後経過率 (注2)	平均活動間隔
			30年 以内	50年 以内	100年 以内		最新活動時期
北西部 (注3)	7.0 程度	X ランク	不明(注4)				不明
							2005年福岡県 西方沖の地震
南東部	7.2 程度	S* ランク	0.3 ~6%	0.4 ~9%	0.9 ~20%	0.6-1.4	約3100年 -5500年
							約4300年 -3400年前



- (注1) 今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1~3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明(すぐに地震が起きることが否定できない)を「Xランク」と表記。地震後経過率が0.7以上については、ランクに「\*」を付記。
- (注2) 最新活動(地震発生)時期から評価時点までの経過時間を平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が平均活動間隔に達すると1.0となる。
- (注3) 警固断層帯(北西部)は、平均活動間隔などが不明のため、地震発生確率は求めることができないが、最新活動時期が2005年であり、地震後経過年数が短いため、近い将来の地震発生確率はごく小さいと考えられる。なお、断層面の位置・形状や活動履歴の検討をするための地形学・地質学的な資料が得られていないことから、長期評価は主に地震観測結果などの地球物理学的な資料に基づいて行われている。
- (注4) 平均活動間隔が判明していない等の理由より、地震発生確率及び地震後経過率を求めることができない。

調査地点位置

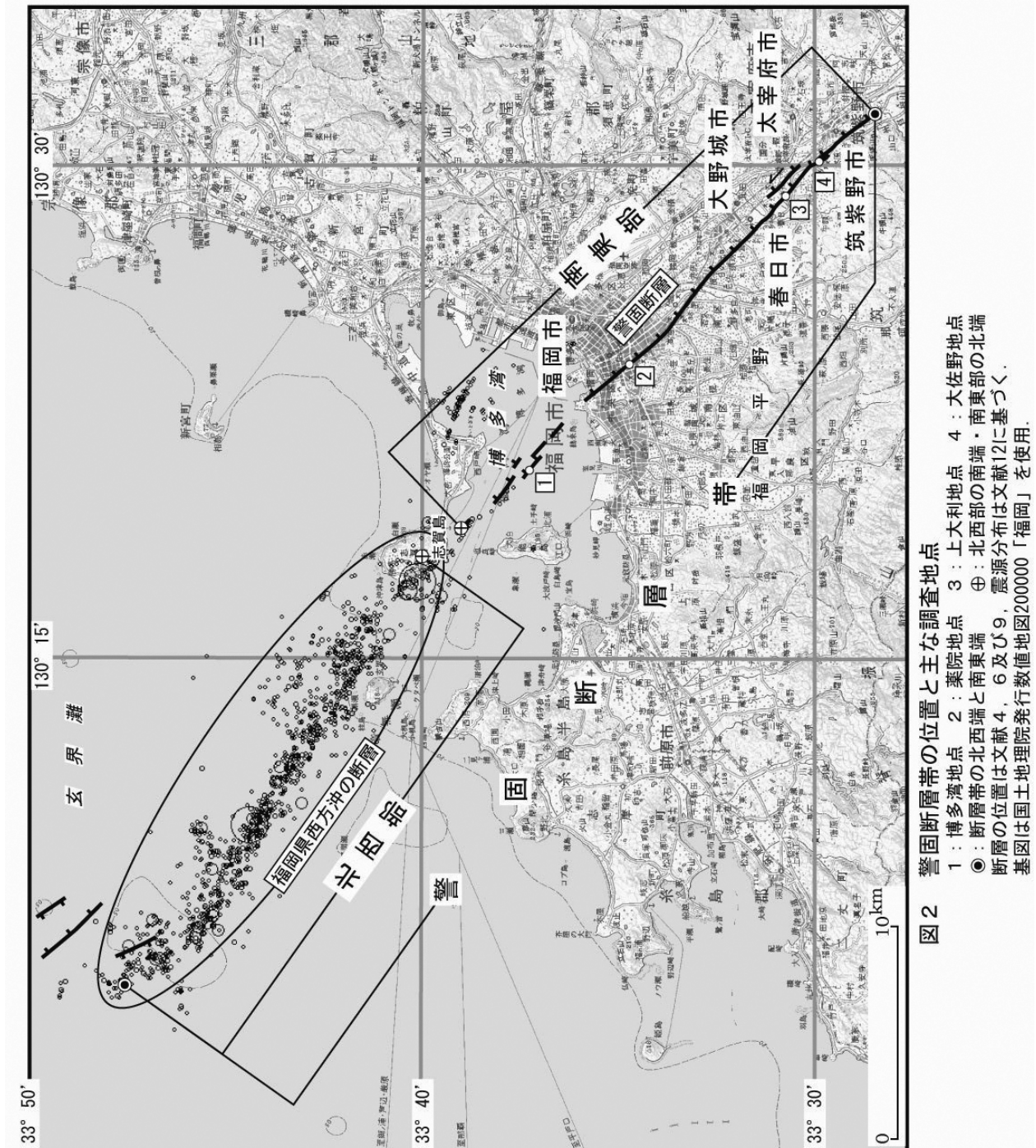


図2 警固断層帯の位置と主な調査地点

1 : 博多湾地点 2 : 葉院地点 3 : 上大利地点 4 : 大佐野地点  
 ● : 断層帯の北西端と南東端 ⊕ : 北西部の南端・南東部の北端  
 断層の位置は文献4, 6及び9, 震源分布は文献12に基づく。  
 基図は国土地理院発行数値地図200000「福岡」を使用。

(※地震調査研究推進本部資料から引用)





# 第4章 風水害応急対策計画

## ★風水害対策タイムライン

第1節 情報の収集・整理・伝達

第2節 応急活動の基盤確保

第3節 救助・救急活動

第4節 避難対策

第5節 物資の供給・輸送対策

第6節 都市機能の確保

第7節 被災者の生活再建対策



# 風水害対策タイムライン

区分		発災前	発災日～発災+2日	発災+3日～発災+1週間	発災+1週間～	
災害対策本部の運営	本部運営全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害警戒本部の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の設置</li> <li>・区災害対策本部の設置</li> <li>・災害対策本部会議（機能別会議）</li> <li>・災害救助法適用のための処置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区災害対策本部の設置</li> <li>・災害対策本部会議（機能別会議）</li> <li>・災害救助法適用のための処置</li> </ul>		
	職員の動員等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1～2配備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3配備～</li> <li>・職員の勤務体制管理</li> <li>・BCPの適用</li> <li>・職員の被災状況の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の健康管理（心のケアを含む）</li> </ul>		
	庁舎の管理		<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎機能の維持・回復（代替施設の指定）</li> </ul>			
	受援		<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策に係る国等との調整、自衛隊への災害派遣要請</li> <li>・広域応援要請（消防、水道）</li> <li>・受入職員等の宿泊場所調整、支援機関等の活動拠点調整</li> <li>・災害ボランティアセンターの開設協議・準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国・自治体職員の受入れ</li> <li>・災害ボランティアセンターの開設・運営</li> </ul>		
	その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災関係機関等の活動拠点等の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府・国会議員等の視察対応</li> </ul>		
	被害状況の把握・報告等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・人的被害・家屋被害状況の把握</li> <li>・インフラの被害状況及び復旧予定の把握</li> <li>・業務システム・ネットワークの維持・管理</li> </ul>			
	避難情報		<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難情報（Lv3～4）の発令</li> <li>・警戒区域の設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急安全確保（Lv5）の発令</li> </ul>		
	市民等への情報提供		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市HPに特設ページの作成、HPの災害時モードへの変更</li> <li>・報道機関への情報提供</li> <li>・防災メール等による情報提供</li> <li>・広報車による広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報相談窓口（コールセンター等）の開設</li> <li>・安否情報の提供</li> </ul>		
	負傷者の救命・救助等			<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急道路の確保</li> <li>・救護所の開設・運営</li> <li>・応急医療救護</li> <li>・行方不明者の捜索</li> <li>・遺体安置所の開設・運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋火葬対策</li> </ul>	
	孤立者の救出等			<ul style="list-style-type: none"> <li>・孤立者の救出</li> <li>・帰宅困難者対策</li> </ul>		
市民生活の維持	避難所の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（福祉）避難所の開設・運営</li> <li>・要配慮者（障がい者、子ども、高齢者、外国人）対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資支援要請</li> <li>・食料生活必需品の調達</li> <li>・救護物資の受入提供</li> <li>・応急給水</li> <li>・輸送力の確保</li> <li>・物資集積拠点の開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫・保健衛生対策</li> <li>・愛玩動物対策</li> <li>・指定外避難所の把握</li> <li>・被災者の心のケア</li> </ul>		
	物資の提供		<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・橋梁</li> <li>・上下水道</li> <li>・排水施設</li> <li>・河川</li> <li>・港湾</li> <li>・海岸施設</li> <li>・公園その他の公共施設</li> <li>・渋滞対策</li> <li>・障害物の除去</li> <li>・災害廃棄物の処理</li> <li>・し尿の処理</li> <li>・災害廃棄物仮置場の開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資集積拠点の運営</li> </ul>		
	生活インフラの応急対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物施設等の応急対策（石油等、放射性物質、毒物・劇薬）</li> <li>・被災宅地危険度判定</li> <li>・治安・テマ対策</li> <li>・充電サービスの提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育施設等の開設・運営</li> <li>・災害廃棄物仮置場の運営</li> </ul>		
	市民生活の安全確保					
被災者の生活再建			<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋被害認定調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義援金の受入</li> <li>・応急教育対策</li> <li>・り災証明の発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義援金の配分</li> <li>・租税の減免</li> <li>・応急仮設住宅の供与</li> <li>・復旧・復興計画の作成</li> <li>・産業・経済対策</li> </ul>	

※ 各活動を開始するタイムラインを表記

## 《第4章 風水害応急対策計画》

### 第1節 情報の収集・整理・伝達

災害時における気象通報、災害情報及び災害応急対策上の指令、命令等の収集、伝達、報告通知及び要請等を迅速、確実に実施し、通信の確保を期するための計画である。

#### 第1 情報の収集・伝達活動

##### 1 福岡管区気象台が発表する特別警報・警報・注意報・情報等

気象、水防、火災等に関する特別警報・警報・注意報・情報等の収集、伝達は次の伝達要領、伝達系統をもって行う。

###### (1) 収集、伝達要領

- ① 福岡管区気象台が発表する特別警報・警報・注意報・情報等は別紙系統図により伝達される。  
(資料編IV-1頁)  
なお、福岡管区気象台が大雨、暴風、高潮等の特別警報を発表した場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。
- ② 消防局で収集、受信した災害情報等は直ちに災害対策本部室へ伝達する。
- ③ 災害対策本部室長は、特別警報・警報・注意報・情報等を受信した場合は速かに本部長（市長）に報告し、それに対応する必要な防災指令を各局等及び各区本部へ伝達する。解除された場合もこの要領による。
- ④ 災害対策本部室から各局等及び各区本部への伝達は、電話、防災行政無線、庁内放送又は文書等をもって行う。
- ⑤ 特別警報・警報・注意報・情報等の伝達を受けた各局長等及び各区本部長は速かにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに関係出先機関へも伝達、指令する。
- ⑥ その他各区本部、班の職員は災害対策本部室長より特別警報・警報・注意報・情報等の伝達を受けた後は、刻々と推移する状況について報道機関等の報道を聴取するよう努め、その内容に応じた適切な措置を講ずる。

##### 2 防災気象情報システムからの情報等

福岡県との連携を強化し、雨量・河川水位（自動監視）、ダムの放流等に関する情報を即時に収集できる体制を整備する。

市内及び近郊 33 箇所の雨量観測点と同 20 箇所の河川水位観測点のデータ並びに同 25 箇所の河川監視カメラ観測点の映像を収集・処理して、災害時の避難判断などに役立てるとともに、平常時においてもホームページや防災メールで市民へ情報提供する。

##### 3 災害映像情報の収集

防災情報カメラシステム、ヘリコプターテレビ電送システム、指揮支援システムを活用し、災害に関する映像情報を収集する。

##### 4 被害情報等の収集・伝達

###### (1) 収集・報告の要領

災害に伴う災害情報、被害状況の収集及び報告については法令等に特別の定めがある場合のほか、以下に定めるところによる。従って、各局等の防災主任は、あらゆる手段を用いて状況を収集把握し、被害状況が確定するまでの間、福岡市災害対応支援システム等により災害対策本部あて報告するものである。

なお、これら収集及び報告は、災害対策の基礎資料となるものであるから迅速かつ的確に実施することを要する。

次に掲げる事項についても調査報告を行う。

- ① 災害の概況（原因、とき、ところ）
- ② 消防、水防機関等の出動状況
- ③ 避難情報の状況

- ④ 住民の避難の状況
- ⑤ 救助活動の状況
- ⑥ 応急措置の状況
- ⑦ その他必要な事項

(2) 情報の入力

各局等及び各区災害対策本部は、それぞれが所管する被害状況等を「災害対応支援システム」に入力する。

なお、入力の際は、「災害対応支援システム」の入力情報を確認するとともに、関係部署と連携して、情報の重複入力をしないよう努める。

(3) 県等への報告

災害対策本部において集約した被害情報等については、定期的に又は必要に応じ随時県へ報告する。

(4) 災害による被害・収集マニュアル

区役所所管分については、被害集計を区役所と消防署とが連携して相互に情報交換を行うとともに区役所（区本部）で取りまとめ、被害・収集マニュアルに基づき、災害対策本部に伝達する。

5 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づいて福岡管区気象台長が気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。火災気象通報を行う場合の基準は、福岡管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び陸上を対象とした「強風注意報」の基準と同一とする。なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

※「乾燥注意報」の基準：実効湿度 60%以下でかつ最小湿度 40%以下

※「強風注意報（陸上）」の基準：平均風速 12m/s 以上

6 火災警報

市長は、前項に掲げる火災気象通報を受けたとき又は火災の予防上危険であると認めるときに火災警報を発することができる。

7 福岡県が発表する警報・情報等

(1) 水防警報

「水防警報」とは、国土交通大臣又は県知事がそれぞれの指定する河川、海岸又は湖沼に洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合において、水防を必要とする旨の警告を発するものをいう。

① 県知事が水防警報を行う河川

河川名	観測所名	第一段階 待 機	第二段階 準 備	第三段階 出 動	第四段階 警 戒	第五段階 嚴重警戒	第六段階 解 除	水防警報 発令者
多々良川	雨水橋 (粕屋町)	水防団待機水位 (2.02m)を超え、氾 濫注意水位(2.41m) に達する見込みが あるとき	水防団待機水位 (2.02m)に達し、氾 濫注意水位(2.41m) を突破する見込み があるとき	氾濫注意水位 (2.41m)に達し、な お水位上昇の見込 みがあるとき	避難判断水位 (2.84m)に達し、な お水位上昇の見込 みがあるとき	氾濫危険水位 (3.46m)に達し、氾 濫発生のおそれが あるとき	氾濫注意水位 (2.41m)以下に下っ て再び増水のおそ れがないと思われ るとき	福岡水防 地方本部長
宇美川	片峰新橋 (志免町)	水防団待機水位 (2.00m)を超え、氾 濫注意水位(2.80m) に達する見込みが あるとき	水防団待機水位 (2.00m)に達し、氾 濫注意水位(2.80m) を突破する見込み があるとき	氾濫注意水位 (2.80m)に達し、な お水位上昇の見込 みがあるとき	避難判断水位 (3.10m)に達し、な お水位上昇の見込 みがあるとき	氾濫危険水位 (3.50m)に達し、氾 濫発生のおそれが あるとき	氾濫注意水位 (2.80m)以下に下っ て再び増水のおそ れがないと思われ るとき	福岡水防 地方本部長
樋井川	田島橋 (城南区)	水防団待機水位 (1.59m)を超え、氾 濫注意水位(2.34m) に達する見込みが あるとき	水防団待機水位 (1.59m)に達し、氾 濫注意水位(2.34m) を突破する見込み があるとき	氾濫注意水位 (2.34m)に達し、な お水位上昇の見込 みがあるとき	避難判断水位 (2.47m)に達し、な お水位上昇の見込 みがあるとき	氾濫危険水位 (2.72m)に達し、氾 濫発生のおそれが あるとき	氾濫注意水位 (2.34m)以下に下っ て再び増水のおそ れがないと思われ るとき	福岡水防 地方本部長



河川名	観測所名	第一段階 待 機	第二段階 準 備	第三段階 出 動	第四段階 警 戒	第五段階 嚴重警戒	第六段階 解 除	水防警報 発令者
室見川	橋本橋 (西区)	水防団待機水位 (3.00m)を超え、氾 濫注意水位(3.50m) に達する見込みが あるとき	水防団待機水位 (3.00m)に達し、氾 濫注意水位(3.50m) を突破する見込み があるとき	氾濫注意水位 (3.50m)に達し、な お水位上昇の見込 みがあるとき	避難判断水位 (3.70m)に達し、な お水位上昇の見込 みがあるとき	氾濫危険水位 (3.90m)に達し、氾 濫発生のおそれが あるとき	氾濫注意水位 (3.50m)以下に下っ て再び増水のおそ れがないと思われ るとき	福岡水防 地方本部長
御笠川	隅田橋 (博多区)	水防団待機水位 (0.30m)を超え、氾 濫注意水位(1.00m) に達する見込みが あるとき	水防団待機水位 (0.30m)に達し、氾 濫注意水位(1.00m) を突破する見込み があるとき	氾濫注意水位 (1.00m)に達し、な お水位上昇の見込 みがあるとき	避難判断水位 (1.25m)に達し、な お水位上昇の見込 みがあるとき	氾濫危険水位 (1.75m)に達し、氾 濫発生のおそれが あるとき	氾濫注意水位 (1.00m)以下に下っ て再び増水のおそ れがないと思われ るとき	那珂水防 地方本部長
那珂川	下臼佐 (南区)	水防団待機水位 (3.83m)を超え、氾 濫注意水位(4.29m) に達する見込みが あるとき	水防団待機水位 (3.83m)に達し、氾 濫注意水位(4.29m) を突破する見込み があるとき	氾濫注意水位 (4.29m)に達し、な お水位上昇の見込 みがあるとき	避難判断水位 (5.29m)に達し、な お水位上昇の見込 みがあるとき	氾濫危険水位 (5.55m)に達し、氾 濫発生のおそれが あるとき	氾濫注意水位 (4.29m)以下に下っ て再び増水のおそ れがないと思われ るとき	那珂水防 地方本部長
瑞梅寺川	池 田 (糸島市)	水防団待機水位 (1.50m)を超え、氾 濫注意水位(2.16m) に達する見込みが あるとき	水防団待機水位 (1.50m)に達し、氾 濫注意水位(2.16m) を突破する見込み があるとき	氾濫注意水位 (2.16m)に達し、な お水位上昇の見込 みがあるとき	避難判断水位 (2.62m)に達し、な お水位上昇の見込 みがあるとき	氾濫危険水位 (2.81m)に達し、氾 濫発生のおそれが あるとき	氾濫注意水位 (2.16m)以下に下っ て再び増水のおそ れがないと思われ るとき	前原水防 地方本部長
雷山川	潤 橋 (糸島市)	水防団待機水位 (1.60m)を超え、氾 濫注意水位(2.14m) に達する見込みが あるとき	水防団待機水位 (1.60m)に達し、氾 濫注意水位(2.14m) を突破する見込み があるとき	氾濫注意水位 (2.14m)に達し、な お水位上昇の見込 みがあるとき	難判断水位(2.67m) に達し、なお水位 上昇の見込みがあ るとき	氾濫危険水位 (3.00m)に達し、氾 濫発生のおそれが あるとき	氾濫注意水位 (2.14m)以下に下っ て再び増水のおそ れがないと思われ るとき	前原水防 地方本部長

② 県知事が行う高潮特別警戒水位情報の通知及び周知を行う海岸

沿岸名	区 域
玄海灘沿岸	福岡県糸島市二丈鹿家から福岡県芦屋町山鹿まで

(2) その他の情報

福岡市及び福岡市に係る広域の気象情報をきめ細かく把握するため、潮位情報等を収集し、その変化に即応した防災対策を行う。

- ① 潮位の観測については、海上保安庁第七管区海上保安本部の検潮器(別表)の記録を収集する。  
波浪の観測については暴風時移動観測器を使用する。

(別 表)

地区名	観測位置	器種	観測者	備考
玄界灘	福岡市東区 東浜二丁目 9番65号地先	フース型 (長期間)	福岡海上保安部	基準面 平均水面下 -1.10m 既往最高潮位 +2.84m H3.9.27

8 福岡県と気象庁(福岡管区气象台)が共同して行う指定河川洪水予報

水防法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定による洪水についての予報及び警報は、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。

- (1) 指定河川洪水予報とは、福岡県と気象庁(福岡管区气象台)が共同し、河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

(2) 洪水予報の種類

洪水予報には警報・注意報があり、以下のときに発表する。

洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	

(3) 洪水予報指定河川

水系名	河川名	実施区間	基準点
御笠川水系	御笠川	左岸：福岡県福岡市博多区東光寺町2丁目7番地先から海まで 右岸：福岡県福岡市博多区東那珂1丁目6番地先から海まで	山王橋観測所

河川	観測所名	位置 (緯度経度)	所在地	平常 水位 m	水防団 待機 水位 m	氾濫 注意 水位 m	避難 判断 水位 m	氾濫 危険 水位 m
御笠川	山王橋 さんのうばし	N 33° 35' 05" E 130° 26' 01"	博多区東比恵 4丁目地内	0.46	2.60	3.50	4.10	4.70

9 福岡県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報

福岡県と気象庁は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第27条及び気象業務法（昭和27年法律第165号）第11条に基づき共同して土砂災害警戒情報を作成・発表し関係機関へ通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

(1) 目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難情報の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

※ 土砂災害警戒情報とは、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難情報を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに県と気象台が共同して発表する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難情報の対象地区の範囲が十分かどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難情報の対象地域の拡大等の更なる措置を実施するものとする。

(2) 土砂災害警戒情報の特徴及び利用にあたっての留意点

土砂災害に対する避難情報の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を判断材料にする。しかしながら、土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映した

ものではなく、個別の災害発生個所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

## 10 雨量情報

集中豪雨の例にみる局地的な雨の降り方をいち早く地域的にとらえ、防災対策に役立てるため、中小河川の上流域及び各区役所等に雨量観測所を設定し、雨量観測を行う。

## 11 通信

### (1) 防災行政無線等

災害時における情報の収集、緊急指令等、災害応急対策を迅速、的確に行うため、公民館等設置の防災行政無線等の有効活用とともに一般電話の不通状態における情報収集等に活用する。

### (2) 全庁 LAN の活用

行政情報通信網を活用して、県からの防災気象情報等（一般気象、降雨、台風、高潮）を、リアルタイムで机上のパソコンへ画像等の情報を送り、災害に即応できる態勢づくりを推進する。

### (3) 他機関の通信設備の優先利用

災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、次の機関と協定により通信設備を優先利用することができる。

#### 災害時における緊急通信対象機関名一覧

機 関 名	備 考
福岡県庁	
県出先機関	
警察機関	
消防機関	
陸上自衛隊	第四師団司令部・各駐屯部隊
第七管区海上保安本部	申込み窓口・福岡海上保安部
隣接市町村	
航空自衛隊	
指定地方行政機関	災害対策基本法第2条第2項第4号に規定する機関
指定地方公共機関	〃 第5号に規定する機関

### (4) その他の通信施設

- ① 有線通信途絶時の場合には、市関係の無線局を開局し、有線通信途絶地域に移動局を派遣し連絡にあたる。
- ② 福岡県非常通信連絡会（事務局、福岡県防災危機管理局）福岡市内無線局、アマチュア無線局に協力を要請する。

### (5) 非常無線通信の利用

非常災害で有線通信が途絶したとき又は自己の無線局が不通になったときは、最寄りの無線局に非常通報等の発信を依頼することができるので、平常から最寄りの官公署、会社、アマチュア等の無線局と十分協議を行い、非常無線通信が円滑に運用されるよう配慮しておくものとする。

#### ① 非常無線通信をすることができる通信内容は次のとおりである。

- ア 人命の救助に関するもの。
- イ 水火災の予報（主要河川の水位に関するものを含む。）及び天災その他の災害状況に関するもの。
- ウ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料。
- エ 非常事態が発生した場合に総務大臣が命令して無線局に非常無線通信を行わせる場合の指令及びその他指令（電波法第74条）

- オ 非常事態に際して事態の收拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。
- カ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの。
- キ 遭難者の救助に関するもの。
- ク 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- ケ 鉄道線路、道路、電力設備、通信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- コ 災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達配分輸送に関するもの。
- サ 災害救助法第7条に基づき、医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。
- シ 災害の救援に必要な関係を有し、人心安定上必要な緊急を要するニュースを新聞社、通信所又は放送局が発表するもの。

## ② 非常通報の頼信手続

非常災害時には、各無線とも自局の業務に忙殺されることが多いので、頼信する場合は、電文は簡単明りょうにすることが肝要である。このため1通の電文字数は200字以内とし、必要によっては何通でも頼信することができる。

頼信にあつては、次の事項を電報頼信紙その他適宜用紙「かたかな」で無線局に依頼するものとする。

- ア あて先の住所、氏名（電話があれば番号）
- イ 本文
- ウ 発信人の住所、氏名（電話があれば番号）
- エ 余白に「非常」（ヒジョウ）と必ず記入すること。

## (6) 災害時優先電話

災害時に重要な防災関係機関へ電話をかけるときは、指定された回線を使用するとともに、今後優先携帯電話の活用や防災担当箇所の災害時優先電話の充実を図る。

## 12 警戒レベルを用いた防災情報

災害発生のおそれの高まりに応じて、住民等がとるべき行動を5段階に分け、「住民等がとるべき行動」及び「行動を住民等に促す情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解しやすいものとする。

警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報
警戒レベル1	・災害への心構えを高める。	・早期注意情報（警報級の可能性）
警戒レベル2	・避難に備え自らの避難行動を確認する。	・洪水注意報 ・大雨注意報
警戒レベル3	・高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	・高齢者等避難
警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難指示
警戒レベル5	・既に災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	・緊急安全確保※ ※可能な範囲で発令



## 第2 避難情報の発令、警戒区域の設定

### 1 避難情報の発令

市長は、災害の状況により必要と認める地域の市民等に対し、立退きの指示等を実施する。

#### (1) 避難の指示権者等

指示権者	避難情報等	根拠法	対象となる災害の内容 (要件・時期)	避難情報等の対象	避難情報等の内容	取るべき措置
市長 (委任を受けた職員、又は臨時に代理する職員)	高齢者等避難	災対法第56条	全災害 災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき等で必要があると認めるとき	住民その他の関係ある公私の団体	立退きの準備その他の措置の通知又は警告	
	①避難指示 ②緊急安全確保	災対法第60条	全災害 (避難指示) 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき (緊急安全確保) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき	必要と認める地域の必要と認める居住者等	①避難指示 ・避難のための立退きを指示 ・立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示 ②緊急安全確保 ・緊急安全確保措置 <sup>*1</sup> を指示	県知事に報告
全災害 ・市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたとき			事務代行の公示			
全災害 ・市長村長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたとき		市町村長に通知(市長は知事に報告)				
知事 (委任を受けた職員)	避難等の措置	警察官職務執行法第4条	全災害 ・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	危害を受けるおそれのある者	避難について必要な措置	
自衛隊法第94条		避難について必要な措置 <sup>*2</sup>			警察官職務執行法第4条の規定の準用	
海上保安官	警察官	災対法第61条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認めるとき	必要と認める区域内の居住者	立退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に報告
警察官		水防法第29条				洪水・雨水出水又は高潮による災害 ・洪水・雨水出水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき
自衛官	立退きの指示	地すべり等防止法第25条	洪水・雨水出水又は高潮による災害 ・著しい危険が切迫していると認めるとき	必要と認める区域の居住者	立退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に報告
知事 (その命を受けた職員)	立退きの指示	水防法第29条	洪水・雨水出水又は高潮による災害 ・著しい危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者	同上	同上 <sup>*3</sup>
知事 (その命を受けた職員) 水防管理者	立退きの指示	水防法第29条	洪水・雨水出水又は高潮による災害 ・洪水・雨水出水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者	同上	同上 <sup>*3</sup>



- ※1 「緊急安全確保措置」とは高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置
- ※2 警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る。
- ※3 水防管理者が行った場合に限る。

- (2) 市長は地方自治法第153条第1項に基づき、避難情報の権限を、補助機関である職員に委任又は代理させることができる。
- (3) 危機管理監及び副市長は、災害による危険がより切迫し、市長に要請するいとまがないと判断したときは、避難情報を代行することができる。
- (4) 災害の現場にいる職員は、市民の生命、身体に急迫の危険があり緊急を要するときは、周辺住民等に避難情報の実施を代行することができる。実施後は速やかに区本部又は災害対策本部室に報告する。
- (5) 避難情報の発令の判断基準  
 避難情報を行う場合の判断基準を次のとおり定める。

(洪水害)

区分	発令基準	発令区域
警戒レベル3 高齢者等避難	1：水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 2：水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 当該河川上流に設置された他市町の水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合、又は水位が急激に上昇している場合 ② 当該河川流域において洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合 ③ 当該河川上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風や前線等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	当該河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域
警戒レベル4 避難指示	1：水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 <sup>※1</sup> 2：水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 <sup>※1</sup> ① 当該河川上流域に設置された他市町の水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合、又は水位が急激に上昇している場合 ② 当該河川流域において洪水警報の危険度分布で「危険」（紫）が出現した場合 ③ 当該河川上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3：漏水・侵食等が発見された場合 <sup>※1</sup> 4：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風や前線等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 <sup>※1</sup> 5：南畑・五ヶ山ダム、瑞梅寺ダム、猪野・鳴瀬ダムから異常洪水時防災操作の事前通知を受信した場合。 <sup>※2</sup>	※1 当該河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域 ※2 当該ダム下流河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域
警戒レベル5 緊急安全確保	1：水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達し、今後の気象状況等から更に水位の上昇が見込まれ、越水・溢水のおそれがあるなど災害発生が切迫している場合 <sup>※1</sup> 2：漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生が確認された場合 <sup>※1</sup> 3：樋門・水門・排水機場等の施設の機能支障が発見された場合 <sup>※1</sup> 4：決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合） <sup>※2</sup> 5：氾濫発生情報が発表された場合 <sup>※2</sup>	※1 当該河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域 ※2 当該地域

【留意すべき事項】

- ※ 「平成21年7月中国・九州北部豪雨」時、市内各河川では、氾濫注意水位到達から氾濫危険水位到達までの時間が20分から40分と短時間で急激な上昇を示した状況もあることから、避難情報は、水位・雨量情報や地域からの情報などの情報収集を迅速かつ的確に行い総合的に判断して発令する。
- ※ 流域面積が小さな河川ほど水位の上昇が早く出するため、本川で氾濫注意水位に達した時刻に支川の流域で避難情報を発令する場合がある。

## (土砂災害)

区分		発令基準	発令区域
警戒レベル3	高齢者等避難	1：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、「福岡県土砂災害危険度情報」において、実況又は2時間後までの予想で「警戒」（赤）が出現した場合 2：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 3：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風や前線等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。	発令基準に達した土砂災害警戒区域、特別警戒区域内の地域（福岡県土砂災害危険度情報の5kmメッシュを基本とする）
警戒レベル4	避難指示	1：土砂災害警戒情報が発表された場合 <sup>*1</sup> 2：「福岡県土砂災害危険度情報」において、2時間後までの予想で「非常に危険」（紫）が出現した場合 <sup>*1</sup> 3：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量的変化等）が発見された場合 <sup>*2</sup>	※1 発令基準に達した土砂災害警戒区域、特別警戒区域内の地域（福岡県土砂災害危険度情報の5kmメッシュを基本とする） ※2 当該地域
警戒レベル5	緊急安全確保	1：大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 <sup>*1</sup> 2：土砂災害が発生した場合 <sup>*2</sup>	※1 発令基準に達した土砂災害警戒区域、特別警戒区域内の地域（福岡県土砂災害危険度情報の5kmメッシュを基本とする） ※2 当該地域

## (高潮)

区分		発令基準	発令区域
警戒レベル3	高齢者等避難	1：高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 2：高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合 3：「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合	予想最高潮位から浸水が想定される町丁目単位の地域
警戒レベル4	避難指示	1：高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 2：高潮注意報が発表されており、当該注意報において警報に切り替える可能性が高い旨が言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合 3：高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合	予想最高潮位から浸水が想定される町丁目単位の地域
警戒レベル5	緊急安全確保	1：水門、 <sup>りゅうこ</sup> 陸閘等の異常が確認された場合 <sup>*1</sup> 2：潮位が「危険潮位（T.P.+1.9m）」を超え、浸水が発生したと推測される場合 <sup>*2</sup> 3：海岸堤防等が倒壊した場合 <sup>*3</sup> 4：異常な越波・越流が発生した場合 <sup>*3</sup> 5：水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合 <sup>*3</sup>	※1 当該施設の異常により浸水が想定される町丁目単位の地域 ※2 潮位から浸水が想定される町丁目単位の地域 ※3 当該地域

(内水)

区分		発令基準	発令区域
警戒レベル4	避難指示	1：水位観測所の水位が氾濫危険水位を超えた状態で、当該下水道流域において大雨警報（浸水害）の危険度分布で「危険」（紫）が出現により、急激な水位上昇のおそれがある場合	当該下水道の内水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域
警戒レベル5	緊急安全確保	1：内水氾濫により重大な被害が生じることが想定される場合 <sup>※1</sup> 2：内水氾濫により立退き避難が必要となる浸水が発生した場合 <sup>※2</sup>	※1 当該下水道の内水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域 ※2 当該地域

(6) 避難情報の発令の参考とする情報

① 洪水予報河川<sup>※1</sup>・水位周知河川<sup>※2</sup>の水位基準

水系名	河川名	水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
多々良川	多々良川 <sup>※2</sup>	多々良橋	2.89m	3.56m	3.76m	4.23m
		雨水橋	2.02m	2.41m	2.84m	3.46m
	須恵川	原田橋		2.78m		3.41m
		津屋本町橋	1.31m	2.00m	2.34m	2.69m
	綿打川	綿打橋	カメラのみ設置			
	宇美川 <sup>※2</sup>	田富橋	カメラのみ設置			
		二又瀬橋		1.20m	1.63m	2.07m
	片峰新橋	2.00m	2.80m	3.10m	3.50m	
御笠川	御笠川 <sup>※1※2</sup>	山王橋	2.60m	3.50m	4.10m	4.70m
		隅田橋	0.30m	1.00m	1.25m	1.75m
		那珂大橋	カメラのみ設置			
		東光橋	カメラのみ設置			
	諸岡川	那珂下原橋		3.30m		3.90m
那珂川	那珂川 <sup>※2</sup>	博多橋	1.98m	2.19m	2.40m	2.52m
		稲荷橋	1.53m	1.90m	2.72m	2.93m
		下日佐	3.83m	4.29m	5.29m	5.55m
樋井川	樋井川 <sup>※2</sup>	草香江新橋	2.22m	2.86m	2.96m	3.18m
		田島橋	1.59m	2.34m	2.47m	2.72m
		樋井川橋	2.68m	3.18m	3.26m	3.43m
室見川	室見川 <sup>※2</sup>	橋本橋	3.00m	3.50m	3.70m	3.90m
	金屑川	大原橋		1.62m		2.22m
瑞梅寺川	瑞梅寺川 <sup>※2</sup>	太郎丸橋		1.64m	2.15m	2.35m
雷山川	雷山川 <sup>※2</sup>	潤橋	1.60m	2.14m	2.67m	3.00m

※1 洪水予報河川とは、流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川で、御笠川を洪水予報河川に指定し、県と福岡管区气象台と共同で洪水予報を発表する。

※2 水位周知河川とは、洪水予報河川以外の河川で、県が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川である。流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川が対象となる。

② その他の河川の水位基準

水系名	河川名	水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
香椎川	香椎川	上香椎橋			1.23m	1.83m
	浜男川	濱男橋			1.17m	1.73m
御笠川	那珂古川	大津添橋			2.50m	3.10m
那珂川	若久川	榊橋付近			1.27m	1.57m
樋井川	桧原川	前井出橋			1.32m	1.62m
	駄ヶ原川	上篠子橋			3.10m	3.70m
	一本松川	堤南橋			1.70m	2.30m
	片江川	西ノ前橋			3.00m	3.60m
室見川	貞島川	下中嶋橋			1.57m	1.87m
瑞梅寺川	田尻川	水受橋			1.19m	1.78m

③ 水位周知下水道<sup>※1</sup>の水位基準

排水施設名	水位観測所	氾濫危険水位
比恵1号幹線	博多	2.57m

※1 水位周知下水道とは、市が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして水防法第13条の2第1項の規定に基づき指定したもの。

(7) 避難情報の発令の内容

避難情報の発令は、できる限り次の事項を明示して簡潔明瞭に行う。

- ① 避難対象地域
- ② 避難先とその場所
- ③ 避難情報の発令の理由
- ④ 避難にあたっての注意事項

(8) 避難情報の発令の周知

① 住民等への周知

災害対策本部は、テレビやラジオをはじめ、ホームページへの掲載や防災メール、各種SNSなどの様々な媒体を活用し、住民等へ避難情報の発令を周知する。

また、区災害対策本部は、避難情報に関わる公民館等の施設や自治協議会等へ避難情報の発令を周知する。

その他、状況に応じ、以下の対応を行う。

ア 現場にいる職員等は、付近住民へ避難情報の発令を周知する。

イ 区災害対策本部、各消防署等は、広報車両等により避難情報に係る地域の住民へ避難情報の発令を周知する。

② 関係機関への報告・連絡

災害対策本部は、福岡県及び関係機関へ避難情報を発令した旨を報告・連絡する。

2 避難情報の発令の手順

① 災害の現場にいる職員は、その現場付近一帯ががけ崩れ、河川の氾濫等の危険が迫っていると認められた時は、直ちに区本部又は災害対策本部室に通知する。

危険が急迫し、緊急を要するときは、直ちに周辺住民等に避難情報の発令を行ったのち、この旨を区本部又は災害対策本部室に報告する。

② 災害対策本部室は、区本部の意見を聞き、対策本部長等の指示により、避難情報の発令の要否を決定し、区本部に指示する。

この場合、災害対策本部室は、緊急報道、広報車による広報等により避難情報の発令の周知措

置を図るとともに、県にこの旨を報告する。

- ③ 区本部が指示を受けたときは、現場にいる職員をしてその区域の住民に避難情報の発令を周知する。

### 3 警戒区域の設定

災害による危険から人命を守るために必要な場合は、警戒区域を設定し、立入り制限・禁止、退去命令により、その地域の居住者等の保護を図る。

#### (1) 警戒区域設定基準

災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに設定する。(災害対策基本法第63条)

- ① 避難情報の発令の判断基準と同様の危険がある場合及び応急活動の実施上必要な場合で、特に危険の態様・程度から、区域を設けて人の立入りを制限する必要があるとき。
- ② 範囲は、危険の影響の及ぶ範囲及び消防活動その他の応急措置の実施が迅速・円滑に実施できることを考慮して設定する。
- ③ 安全管理上警戒区域を広めに設定した場合は、応急措置の実施状況、危険の解消の程度に従い、区域内の安全を確認の上、順次警戒区域の縮小を図る。

#### (2) 設定の手順

避難情報の発令の手順に準じる。

#### (3) 警戒区域の設定の内容

警戒区域を設定するときは、できる限り次の内容を明示して行う。

- ① 危険の内容
- ② 立入り制限の内容  
状況に応じて、「一切の立入り禁止」、「立入り制限（許可等ない者の立入禁止）」、「時間的立入り制限」等を決定する。
- ③ 立入り制限の区域  
住民等へ周知すると共に、現地において標識の設置、ロープ等を敷設して区域を明示すると共に、拡声器等により付近の住民等に周知する。
- ④ 区域内の住民の避難先

#### (4) 警戒区域設定の周知

避難情報の発令の周知に準じるほか、現地において標識の設置、ロープ等を敷設して区域を明示すると共に、拡声器等により、警戒区域からの退去、立入りの禁止等を付近の住民等に周知する。

## 第3 災害時の広報

市民等に対し、災害の状況、応急対策実施の状況、生活情報等を通知し、混乱を防止し、市民生活の安定を図る。

広報に当たっては、速やかな伝達、混乱の回避、市民ニーズ、要配慮者に留意して行うとともに、様々なメディアの活用を図る。また、市外への援助等の呼びかけ等のために情報を発信する。

### 1 実施機関及び広報事項

被災者等が必要とする情報を、関係機関の協力を得ながら広報を行う。

#### (1) 実施方針

- ① 災害対策本部は、市民生活に必要な事項を中心として総合的な広報活動を行う。
- ② 各防災関係機関等は、それぞれの活動に関連して必要な事項を広報する。

#### (2) 広報事項

- ① 災害情報
- ② 被害状況（断水状況含む）
- ③ 避難場所の情報
- ④ 本市の防災態勢
- ⑤ 医療機関の情報



- ⑥ 市営交通機関及び都市高速の運行状況
- ⑦ 本市施設の開閉状況
- ⑧ 市立学校の状況(休校等)
- ⑨ 避難状況
- ⑩ 災害復旧状況
- ⑪ その他

(3) 市外への情報提供

市外各地に対して、被害の状況、復旧の状況、支援の呼びかけ等の広報を行う。

## 2 広報の方法

広報に当たっては、報道機関の協力のほか、広報車、広報紙、ホームページ、防災メール、インターネット FAX、SNS 等により行う。

(1) 広報の種類等

① 緊急時の広報

初動活動時その他緊急時において、避難情報、住民への指示事項等を住民等へ広報を必要とするときは、災害対策本部室の指示により、報道機関への情報提供及び放送要請、広報車、ホームページ、防災メール等により住民への周知を行う。

② 随時又は臨時の広報

被害状況、応急復旧状況、生活関連情報等については、定期的に又は必要により随時に報道機関への情報提供、広報車、広報紙、ホームページ、防災メール等により住民等へ広報を行う。

(2) 広報の手順

① 災害対策本部室において、広報活動に必要な情報を集約し、広報を行う。

② 各局等又は区災害対策本部は、応急対策活動、支援活動により必要となる市民等への周知事項、被災者への支援措置等について、災害対策本部室へ依頼する。依頼は、原則として文書により行うものとし、緊急を要する場合は口頭で行う。

③ 事態が切迫している場合は、NHK 福岡放送局に対し緊急警報放送の要請を行う。

④ 人的被害の数については、県及び警察と密接に連携を図り広報を行う。

(3) 広報の手段

① 報道機関への情報提供、広報の要請

ア 定期的に又は随時に、記者発表又は資料提供等により報道機関に情報を提供する。

イ 「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、市内各放送局に対し、電話で放送要請を予告したのち、放送依頼を行う。

② 広報車等による広報

避難情報の発令や、警戒区域の設定等、緊急に地域住民に広報の必要がある場合、その他必要に応じて、市広報車、その他の車両等により巡回して周知する。

なお、広報車両については、「災害警戒中」等の表示を行い、地域住民等への注意喚起を行う。

③ 災害広報紙等の発行

ア 災害状況等により必要な場合は、被害状況、応急対策状況、市民への留意事項、生活関連情報、復旧状況等を市民に周知するため、臨時広報紙を発行する。

イ 災害広報紙は、避難所、その他避難者等の集まる場所で配布するほか、必要な場合は各住戸に配布する。

④ その他の広報の手段

ア 掲示板等の掲示

市災害対策本部、区災害対策本部その他必要な場所において、生活関連情報、応急対策状況等について掲示するほか、有線放送施設を活用する。

イ ホームページによる情報発信

福岡市ホームページ及び福岡市防災気象情報サイトにより、避難情報、被害状況、生活関連情報等を発信する。

- ウ 防災メールによる情報配信  
防災メール登録者へ避難情報など福岡市で必要と判断した緊急情報を配信する。
- エ 緊急速報メール  
特に緊急を要する情報については「エリアメール (NTT ドコモ)」をはじめとする緊急速報メールサービスによって情報提供する。
- オ ソーシャルネットワークサービス (Twitter、LINE)  
防災メールの情報のうち、地震速報や気象警報その他の緊急情報を Twitter、LINE によって自動発信する。
- カ 危険が想定される河川流域 (御笠川、宇美川) へ平成 15 年度に設置した有線放送 (屋外拡声器) やサイレンの有効活用を図る。  
また、上記設備の一部移設も含め、樋井川や多々良川へ警報装置を設置する。

水系	サイレン設置箇所	箇所数
御笠川水系	堅粕小学校、博多体育館、御笠川浄化センター、博多消防署板付出張所、隅田集会所、博多消防団金隈格納庫	6 か所
多々良川水系	管松北公園、原田ポンプ場、社領南公園、松崎第2ポンプ場	4 か所

※必要に応じ避難情報発令時にサイレンを鳴らす。

- キ 街頭ビジョンによる情報の発信  
大規模災害時に天神地区・博多駅地区に設置された街頭ビジョンを活用し、来街者等への避難場所等の防災情報を放映する。  
情報提供にあたっては、外国人にもわかりやすく伝達されるよう配慮する。
  - ク インターネット FAX  
インターネット FAX を設置している区役所・出張所については、区役所から地域等へ、避難情報の情報伝達を行う際に活用する。
  - ケ 防災用サイレン付拡声器  
緊急に避難の呼びかけや注意喚起等を行う必要がある場合などの伝達手段として活用を図る。
  - コ Yahoo!防災速報アプリ  
防災メールの情報のうち、福岡市で必要と判断した緊急情報をアプリによって発信する。
  - サ 電話  
重度の視覚障がいがある者又は避難情報の入手が難しい高齢者のうち希望するものに対して、電話による緊急情報の提供を行う。
  - シ FAX  
重度の聴覚障がいがある者又は避難情報の入手が難しい高齢者のうち希望するものに対して、FAX による緊急情報の提供を行う。
- (4) 要配慮者への配慮  
災害時に音声又は文字による情報伝達や情報の理解が困難な人々に対する情報の伝達方法の確立を図っていく。
- ① 広報の方法及び内容上の配慮  
広報に当たっては、手話、点字、要約筆記、やさしい日本語及び多言語等による広報の実施に配慮するとともに、その内容についても、要配慮者が必要とする情報を広報する。
  - ② 情報窓口等の設置  
障がい者、外国人等に対する情報提供のため、各種機関、団体、ボランティアの協力を得て、必要に応じて、情報提供窓口、相談窓口に通訳等を配置する。
  - ③ ボランティア等の協力  
要配慮者への広報の実施に当たっては、各種ボランティア、関係機関・団体、近隣住民等の協力を得るものとする。

## ④ 人材の確保

手話、点字、要約筆記、外国語等の能力を持った人材の協力が必要不可欠であるため、そのような人材の把握、養成、連携の確保に努める。

## (5) 災害の記録

## ① 災害状況の記録

被害の状況、応急対策の状況等の記録を行い、災害時の広報の資料とするとともに、今後の防災対策に資する。災害の記録は、写真、ビデオのほか、各局等における文書の記録を収集する。

## ② 記録の方法

各災害応急対策の実施に際して、必要に応じ写真・ビデオ撮影を行うものとする。活動状況等については、後日報告書を作成する。

## 3 生活関連情報等

被害を受けた被災者、避難者その他の市民等に対し、必要な情報を提供し、各種の問い合わせ・相談に応じる。

## (1) 災害時情報相談窓口

災害の程度に応じ、災害対策本部に市民等からの相談等に応じるため情報相談窓口を設置する。

## ① 情報提供事項

- ア 被災状況、安否確認情報
- イ 支援措置の状況
- ウ 生活関連情報

## ② 相談事項

- ア 住宅に関する事項
- イ 法律問題に関する事項

## (2) 災害ボランティア情報

災害の程度に応じ、ボランティアの必要性を判断し、ボランティアの要請等のボランティアに関する広報を、災害ボランティアセンターと連携して行う。

## 情報提供事項

- ① ボランティアの要請情報（活動内容、期間、人数、場所等）
- ② ボランティア活動実績

## 第4 安否情報の提供

被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、被災者の安否に関する情報（以下「安否情報」という。）を回答するよう努める。回答する際は、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で行う。

## 1 情報収集

- (1) 市は、避難所や区役所等に寄せられた情報から安否情報を集約するほか、必要と認める範囲で関係地方公共団体、消防機関、警察その他の者に対して情報提供を求めることができる。
- (2) 市は、被災者の安否情報の照会に対し、回答を適切に行い、又は適切な回答に備えるために必要な限度で、保有する被災者の氏名その他の情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために、内部で利用することができる。

## 2 照会を行う者

照会を行う者（以下「照会者」という。）は個人又は法人とし、以下のとおり分類する。

- (1) 被災者の同居の親族（親族には、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者、同性パートナー等、公的な書類等によりその関係性を証明できる者を含む。以下同じ。）
- (2) 被災者の親族又は職場の関係者その他の関係者
- (3) 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者

### 3 照会手順

- (1) 照会者は、市長に対し、以下の事項を明らかにして照会を行わなければならない。
  - ① 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
  - ② 照会する被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
  - ③ 照会をする理由
- (2) 照会者は(1)①の事項が記載されている個人番号カード、運転免許証、健康保険の被保険者証、特別永住者証明書、在留カード、その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該照会者の本人確認ができるものを提示又は提出しなければならない。ただし、照会者が遠隔地に居住している場合その他この方法によることができない場合においては、市が適当と認める方法によることができる

### 4 提供できる情報

照会者の分類により、以下の情報を提供することができる。ただし、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときは、情報を提供しない。

なお、被災者の中に、住民基本台帳の閲覧制限がある者等が含まれる場合は、当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

- (1) 2の(1)の者 被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- (2) 2の(2)の者 被災者の負傷又は疾病の状況
- (3) 2の(3)の者 被災者について保有している安否情報の有無
- (4) (1)～(3)の区分にかかわらず、被災者が照会に際しその提供に同意している安否情報については、その同意の範囲内の情報
- (5) (1)～(3)の区分にかかわらず、市が公益上特に必要と認めるときは、必要と認める限度の情報

### 第5 災害救助法の適用

本市は、災害救助法における救助実施市として、大規模災害発生時に管内の被害情報に基づき、自ら法を適用したうえで、法に基づく救助を実施することとなる。そのため、本市で大規模災害が発生した場合においては、迅速かつ正確に管内の被害状況を収集把握の上、法の適用について判断しなければならない。

○ 災害救助法の適用基準等について（資料編IV-39頁）

#### 1 災害救助法の適用手続

本市における災害による被害の程度が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、法を適用する必要があると認められるときは、内閣府と協議の上、直ちに適用することとし、法に基づく救助の実施について各局等に指示するとともに、県、内閣府及び関係機関等へ通知又は情報提供する。

#### 2 災害救助法適用に係る帳票類の整備

災害救助法の適用にあたっては、被災者名簿、避難所設置及び収容状況に関する書類、炊出し給与状況書類等、救助の種類ごとに帳票類の整備が必要である。

各局等においては、救助の実施とあわせ、それぞれ適切な書類の整備に努めなければならない。

## 第2節 応急活動の基盤確保

### 第1 土地利用の検討・調整

円滑に災害対応を行えるよう当初の段階で総合的な土地利用（土地利用の一例：仮設住宅用地及び公園等のオープンスペース、災害廃棄物の仮置場、救援物資の集積所、広域支援のための活動拠点等）の検討調整を行う。

### 第2 警備・交通対策

災害が発生した場合は、直ちに警備体制を確立し、福岡市及びその他の防災関係機関と緊密な連携を図り、次に掲げる事項を重点にして、被災地における治安に万全を期することを基本方針とする。

#### 1 警察の任務の内容

- ① 情報の収集及び伝達
- ② 被害実態の把握
- ③ 警戒区域の設定
- ④ 被災者の救出救助
- ⑤ 行方不明者の捜索
- ⑥ 被災地、危険箇所等の警戒
- ⑦ 住民に対する避難指示及び誘導
- ⑧ 不法事案等の予防及び取締り
- ⑨ 避難路及び緊急交通路の確保
- ⑩ 交通の混乱防止及び交通秩序の確保
- ⑪ 民心の安定に必要な広報活動
- ⑫ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集
- ⑬ 関係機関の災害応急対策等に対する協力

#### 2 警備体制

警察における警備体制及び所掌事務については、各警察署長が別に定める。

- 警察連絡体制（資料編IV-49頁）

#### 3 道路の交通規制

##### (1) 交通規制の通報及び交通情報の収集

- ① 交通規制を実施した場合の市民、交通機関及び関係機関への通報は、「第1節 情報の収集・整理・伝達」により実施する。
- ② 道路及び交通の状況等を交通関係機関から収集し、必要に応じて市民、関係機関への広報、通報を「第1節 情報の収集・整理・伝達」により実施する。

##### (2) 緊急通行車両等の確認

知事又は福岡県公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限が行われた場合において、災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他災害応急対策を実施するための車両の使用者からの申出により緊急通行車両等の確認を行い、証明書及び標章を交付する。

なお、県公安委員会は「緊急通行車両等事前届出済証」又は「規制除外車両等事前届出済証」の交付を受けた者から緊急通行車両等であることの確認を求める旨の申出があった場合は、事前届出を行っていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。



### ① 申請手続

#### ア 交付場所

##### (ア) 県

- 総務部防災危機管理局防災企画課
- 農林事務所

##### (イ) 県公安委員会

- 検問所（原則、事前届出済証の交付を受けた車両）  
※ 検問所設置場所は、緊急交通路の指定に伴い福岡県警察ホームページに掲載
- 警察署
- 警察本部交通規制課
- 高速道路交通警察隊（原則、事前届出済証の交付を受けた車両）

#### イ 申請書類

##### (ア) 緊急通行車両等確認申請書…1通又は規制除外車両確認申請書…1通

※ 福岡県警察ホームページの交通部交通規制課「大規模災害等が発生した場合の交通規制について」に記載例とともに掲載

##### (イ) 自動車検査証の写し…1通

##### (ロ) 緊急派遣車両として使用することを疎明する書類等…1通

### ② 災害発生時の事前届出車両の措置

事前届出車両について、「第3章 第1節 第4 道路交通体制の整備」に定める緊急通行車両の確認申請を受けた県公安委員会は、事前届出を行っていない者からの申出に優先して確認を行い、証明書及び標章を速やかに交付する。

### ③ 標章等の掲示等

#### ア 標章

車両の前面の見やすい箇所に掲示する。

#### イ 証明書

車両に備え付ける。

### (3) 交通注意箇所

#### ① 道路交通要注意箇所（資料編IV-73頁）

#### ② 橋梁要注意箇所（資料編IV-74頁）

## 4 福岡海上保安部の任務内容

海上の災害から市民の生命財産を保護し、社会公共の秩序を図るため、災害発生と同時に必要な箇所に巡視船艇等を派遣して、次の措置を講ずる。

- ① 海上犯罪の予防、取締
- ② 情報の収集及び伝達
- ③ 被害実態の把握
- ④ 被災者の救出救助
- ⑤ 行方不明者の捜索
- ⑥ 被災地、危険箇所等の警戒
- ⑦ 住民に対する避難指示及び誘導
- ⑧ 不法事案等の予防及び取締り
- ⑨ 海上交通路の確保
- ⑩ 民心の安定に必要な広報活動
- ⑪ 関係機関の災害応急対策等に対する協力

## 5 災害防ぎょ活動及び災害救助活動に対する協力

災害が発生し又は災害の発生のおそれのある場合、関係機関が行う災害防ぎょ活動及び災害救助活動に対して必要な場合、全面的に協力する。

### 第3 緊急輸送対策

災害のため、被災者の避難及び災害応急対策並びに災害救助活動に従事する者の移送、物資、機械器具の輸送の確保を図るため、車両、舟艇等を確保し、これを有効適切に利用し各作業に万全を期するための計画である。また、物資等や被災者の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等との協定の締結等により、輸送体制の整備に努めるとともに、物資供給協定等においても、輸送を考慮した協定締結に努める。

#### 1 災害輸送の実施

災害輸送は、災害対策実施各区本部並びに各局等が行い、財政局及び港湾空港局はその輸送手段の調達確保を行う。

#### 2 輸送の種別

災害時における輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を十分確かめて、次の種別のうち最も迅速、確実に輸送できる適切な方法をもって行う。

- ① 乗用自動車、貨物自動車による輸送
- ② 船舶、舟艇による輸送
- ③ 鉄道、軌道による輸送
- ④ 航空機による輸送
- ⑤ 人力による輸送

#### 3 輸送力の確保

(1) 災害輸送のための自動車等輸送力の確保は、おおむね次の方法によるものとする。

- ① 市所有の車両等（資料編IV-79頁）
- ② 公共団体の車両等
- ③ 営業者所有の車両等
- ④ その他の自家用車両等

(2) 調達の方法

- ① 原則として各局等保有車（船）による。不足するときは、待機中の他の部保有車（船）から配車（船）使用する。
- ② なお不足する時一時に多数の車両等を必要とする時は、財政局及び港湾空港局が営業者より調達し各局等へ配車する。
- ③ 各局等は必要事項を明示の上調達し、用務終了後は、直ちに報告するものとする。
- ④ なお不足する場合には次の機関に依頼し確保する。
  - ア 日本通運株式会社
  - イ 九州旅客鉄道株式会社
  - ウ 西日本鉄道株式会社
  - エ 九州運輸局福岡運輸支局
  - オ 自衛隊

#### 4 輸送力

輸送のための輸送力は、次のとおりである。

(1) 自動車

- ① 乗用自動車
- ② 貨物及び特殊自動車（福岡県トラック協会）

(2) 船舶及び舟艇

- ① 船・舟艇保有状況（資料編IV-59頁）
- ② 福岡市漁業協同組合登録漁船（資料編IV-60頁）
- ③ 救難艇（資料編IV-60頁）

## (3) 鉄道車両

- ① 西日本鉄道株式会社（福岡市内） 大牟田線 電車 296 両  
貝塚線 // 16 両  
(R4.9.1 現在)
- ② 九州旅客鉄道株式会社（福岡市内） 電車 664 両

## (4) 航空機

- ① ヘリコプター保有機関（資料編IV-60 頁）
- ② ヘリコプター離着陸場（資料編IV-61 頁）
- ③ 応援航空機の受援対策（資料編IV-62 頁）

## 5 費用の基準

- ① 輸送業者による輸送又は車両等の借上げは、福岡市の地域における国土交通省の認可料金とする。
- ② 自家用車等の借上げについては、借上謝礼金として、①に準じて災害対策本部長が定める。
- ③ 官公庁及び公共機関の所有する車両等の使用については、燃料費負担程度の費用とする。

## 6 緊急輸送対策

災害のため、道路、橋梁、航路及び空路の交通が危険であると認められる場合又は災害が発生するおそれがある場合、交通の安全と施設の保全及び災害時の交通を規制し、市民の交通、輸送の便を図るための計画である。

## (1) 交通規制

災害の発生により、道路等が危険な状態にあるとき又は危険が予想されるとき若しくは危険を予知したときは、被災地及びその附近の状況により市長、警察官その他の関係機関で次の区分により交通制限、迂回等措置を行う。

区分	実施者	範囲	根拠法
道路	国土交通大臣 知事 市長	道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合	道路法 第46条
	公安委員会	災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めた場合	災害対策基本法 第76条
	公安委員会 警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合	道路交通法 第4条、第5条
	警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条
航路	港長 海上保安部長	海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の危険が生じ又は船舶交通の混雑が生ずるおそれがある場合	港則法 第37条
空路	国土交通大臣	災害現場上空等	航空法

## (2) 一般交通の確保

## ① 道路、橋梁等

- ア 道路下水道局、警察等において随時巡視し、危険箇所、災害箇所の早期発見に努める。
- イ 危険箇所、災害箇所を発見した場合、被害状況を調査させるとともに直ちに道路下水道局又は警察等において必要な交通規制を行い、これに代わる迂回路等を指定して交通を確保する。
- ウ 危険箇所、災害箇所については道路下水道局等関係機関において応急措置を行い速やかに交通を確保する。なお、道路啓開の優先順位は原則として、「福岡県地域防災計画」において位置付けられている「啓開道路」のうち市関係道路を最優先し、以下、緊急輸送道路ネットワーク

の路線のうち、第1次路線、第2次路線、その他の路線とする。また、重要物流道路及びその代替・補完路については、必要に応じて国に道路啓開を要請する。

エ 電力、ガス、通信、水道その他道路占用工作物の被害による道路の被害が発見された場合は、直ちに関係機関に通報するとともに、道路下水道局又は警察等において必要な交通規制を行う。通報を受けた関係機関は、それぞれ機関の定める業務計画により応急措置を行い速やかに交通を確保する。

オ 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとし、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。また、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し又は竹木その他の障害物を処分することができる。

## ② 緊急輸送道路

緊急輸送道路は大規模地震の発生直後より、被災地の応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の輸送、その他応急措置を実施するために必要な道路であり、路線の重要性から、第1次・第2次に分類し、ネットワーク化を図っている。

## ③ 航路

災害のため、港湾施設の被害及び流木等の障害物のため港内の交通が規制された場合、港湾空港局、海上保安部等関係機関で協議し安全な水路等を利用し交通を確保する。

## (3) 交通機関による交通の確保

### ① 福岡市交通局（地下鉄）（資料編IV-63頁）

ア 交通施設の種別、名称、所在地

- (ア) 種別 鉄道による運送事業
- (イ) 名称 福岡市交通局
- (ウ) 所在地 福岡市中央区大名2丁目5番31号

イ 施設の状況

ウ 災害予防対策

(ア) 防災設備の設置基準

「福岡市高速鉄道防災基本計画」による。

(イ) 防災システム

#### ○ 集中防災監視システム

駅防災監視制御盤及び中央総合防災システムにより、火災等の早期発見及び応急処置の迅速化を図る。

#### ○ 通信設備

駅、保守事務所と中央制御所間は、指令電話、業務電話、沿線電話等により、また、列車と中央制御所間は、列車無線装置により通信網を確立し、異常時の情報伝達の迅速化を図る。

#### ○ 火災対策

列車及び駅構内施設は、すべて不燃性、難燃性の材料を使用して火災発生の危険を少なくするとともに、各施設には、関係法令の基準により消防用設備を設置して火災発生時の処置に万全を期す。

#### ○ 浸水対策

各駅舎の地表面出入口には、地盤のかさ上げを行い、低地域の出入口には、それぞれの地盤に応じた止水板を装着する。

#### ○ 停電対策

九州電力送配電の変電所の事故、ケーブル事故等により地下鉄施設が全停電し、列車が運転不能となった場合は、直流電源装置及び非常用発電機により、列車内照明、駅構内及び道内の照明、通信設備等へ電気を供給する。

#### ○ 地震対策

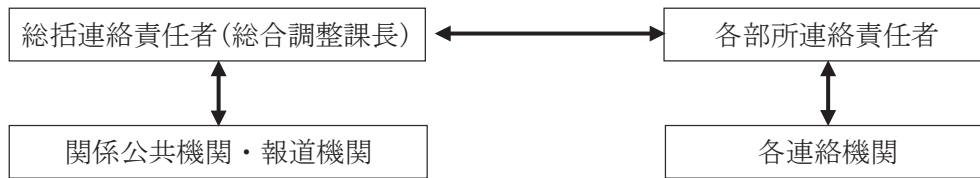
気象庁から配信される「緊急地震速報システム」により、事前に地下鉄全列車を停車あるいは減速させ、地震発生後は、姪浜変電所・赤坂交通局庁舎内・貝塚駅構内・橋本車両基地に設置した地震計による震度階を中央制御所に表示し、これに基づき全列車に対して、運転規制等の指示を与え、安全を確保する。

## エ 災害応急対策

- (ア) 災害発生時の緊急措置計画
- 運輸指令長  
災害を感知し又は災害の通報を受けたときは、ただちに、全列車の運転中止を指令する等適宜の処置をとる。
  - 電力指令長  
災害を感知し又は災害の通報を受けたときは、ただちに、送電停止をする等適宜の処置をとる。
  - 管区駅長  
災害が発生したとき又は災害の通報を受けたときは、乗客の避難誘導を行う等適宜の処置をとる。
  - 乗務員  
運転中災害を感知又は運輸指令長からの指令により列車の運転が危険と認めたときは、ただちに列車を停止する等適宜の処置をし、乗客に対しては適切な状況説明を行う等、乗客の不安感から生ずる心理的動揺と混乱を防止し、車内秩序の維持に努める。
  - 保守事務所長  
災害が発生したとき又は運輸指令長から災害発生のお知らせ若しくは点検の要請を受けたときは、各管理施設の点検を行いその状況を報告するとともに応急措置を行う等適宜の処置をとる。
- (イ) 災害対策本部
- 福岡市災害対策本部が設置されていない場合で、交通局独自で災害対策の必要があるときなどは、福岡市高速鉄道災害対策規程に基づき、交通局独自の災害対策本部を設置する。
  - 災害に対処するため、必要に応じ鉄道防災指令を発令し、職員の動員、配備を行う。
  - 災害発生時の拡大防止及び二次災害の防止を図るため、迅速、適確なる災害通報連絡体制を確立する。
- (ロ) 運転事故復旧対策本部
- 災害により運転事故等が発生したとき、福岡市高速鉄道運転事故復旧規程に基づき、必要に応じ交通局に運転事故復旧対策本部を設置する。
  - 運転事故等発生時の円滑な事故処理と迅速な復旧を図るため、適確なる運転事故通報連絡体制を確立する。
- ② 九州旅客鉄道株式会社（資料編IV-65 頁）
- ア 交通施設の種別、名称、所在地
  - イ 施設の状況
  - ウ 九州旅客鉄道株式会社の災害応急体制
- (ア) 福岡管区気象台より警報を受け、これを各現場に FAX 又は電話で周知させるほか、自社の観測機器で観測する。
- (イ) 災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には各駅区で定められた警備を行うが、特に保線区、電力区、信号通信区では警備を強化する。
- (ロ) 災害その他による不通の場合のほか、別に定める規制値に達した場合は、全面的に列車の運転を一旦中止する。
- (ハ) 大規模な列車事故が発生した場合は直ちに関係機関に通報する一方、併発事故防止手配を行うとともに、復旧現場本部を設置する。
- (ニ) その他九州旅客鉄道株式会社に所属する建造物、車両及び構内における火災、風水害、その他の災害の防止及び災害発生の場合の応急措置については、「防災規程」、「防災業務実施計画」、「運転事故並びに災害応急処理標準」等により行う。
- ③ 西日本旅客鉄道株式会社（新幹線鉄道事業本部福岡支社）（資料編IV-66 頁）
- ア 交通施設の種別、名称、所在地
  - イ 施設の状況
  - ウ 西日本旅客鉄道株式会社の災害応急体制
- (ア) 沿線の風速・雨量等観測情報を集中監視する新幹線防災情報集中監視システムにより、警備の発令・解除、運転規制の発令・解除を速やかに行う。



- (イ) 災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には各駅区で定められた警備を行うが、特に工務関係区所では警備を強化する。
- (ウ) 災害その他による不通の場合のほか、主なものとして、別に定める規制値に達した場合は、運転規制区間において列車の運転を中止する。
- (エ) 大規模な列車事故が発生した場合は直ちに関係機関に通報する一方、併発事故防止手配を行うとともに、現場対策本部を設置する。  
なお、市役所、警察署、消防署との連絡は総務班があたる。
- (オ) その他西日本旅客鉄道株式会社に所属する建造物、車両及び構内における火災、風水害、その他の災害の防止及び災害発生の場合の応急措置については「災害等管理規程」「鉄道事故及び災害応急処置準則」「新幹線鉄道事業本部鉄道事故及び災害応急処置標準」「新幹線管理本部災害時運転規制等取扱い標準」等により行う。
- ④ 西日本鉄道株式会社（資料編IV-67 頁）
- ア 交通施設の種別、名称、所在地
- イ 施設の状況
- ウ 災害要注意箇所
- エ 西日本鉄道株式会社の災害応急体制
- (ア) 災害が発生し、重大な影響を及ぼす場合は本社内に対策総本部を設置する。
- (イ) 電車部門  
災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、本社内に「緊急時の救急体制要綱」に基づく部門対策本部の設置又は「自然災害対策」による予防体制を構築して、災害や事故に伴う死傷者への対応や、鉄道施設の損害による応急処置および復旧対策を定め、円滑な事故処置と迅速な復旧を図る。（「緊急時の救急体制要綱」により行う。）
- ⑤ 大阪航空局福岡空港事務所、福岡国際空港株式会社（資料編IV-68 頁）  
空港施設、航空管制施設等の緊急点検を実施し、施設被害情報の収集に努める。  
また、空港施設、航空管制施設等が被害を受けた場合には、当該施設の早期復旧に努めるほか、緊急輸送の確保、航空交通の早期再開を図る。
- ⑥ 西日本高速道路株式会社（九州支社）（資料編IV-70 頁）
- ア 交通施設の種別、名称、所在地
- イ 施設の状況
- ウ 西日本高速道路株式会社九州支社の災害対策体制
- (ア) 災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合において、被害の発生を未然に防止し又は被害の拡大を防ぐために防災体制及び情報連絡活動並びに災害応急対策について必要な事項を定め、もって防災業務の有効かつ適切な推進を図る。
- (イ) 防災体制は、警戒体制、緊急体制及び非常体制とし、各体制の発令の指示は、支社にあっては支社長等、高速道路事務所にあっては事務所長が行うものとする。なお、防災体制下において社員は、体制の強化に努めるとともに、受託・請負会社等との協力体制を整えるものとする。
- (ウ) 支社及び管理事務所の防災体制は、それぞれが定める「防災業務実施規則」の発令基準により、警戒体制、緊急体制および非常体制に入るものとする。
- ⑦ 福岡北九州高速道路公社（資料編IV-70 頁）
- ア 交通施設の種別、名称、所在地
- イ 施設の状況
- ウ 福岡北九州高速道路公社の防災体制
- (ア) 災害時における体制は、注意体制、警戒体制及び非常体制とし、それぞれの段階に応じて適切な警戒措置及び情報連絡を行い、速やかに応急対策を講ずるものとする。
- (イ) 災害の発生のおそれがあるときは、関係各部・室・所はそれぞれの所掌に応じて高速道路等の巡回点検を行い、必要な応急補修等の災害予防措置を行うものとする。
- (ウ) 災害その他による通行止めの場合のほか、風速 25m/s 以上の場合通行止めとする。
- (エ) その他災害に関しては、「防災業務計画」、「災害対策要綱」、「災害対策基本要領」及び「災害対策実施要領」等により行う。
- (オ) 非常時の関係機関等との情報については下記による。



### 第3節 救助・救急活動

風水害又はそれに伴う災害により、救出、救護、医療等を要する者に救出救護や応急的な医療活動を行う。また、災害対策（警戒）本部を設置したときは、必要に応じて緊急医療調整チームを編成し、関係局連携のもと、迅速かつ効率的な災害対応を行う。

#### 第1 救出・救急対策

風水害又はそれに伴う災害により、次に掲げる状態にある者を救出、救護及び保護する。

##### 1 対象

- (1) 災害により生命、身体が危険な状態にある者（孤立者を含む）
- (2) 災害により生死不明の状態にある者

##### 2 救出救護活動

災害のため救出、救護を要する者が生じた場合、各機関は協力して救出救護活動を行うものとする。なお、救出作業に特殊機械器具、特殊技能者及び瓦礫の下の医療を要する場合には、その旨知事に要請し、自衛隊、海上保安部、福岡県災害派遣医療チーム（以下、「福岡県 DMAT」という。）等関係機関の協力を得る。

##### 3 集団救急事故対策

風水害等により多数の傷病者が集団的に発生したとき、円滑な救急活動が遂行でき、傷病者を迅速に医療機関に搬送し、適切な救急医療が施されるよう関係機関と連絡、協調を図り、有効適切な救護、救命の措置を行う。

###### (1) 救急医療体制

突発的に発生する集団救急事故に対し迅速かつ適正な医療を行うため、災害拠点病院や福岡市救急病院協会などにおいて、現場に出動する医師及び傷病者を収容する病院を確保するとともに、必要に応じドクターカーの出動や県に対して、福岡県 DMAT の現場派遣を要請し、救急医療体制の確立を図る。

###### (2) 事前措置

救急活動の推進を図るため、医療機関及び防災関係機関と連絡を密にし、必要事項については調整を行い、救急体制を確立する。

###### (3) 現場消防本部の措置

救急活動を円滑に実施するため、現場消防本部を設置し、活動部隊の指揮、応援部隊の派遣要請、関係機関との連絡、情報の収集、資器材の調整等を行う。

###### (4) 現場救護所の設置

傷病者の救護、救命を迅速に行うため、現場救護所を設置し、傷病者の搬送順位の決定、応急処置、搬送先医療機関の指示等を行う。

###### (5) 隊別活動要領は、別に定める「災害防ぎょ活動の指針」による。

#### 4 救急空輸搬送先医療機関（資料編IV-76 頁）

救急空輸搬送先医療機関（災害拠点病院）

#### 5 特殊技能者（資料編IV-77 頁）

潜水土を要請する場合

#### 6 福岡県 DMAT（資料編IV-77 頁）

福岡県 DMAT 指定病院一覧表

#### 7 救出

##### (1) 車両等一覧表（資料編IV-79 頁）

##### (2) 舟艇一覧表（資料編IV-80 頁）

#### 8 惨事ストレス対策

(1) 救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(2) 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

## 第2 保健医療及び助産対策

災害等のため医療機能が混乱したり、被災地の住民が医療を受けられなくなった場合に、被災者に対し応急的に医療又は助産を行うための計画である。

### 1 医療及び助産の対象

医療又は助産を必要とする状態にもかかわらず災害等のため医療及び助産を受けられなくなった者

### 2 医療及び助産の範囲

#### (1) 医療の範囲

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置、手術その他の治療及び施術
- ④ 病院又は診療所への収容
- ⑤ 看護

#### (2) 助産の範囲

- ① 分べんの介助
- ② 分べん前後の処置
- ③ 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給
- ④ 病院、診療所又は助産所への収容
- ⑤ 看護

### 3 医療及び助産活動

#### (1) 救護班の編成基準

医師、看護師、保健師又は助産師、薬剤師等により編成するものとし、必要に応じて、福岡市医師会、福岡市歯科医師会及び、福岡市薬剤師会及び福岡市獣医師会へ協力要請を行う。なお、各班の人数は災害の規模等により適宜定める。

- ① 災害時における医療救護活動に関する協定書（福岡市医師会）
- ② 災害時における歯科医療救護活動に関する協定書（福岡市歯科医師会）
- ③ 災害時における医療救護活動に関する協定書（福岡市薬剤師会）
- ④ 災害時の被災動物の救護活動に関する協定書（福岡市獣医師会）

#### (2) 救護班の編成表（資料編IV-84 頁）

このほか、災害の規模等に応じて臨時に編成する。

#### (3) 救護所の設置

被災現場等での医療及び助産活動などを行うため、次に掲げる場所に救護所を設置する。

- ① 避難所において救護所の設置を必要とする場合
- ② 被災地の中心点

#### (4) 医療機関の協力

救護班による応急手当後又は救護班による救護ができない者は、救急告示病院、官公立病院・災害拠点病院及びその他の病院、診療所の協力による救護活動を行う。

- ① 救急告示病院等一覧表（資料編IV-85 頁）
- ② 官公立等主要病院一覧表（資料編IV-86 頁）
- ③ 福岡市内の災害拠点病院及び施設・設備の状況（資料編IV-86 頁）

#### (5) 医療及び助産の指示

救護班活動以外の医療機関への委託は原則として災害対策本部長の発行する「入院（通院）指示書」により救護活動を行う。

#### (6) 医療及び助産の期間

- ① 医療については、災害発生の日から 14 日以内
- ② 助産については、分べんの日から 7 日以内

ただし、災害対策本部長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

(7) 医療及び助産のための費用

医療及び助産に要する経費は原則として災害対策本部の負担とするが、その範囲は概ね次のとおりとする。

- ① 救護活動により使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費
- ② 医療機関による治療は、社会保険診療報酬による額以内
- ③ 施術者による場合は、地域における協定料金の額以内
- ④ 産院、その他の医療機関及び助産師による場合は、地域における慣行料金の8割以内の額

4 医療助産活動に要する携行器材等

福岡市救急病院協会器具表（資料編IV-86 頁）

5 医薬品等の調達

災害時緊急医薬品については、福岡県（薬務課）に要請する。

福岡県保健医療介護部薬務課（電話 092-643-3284、FAX092-643-3305）

医薬品及び医療機器取扱業者一覧表（資料編IV-87 頁）

6 血液センター一覧表（資料編IV-88 頁）

7 救護班に必要な車輛

18 台

（内訳）

1 班当たり 1 台 16 台

連絡用 2 台

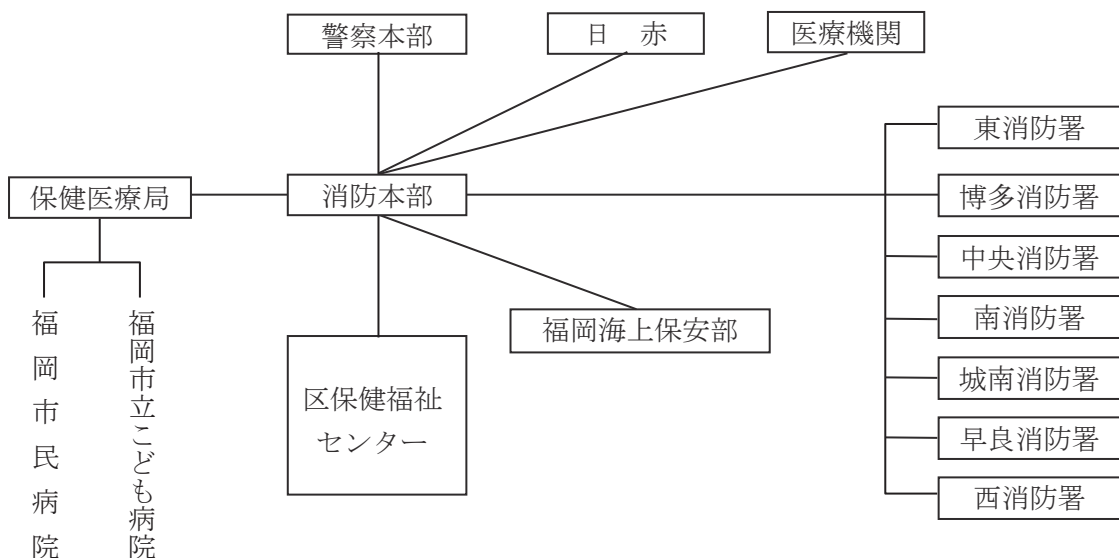
不足車輛については、「第2節 第3 緊急輸送対策」による車輛を借上げる。

8 避難所における健康管理、健康相談等

- (1) 避難所での衛生の確保、健康の維持のため、保健師等の巡回派遣等による健康相談を行う。
- (2) 必要に応じて、精神科医師、看護師等で災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」）を避難所等へ派遣する。
- (3) DPAT は、避難所等の精神疾患を有する被災者への対応や、被災者支援を行っている者に対する心のケア等を行う。

9 救急業務

(1) 救急体制及び連絡系統





- (2) 救急隊の編成  
救急隊は消防法施行令第44条に基づき、原則として、救急車1台及び救急隊員3人以上又はヘリコプター1機及び救急隊員2人以上をもって編成する。
- (3) 医療機関等との協調
  - ① 救急業務を迅速、的確に運用できるよう災害拠点病院や福岡市救急病院協会（事務局は消防局救急課）の協力体制を確立している。
  - ② 救急告示病院以外の医療機関についてもその所在地等の実態把握に努め、大災害の場合の救急業務体制を確立する。
  - ③ 「日赤」と連携を保ち、災害現場における救護所の設営及び医療活動の実施に必要な医療品等の搬送について対策を講じる。
- (4) 救急活動  
上記のほか、救急活動については「第1 救出・救急対策」による。

### 第3 安否不明者等の氏名等公表

県による安否不明者等の氏名等の公表が適切に行われるよう、県の「災害時における人的被害の公表要領」に基づき、安否不明者等の情報収集等を行い、必要な情報を県へ報告する。（資料編IV-81頁）

### 第4 行方不明者の搜索、遺体の処置・埋火葬

災害時は、多数の行方不明者、死亡者が発生する可能性があることから、関係機関相互の連携体制の整備を図り、行方不明者の搜索、遺体の処置・収容、埋火葬等の一連の業務を遅滞なく実施する。

#### 1 行方不明者の搜索

消防、警察その他の関係機関及び地域住民等の協力により、行方不明者を搜索する。

- (1) 実施体制  
行方不明者の搜索は、消防、消防団、警察、自衛隊、海上保安部、地域住民等の協力の下に行う。
- (2) 搜索を行う場合  
行方不明者の搜索は、地域の被害状況、行方不明者の情報に基づき実施する。
- (3) 搜索の方法
  - ① 行方不明者の把握  
搜索を行う行方不明者については、警察、地域住民等からの情報に基づき市が行方不明者名簿等を作成し把握する。
  - ② 搜索の実施  
搜索は、消防局、消防団、警察、自衛隊、海上保安部により実施するほか、地域住民の協力を得て行う

#### 2 遺体の収容・処置

搜索等により発見された遺体について、収容、身元確認、遺族等へ引渡しを行うとともに、火葬等の措置を行う。

- (1) 遺体が発見されたときの取り扱い
  - ① 遺体を発見した場合は、警察官、海上保安官等（以下「警察官等」という。）に引き継ぐ。引き継ぎを受けた警察官等は、遺体の死体調査又は検視を実施し、身元確認のための調査を行う。
  - ② 身元が不明な遺体については、医療機関・安否不明者の家族等の協力を得て身元確認を行う。
- (2) 遺体の収容等
  - ① 身元確認に時間を要する場合又は遺族がすぐに引き取ることができない遺体については、一時遺体を収容する。
  - ② 遺体の収容場所として、避難所となっていない体育館、市民センター、その他の公共施設のほか、寺院等、葬祭業者その他の施設管理者の協力を得て、収容場所を確保する。  
なお、多数の死者が集中的に発生した場合の遺体安置所の設置基準について、関係局・区及び警察、関係機関とあらかじめ協議し、策定する。
  - ③ 収容された遺体については、必要に応じて医療関係者、葬祭業者等の協力を得て、洗浄、縫合、消毒、保存に必要な措置を施す。

特に、遺体の保存に当たっては、遺族感情及び公衆衛生に鑑み、関係局・区がドライアイス等の継続的な補充に努める。

- ④ 身元が確認された遺体については、遺族等に引き渡すものとし、身元が確認されない場合は行旅病人及行旅死亡人取扱法の手続きにより処置する。

また、遺体の身元は判明したものの、引き取り者が不明な場合、或いは身元が判明したものの、引き取り者がこれを拒否した場合は、死亡地を管轄する市区町村長等がこれを引き取り、墓地、埋葬等に関する法律の手続きにより処置する。

- ⑤ 多数の死者が集中的に発生した場合の遺体の収容・安置に必要な資機材の調達等や遺体搬送について、市内の葬祭業者のみで確保できない場合は、「災害時における協力に関する協定書」等に基づき、社団法人全日本冠婚葬祭互助協会、全日本葬祭業協同組合連合会福岡県葬祭業協同組合及び社団法人全国霊柩自動車協会に要請する。

(3) 遺体の火葬等

- ① 遺体の火葬は、火葬場で行ない、処理能力を超える場合は、「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、周辺市町村等の協力を得る。

- ② 火葬場の被害状況の把握及び応急復旧等

発災後、火葬施設の安全及び機能の確認を行う。

- ③ 災害による混乱のため、遺族による火葬ができない場合は、火葬を行うほか、棺・納体袋・骨つぼ等を支給する。

## 第4節 避難対策

災害のために住民の生命、身体が危険な状態にある場合、これを保護するため避難を勧告、指示し、安全に避難させるとともに避難者及び居住の場所を失った者を一時的に収容するための計画である。

### 第1 避難誘導

#### 1 避難の誘導者

避難の誘導者は原則として、市長又は福岡県知事の命を受けた職員等、警察官、海上保安官、消防団員、自衛官とし、実施要員が不足する場合には、自主防災組織要員その他地域住民に協力を求める。

なお、避難誘導に際しては誘導を行う者の安全確保に留意する。

#### 2 避難場所の表示

避難場所の位置を避難住民に徹底させるため、避難場所の標識板を設置する。標識板は、日本語、英語、中国語、韓国語で表記する。

#### 3 避難順位

病人、高齢者、乳幼児、妊産婦、子ども、障がい者等を先に避難させる。

#### 4 避難者の移送

避難者の生命の安全を図るため移送を必要とするときは、「第2節 第3 緊急輸送対策」により避難救助班が車両、舟艇により移送する。

#### 5 避難が危険と判断される場合

市街地の浸水が始まっている場合など、あらかじめ指定した避難所等に避難することが必ずしも適切でない場合は、事態の状況等に応じて自宅や隣接建物の2階以上の安全な場所に避難誘導する。

避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

### 第2 避難所の開設

避難所は、災害の状況及び規模を勘案して開設するものとし、開設をスムーズに行えるよう施設管理者等との連絡網を整備する。

なお、避難所の点検・改善を適宜行い、被災状況（大規模な避難等）に応じて避難所等に現地対策本部や臨時の市民相談窓口を開設する。

#### 1 開設する避難所（資料編Ⅲ-17頁～Ⅲ-48頁）

- (1) 災害時に開設する避難所は、災害の状況、施設の被害状況、周囲の状況等から安全を確認し、開設する。
- (2) 災害の規模が小さく、避難者数が少ないと判断される場合は、一時避難所を優先して開設し、不足する場合に収容避難所を開設する。また、避難所を開設した場合、「避難所開設状況報告書」を作成する。
- (3) 避難所だけでは収容できない場合又は災害の状況や施設の被害状況、周囲の状況等から、避難所が使用できない場合は、次の施設・場所をその管理者の了解を得て、臨時避難所として使用する。
  - ① 公共施設で、避難者の収容が可能な施設
  - ② 地域が管理する集会所等で、避難者の収容が可能な施設
  - ③ その他の施設で、避難者の収容が可能な施設

#### 2 開設の手順

- (1) 災害が発生する恐れがある場合又は災害が発生し、住民の避難が必要であるときは、災害対策本部室又は区災害対策本部が、施設管理者の了解を得て、区災害対策本部が解錠ができる者へ連絡を取りその協力を得て、開設する。
- (2) (1)により開設することができない場合又はそのいとまがないときは、区災害対策本部が地域住民等と連携して避難所を開設する。

また、避難所を開設した場合、「避難所開設状況報告書」を作成する。

- (3) 受入れ対象者
  - ① 住家に被害を受け又は避難情報により、日常起居する居住の場所がない者
  - ② 市内の滞在者で、帰宅が困難な者
- (4) 受入れ期間等
  - ① 避難所への受入れ期間は、避難者が自己の住宅等に帰宅し又は仮設住宅等へ入居するまでの間とする。
  - ② 私立の施設、小・中学校等の教育施設については、原則として施設の本来の用途、応急教育の実施に支障がない範囲及び期間で開設するものとし、優先して他の避難所への移転移送を行うものとする。
- (5) 自主避難への対応
 

災害発生後、住民が自主的に避難所へ避難をしたときは、避難施設の管理者は直ちに区災害対策本部（又は区警戒本部）へ連絡し、その指示を受けて開設する。

### 第3 避難所の運営

避難所の運営は、区災害対策本部、施設管理者、自主防災組織、避難者、ボランティア等の相互協力により行う。その際、男女のニーズの違い等、男女双方の視点や性的マイノリティ、高齢者、障がい者並びに外国人の視点にも十分配慮するものとし、避難者の過密抑制など避難所における感染症対策に留意する。また、ICTを活用して避難所運営の効率化を図る。

#### 1 運営体制

- (1) 区災害対策本部
  - ① 避難所運営の統括
  - ② 災害対策本部各局等との連絡・調整
- (2) 各局室による対口支援
 

各局室は各区災害対策本部からの対口支援の求めに応じ、避難所運営職員を派遣する「カウンターパート方式」により避難所運営業務を支援することとする。
- (3) 施設管理者
 

避難施設の維持管理、区災害対策本部要員の職務の補助、協力
- (4) 地域による自主運営組織
 

区災害対策本部は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、地域による自主運営組織に早期に移行できるよう、自治協議会など地域に働きかけるとともに、「避難所サポートチーム・福岡」等のボランティアと協力し、その立ち上げを支援するものとする。

また、女性の視点や声を反映させるため、運営体制への女性の参画を図る。

  - ① 自主運営組織の例と役割
    - ア 総務班
 

避難所運営の統括、区災害対策本部との連絡調整、施設の利用管理、警備、避難所施設の秩序の維持
    - イ 情報班
 

情報収集と情報提供、避難者の把握、避難者のニーズの把握
    - ウ 生活衛生班
 

感染症予防、生活衛生環境の管理、清掃
    - エ 救護班
 

要配慮者への対応、被災者の健康状態管理
    - オ 物資班
 

食料などの物資の調達、管理、配給

#### 2 運営に必要な設備等

大規模な災害時など、避難が長期化することが予想される場合には、避難者の食料などのほか、下記の設備・備品等のうち必要なものを各避難所に配備する。

- ① 畳、マット、ダンボールベッド等
- ② 間仕切り、簡易更衣室
- ③ 仮設トイレ、ポータブルトイレ
- ④ テレビ・ラジオ

- ⑤ 簡易台所、調理用具
- ⑥ 発電機、投光器、ランタン、カセットコンロ、燃料
- ⑦ 掲示板（ホワイトボード等）
- ⑧ その他必要な設備、備品（冷暖房機器、洗濯機、シャワー・仮設風呂等）

### 3 運営

#### (1) 避難者の把握・報告等

- ① 各避難所は、災害発生後、区災害対策本部に対し、避難所に避難をしている人数（概数）及び不足物資等を速報する。ただし、避難者に大きな増減があった場合は、随時報告する。
- ② 各避難所において、世帯単位に避難者の状況を調査し、原則として避難者の居住地の町名ごとに「避難者名簿」を作成する。

#### (2) 避難所運営上の留意点

自主運営組織は、避難所を運営する際に次の事項に留意する。

- ① プライバシーの確保や高齢者・女性など様々な視点を取り入れた避難所運営、男女別の更衣室や仮設トイレ、物干し場の確保、乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保
- ② 避難所における感染症対策の実施
- ③ 避難所の清掃、衛生管理の徹底
- ④ 犯罪発生の防止、巡回警備の実施などによる安全性の確保、性犯罪やDV等を防ぐための措置
- ⑤ 避難所生活のルールづくり、生活サイクルの確立
- ⑥ 要配慮者やアレルギーのある方等への配慮
- ⑦ 避難者の必要性に即した情報提供
- ⑧ 必要物資及び女性、子育てニーズを踏まえた物資等の把握
- ⑨ 各種相談窓口、意見箱の設置
- ⑩ 「避難所サポートチーム・福岡」等、ボランティアとの連携
- ⑪ その他避難者間の協力体制の確保等

#### (3) 要配慮者への配慮

- ① 要配慮者の把握  
避難者名簿を作成し、要配慮者及びその心身の状況を把握する。  
また、要配慮者が必要とする用具・用品等を把握し、調達する。
- ② 必要な措置  
避難所内での要配慮者については、その健康状態などに留意し、必要に応じて公民館や学校の教室等に「福祉避難室」を設ける。  
また、高齢者や妊産婦など特別の介護を要さない要配慮者のための避難施設として、必要に応じて民間の宿泊施設を旅行事業者との協定に基づき確保する。  
なお、通常の避難所での生活が困難であると認められる場合は、状況により病院・産院への迅速な搬送や福祉避難所などへの移送を行う。

## 第4 福祉避難所（資料編Ⅲ-49頁）

避難所での生活が困難な要配慮者を二次避難させるため、予め市と協定を締結した社会福祉施設、及び特別支援学校の中から、必要に応じ福祉避難所として開設し、生活支援を行う。

### 1 福祉避難所の役割

災害が発生し避難を必要とする場合は、一時避難所又は収容避難所に避難する。福祉避難所は、避難所での生活が困難な要配慮者及びその家族の二次的な避難施設としての役割を担う。

### 2 福祉避難所の充実・強化

民間の社会福祉施設等の福祉避難所としての活用について、さらなる充実を図ることとし、福祉避難所の指定に際して、当該施設管理者と協定を締結する。

### 3 福祉避難所への二次避難対策

福祉避難所への二次避難については、区本部と福祉局等福祉避難所の所管局等（以下「福祉避難所所管局等」という。）が連携して対応する。区本部が必要と認める者の二次避難先について、福祉避難所所管局等が福祉避難所との受入調整を行い決定する。



#### 4 福祉避難所等への移送

- (1) 福祉避難所等への移送については、原則として、対象者本人及びその家族が行う。
- (2) 対象者本人に家族がおらず、対象者本人自ら福祉避難所等への避難が困難な場合は、区本部が避難者やボランティア等の協力を得て移送する。また、タクシーやバス等の移送手段の確保策を検討する。

#### 第5 要配慮者対策

災害時に情報伝達や行動に制約を受けやすい要配慮者に配慮した応急対策を行う。

災害応急対策の実施に当たっては、地域住民やボランティア等の協力を得ながら、要配慮者に配慮して行う。

##### 1 実施体制

要配慮者への配慮は、各応急対策の実施担当において行う。

##### 2 要配慮者への配慮の基本

- (1) 応急対策活動全般における配慮  
要配慮者への配慮は、救助活動、医療活動、避難対策、広報活動、生活支援その他あらゆる応急対策の遂行の中で、可能な限り行うものとする。
- (2) 地域住民等との協力  
要配慮者への配慮は、本市災害対策本部、各関係機関が実施するほか、自治協議会など地域住民、ボランティア、福岡県 DWAT（災害派遣福祉チーム）などの協力を得て行う。
- (3) 情報伝達の配慮  
必要な生活情報、被害情報等が確実に、分かりやすく伝達されるよう配慮する。

##### 3 避難行動要支援者に対する避難支援等

避難行動要支援者に対する避難支援等は、避難行動要支援者名簿を活用し、避難支援等関係者その他の者の協力を得て、実施する。

なお、避難支援等関係者の実施する避難支援等は、避難支援等関係者本人及びその家族等の安全が確保された上で、可能な範囲で行われるものとする。

##### 4 在宅要配慮者の安全確保、支援

自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民、ボランティア等の協力を得ながら、要配慮者の安否確認や災害状況に応じた支援を行う。

- (1) 安否確認  
避難行動要支援者の安否確認に準じた対応とする。
- (2) 状況把握等  
災害発生後、居宅で生活している要配慮者世帯について、地域住民やボランティア等の協力を得て、その世帯の状況、必要な用具・用品等の把握に努めるとともに、必要に応じて保健師等を派遣する。
- (3) 食料、飲料水及び生活必需品等の確保  
要配慮者世帯等で自ら食料、飲料水の確保、運搬等が困難なものについては、地域住民やボランティア等の協力等を得て、援護する。
- (4) 生活支援  
被災後の住居のあとかたづけ、清掃等が困難な要配慮者世帯に対し、地域住民やボランティア等の協力を得て、生活支援を行う。
- (5) 福祉避難所等の利用  
居宅生活が困難な者等については、保健師等の派遣を行うほか、避難所での生活が困難な場合は、社会福祉施設への緊急入所又は福祉避難所の利用等を行う。

##### 5 社会福祉施設入所者の安全確保

- (1) 安否確認  
社会福祉施設の施設長は、入所者と職員の安否確認を行う。
- (2) 避難  
災害等により施設が危険な状態にある場合は、指定された避難所に速やかに避難させる。

### (3) 防災施設等の整備

社会福祉施設の施設長は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう務めるものとする。

## 6 外国人の安全確保、支援

外国人に対しては、在福領事館、その他の関係団体等との連携をとり、情報提供等について配慮を行う。

### (1) 外国人への配慮の基本

本市に生活基盤を持つ在住外国人と、本市に一時的に滞在している訪日外国人観光客とでは、行動特性や情報ニーズ、生活習慣等が異なることを踏まえ、それぞれに応じた配慮を行う。

### (2) 在福領事館、関係団体等との連携

市災害対策本部は、災害発生後、在福領事館、関係団体等との連絡を密にし、情報交換、応急活動の調整その他の活動を実施する。

### (3) 福岡市災害時外国人情報支援センターの設置

災害時における外国人の支援を円滑に行うため、公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団に、福岡市災害時外国人情報支援センターを設置する。

同センターにおいては、外国人に対して、提供が必要な情報の翻訳及び発信、外国人からの相談・問い合わせ等への対応を行う。

### (4) 情報の提供

① 外国人への情報提供に当たっては、ボランティア等の協力を得ながら、情報誌、張り紙、本市関連ホームページ、外国語FM放送局などによりやさしい日本語及び多言語で行う。

② 生活関連情報の提供等については、各種機関、団体、ボランティアの協力を得て、必要に応じて、相談窓口へ通訳を配置する。

## 第6 愛玩動物対策

災害により避難者その他の被災者による適正飼育が困難となった愛玩動物の保護を行う。また、被災者と愛玩動物の同行避難が円滑に行われるよう対策を講じる。

### 1 実施体制

災害対策本部保健医療局が統括し、各局等及び獣医師会、動物愛護団体等の協力を得て行う。

特に、一般社団法人福岡市獣医師会に対しては、「災害時の被災動物の救護活動に関する協定書」に基づき、一時預かり・保護や治療が必要な愛玩動物が集中的に発生した場合など、必要に応じて協力を要請する。

### 2 愛玩動物の保護

#### (1) 一時預かり場所の確保

避難等により飼い主による飼育が困難となった愛玩動物の一時預かり場所を確保する。

#### (2) 住居等に残されている愛玩動物への対応

動物愛護団体などに寄せられた愛玩動物の情報を取りまとめ、必要に応じ、保護、給餌等の対応を行う。

#### (3) 飼い主不明愛玩動物への対応

飼い主からはぐれた愛玩動物については、保護するとともに、飼い主が判明するよう努める。

#### (4) ボランティアの活用

災害発生時には、効率的にボランティアのマンパワーを活用する。

#### (5) 負傷した愛玩動物の治療

被災地域に飼い主不明の負傷した愛玩動物がいる場合には、動物愛護管理センターで保護収容し応急処置を行う。

#### (6) 愛玩動物の相談窓口の設置

大規模災害発生に伴う愛玩動物の健康等の問い合わせに対応するために、動物愛護団体等の協力を得て相談窓口を設置する。

### 3 被災者と愛玩動物の同行避難

避難所における愛玩動物の受け入れが円滑に行われるよう、以下の対策を講じる。

- ① 避難所における愛玩動物の適正飼育
- ② 必要物資の調達

## 第7 防疫・保健衛生対策

災害のため急速に蔓延するおそれのある感染症の発生を防止するための計画である。

### 1 防疫態勢の強化

災害時における防疫措置の徹底を図るため、福岡市災害対策本部の設置後、県、日赤及び医師会等の関係機関と連携を図りながら、災害防疫活動態勢の強化及び情報連絡ならびに周知の徹底を図る。

### 2 防疫

災害時は生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下など悪条件下にあるので、感染症患者の早期発見に努めるとともに入院勧告等の措置をとり、感染症流行の未然防止に万全を期する。

#### (1) 防疫班の編成基準

医師1名、看護師・保健師又は助産師2～3名、事務2名をもって編成するが、状況によって人員等を増強する。

班数は各区保健福祉センターで被災の状況に応じて編成する。

#### (2) 防疫班の業務及び実施の方法

##### ① 感染症発生状況等の調査

被災地域において住民の協力を得て、感染症の発生状況、衛生状況等を調査する。

##### ② 避難所の防疫・衛生指導

避難所における衛生状況の維持のため、各避難所に対し、次の防疫上の措置を講じ、必要な指導を行う。

ア 衛生教育の実施

イ トイレその他の清潔の保持、消毒方法の指導及び実施

ウ 給食その他の食料及び飲料水の取り扱い上の注意

エ 空気環境その他の環境衛生指導

オ 消毒薬等（次亜塩素酸ソーダ、逆性石けん、マスク、殺虫剤）の使用指導

##### ③ 臨時予防接種の実施

災害の状況、被災地の感染症発生状況により、臨時の予防接種の必要性がある場合は、県知事の指示により、種類、対象、期間等を定めて、臨時の予防接種を実施する。

##### ④ 入院勧告等

災害地に一類感染症（無症状病原体保有者及び疑似症患者を含む）及び二類感染症の患者が発見され、市長がまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症指定医療機関、またこれが困難な場合は、市長が適当と認める医療機関に入院すべきことを勧告する等の措置を行う。

##### ⑤ 予防についての教育及び広報活動

ア 職員の防疫訓練（実習）等を実施し、防疫技術の向上を図る。

イ 「第3章 災害予防計画」に基づき市民の防疫知識の普及徹底を図る。

ウ その他災害発生時においてあらゆる機会をとらえ、被災者に対し衛生指導を行う。

### 3 消毒の実施

(1) 市長が感染症の発生を予防し又はそのまん延を防止するために必要があると認めるときは、該当地域の消毒を実施する。

(2) 清潔の保持のため、必要に応じて消毒を実施する。

### 4 防疫及び衛生確保

(1) 食品衛生確保のため、飲食業者その他の食品取り扱い業者に対し、必要な衛生上の措置を指導するとともに、必要に応じて食品検査を実施する。また、災害時に飲料のため使用する井戸等について、水質検査体制を確保し、検査を実施する。

(2) 市長が、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、当該感染症患者等に対し、健康診断を受けることの勧告等を行い、必要な検査を実施する。

- (3) 家庭の風呂が使用できない被災者のために、福岡県公衆浴場生活衛生同業組合福岡市支部等の協力を得て、入浴施設を確保する。

## 5 こころのケア対策

- (1) こころのケアが必要な人の把握、注意呼びかけ  
不眠や PTSD など、こころのケアが必要と思われる人を把握する。
- (2) 保健師やこころのケアの専門家など派遣要請  
必要に応じて保健師や災害派遣精神医療チーム（DPAT）など専門家の派遣を要請するなど、適切に対処する。
- (3) 避難所を運営する側のこころのケア  
避難所利用者だけでなく、職員自身も含めた避難所の運営側も、必要に応じて別の人に業務を交替してもらうなど、過重な負担がかからないよう注意を呼びかける。

## 第5節 物資の供給・輸送対策

避難者などの被災者に対し、食料等の必要物資の供給を行うとともに、物資の緊急輸送を行う。また、災害対策（警戒）本部を設置したときは、必要に応じて物資調達・輸送チームを編成し、関係局連携のもと、迅速かつ効率的な災害対応を行う。

### 1 食料等の供給

災害により食料の調達ができなくなった避難者その他の被災者に対し、必要な食料を調達し、配給する。

#### (1) 食料等の調達

##### ① 調達方法

###### ア 必要量の備蓄

あらかじめ、想定している災害が発生した場合の避難者数の3日分に対応できる食料を備蓄しておく。

###### イ 調達先、手順

避難所ごとに避難者数の概数を集計し、必要量を算出する。

災害発生当初3日間においては、主として備蓄している食料を優先する。

このほか食料等の調達に当たっては、災害時の食料供給協定締結をしている団体からも協力を求める。

#### (2) 食料等の配給

##### ① 供給の対象

###### ア 避難所等へ避難している避難者

###### イ 災害により食料等の調達が困難となっている自宅生活者

##### ② 調達食料等の配給

###### ア 配給の実施

調達した食料等は、物資調達・輸送チームの統括の下に各避難所に配分する。

###### イ 供給方法

災害発生当初3日間は、備蓄している食料を中心として配給し、災害時の食料供給協定を締結している団体などからも協力を求める。

### 2 飲料水・生活用水等の応急給水

災害により水道施設が被災した場合に、「福岡市水道局災害応急対策計画」等に基づき必要な飲料水等を給水する。

#### (1) 実施体制

##### ① 災害対策本部水道局が統括し、各局等及び水道サービス公社の協力を得て行う。

##### ② 必要に応じ、他都市、自衛隊等の応援、ボランティアその他の協力を得る。

#### (2) 応急給水活動

##### ① 給水対象者

水道施設の被害により飲料水等が入手できない者とする。

##### ② 応急給水量

発災後 3日間 3リットル／人・日程度

この後は、時間の経過に伴い、生活用水の供給に努める。

##### ③ 応急給水の期間

水道施設の応急復旧などにより給水の必要がなくなるまで

##### ④ 応急給水の優先順位

非常用医療機関（救急告示病院・人工透析実施病院・官公立等主要病院・災害拠点病院）及び給水拠点（市民の受水拠点となる広域避難場所・収容避難所・地区避難所）に対して優先的に応急給水を行う。

##### ⑤ 応急給水の水源となる給水施設

###### ア 被災当初の段階

(ア) 水道本局、配水場、浄水場、営業所に整備している緊急給水栓（給水基地）

(イ) 被害を受けていない消火栓



- (ウ) 近隣市町村及び福岡地区水道企業団の浄・配水場
- (エ) 飲料用井戸
- イ 配水管の復旧が進む段階
  - 広域避難場所及び地区避難所に応急給水栓を設置し、運搬給水の新たな水源を増設する。
- ⑥ 応急給水の方法
  - 応急給水は、以下の給水方式により対応する。
    - ア 拠点応急給水方式
      - 市民の受水拠点となる広域避難場所・収容避難所・避難場所において、下記による給水を行う。
        - (ア) 給水タンクを設置し、給水車による給水用水の運搬
        - (イ) 応急給水栓の設置
    - イ 運搬給水方式
      - 収容避難所及び病院等の重要施設に対し、ポリタンク等の輸送及び給水車による貯水槽への注水を行う。
    - ウ 消火栓からの給水
      - 使用可能な消火栓を用い応急給水栓を立てて給水する。
    - エ 給水船による給水
      - 必要に応じ、海岸部等においては、給水船による給水を行う。
    - オ その他
      - 必要に応じ、プール・河川水をろ水器でろ過した水、消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム等)を投入した水による給水等を行う。
- ⑦ 応急復旧に伴う給水拠点の設置
  - 応急復旧が完了した幹線においては、応急給水栓を設置し、24時間給水できる体制をとる。
- ⑧ 水質の保持
  - 消毒及び水質検査を強化し水質の保持に努める。なお、給水に使用する器具は衛生的処理を行う。
    - ア 給水栓
      - 通水された地域の給水栓について、直ちに水質検査を実施する。
    - イ 避難所
      - 貯蔵タンクの水は、巡回検査及び必要に応じ消毒を行い、安全性の確保を行う。
    - ウ 井戸
      - 井戸については、使用者に対し、早急に水替えを行い、消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム等)により消毒を行うよう指導するとともに、水質検査を実施し、安全性を確保する。
- ⑨ 応急給水資機材の確保
  - 応急給水に必要な資機材(給水車、給水タンク、ポリタンク、非常用飲料袋等)が不足するときは、その確保を行う。
    - ア 他都市その他関係機関からの相互応援協定等に基づく応援
    - イ 民間企業からの購入等
- ⑩ 地域住民及びボランティアの協力
  - ア 給水拠点での給水タンク、応急給水栓の管理については、地域住民及びボランティアの協力を得て行う。
  - イ 高齢者、障がい者等の災害弱者や中高層住宅の住民に対しては、地域住民及びボランティアの協力を得てきめ細かな対応を図る。
- ⑪ 広報
  - ア 水道水の備蓄
    - 災害の発生が予測される場合には、家庭でできるだけ貯水を行うよう広報する。また、各家庭は必要量を貯水するよう努める。
      - (ア) 飲料水等の3日分程度の備蓄
      - (イ) 水道水の備蓄方法・保存期間等
  - イ 災害時の給水広報
    - 災害時における水の確保手段、水道水使用上の注意事項を、報道機関、広報紙、広報車、掲示板等を活用し確実に情報を提供する。

- (イ) 給水日時
- (ウ) 水質保存方法
- (エ) 水道水等の使用上の注意
- (3) 応援要請・受入れ
  - ① 応援要請
    - ア 要請の決定
 

災害の発生及び復旧状況等により必要に応じて、他都市等に対し、要員の派遣、資機材の提供等の応援を要請する。
    - イ 要請
      - (ア) 国、県、市町村等
        - 19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書  
札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市
        - 日本水道協会九州地方支部 災害時における相互応援に関する協定  
福岡市、北九州市、佐賀市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市
        - 福岡都市圏水道災害時相互応援に関する協定書  
福岡市、筑紫野市、大野城市、太宰府市、古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、宗像市、福津市、糸島市及び春日那珂川水道企業団の各水道事業者並びに福岡地区水道企業団、山神水道企業団及び宗像地区事務組合の各水道用水供給事業者
      - (イ) 日本水道協会関係
        - 日本水道協会本部
        - 日本水道協会九州地方支部
        - 日本水道協会福岡県支部
      - (ウ) 自衛隊
      - (エ) その他
        - 福岡市水道サービス公社
        - 福岡市管工事協同組合、福岡水道協同組合、全国上下水道コンサルタント協会九州支部
        - アクアソリューション福岡共同企業体、みらい水道サービス共同企業体、九州アクアサービス共同企業体
    - ウ 携行の要請
      - (ア) 応援要請の際は、応急活動に係る資機材の携行を要請する。  
(応援時に必要となる資機材)  
給水車、給水タンク、応急給水栓、初期に必要なポリタンクなど
      - (イ) 給水用水の確保が困難なときは、近隣の他都市等の浄水場を指定し、応援の行路中に給水用水の充填を要請する。
      - (ウ) 応援者に対する後方支援が困難なときは、食料、飲料水、寝具（冬季などは、必要に応じて防寒具、カイロ等）の携行を要請する。
- ② 応援部隊の活動の指示・調整
  - ア 外部からの応援部隊の活動は、水道事業管理者が調整を行う。
  - イ 各班に配置された応援部隊は、各班の班長の指示に従い応急活動に従事する。
- ③ 参集場所
 

各都市等から派遣された応援部隊の第1次参集場所は、水道本局庁舎とする。ただし、地震被害等により本局庁舎が使用できず又は道路、橋梁が被害のため、移動に困難を極める場合の第2次参集場所は水道技術研修所（羽根戸配水場）や多々良浄水場とする。

ア 第1次参集場所  
福岡市水道局（本館5F総務課）  
福岡市博多区博多駅前1丁目28番15号  
TEL 092-483-3104

イ 第2次参集場所  
水道技術研修所（羽根戸配水場）  
福岡県福岡市西区大字羽根戸 486  
TEL 092-812-6191  
多々良浄水場  
福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原 679 番 1 号  
TEL 092-938-4810

④ 近隣都市での情報整理

本市の通信状況の混乱が著しいときは、国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関、或いは応援本部に対し、近隣都市など離れた所で支援に関する情報整理を要請する。

### 3 生活必需品の供給

災害により日用生活用品その他生活必需品の調達ができなくなった避難者その他の被災者に対し、必要な物資を調達し、配給する。

(1) 生活必需品の調達

① 調達方法

ア 必要量の備蓄

あらかじめ、想定している災害が発生した場合に必要なもの（毛布、防寒具、懐中電灯等の照明器具、電池、ラジオ、紙おむつ等）を備蓄しておく。

各避難所において、適宜追加で必要となる品目・数量を把握する。

イ 調達先、手順

調達は、備蓄しているものを優先し、災害時の救援物資供給協定を締結している団体などからも協力を求める。

(2) 生活必需品の配給

① 供給対象者

ア 避難所生活者

イ その他災害により日用品の調達が困難な者

② 供給・配分

ア 配給場所

日用品の配給は、原則として避難所において行う。

イ 供給手順

備蓄している物資を提供する。

備蓄物資で不足する場合は避難所毎に必要な物資・量を把握し、災害時の救援物資供給協定を締結している団体などに協力を求める。

### 4 救援物資の受け入れ・供給

物流業者や自衛隊等と連携し、救援物資の受け入れ、仕分け、在庫管理、避難所への配送を行う。また、ICTを活用して物資集配の効率化を図る。

(1) 避難場所等被災者への物資の搬送

① 物資の受け入れ

国や自治体等からの救援物資については、一次集積拠点において受け入れる。市全体の被災状況を見て、二次集積拠点の活用も検討する。

② 物資の輸送等

物資の荷卸し、仕分け、在庫管理、輸送等にかかる業務は、物流事業者や自衛隊と連携し行う。

(2) 物資の集積拠点

① 一次集積拠点

国や自治体等からの救援物資を受け入れ、荷卸し、仕分け、保管し、二次集積拠点又は避難所へ配送するための施設。

・埋蔵文化財センター月隈収蔵庫

- ② 二次集積拠点  
一次集積拠点から配送されてくる物資を受入れ、荷卸し、仕分け、保管し、避難所へ物資を配送するための中継施設。
  - ・福岡市総合体育館、第3給食センター等
- ③ その他の救助用資機材、医薬品等  
救助活動、応急復旧活動等に必要な資機材、医薬品等については、指示するところにより各消防署、保健福祉センター、その他の活動の拠点に集積する。

## 5 避難所以外の避難者対策

在宅避難者や避難所以外の場所で避難生活を送る者（以下「在宅避難者等」という）については、避難所入所者に準じた援護措置をとる。

### (1) 在宅避難者等の把握

在宅避難者等の状況については、ICT（防災アプリ等）の活用や自主防災組織をはじめとした地域の協力及び最寄りの避難所の避難者名簿への記載を促すことにより把握する。

### (2) 情報の提供

テレビ、ラジオ、ICT（SNS、メール、ホームページ、防災アプリ等）により、避難者支援に関する必要な情報の提供を行う。

### (3) 食料等の提供

- ① 在宅避難者等への食料等の提供は、各避難所又は状況により地区の要所で行うことを基本とし、食料等を避難所等に取りに来ることが困難な在宅避難者等に対しては、ボランティア等の協力を得て、食料等が行き渡るよう配慮する。
- ② 提供の期間は、近隣商店や水道等の被災により、食料等の入手が困難な期間とする。
- ③ 避難所における食料等の提供については、当該避難所及び在宅避難者等も含めた地域全体のために行われていることについて、周知徹底を図る。

## 第6節 都市機能の確保

### 第1 災害廃棄物対策

災害時の生活環境を維持するため、災害時に発生するごみ、し尿等を迅速かつ適切に処理する。なお、状況に応じ、他の自治体等の相互協力のもとに実施する。

- ・一般廃棄物の処理に関する相互協定書
- ・九州3指定都市災害廃棄物の処理における相互支援に関する協定
- ・九州市長会における災害時相互支援プラン
- ・災害廃棄物の処理等に関する協定書
- ・災害時における災害廃棄物の収集・運搬に関する協定書

#### 1 ごみの処理

##### (1) 実施機関

環境局が関係各局等、関係機関及び他の自治体等と協力して実施する。

##### (2) 処理計画及び実施

###### ① 処理計画

災害廃棄物の処理は福岡市災害廃棄物処理計画に基づき、実際の被害状況を踏まえた処理実行計画を策定の上、実施する。

###### ② 処理施設の運転計画の策定

災害発生後速やかに処理施設の被害状況の把握、施設点検の実施を行い、運転可能の可否及び処理可能量を把握し、処理施設の運転計画、工場搬入計画の策定を行う。

清掃工場が被災し又は水道、電気の途絶等により運転不可能な場合は、施設内近辺での仮置きや県下市町村に広域的なごみ処理の応援を要請する。

###### ③ 広域連携

災害廃棄物は原則として本市単独で処理を行うが、処理量が膨大又は処理施設が被災し、本市単独での処理が困難な場合は他の自治体等の支援を得ながら広域的な処理を実施する。

###### ④ 収集運搬計画の策定及び実施

災害発生後、収集運搬車両を有する委託・許可業者の被害状況を調査し、収集運搬能力を把握の上、収集運搬計画を策定する。

収集・運搬に要する車両が不足する場合は、他市町村等に応援を要請する。処理施設への収集運搬搬入路については、関係機関から情報の収集を行って処理施設までの収集運搬計画を策定する。

###### ⑤ 一次仮置場の開設及び運営

被災住民が災害廃棄物を搬入する一次仮置場は事前に定めた候補地の中から被災地区毎に地域住民（自治協議会等）の協力により決定する（ただし、被害が甚大で地域住民の協力を得る時間がない場合は環境局にて速やかに決定する）。

また、被災住民による災害廃棄物の搬入に支障がないよう、適切な管理を行う。

###### ⑥ 処理の実施

委託業者、許可業者及び支援自治体等の協力を得て必要な収集車両を確保し、排出された災害廃棄物の収集、処分及び再資源化を実施する。

###### ⑦ 廃棄物の減量等

避難所等に対し、廃棄物の分別、減量化を呼びかける。

##### (3) 産業廃棄物対策

###### ① 処理責任の原則

災害時の産業廃棄物の処理責任については排出事業者自らが、その責任により処理するものとし、災害による混乱時には市が処理についての必要な調整、指導を行う。

###### ② 処理実施方針

ア 通常の事業活動に伴って発生する産業廃棄物については、排出事業者がその処理責任のもと、自己処理又は委託処理により適正に処理するものとする。



イ 災害により、産業廃棄物の収集運搬業者等が被害を被ることが予想される場合は、本市及びその周辺で主に事業活動を行っている産業廃棄物の処理業者の運搬、処理能力の把握をするとともに、福岡県及び（公社）福岡県産業資源循環協会等に対しても調査を依頼する。

また、全国的な処理能力の把握のため、国、各県及び（公社）全国産業資源循環連合会等に対しても受け入れ能力等の調査を依頼する。なお、その結果については迅速に排出事業者を提供するとともに、応急の処理方法について適切に指導する。

ウ 災害により、被害を被った処理施設に対しては、適正処理確保の観点から、二次災害防止や周辺環境への影響を調査して適切な復旧を指導する。

### ③ 有害廃棄物対策

アスベスト、その他の有害廃棄物を含む廃棄物の処理は、関係各局と連携して適正処理を図るものとする。

## 2 し尿の処理

し尿の収集は、災害後直ちに実施し、業者委託により速やかに行うが、被災地が広範囲なため処理能力が及ばない場合は、とりあえずの措置として便槽内容の5割～6割程度の収集を実施し、各戸の便所の使用を可能にする。

また、避難所等において仮設トイレが必要な場合に、仮設トイレの調達・設置及びし尿収集運搬・処理のために必要な措置を行う。

### (1) 実施期間

環境局が関係各局等及び関係機関、他の自治体等と協力して実施する。

### (2) 作業計画

#### ① 避難状況の把握及び需要の推計

災害発生後速やかに、避難所の状況（避難者数、避難所の既設トイレや水道等の状況等）を把握する。

#### ② 仮設トイレの需要の算定基準

トイレ1基あたり50人分を基準として必要なトイレ数を算出し、使用可能な既設トイレで不足する分を、仮設トイレの必要数として算出する。状況に応じてバリアフリー型の仮設トイレの必要数も把握する。

#### ③ 設置の優先順位の判断

避難所の状況を考慮し、仮設トイレを設置する避難所の優先順位を決定する。

#### ④ し尿処理方法の判断

し尿処理施設等の被害状況に応じて、処理方法を判断する。

#### ⑤ 調達・作業計画の策定

仮設トイレを設置する避難所の場所、優先順位、設置数等について仮設トイレ調達・設置計画を作成する。また、し尿収集に必要な収集車両台数、し尿処理方法等についてし尿収集作業計画を作成する。

### (3) 仮設トイレの調達・設置等

#### ① 調達方法

市内及び市周辺のリース業者との協定に基づき、仮設トイレの確保に努める。なお、不足する場合は、県その他の関係機関等に要請し、確保する。

#### ② 設置作業

借上リース業者等に設置先の避難所、設置の順番、設置数等を伝え、各避難所に仮設トイレを設置する。

#### ③ 清掃・維持管理

仮設トイレの設置時に、避難所等の管理者その他避難者の自主運営組織に対し清掃方法・維持管理方法について説明・指導し、避難者等が協力して行う。

#### (4) し尿の収集・運搬

##### ① 実施体制

し尿収集作業計画に基づき委託業者に依頼するとともに、収集車両が不足する場合等には、許可業者や各自治体等へ協力要請を行う。

##### ② 収集作業の臨時措置

通常の上尿収集については、対象の便槽の使用に支障のない範囲での収集の一時延期などにより、避難所の仮設トイレの上尿収集体制・能力を確保する。

#### (5) し尿の処理及び処分

し尿の処理・処分については、し尿処理施設の被災状況等に応じ実施するとともに、必要な場合は、他自治体へし尿の搬入・処理について応援を依頼する。

### 3 死亡獣畜の処理

死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊）の処理は、死亡獣畜取扱場で行うほか市長の許可を受けて次の方法で処理するものとする。

#### (1) 集中焼却

死亡獣畜を移動し得るものは適当な場所に集めて集中して埋却、焼却等の方法で処理する。

#### (2) その他

移動し難いものについては、その場で他に影響を及ぼさないよう個々に処理する。

## 第2 応急教育対策

災害発生時に各学校においては、児童・生徒の安全確保のための措置を行い、災害時の応急教育の実施をするとともに、学校施設の避難場所・避難所としての開設・運営に対する協力等を行う。

### 1 実施体制

災害発生時において、学校に防災対策委員会を招集し、必要な応急措置を行うとともに、避難場所・避難所としての開設・運営に協力する。

#### (1) 平時における緊急時対応組織の整備

##### ① 防災対策委員会(仮称)の組織

ア 教職員、PTA 地域委員等からなる組織を設置

イ 各地区担当者の明確化

ウ 緊急時の連絡網を電話、直接の伝言体制で整備

##### ② 学校等の災害訓練との連携活動

点検箇所の方担の明確化、危険箇所の方検、点検連絡体制の確認等について、災害を想定した集団下校等の訓練時に委員会活動の具体化を推進する。

#### (2) 災害時の対応

① 学校長は、災害が発生した場合、速やかに防災対策委員会を招集し、災害対策活動に当たる。

② 臨時休校、応急教育等の措置をとる。

#### (3) 避難場所・避難所としての対応

##### ① 平時における対応

避難者の安全な避難を誘導するため、避難誘導先を避難規模に応じて設定しておく。

##### ② 災害時の対応

ア 教育委員会、区災害対策本部と連絡調整を行い、避難場所・避難所の開設、運営の協力をを行う。

イ 避難場所・避難所への避難者の誘導を行う。

## ③ 避難区域

学校内の避難所としての利用区域は、原則として体育館、講堂及び空き教室とし、避難者の誘導に際しては、次に留意して行う。

- ア 建物等の倒壊による危険性がないこと。
- イ 付近で火災が発生しても安全が確保されること。
- ウ 安全確保に必要な広さのあること。

## 2 災害発生時の緊急措置

災害発生時において、児童・生徒の安全を確保し、及び安否を確認するとともに、施設等の被害状況の把握その他の必要な措置をとる。

## (1) 在校時間内の場合

## ① 児童・生徒の安全確保

- ア 児童・生徒が落下物等により負傷しないよう安全の確保に努めるとともに、安全な場所に避難誘導する。学校内が危険となった場合は、区災害対策本部等とも連絡の上、他の避難場所等へ避難・誘導する。
- イ 児童・生徒の安否を確認し、負傷した児童生徒の応急手当等を行うとともに、その保護者に連絡する。
- ウ 児童・生徒の下校に際しては、周囲の状況、通学路の安全、児童・生徒の自宅の安全等を確認する。状況により、集団下校、保護者の迎え又は一時学校内の安全な場所での待機措置をとる。

## ② 被害状況の把握及び学校施設の安全確保

- ア 学校施設の被害状況を把握するとともに、安全点検を行い、必要に応じて危険箇所への立入り禁止等の措置をとる。
- イ 通学路の被害状況を把握し、必要に応じて通学路の臨時変更の措置をとる。

## ③ 臨時休校等の措置

学校長は、教育委員会とも協議の上、学校及び校区等の被害状況に応じて次の措置を決定する。

## ア 臨時休校

学校機能を継続することができない程度の甚大な被害を受けた場合

## イ 教育実施場所の変更

登校が不可能な地区の児童生徒に対する臨時的応急教育の実施が必要な場合

## ウ 教育実施時間の変更

学校機能を持続し、学習活動を継続するために必要な施設若しくは職員等が被害を受け又は学校給食を実施できない被害を受けた場合

## エ 集団登下校

教職員等の引率により通学路等の安全確保が可能な場合

## ④ その他の緊急措置

## ア 学校長の不在時の対応

教頭が学校長に代わって教育委員会等との連絡を取りながら防災対策委員会の招集その他の必要な指示・措置を行う。

## イ 被害状況等の報告

児童・生徒の状況、学校施設の被害状況及び実施した措置について、教育委員会に報告する。

## (2) 在校時間外の場合

## ① 学校施設等の被害状況の把握

登校した教職員が、学校施設等の被災状況を確認する。

## ア 学校施設

- (ア) 校舎、各教室等の損壊状況（立入りの可否、応急修理の要否）
- (イ) 給食室の損壊状況（給食実施の可否）
- (ウ) 電気、水道、ガス等の使用の可否

- イ 学校周辺の被害状況の把握
  - (ア) 通学路等の状況
  - (イ) 交通手段の状況
  - (ウ) 民家等の被害状況
  - (エ) 火災、崖崩れその他の状況

② 児童・生徒等の安否確認等

状況に応じて、教職員が電話等により児童・生徒の安否及び避難先等を確認する。電話の不通時においては、家庭訪問等により早期に確認する。

③ 臨時休校等の措置

学校長は、教育委員会とも協議の上、学校及び校区等の被害状況に応じて、次の措置を決定する。

ア 臨時休校

学校機能を継続することができない程度の甚大な被害を受けた場合

イ 教育実施場所の変更

登校が不可能な地区の児童・生徒に対する臨時的応急教育の実施が必要な場合

ウ 教育実施時間の変更

学校機能を持続し、学習活動を継続するために必要な施設若しくは職員等が被害を受け又は学校給食を実施できない被害を受けた場合

④ その他の緊急措置

ア 学校長の不在時の対応

副校長・教頭が学校長に代わって教育委員会等との連絡を取りながら防災対策委員会の招集その他必要な指示・措置を行う。

イ 被害状況等の報告

児童・生徒の状況、学校施設の被害状況、及び実施した措置について教育委員会に報告する。

### 3 応急教育の実施

学校施設の被害程度及び復旧状況、避難者の状況、児童・生徒及びその家族の被災状況、教職員の確保状況、道路・交通機関の復旧状況等を勘案して、応急教育を実施する。

(1) 教育施設の確保、応急教育の実施

① 学校施設等が被災している場合

ア 施設・設備の被害状況に応じた措置

(ア) 施設の損壊が軽微な場合

学校長は、損壊の程度を調査・検討し、応急修理その他必要な措置を行い、教育委員会へ報告の上、応急教育を実施する。

(イ) 一部に相当の被害を受け、復旧に相当の日時を要する場合

被害が軽微な教室等で使用可能なもの又は早期に応急修理が可能なものがある場合は、次の方法等により応急教育を実施する。

- 応急教育の可能な教室等の床面積に一律に児童生徒を割り振ることによる実施
- 応急教育が可能な教室等で教育時間を変更し、2部制による実施
- 付近の公民館等を臨時教室として借り上げ、児童生徒を割り当てての実施

(ウ) 学校給食が実施できない場合

- 教育時間を変更し、一律午前中までの実施
- 2部制による実施
- 他の学校の給食施設の利用
- 弁当の持参

(エ) 甚大な被害を受けた場合

- 仮設校舎による実施
- 損壊の程度が軽微な近隣の学校等への臨時編入

イ 必要な教職員の確保ができない場合

(ア) 教員の被災程度等を勘案し、必要な臨時教員の配置を教育委員会へ申請する。

(イ) 臨時教員の配置まで、応急教育を実施する。

- ② 道路・交通機関が被害を受けている場合  
児童・生徒の通学に係る道路又は交通機関が被災している場合、教育委員会と連絡・調整を行いながら、必要に応じて次の応急措置を行う。
- ア 通学路の臨時変更  
児童・生徒の通学上の安全、通学上の便宜等を十分確認の上実施する。
- イ 集団登下校  
PTA、地域との連絡、協力のもとに実施する。この場合、時間的余裕を持たせ、二次災害の発生に留意する。
- ウ 教育実施時間の臨時変更  
通学路の臨時変更、集団登下校等に伴い、必要に応じ教育実施時間の臨時変更を行う。
- エ 応急教育実施場所の設置  
児童・生徒の登校が困難な場合、当該区域又は近接する区域に応急教育実施場所を設定し、教職員を分担派遣することにより応急教育を実施する。  
被災程度が大きく危険が想定される区域での児童・生徒の移動を避けるため、近隣に安全な施設等を確保できる場合は、その施設等での応急教育の実施を検討する。この場合、社会教育施設等の管理者との連携をとり、応急教育を実施する。
- ③ 児童・生徒が被災し、避難した場合の措置  
児童・生徒が他の校区に避難している場合は、避難先の校区へ臨時編入等の措置をとる。
- (2) 学用品の調達及び支給等
- ① 学用品の給与  
災害救助法の適用された災害により、住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水等の被害を受け、学用品を喪失又は毀損し、就学に支障を生じている児童及び生徒に対して必要な学用品を支給する。
- ② 支給学用品の品目教科書  
教材（教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材）  
文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、絵の具、画筆、下敷、定規等）  
通学用品（運動靴、傘、カバン、長靴等）
- ③ 授業料の減免等  
市立高等学校の生徒で、被災により就学が著しく困難になった者に対しては授業料の減免を行う。
- (3) 学校給食に関する臨時措置
- ① 応急給食の臨時措置  
給食施設が使用できない場合には、次の方法により学校給食を実施する。
- ア 他の学校の給食施設の利用による実施
- イ 簡易給食（パン、牛乳、一食小袋等）による実施
- ウ 業者からの弁当の配給による実施
- ② 給食の中止  
次の場合において、(1)の応急給食の臨時措置も実施できない場合は、給食を一時中止する。
- ア 給食施設が被害を受け、給食を実施できないとき。
- イ 給食施設が応急の災害救助に使用されているとき。
- ウ 感染症の発生のおそれその他衛生上管理上の支障があるとき。
- エ 給食物資の確保が困難なとき。
- オ その他給食を継続することができない事情があるとき。
- (4) 学校における衛生の保持  
学校において衛生管理を徹底するとともに、児童・生徒、教職員等について、保健福祉センターや子ども総合相談センター等の関係機関の協力を得ながら、予防接種、健康診断、心のケア等を実施する。



#### 4 教育施設が避難場所・避難所となった場合の対策

学校は、教育の場としての機能とともに、災害時には避難場所・避難所としての機能も果たすため、災害時に学校が避難場所・避難所となったときは、教職員はその開設・運営に協力する。

##### (1) 災害発生初期の運営支援

災害発生後数日間は、避難所運営の業務が混乱することが予想されるため、教職員は、区災害対策本部要員等に協力し、避難者の自主運営組織の立ち上げ、避難所のボランティアの組織化その他の避難所運営を支援する。

##### (2) 応急教育の実施

避難所の運営体制が確立された後は、応急教育の実施に支障のない範囲で避難所運営に協力する。

#### 5 文化財、社会教育施設等の対策

災害により被害を受け又は二次災害を受けるおそれのある文化財の保護・応急措置、社会教育施設等の安全確保措置を実施する。

##### (1) 文化財の保護

- ① 災害発生後、文化財の所有者又は管理者は、初期消火活動等の実施、消防機関等への通報を行うとともに、経済観光文化局へ報告を行う。
- ② 経済観光文化局においては、文化財の被害拡大を防止するため必要な応急措置を指示し又は実施する。

##### (2) 社会教育施設の応急対策

- ① 災害発生後、催物を一時中止し、施設内の安全を確認の上、利用者を安全な場所に避難誘導する。
- ② 施設の被害状況の確認を行い、自衛消防組織による防災活動を行うとともに、立入禁止その他の必要な措置をとる。

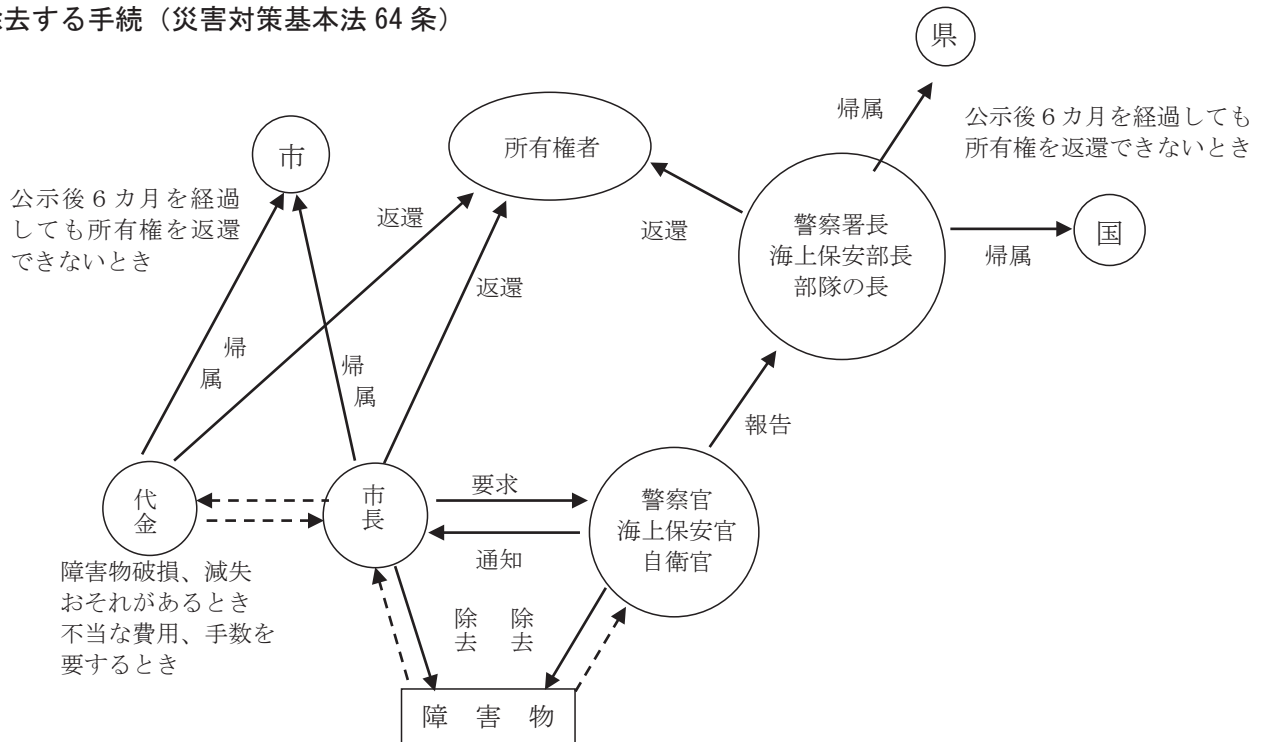
### 第3 障害物の除去

災害のため排出された岩石、土砂、竹木等障害物により住民の生活に著しい支障及び危険を与えると予想される場合、障害物を除去して住民の生活の安定と、交通路を確保して必要物資の輸送を円滑に行う。

#### 1 除去する障害物

- (1) 住居に流入した障害物 岩石、土砂、竹木の被覆
- (2) 交通遮断の障害物
  - ① 道路
    - ア 崖崩れ等による岩石、土砂等
    - イ 街路樹、竹木、棚等
    - ウ 工作物等
  - ② 橋梁、河川、漁港
    - 流木、流塵等
  - ③ 港湾、漁港
    - ア ラワン材等の輸入木材の流失
    - イ 埋立工事用の排砂管、排砂管受枠の流失
    - ウ 埋没土砂
    - エ 工作物

## 2 除去する手続（災害対策基本法 64 条）



- (1) 障害物（工作物等）を除去したときは、市長又は警察署長（海上保安部長、部隊の長）が障害物を一時保管する。
- (2) 障害物を保管した場合は、必要な事項を公示する。
- (3) 障害物の売却手続は、原則として競争入札とする。

## 3 除去の方法

- (1) 住居に運び込まれた障害物
  - ① 住居に運び込まれた障害物については、自らの力をもってしては障害物の除去を実施し得ないものに限り、居室、炊事場、便所など日常生活を可能にする程度の除去を行う。
  - ② 特殊機械器具等の応援を要する場合には、関係機関に応援を求める。
  - ③ 宅地内に流入した土砂・がれき等については、一般交通や消防防災活動、公衆衛生の支障となるなど公益上重大な支障がある場合に限って、土砂・がれき等の運搬・分別・処分を行う。
- (2) 交通遮断の障害物
  - ① 災害の発生が予想される主要箇所を適宜巡視し、災害が発生した場合は速やかに除去する。
  - ② 道路上の障害物は、国道のうち指定区間については九州地方整備局が、その他の国道、県道及び市道については市がそれぞれ除去するが、相互に連絡し協力して行う。
  - ③ 航路における流木等の障害物は、清掃船等で収集する。
  - ④ 河川、橋梁における流木等の障害物は、必要機材をもって除去する。

## 4 障害物の一時集積場所

- (1) 校区毎に定め、原則として公立学校の運動場等公有地を利用する。
- (2) 港内は適当な野積場、物揚場等を利用する。

## 5 障害物の終末処理

一時集積された障害物は道路の嵩上げ、埋立地等に処理する。

## 6 障害物の発生が予想される箇所

- (1) 崖崩れ等により岩石、土砂の被覆が予想される箇所「資料編IV-73 頁 交通注意箇所」に定める。
- (2) 流木、流塵等の被覆が予想される箇所「第 2 節 第 3 緊急輸送対策」に定める。

## 第 4 在港船舶対策

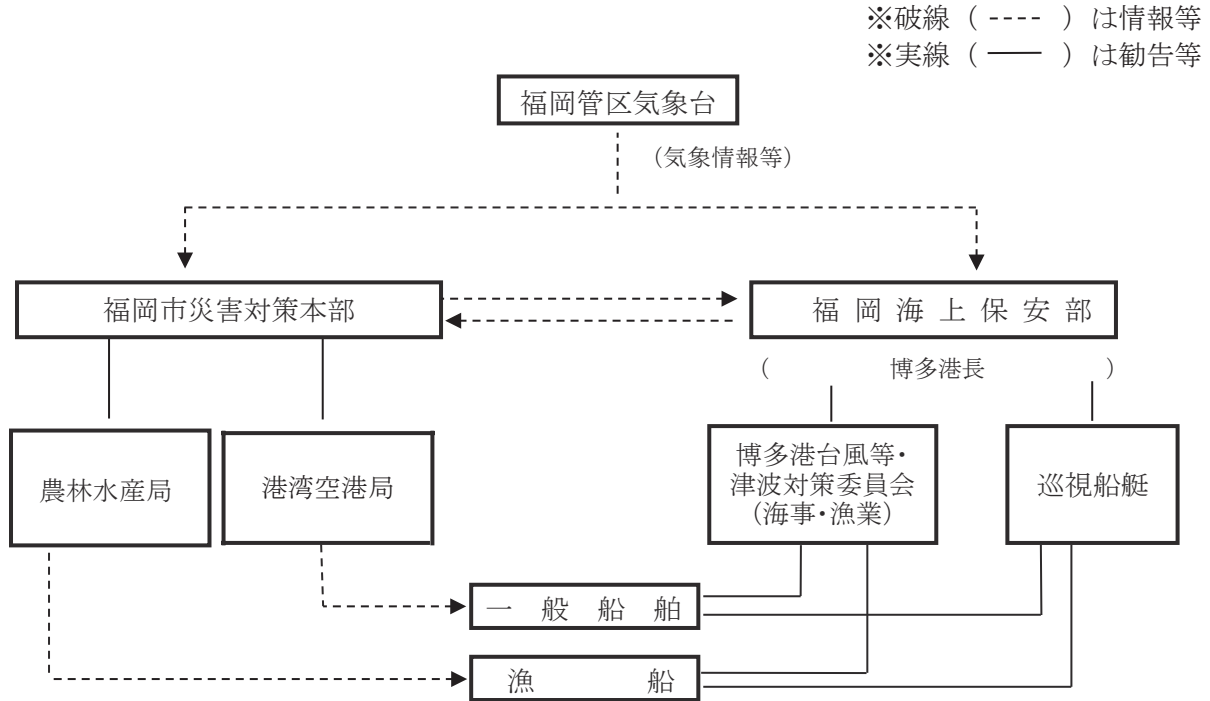
災害発生時に際し、在港船の危険を防止する。

1 在港船舶対策

(1) 港内にある船舶の災害防止と救助について、海上保安部は次の対策を講ずる。

- ① 災害の発生が予想されるときは、関連情報の伝達、早期避難の勧告、荒天準備の指導、避泊地への誘導、整理等を行い、避難状況を把握する。
- ② 災害により人命、船舶の救助を要するときは、速やかに巡視船艇あるいは海上保安官を派遣して救助作業を実施する。

(福岡管区气象台から、福岡市災害対策本部及び福岡海上保安部に至る破線(----)は、台風情報・気象情報等の流れを示す。)



- (2) 避泊地、有効泊地、收容能力等 (資料編IV-97 頁)
- (3) 引船の隻数及び能力 (資料編IV-98 頁～IV-99 頁)

第5 ライフライン施設の応急対策

水道、下水道、電気、ガス、電話の各ライフライン機関は、平常時から、施設・設備等の耐震対策やネットワークの多ルート化などの推進を図るとともに、災害により設備等が被災した場合は、被害状況を迅速に把握し、災害対策機器の活用や、全国からの復旧用資機材の調達、復旧要員の確保により、早期に復旧し、市民生活、都市機能の回復を図る。

また、福岡市は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

1 電話施設 (資料編IV-100 頁)

災害が発生し又は発生のおそれがある場合、電気通信施設等の被害の防止を図るとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図るための計画である。

(1) 災害応急対策

- ① 動員体制
 

災害の状況・規模等、必要に応じた体制をとることとする。
- ② 災害対策本部
 

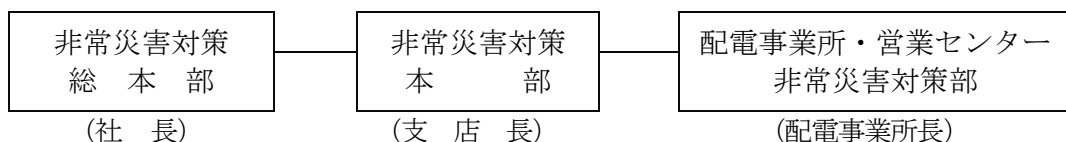
災害が発生し、また発生のおそれがある場合において、当該災害の規模、その他の状況により、災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要があると認めるときは、福岡市内に災害対策本部を設置する。
- ③ 本部の名称
 

「福岡支店災害対策本部」とし、その上に当該災害の名称を付するものとする。

- ④ 福岡支店災害対策本部の構成
  - ⑤ 情報連絡系統
  - ⑥ 電気通信サービスの復旧順位表
- (2) 応急臨時回線作成用無線機等概要  
災害のため不通となった場合、次の無線機等を使用し最小限の電話回線を確保する。
- ① 孤立化防止対策用衛星電話 (Ku-1)  
孤立防止用衛星電話は、災害発生に伴う設備故障などにより一般電話が不通になった時に、通信衛星を利用して孤立を防止し、重要通信を確保するために、公共施設等に設置しており、一般加入電話の途絶に際して衛星電話を利用する。  
電話をかける時は「102」をダイヤルしオペレータに衛星電話からの通話であることを告げ、非常扱い又は緊急扱いの通話であることを申し出る。
  - ② TZ-403 可搬型移動無線機  
TZ-68 形無線機と同様、臨時回線を作成するときに使用し、最大 24 回線が作成可能であり、災害用特設公衆電話の作成等にも使用する。  
都市部の局所的な孤立が発生した場合等、移動無線車に搭載した TZ-403 可搬型移動無線機を被災地に移動させ、基地局との間に臨時回線を作成し、臨時の特設公衆電話として通信を確保する。
  - ③ ポータブル衛星通信  
被災地域の地形状況に影響されず、回線作成ができる衛星通信方式を利用し、人手により迅速に運搬ができ、迅速に通信回線が最大 8 回線作成が可能である。
- (3) 災害用伝言ダイヤル『171』、災害用ブロードバンド伝言板『web171』の提供
- ① 地震等の災害時において、通信がふくそうした場合に被災地の家族・親戚・知人等の安否確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、「声の伝言板」による災害用伝言ダイヤル『171』を提供する。  
なお、災害用伝言ダイヤル『171』の提供開始については、NTT において決定し、住民への周知は、テレビ、ラジオ等及び福岡市災害対策本部と協力して実施する。  
利用方法については『171』をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、伝言・録音・再生を行う。
  - ② 地震等の災害時において、通信がふくそうした場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否確認困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、新たにブロードバンド時代にふさわしい伝言情報（テキスト、音声、画像）の登録・閲覧を可能とする災害用ブロードバンド伝言板『web171』を提供する。  
なお、災害用ブロードバンド伝言板『web171』の提供開始については、NTT において決定し、住民への周知は、テレビ、ラジオ等及び福岡市災害対策本部と協力して実施する。  
利用方法については西日本電信電話株式会社ホームページ上の災害用ブロードバンド伝言板『web171』利用方法に従って、（テキスト、音声、画像）の登録、閲覧を行う。

## 2 電力施設

- (1) 電力施設の名称  
福岡地域の電力施設は、九州電力送配電株式会社（以下「九州電力送配電」という。）が所有管理している。
- 九州電力・九州電力送配電の福岡市地域に施設されている電力施設（資料編IV-103 頁）。
- (2) 応急対策方法
- ① 九州電力・九州電力送配電の災害対策体制  
九州電力・九州電力送配電の福岡市地域における災害対策の内部組織は次のとおりで、情報の伝達及び連絡、必要な指令、状況の集約、復旧処置等を行い災害対策の一元化、迅速化を図っている。



- 福岡市地域の災害対策組織（資料編IV-104 頁）

## ② 人員計画

### ア 九州電力及び九州電力送配電の動員計画

災害の発生するおそれがある場合の人員の配置は、配備計画に基づき社員全員出動の態勢をとり、状況に応じて一部は自宅待機とする。

なお、日頃工事等を実施している委託請負工事会社に対しても、状況に応じて動員又は待機を依頼する。

### イ 不足人員の調達方法

災害が発生した場合は、社員及び委託請負工事会社の社員を充当して復旧その他の処置を講ずるが、不足する場合は他地区の社員又は委託請負工事会社の社員を動員する。

## ③ 機動力計画

### ア 九州電力及び九州電力送配電内の機動力計画

人員配置計画と同様災害発生のおそれがある場合は、配備計画に基づき、九州電力及び九州電力送配電の車両はすべて動員態勢をとり待機するとともに、状況によっては各委託請負工事会社の車両についても待機を依頼する。

### イ 不足機動力の調達方法

不足機動力の調達については、②イ「不足人員の調達方法」と同様な要領により行うものとする。なお、水害等により浸水はなほだしく舟艇を要する場合等には、全面的に県下市町村に協力応援を求めることがある。

### ウ 路線等の災害情報の収集

九州電力及び九州電力送配電は下部機関により災害情報を収集するが、なお県、市町村と緊密な連絡をとり路線の災害状況及び復旧見込等について情報の確保に努める。

## ④ 通信の確保

### ア 九州電力及び九州電力送配電の通信施設の状況

通信回線の確保は、電力供給において平常時、災害時を問わず特に重要なものである。したがって電力保安用通信回線は無線及び有線をもって回線網を構成することで確保している。

### イ 九州電力及び九州電力送配電と他機関との通信の協力関係

九州地方非常通信協議会の一員として非常時における通信確保のため協力するとともに九州電力の通信回線途絶の場合は、NTT西日本、警察電話等他機関の通信施設の利用を依頼する場合もある。

## ⑤ 電力施設被災状況のお客さまに対する周知

### ア 停電地帯に対する復旧見込及び事故防止の広報

災害により停電を生じたお客さま及びその地域に対しては、配電事業所・営業センターの広報車等を巡回させて災害の状況、復旧見込等の広報を行うとともに、全域にわたり断線等による事故防止のPRを行う。

なお、被災地が広範囲に及ぶ場合は、県、市町村に連絡し広報車、有線放送等による周知方を依頼するとともに、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関やホームページを通じて更に周知徹底を図る。

### イ 負荷抑制等お客さまに対する協力依頼

災害のため電力施設に被害を受けて需給に不均衡を生じ、やむを得ず負荷制限を行う必要がある場合は、①と同じ方法で一般お客さまに電力節約の協力を要請する。また、大口お客さまに対しては、九州電力又は九州電力送配電から直接電話等により連絡し協力を要請する。

## ⑥ 電力施設の復旧順位

被害が広範囲に及ぶ場合は、電力の需給状況、復旧の難易、その効果等より総合的に判断して非常災害対策総本部と連絡の上、非常災害対策本部において方針を決定し、重点的に復旧工事を実施する。

## ⑦ 復旧資材の確保

### ア 災害が予想される場合・発生した場合

基準数を設定している災害復旧用資材の在庫状況とメーカーの在庫状況を把握し、復旧資材供給体制を整えている。



#### イ 不足分が発生した場合の調達方法

電力施設の復旧資材は特殊であるので、この確保には九州電力・九州電力送配電内で確保できない場合、他電力会社、メーカー等と連絡をとり補充に努める。また、一般的な資材で近傍で調達可能なものは、指定地方行政機関、県、市町村に応援を依頼することがある。

#### ⑧ その他

電力施設の復旧要員に対する食糧並びに宿泊施設は九州電力・九州電力送配電において確保に努めるが、大災害又は被災地が広範囲に及び動員人員が多い場合は県、市町村の応援をもとめることがある。

### 3 都市ガス

#### (1) 防災体制

##### ① 非常体制

災害が発生した場合、災害の状況に応じて対応できる非常体制を敷く。

##### ② 災害対策組織及び分担業務

本社及び各事業所等は、非常体制に対応するあらかじめ定めた災害対策組織及び分担業務を遂行する。

#### (2) 通報及び連絡

##### ① 通報・連絡の経路

社内及び社外機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努める。

#### (3) 供給停止判断

① ガス施設の被害による二次災害の恐れがある地域については、ガスの供給を速やかに停止する。

② 供給継続地区については、保安巡回等の保安確保のための必要な対策を行う。

#### (4) お客様への周知

##### ① 広報活動

災害発生時又は災害の発生が予想される場合においては発生直後、ガス供給停止時、復旧作業中及び復旧完了時の各時点において、その状況に応じた適切な広報活動を行う。

##### ② 広報の方法

広報活動については、災害発生時に即応できるように、報道機関・警察・消防等関係機関に協力を要請するほか、広報車等により実施する。また、状況に応じて地方自治体とも連携を図る。

#### (5) 要員の確保

##### ① 対策要員の確保

ア あらかじめ定められた各対策本部等の要員は、気象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。

イ 非常体制が発令された場合は、対策本部等の要員はあらかじめ定められた要領に基づき速やかに対策本部等の指定された場所へ出勤する。

##### ② 他事業者等との協力

ア 関係工事会社等との間に災害発生時に出勤要請できる体制を確立し、必要に応じて出勤を要請する。

イ 自社のみでは、早期復旧が困難であると考えられる場合には、被害を免れたガス事業者からの協力を得るため、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき日本ガス協会へ応援を要請する。

#### (6) 緊急工事

##### ① 緊急工事の基本方針

災害に伴う緊急工事は、緊急度を勘案して迅速かつ適切な措置を講じる。

##### ② 緊急工事における安全確保等

緊急工事に際しては、二次災害の発生防止に万全を期すとともに、対策要員の安全に十分配慮する。

## (7) 資機材等の確保

## ① 調達

予備品、貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。

ア 取引先、メーカー等からの調達

イ 他ガス事業者等からの融通

## ② 復旧用資機材置場等の確保

復旧用資機材置場及び仮設用地が緊急に必要となった場合には、あらかじめ調査した前進基地用地等の利用を検討し、この確保が困難と思われる場合は、関係省庁・地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

## 第6 石油事故対策

危険物施設（製造所、貯蔵所及び取扱所をいい、石油コンビナート等災害防止法第2条第2号によって指定された「石油コンビナート等特別防災区域」を除く。以下同じ）の火災、爆発並びに海上における油槽船の火災、油流出事故等が発生した場合において、その被害を最小限に防止し、よって市民の生命、身体及び財産を保護する。

## 1 陸上における危険物等の事故対策計画

危険物施設及びその周辺における災害を未然に防止するため、消防体制の充実、強化を図るとともに、危険物施設及びその周辺において、火災その他の危険物等の災害が発生した場合、関係機関の協力を得ながら保有消防力の全機能を発揮して、その被害を最小限度に防止するための計画である。

## (1) 空港及び港湾区域における危険物施設の位置図（資料編IV-107頁）

- |                  |                     |
|------------------|---------------------|
| ① 福岡給油施設         | 博多区大字青木 457-1 福岡空港内 |
| ② 西部ガス東浜 LPG 貯蔵所 | 東区東浜 2丁目 9-118      |
| ③ 志賀島漁港          | 東区大字志賀島             |
| ④ 弘漁港            | 東区大字弘               |
| ⑤ 玄界漁港           | 西区大字玄界島             |
| ⑥ 浜崎今津漁港         | 西区今津                |
| ⑦ 西浦漁港           | 西区大字西浦              |
| ⑧ 唐泊漁港           | 西区大字宮浦              |
| ⑨ 小呂島漁港          | 西区大字小呂島             |
| ⑩ 姪浜船溜           | 西区愛宕浜 4丁目           |
| ⑪ 能古船溜           | 西区能古                |
| ⑫ 奈多漁港           | 東区大字奈多              |

## (2) 危険物施設の現況

- 危険物施設現況表（資料編IV-108頁～IV-109頁）
- 危険物施設状況（資料編IV-110頁）

## (3) 組織計画に関する事項

「第2章 防災組織計画」のとおり

## (4) 災害予防に関する事項

災害の発生を未然に防止するため、次の各号により災害予防の徹底を図る。

## ① 危険物施設の予防対策

危険物の規制に関する政令（以下「政令」という。）別表で定める指定数量以上の危険物は、製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）以外の場所においては貯蔵や取扱いができないこととされ、また製造所等を設置する場合は、市長の許可を要することとなっており、その位置・構造及び設備は政令に定める技術上の基準により規制されている。

## ② 危険物の保安管理

ア 製造所等における危険物の管理については、一定規模の施設においては危険物保安監督者の

監督のもと、その他の施設においては都道府県知事の行う危険物取扱者試験に合格した危険物取扱者の責任においてなされている。

イ 一定規模の施設は製造所等の火災を予防するため予防規程を定め、これを市長が認可して、災害予防の実効性を確保することとしている。

ウ 特定の大規模な製造所等には、自衛消防組織を設け、火災予防、初期消火活動に備えることとなっている。

エ 設置者等には、危険物施設等の定期点検等が義務付けられており、製造所等における施設の安全が確保されている。

### ③ 製造所等の査察

当該製造所等を管轄する消防署において年間査察計画を樹立し、製造所等の位置、構造及び設備並びに危険物の貯蔵又は取扱いについて、定期的に査察を実施し、不備事項については、指導、勧告、命令等の措置を講じて火災予防の徹底を図る。

### ④ 危険物関係船舶に対する措置

ア 船舶安全法第2条第1項の規定の適用を受けない船舶又はは船きよ若しくはふ頭に繫留された船舶については「③製造所等の査察」に準じて査察を実施し、災害予防の徹底を図る。

イ 上記以外の船舶については、海上保安部において必要な措置を講じ、災害予防の徹底を図る。

### ⑤ 液化石油ガスに対する措置

液化石油ガスの施設については、国又は県において、法令上の規制を行うとともに定期的に査察を実施し、災害防止の徹底を図る。

### ⑥ 防災訓練の実施

各製造所等に対しては、定期的な自主訓練を実施するよう指導を行い、必要に応じては消防局、海上保安部、その他の関係機関の協力による総合的な防災訓練を実施し、災害発生時における応急措置体制の確立を図る。

## (5) 災害応急措置に関する事項

災害が発生した場合に、救助、避難及び災害の拡大防止措置を迅速、的確に実施するため、次の各号により応急措置の徹底を図る。

### ① 通信、情報収集

「第1節 情報の収集・整理・伝達」を準用するほか、次の各号により通信情報収集の徹底を図る。

#### ア 通報、連絡系統の確立

災害情報が迅速、確実に得られるよう、次に掲げる関係機関は相互に通報、連絡するものとし、災害の状況によっては、その他の関係機関、団体等に連絡するものとする。

福岡市、福岡県、福岡海上保安部、福岡県警察本部

#### イ 通報の内容

災害発生を覚知した関係機関が通報する事項はおおむね次のとおりである。

(ア) 災害発生の日時、場所

(イ) 災害の概要

(ウ) 付近の状況

(エ) 流出油の状況

(オ) 船名、総トン数、乗組員数、搭載油量及び種類

(カ) 気象、海象の状況

(キ) 今後予想される災害

(ク) その他必要な事項

ウ 関係機関は、災害の拡大状況、応急措置状況等、応急対策に必要な災害情報を相互に連絡する。

### ② 災害広報

「第1節 第3 災害時の広報」を準用するほか、次の各号により災害広報の徹底を図る。

#### ア 広報の方法

広報車、有線放送、ラジオ、テレビ及び船舶の拡声装置等最も適切な方法により速やかに行う。

## イ 広報の内容

広報する事項は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 災害発生時の日時、場所
- (イ) 被害状況
- (ウ) 応急措置状況
- (エ) 救助状況
- (オ) 油流出状況及び流出油拡散状況
- (カ) 船名、総トン数、乗組員数、積載量及び品名
- (キ) 立ち入り、航行制限又は禁止区域
- (ク) 住民及び船舶に対する避難情報の状況
- (ケ) 一般住民及び船舶に対する注意事項

## ③ 災害時の避難

ア 陸上における避難については、「第4節 避難対策」による。

イ 海上にある船舶の避難については、海上保安部において必要な措置をとる。

## ④ 救出及び救助

「第3節 救助・救急活動」による。

## ⑤ 災害防ぎょ活動

災害防ぎょにあたっては、関係機関は連携を緊密にし、円滑な活動を行うとともに、次の各号により災害防ぎょ及び応急措置の徹底を図る。

## ア 現場統合指揮本部の設置

関係機関が総合的かつ有機的な活動を円滑に実施するため、次により現場統合指揮本部を設置する。

## (ア) 設置基準

関係機関が総合的な災害応急対策をとる必要があるとき

## (イ) 設置者

設置者は次のとおりとし、現場統合指揮本部を設置しようとするときは、関係機関にその旨を連絡する。

消防局長（主として陸上災害の場合）

福岡海上保安部長（主として海上災害の場合）

## (ウ) 設置場所

現場統合指揮本部は、災害応急対策の円滑な実施と災害情報の把握が容易な場所に設置する。

## (エ) 現場統合指揮本部の所掌事項

- 応急対策を実施する関係機関の相互連絡、調整
- 応急対策に必要な情報の収集、分析及び検討
- 応急対策の諸方策についての協議
- 応急対策実施方法の調整
- 災害状況及び応急対策の広報
- その他応急対策実施について必要とする事項

## イ 災害初期の措置

災害を覚知した関係機関は、自己の保存する船艇及び資機材でもって災害の拡大防止に努める。

## ウ 災害の拡大防止

関係機関は相互に連携を図り、流出油の拡散防止、火災の予防又は火災の鎮圧、その他必要な措置を実施し、災害の拡大防止に努める。

## エ 二次災害の防止

災害の様相及び流出油の拡散状況に応じて、次の各号により二次災害の防止を図る。

## (ア) 警戒区域の設定

二次災害の防止に必要な範囲を定め、警戒区域を設定し、警戒員及び警戒船艇を配置して警戒する。

## (イ) 火気等の使用制限又は禁止区域の設定

二次災害の防止に必要な範囲を定め、火気等の使用について制限又は禁止する。

オ 陸上施設防ぎよ

災害防ぎよにあたっては、当該施設を管轄する消防署において作成する「防ぎよ計画」による。

カ 備蓄資機材の活用

災害の防ぎよ、鎮圧にあたっては、各関係機関において、備蓄している必要な資機材の最高限度の活用を図るとともに、不足をきたす場合には、関係業者等と連絡をとり、その補給を図る。

キ 自衛消防隊の活用

災害が発生した場合に、初期消火及び災害の拡大防止を行うため、自衛消防隊を活用する。

(6) 交通輸送に関する事項

災害の応急対策を円滑に実施するため、次により交通の確保及び緊急輸送を行う。

① 交通の確保

福岡県公安委員会等が行う交通規則により、交通の確保を図るとともに、緊急輸送を行うにあたっては警察車両等による先導を求め輸送の安全迅速を図る。

② 緊急輸送

緊急輸送は「第2節 第3 緊急輸送対策」による。

(7) 関係機関への応援要請

① 隣接市町村への応援要請

災害が拡大し、災害の防ぎよ、鎮圧が本市消防力のみでは困難と判断した場合には各種応援協定等に基づき、他都市への応援派遣を要請する。

② 自衛隊の派遣要請

災害がなお大規模なものとなるおそれがある場合には、「第6章 受援計画」に基づき、自衛隊の派遣を要請する。

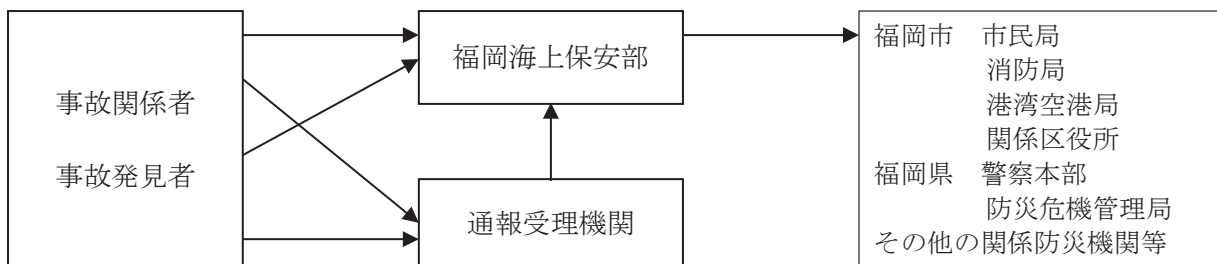
2 海上における石油事故対策

(1) 計画方針

この計画は、福岡湾及びその周辺海域において、大量の油の海上流出事故、あるいは、油類の大規模火災が発生した場合、人命救助、消火活動、油濁防除、付近の船舶及び沿岸住民の安全確保並びに、海洋環境への被害防止等を図るため、関係機関のとるべき措置について定める。

(2) 通報連絡体制

① 通報連絡体制は、次のとおりとする



② 災害発生 of 通報を受けた第1 通報受理機関は、直ちに福岡海上保安部へ、通報するものとする。

③ 災害の発生を知った機関は、直ちに関係機関へ通報し、その後関係機関は調整の上、通報連絡体制を確立し、防災活動の推進を図る。

(3) 災害予防

① 防災活動を、適切かつ効果的に実施するため、防災関係資料の収集及び調査研究を行う。

② 防災に必要な指導を、関係機関等に行うとともに、随時研修、訓練を行う。

③ 防災に関し、海難防止運動、講習会の開催、参考資料の配付及び福岡海上保安部職員の一般船舶への訪船指導等を実施して、関係者の指導啓もうをするものとする。



#### (4) 災害応急対策

##### ① 通信の確保

通信施設の保全に努め、関係機関と緊密な連絡を確保するため、非常通信波の聴取（北九州統制通信事務所・福岡県、福岡市防災機関）、市長等からの重要通信発信依頼の場合の伝達、及び携帯無線機の供用等の措置をとる。

##### ② 警報の伝達

大量の油の流出等により、船舶、水産資源、陸上施設、公衆衛生等に重大な影響も及ぼす事態を知った場合は、直ちに航行警報、ラジオ・テレビ放送、巡視船艇等による巡回等により周知する。

##### ③ 災害状況の把握、情報の収集等

航空機又は巡視船艇等を現場に派遣し又は関係機関からの通報を求め、災害状況を迅速、的確に把握するとともに、情報の収集にあたり、必要に応じ関係機関へ通報する。

##### ④ 救助活動

ア 避難命令等が発令された場合に、必要があれば避難者の誘導、海上の輸送を実施し、また船舶に危険が生ずるおそれのある場合は、適当な場所に避難するよう指導勧告する。

イ 遭難船が発生した場合は、その救助及び火災の消火活動を行う。

ウ 人員及び資器材等、防災活動に必要な場合は、関係各機関が協力して緊急輸送にあたる。

エ 人命救助、被害の拡大防止等のため、必要がある場合自衛隊への出動要請をする。

##### ⑤ 海上交通安全の確保

ア 災害発生のため、船舶の航行に危険があると思われる場合は、出入港の禁止、航行の制限及び禁止の措置をとる。

イ 関係機関が協力して、危険水域付近の警戒、船舶の通航の停止又は変更及び指導を行う。

ウ 港内における危険物積載船舶に、移動を命じ又は航行の制限、禁止及び危険物荷役の制限又は禁止を行う。

エ 応急資材集積地付近（ふ頭）の交通制限を行う。

オ 福岡空港事務所を通じて、災害現場上空の飛行制限を行う。

##### ⑥ 治安の維持

治安を維持するため、巡視船艇等による、現場付近の警戒を強化するとともに、各種事犯の発生状況の実態把握に努め、関係法令違反の取締りを強化する。

##### ⑦ 応急措置の実施に必要な物資の収用等

災害対策基本法第78条第1項の規定による処分は、特に必要があると認めるときに行う。

この処分は、真に止むを得ない場合に限り、できるだけ行政指導により、関係者の協力を得て、必要物資等の供給の確保に努めるものとする。

##### ⑧ 広報

市民の民心安定に重点を置き、災害、治安、救助及び復旧の状況等について、必要があれば関係機関と連絡調整の上、積極的に報道機関に連絡して広報を行う。

#### (5) 水難救助船の活用

災害状況に応じて、日本水難救済会、市内各救難所所属の救助船又は民間借り上げ船に小型ポンプを積載し、消防団においてこれを運用、石油基地海岸線及び海面の警戒、防ぎよに当たらせる。

##### ① 救助船及びポンプ（資料編IV-116頁）

##### ② 水難救済会所属救難所装備一覧表（資料編IV-116頁）

##### ③ 災害状況により、ポンプの使用を必要としない場合は、オイルフェンスの展張、その他の油処理作業に従事させる。

#### 第7 放射線災害応急対策

放射線源の露出（密閉線源）、流出（非密閉線源）等による人命危険の排除のため、放射性物質の大量の放出に係る防災対策に関し必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定め、迅速かつ組織的に住民の安全を図ることを目的とする。

1 放射性物質に係る災害応急対策

放射性同位元素等に係る災害が発生し又は発生するおそれがある場合、福岡市は、状況に応じて国から派遣される専門家と協力して次の措置を講ずる。

(1) 情報連絡体制

放射性同位元素等取扱事業者の設置者は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、直ちに国（文部科学省）及び県、市町村、警察本部等に対し通報連絡し、その後の状況についても逐次通報連絡する。情報連絡の系統は、下記の図のとおりとする。

(2) 防災体制

福岡市は、次の場合、原則として県又は国の指示（指導又は助言）を受けて災害対策本部を設置する。放射性同位元素等取扱事業所の周辺モニタリングポスト等で実測された空間放射線量率が毎時 10 マイクログレイ以上の値又は周辺住民の予測線量当量が5ミリシーベルト以上の値になった場合。

(3) 住民に対する指示伝達等

被害が予想される地区住民に対し、広報車、テレビ、ラジオ等あらゆる広報手段を通じて的確かつ迅速に次の事項を指示伝達する。

- ① 異常事態が生じた施設、場所及び発生時刻
- ② 異常事態の状況と今後の予想
- ③ 地区住民のとるべき行動

(4) 放射性物質の汚染状況調査

- ① モニタリング組織  
国や県のモニタリングと連携し、適切な監視を行うため、モニタリング班を構成する。
- ② モニタリング方法  
「福岡県地域防災計画（事故対策編）」放射線災害対策編災害応急対策計画（以下「福岡県地域防災計画」）に準ずる。
- ③ 気象情報の収集  
福岡市は、福岡管区气象台及び施設等の協力を得て、風向、風速、降雨量、大気安定度等についての気象情報を数時間後の予想も併せて随時収集する。

(5) 住民の避難等及び立入制限

① 避難及び避難に関する基準

福岡市は、原則として放射性物質による汚染状況調査等により、予測線量当量が、次表の「屋内避難及び避難等に関する指標」に掲げる線量区分に該当すると認められる場合は、国や国から派遣される専門家と協議し、被害予測地区の住民に対し、屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難の区分に応じた措置をとる。

屋内避難及び避難等に関する指標

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部被ばくによる等価線量</li> <li>・放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量</li> <li>・ウランによる骨表面又は肺の等価線量</li> <li>・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量</li> </ul>	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建屋に退避するか又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建屋の屋内に退避するか又は避難すること。

- (注) 1 予測線量当量は、災害対策本部等において算定し、これに基づく住民の防護対策措置についての指示とあわせて防災業務関係者から住民に連絡される。  
 2 予測線量当量は、放出期間中、屋外に居続け、何らの措置も講じなければ受けると予測される線量当量である。  
 3 全身外部線量及び甲状腺線量が同一レベルにないときは、いずれか高いレベルの線量に応じた防護対策をとるものとする。

② 退避等の方法

「第4節 避難対策」に基づき、地区住民を退避避難させるものとする。

③ 立入制限、交通規制及び警備措置

被害予想地区における立入制限等必要な措置をとるとともに、関係機関にも同措置を要請する。

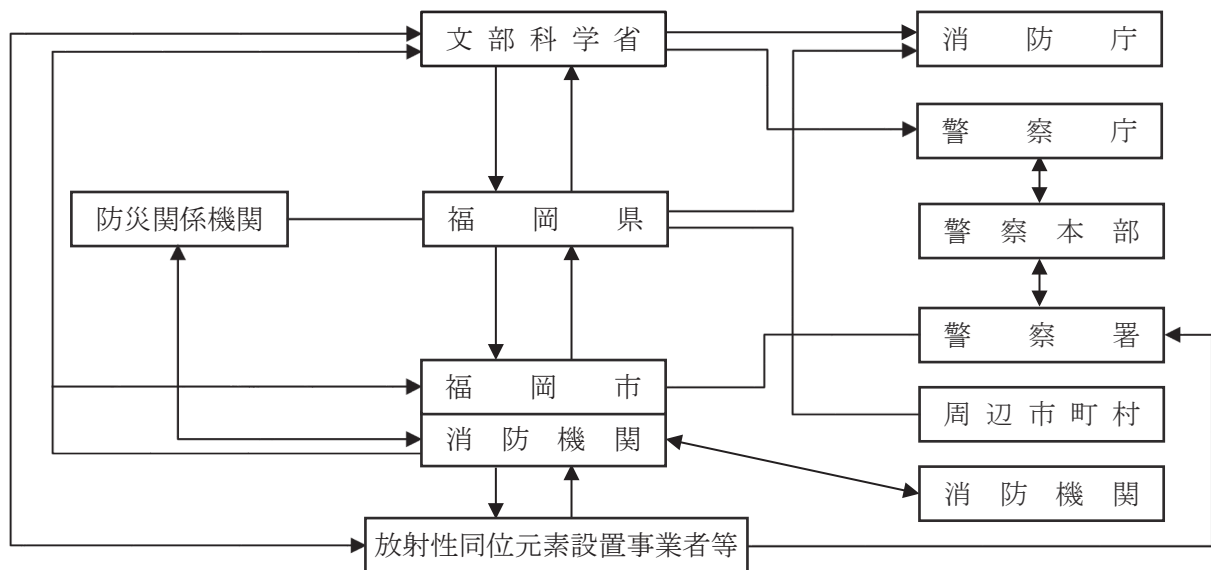
(6) 緊急時医療措置

医療班を編成し、国（文部科学省）の派遣する緊急被爆医療派遣チームの助言を受ける。また、福岡市医師会に対し協力を要請し、救護所において放射線による被曝を受けた者又はそのおそれのある者の検査及び救護にあたるものとする。また、日赤福岡県支部に対し救護班の出動要請を行う。なお、救護所は、公民館等の公共的施設又は医療機関に開設するものとする。（その他、医療機関への移送等については、「福岡県地域防災計画」に準じる。）

(7) その他

飲食物の摂取制限等、損害調査等に必要な資料の作成については、「福岡県地域防災計画」に準じる。

放射線物質施設等に係る災害時の情報連絡系統



第8 農畜産物応急対策

災害のため農畜産物に被害を受けた場合における農業経営の安定を図るための計画である。

1 農産物応急対策

(1) 種苗の確保

災害により農作物（飼料作物含む）が被害を受け、再生産・代作用種苗の供給の必要がある場合は、当該農協を通じてその必要量を調査把握し、JA全農ふくれん等に種苗確保の協力要請をする。

(2) 病虫害の防除対策

農作物が病虫害の異常発生によって被害を受けた場合は、緊急に福岡市農業指導センターにより防除方法についてチラシ等を配布し、緊急防除を実施するとともに、農作物に対する管理指導を行う。

2 畜産応急対策

(1) 飼料の確保

災害により保管飼料及び作付飼料が被害を受けた場合は、当該農協等を通じてその必要量を調査把握し、速やかにこれの確保調整を行い、不足分については飼料製造及び販売業者に対し、飼料の確保を行うとともに、農協等を通じて稲わら等の抛出計画をたて補給措置を行う。

(2) 家畜伝染病の予防

災害によって発生する家畜伝染病の予防に重点を置き、必要ある場合は、県とともに、畜舎の汚染に起因する疾病に対する衛生指導を行う。

(3) 畜舎の消毒の実施

災害により畜舎消毒の必要が生じた場合は、被災畜舎の消毒指導を行う。

(4) 化製場の確保

災害によって獣畜の死亡事故が大量に発生した場合は、被災農家に死亡獣畜に対する処分の指導を行う。

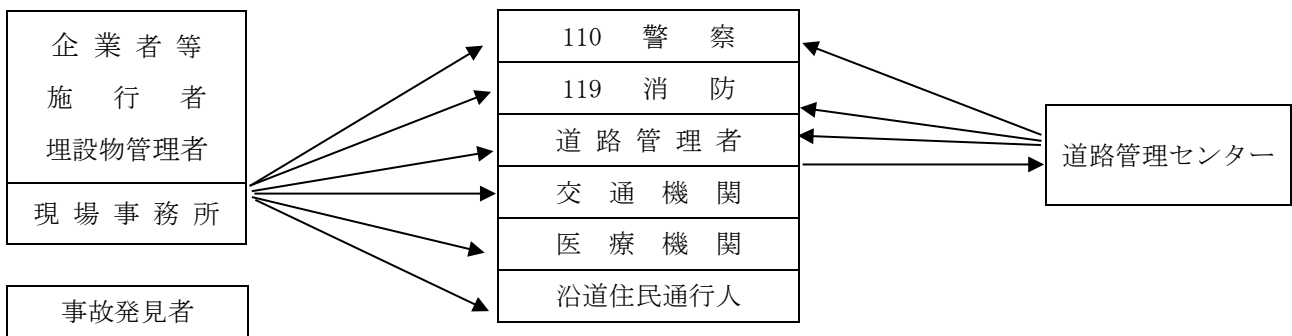
第9 地下埋設工事等に伴う事故対策

地下埋設工事、その他の道路の掘削を伴う占用工事、(以下「地下工事という。’)の工事現場において、ガス施設その他の地下埋設施設に係る大規模な事故の発生を未然に防止し、また大規模な事故が発生し、若しくは発生するおそれがある場合に応急対策を行い、もって沿道住民及び歩行者の安全確保を図るための計画である。

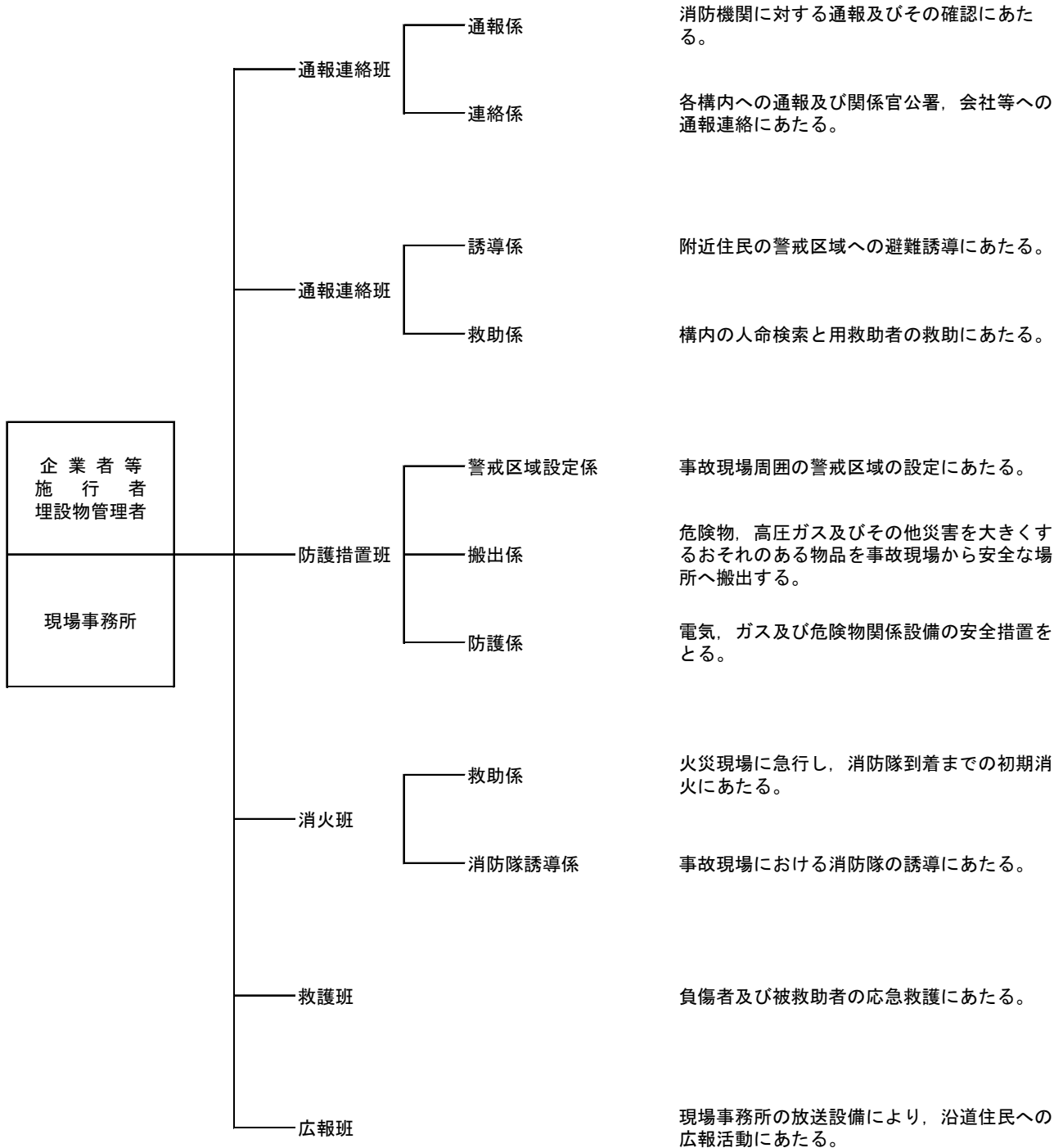
1 事故防止対策

関係官公署及び関係公益事業者においては、地下工事による事故を防止するため、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 当該工事の施行に伴う既存の地下埋設物件の移設等の措置及び掘削により露出することとなる地下埋設物件の防護方法
- (2) 当該工事の施行に伴い必要となる関係公益物件管理者の立会い、巡視及び点検の方法
- (3) 事故発生の際における関係者に対する通報及び工事現場付近の住民に対する警報体制
- (4) その他事故防止に関し必要な事項は、各埋設管理者の防災業務計画により万全の措置を行う。



## 2 防災組織



### 第 10 その他災害応急対策に必要な事項

#### 1 応急公用負担

(災害対策基本法第 64 条、65 条、71 条、78 条、水防法第 17 条、21 条、消防法第 29 条、36 条)

##### (1) 公用負担を行使できる者

- |       |              |        |
|-------|--------------|--------|
| ① 知事  | ④ 海上保安官      | ⑦ 消防吏員 |
| ② 市長  | ⑤ 指定地方行政機関の長 | ⑧ 消防団員 |
| ③ 警察官 | ⑥ 消防長・消防署長   | ⑨ 自衛官  |

##### (2) 物的公用負担

応急措置を実施するため、緊急を要する場合当該地域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し又は土石、竹木その他の物件をもって使用し、もしくは収用することができる。(災害対策基本法第 71 条、78 条の公用負担にあたっては公用令書の交付を要する。次号において同じ)



(3) 人的公用負担

応急措置を実施するため緊急を要する場合、当該地域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させることができる。

2 警戒区域の設定権

(災害対策基本法第 63 条、水防法第 21 条、消防法第 23 条の 2、28 条)

警戒区域の設定権は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険防止及び災害応急対策を迅速的確に実施するため一定区域内への立ち入り制限、禁止又はその地域からの退去を命ずる権限である。

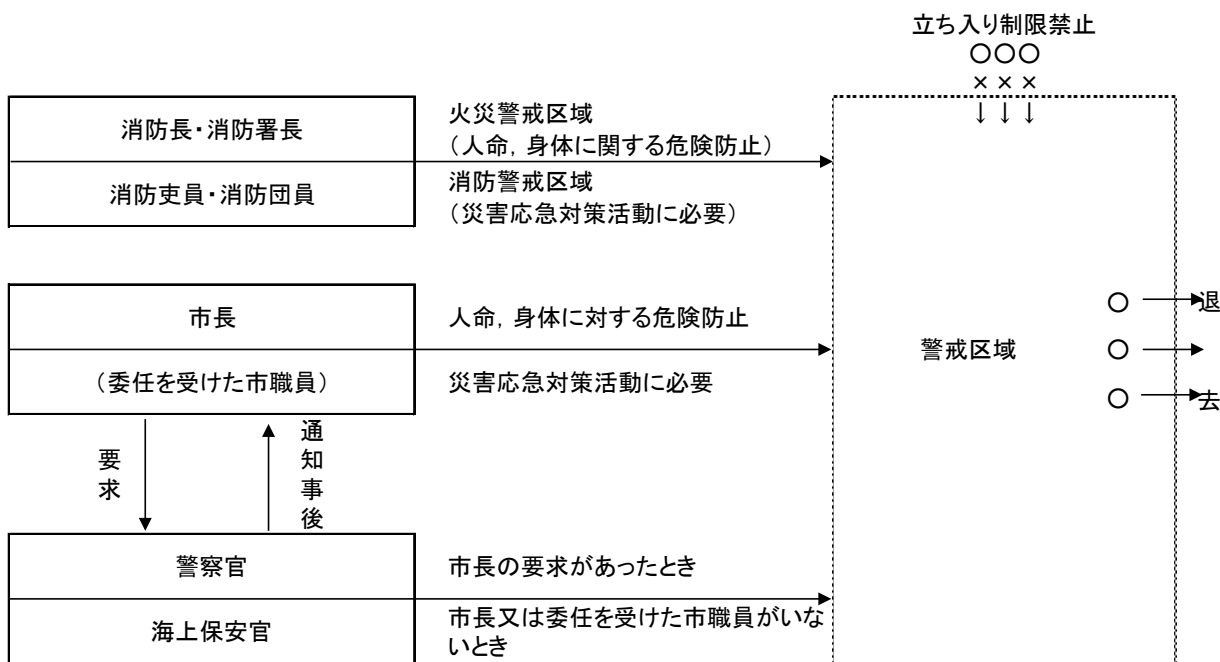
なお、知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第 63 条第 1 項に定める応急措置の全部又は一部を代行することとする。

(1) 警戒区域の設定権を有する者

- ① 市長
- ② 市長の委任を受けた市職員
- ③ 警察官又は海上保安官
- ④ 消防長又は消防署長
- ⑤ 消防吏員又は消防団員
- ⑥ 自衛官
- ⑦ 水防団長・水防団員

(2) 警戒区域設定の要件

- ① 災害が発生し又は発生しようとしている場合に、人命又は身体に対する危険防止のため特に必要である場合。
- ② 災害応急対策を特に迅速かつ円滑に行う必要がある場合



(3) 罰 則

警戒区域設定に基づく禁止、制限又は退去命令について違反した者は 10 万円以下の罰金又は拘留に処せられる。

3 証 標

(1) 災害対策本部に従事する者の腕章

災害対策本部に従事する者は、左上腕に腕章をする。

(2) 災害応急対策に使用する車両の標示

災害応急対策に使用する車両は、当該車両の前面左側窓に標章を標示する。

## 第7節 被災者の生活再建対策

### 第1 義援金等の受入・配分計画

災害が発生した場合に、各方面から寄託される義援金・義援物資（以下、「義援金等」という。）の受付及びこれらの配分は、次のとおり行うものとする。

#### 1 義援金等の受付

義援金等の受付窓口を開設して受付を行うとともに、災害の状況によっては義援金等の募集を行う。

##### (1) 義援金の受付

会計室は、寄託者に対して必要に応じ、領収書を交付し、当該現金を義援金受入口座にて整理の上、市会計管理者所管の歳入歳出外現金に受け入れる。

##### (2) 義援物資の受付

物資調達・輸送チームは、寄託者に対して必要に応じ、領収書を交付するとともに、当該物資の保管を行う。

#### 2 義援金等の配分

義援金の配分計画は福祉局が、義援物資の配分計画は物資調達・輸送チームが行うものとする。義援金の配分計画の作成に当たっては、被災状況等を勘案して配分委員会又は協議会を設置し、配分方法等を決定し、これに基づき、福祉局及び区災害対策本部において罹災者に対する円滑な配分を行う。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

### 第2 住宅対策

住宅の倒壊、破損のため住宅に居住できない者に対して、応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理等の対策を行い災害時の住宅の確保を図る。

#### 1 住宅の応急修理

##### (1) 住宅の応急修理の対象となる者

住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自ら修理する資力がない者（「半壊」及び「準半壊」）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」）

##### (2) 応急修理の基準

- ① 修理の範囲 居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない部分に限る。
- ② 限度額 災害救助法に定める費用の限度額とする。
- ③ 修理期間 原則として、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内）とする。

#### 2 一時的な居住先としての市営住宅の提供

被災者の状況等により、一時的避難先として市営住宅を提供する。

##### (1) 一時的避難を要する者

災害のため住宅が居住不能となり、当該住宅が復旧するまでの間、自らの資力では住宅の確保が困難である者

##### (2) 認定方法

区に設置する区災害対策本部が発行するり災証明書等で確認し、住宅運営課が入居の許可を行う。

##### (3) 供与

使用可能な市営住宅の空家を供与する。

供与にあたっては、高齢者、障がい者等の世帯はでき得る限り配慮する。

また、供与期間は基本として3ヶ月とするが、必要に応じて最長1年間の範囲内で延長できるものとする。

#### 3 応急仮設住宅（借上型・建設型）

災害により、住宅の全壊等で避難生活を余儀なくされている者に対して、居住の安定を図るため、災害救助法における救助実施市として供与戸数を決定し、応急仮設住宅（借上型・建設型）の供与を行う。供与戸数の決定に当たっては、被災状況など供与対象の要件を満たす世帯数などを基に総合的に検討する。

- (1) 借上型仮設住宅の供与  
仮設住宅の供与は、協定等に基づき、不動産業関係団体の協力を求め、民間賃貸住宅を活用しながら実施するものとする。
- (2) 建設型仮設住宅の供与
- ① 仮設住宅の供与は、協定等に基づき、住宅に関する建設業関係団体の協力を求めながら実施するものとする。
  - ② 仮設住宅の設置場所は、原則として市有地とし、これにより難しいときは公有地又は私有地を借り上げて設置する。
  - ③ 仮設住宅の建設に当たっては、建設戸数の決定、設置計画の策定、仮設住宅用地の確保及び設計の後、建設を行う。
- (3) 応急仮設住宅の入居者の選定方法
- ① 応急仮設住宅への入居資格は、住宅が全焼、全壊又は流失し居住する住宅がなく、自らの資力では住宅を確保することができない者とし、関係機関と協議の上、入居者を選定する。なお、この場合、以下のことに留意するものとする。  
ア 選定にあたっては、一般世帯と高齢者・障がい者等の世帯の構成に考慮するものとする。  
イ 従前の居住地及び自治組織に考慮した選定を行う。
- (4) 供与期間  
原則として、2年以内とする。

#### 4 民間住宅の応急処置に関する防災協定

福岡市域内の民間住宅およびその敷地を対象とし、市民からの要請により、被災した又は被災の恐れのある場合に応急処置を行う「防災活動に関する基本協定」の締結。

##### (1) 主な作業内容

- ① 雨漏り対策のシート張り
- ② 浸水防止の土のう積み
- ③ 浸水土砂流入時の撤去清掃

##### (2) 相手方(連絡先)

一般社団法人福岡防災機構  
事務所：福岡市中央区春吉3丁目15-15  
TEL:092-724-5086 FAX:092-724-5087  
E-mail：f-bousai@mocha.ocn.ne.jp

### 第3 被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき福岡市域外において福岡市民の被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、福岡市民の被災者に関する情報を提供する。

### 第4 り災証明書の発行

大規模な災害時において、被災者に対する各種救援措置等を円滑に進めるため、家屋の被害認定調査を行い、り災証明書を迅速に発行する。必要に応じて、り災証明発行チームを編成し、迅速かつ効率的に災害対応を行う。また、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、家屋の被害認定調査の担当者の育成を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

#### 1 り災証明書の発行

り災証明書は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害（火災及び雷に起因するものを除く）により被害を受けた家屋について災害による被害の程度の証明を行うものとする。なお、家屋以外の不動産又は動産がり災した場合において必要があるときは、り災届出証明書で対応する。

## 2 家屋の被害認定調査の実施

### (1) 家屋の被害認定調査

家屋の被害認定調査は、救命救急活動・消火活動が一段落した時点で速やかに家屋被害認定調査計画を策定した上で、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針 内閣府（防災担当）」に基づき実施する。

### (2) 台帳の整備

り災証明書発行の基本となる台帳を作成する。台帳には、家屋被害認定調査の判定結果、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集積する。

## 3 り災証明に関する広報

り災証明書の発行の時期、手続等については、報道機関、広報紙等により広報する。





# 第5章 震災応急対策計画

## ★震災対策タイムライン

第1節 初動期の対応

第2節 情報の収集・整理・伝達

第3節 応急活動の基盤確保

第4節 救助・救急活動

第5節 避難対策

第6節 物資の供給・輸送対策

第7節 都市機能の確保

第8節 被災者の生活再建対策



# 震災対策タイムライン

区分		発災日～発災+2日	発災+3日～発災+1週間	発災+1週間～
災害対策本部の運営	本部運営全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 災害対策本部等の設置 ★ 区災害対策本部の設置</li> <li>★ 災害対策本部会議 (機能別会議)</li> <li>・災害救助法適用のための処置</li> </ul>		
	職員の動員等	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 職員の動員 ・職員の勤務体制管理</li> <li>・BCPの適用 ★ 職員の被災状況の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の健康管理 (心のケアを含む)</li> </ul>	
	庁舎の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 庁舎機能の維持・回復 (代替施設の指定)</li> </ul>		
	受 援	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 災害対策に係る国等との調整 ★ 自衛隊への災害派遣要請</li> <li>★ 広域応援要請 (消防、水道)</li> <li>・受入職員等の宿泊場所調整 ・支援機関等の活動拠点調整</li> <li>・災害ボランティアセンターの開設協議・準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国・自治体職員の受入れ</li> <li>・災害ボランティアセンターの開設・運営</li> </ul>	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災関係機関等の活動拠点等の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府・国会議員等の視察対応</li> </ul>	
情報の収集・整理・伝達	被害状況の把握・報告等	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 人的被害・家屋被害状況の把握</li> <li>★ インフラの被害状況及び復旧予定の把握</li> <li>★ 業務システムネットワークの維持・管理</li> </ul>		
	避難情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 避難情報の発令 ★ 警戒区域の設定</li> </ul>		
	市民等への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 市HPに特設ページの作成、HPの災害時モードへの変更</li> <li>★ 報道機関への情報提供 ★ 防災メール等による情報提供</li> <li>★ 広報車による広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報相談窓口 (コールセンター等) の開設</li> <li>・安否情報の提供</li> </ul>	
救助・救急	負傷者の救命・救助等	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 緊急道路の確保 ★ 救護所の開設・運営 ★ 応急医療救護</li> <li>★ 行方不明者の捜索 ★ 遺体安置所の開設・運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋火葬対策</li> </ul>	
	孤立者の救出等	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 孤立者の救出 ★ 帰宅困難者対策</li> </ul>		
市民生活の維持	消火活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 地上火災への対応 ★ 海上火災への対応</li> </ul>		
	避難所の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ (福祉) 避難所の開設・運営</li> <li>★ 要配慮者 (障がい者、子ども、高齢者、外国人) 対策</li> <li>★ 物資支援要請 ・食料生活必需品の調達 ・救護物資の受入提供</li> <li>・応急給水 ★ 輸送力の確保 ★ 物資集積拠点の開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫・保健衛生対策 ・愛玩動物対策</li> <li>・指定外避難所の把握 ・被災者の心のケア</li> <li>・物資集積拠点の運営</li> </ul>	
	物資の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 道路・橋梁 ★ 上下水道・排水施設 ★ 河川</li> <li>★ 港湾・海岸施設 ★ 渋滞対策 ★ 障害物の除去</li> <li>★ 災害廃棄物の処理 ★ し尿の処理 ★ 災害廃棄物仮置場の開設</li> <li>★ 危険物施設等の応急対策 (石油等、放射性物質、毒物・劇薬)</li> <li>・被災建築物応急危険度判定 ・被災宅地危険度判定</li> <li>★ 治安・テマ対策 ★ 充電サービスの提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育施設の開設・運営</li> <li>・災害廃棄物仮置場の運営</li> </ul>	
	生活インフラの応急対策			
	市民生活の安全確保			
被災者の生活再建		<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋被害認定調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義援金の受入 ・応急教育対策</li> <li>・り災証明の発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義援金の配分 ・租税の減免</li> <li>・応急仮設住宅の供与</li> <li>・復興・復旧計画の作成</li> <li>・産業・経済対策</li> </ul>

※ 各活動を開始するタイミングを表記 ★印は発災初日の実施を追求する業務

## 《第5章 震災応急対策計画》

### 第1節 初動期の対応

夜間、休日等の勤務時間外に発生した場合等における災害震災発生初期にとるべき応急措置を明確化し、市の災害活動体制をいち早く確立する。

#### 1 震災発生後とるべき措置

##### (1) 職員の参集

- ① 災害対策本部業務及び避難所開設運営業務を行う職員を指定し、初動体制の整備を図る。なお、避難所開設・運営業務を担当する職員については、参集する避難所について予め指定を行う。
- ② 職員は、予め指定された場所へ参集し初期活動に従事する。
- ③ 予め指定された場所への参集が困難な場合は、その直近の区役所等へ参集する。
- ④ 勤務時間内に地震災害が発生した場合は、通常業務を一時中止し、周囲の安全を確保したうえで、指示を待つ。

##### (2) 消防団の参集

- ① 消防団員は震度6弱以上の地震が発生したときは、分団車庫若しくは格納庫に参集する。
- ② 所轄消防署の指示により、調査・警戒等の活動を実施する。

##### (3) 幹部職員との連絡

市長、副市長等幹部職員へ状況を報告し、初期活動の指示を受ける。

##### (4) 地震状況、被害状況の確認

- ① 気象台等からの地震情報の確認
- ② テレビ・ラジオの聴取
- ③ 登庁時状況等、外部の状況の確認
- ④ 自衛隊からの情報収集

##### (5) 初期活動方針の決定

状況に応じ、概ね以下の事項等について方針を定める。

- ① 市域内の被害概要の早期把握
- ② 人命の救助、救出の優先
- ③ 関係機関との連携

#### 2 初動期の応急活動

##### (1) 初動期の配備

- ① 本庁舎に登庁した職員は、災害対策本部の人員配備が整うまでの間、職員の属する班の如何にかかわらず、災害対策本部の統括の下に、災害対策本部室の職務を優先して行う。
- ② 区役所に登庁した職員は、区災害対策本部の人員配備が整うまでの間、職員の属する班の総括の下に総務・情報班の職務を優先して行う。

##### (2) 他の勤務場所へ登庁した職員の指揮命令

本来の勤務場所以外の場所へ登庁した職員は、その登庁場所を所管する局等の指揮・命令に従う。

##### (3) 被害状況の把握

各種情報により、全体の被害規模を推定する。

##### (4) 応急活動

初動期にあつては、人命救助、被害の拡大の防止に全力を挙げると共に、被災者の救護活動に着手する。

- ① 人命救助
- ② 消火活動
- ③ 避難対策の実施（避難情報の発令、避難誘導、避難所開設）

④ 物資（食料、寝具、日用品）の調達

(5) 応援要請、関係機関との連絡

初動期においては、まず人命救助、被害拡大の防止対策に全力で取り組むとともに、被災者の救援活動に着手する。

全体の被害状況の判断により、速やかに他の機関と連携をとり、応援要請を行う。

① 自衛隊、海上保安部、警察への応援要請

② 県、国、他市町村等への連絡・応援要請

### 3 初動活動期の支援体制

大規模な災害発生時に、初動期の混乱等に対処するため、災害対策本部の人員・組織が整うまでの間、重要な応急対策に集中するための応援態勢をとる。

(1) 初期（発生後数時間程度）

本庁舎においては、夜間・休日に発生し、人員が整わないときにおいて、対策本部の確立までの間、登庁職員は、その所属に関わらず、次の業務に従事する。

① 総括関係

ア 幹部職員との連絡

イ 登庁職員の把握

ウ 関係機関との連絡

エ 地震情報・被害情報の収集

オ 各種問い合わせ等への対応

カ 庁舎等の被害把握、応急措置

(2) 初動活動時（1日程度）

災害発生後、緊急を要する重要な活動に集中するため、各局等の応急活動に必要な最小限度の人員を除き、次の業務を支援する。ただし、状況に応じて適宜指示するものとする。

① 総括関係

ア 情報の収集・集約・分析・提供

イ 全体活動の調整

ウ 関係機関との連絡・調整

エ ボランティア活動の調整

オ 区対策本部等への支援

② 救護関係

ア 被災者の救助

イ 応急医療・救護

ウ 避難者対策

エ 食料・物資等の調達、輸送

オ 応急給水

カ 区対策本部への支援

③ 施設対策関係

ア 道路、港湾施設等の復旧

イ 避難所等の応急措置

ウ ライフライン関係の応急措置

エ 区対策本部への支援

④ 区対策本部

ア 情報の収集・集約・分析・伝達

イ 避難者対策

ウ 物資の輸送



- ⑤ 警備関係
  - ア 消火
  - イ 救助・救急

## 第2節 情報の収集・整理・伝達

応急対策活動を迅速・的確に行うための前提となる災害時の情報収集活動について、情報の収集、通信手段の確保、情報処理の体制を確立する。

### 第1 情報連絡体制

地震発生後の応急対策活動を的確、迅速に行うための基礎となる通信手段を確保し、災害に関する情報、被害情報、対策情報等の連絡、情報の分析、発信体制を確立する。

#### 1 情報連絡対策の概要

##### (1) 重要情報の収集

災害発生時に特に重要となる次の情報の連絡手段の確保、情報の取得に重点を置く。

##### ① 災害情報

地震に関連する情報（緊急地震速報、震度分布、地震活動の状況、津波、気象情報等）  
（情報入手先）

ア 気象台、福岡県等

イ 気象レーダー情報受信（専用回線）

ウ 地震情報受信（一般ファックス）

##### ② 被害情報

地震による被害の状況

（情報入手先）

ア 登庁職員、巡視、防災情報カメラシステム、ヘリコプター、ドローン等

イ 国、県等防災関係機関

ウ 地域住民

エ 報道

オ 福岡市医師会

カ 電気、ガスなどのライフライン関係機関

キ NTT西日本、NTTドコモなどの通信事業者

ク JR九州、JR西日本、西鉄などの交通事業者

##### ③ 応急対策に関する情報

ア 応急対策の状況、物資等の状況

イ 避難者数、避難所の状況

（情報入手先）

ウ 災害対策本部各局等、国、県等防災関係機関

エ 各避難所、地域住民

##### (2) 情報の入手・伝達ルートの多元化

情報は、複数のルートで入手・伝達に努める。

ア 関係機関からの通報、報告

イ 報道機関の報道（テレビ・ラジオ）

ウ 地域住民等からの通報

##### (3) 通信手段の確保

##### ① 加入電話

ア 情報伝達の基本的手段とする。

イ 災害初期に予想される回線障害のため情報の発信は「災害時優先電話」によって行う。

ウ 回線が使用できない場合は、応急臨時回線作成用無線機等により最小限の電話回線を確保する。

##### ② 福岡市防災行政無線等

市関係機関間での一斉指令、被害情報の報告等の非常通信の基本的手段とする。

##### ③ 福岡県防災行政無線

地震情報等の一斉伝達のほか、福岡県の機関間での連絡に使用する。

- ④ 防災情報カメラシステム等  
防災情報カメラシステム、ヘリコプターテレビ電送システム、指揮支援システムによって画像転送による市内の被害状況を伝達する。

⑤ その他の無線

ア 消防無線

消防隊への指令等消防活動に使用

イ 道路下水道局無線

ポンプ場、水処理センター等との連絡に使用

ウ 水道局無線

工事車両等との連絡に使用

エ 港湾空港局無線

船舶等との連絡

オ 他機関の通信設備の優先利用

災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合において、その通信のため特別の必要があるときは、各機関の通信設備を優先的に利用できる。この場合、事前に関係機関と協議しておくものとする。

カ 非常無線通信の利用

非常災害で有線通信が途絶したとき又は自己の無線機が不通になったときは、最寄りの無線局に非常通報等の発信を依頼できる。

キ 民間通信への協力依頼

(ア) タクシー、トラック等の無線網については、被害状況、道路交通情報等の重要な情報源として、協力を求める。

(イ) アマチュア無線、パソコン通信網等民間が運用している通信手段についても状況に応じ、その適した通信内容について協力を求める。

(4) 情報の集約

災害対策本部で収集した情報は、必要に応じ下記の分類を行い、集約をする。

① 情報内容

災害情報、被害情報、対策情報、生活情報

② 情報源による分類

関係機関別報道（テレビ・ラジオ）、住民等からの通報

③ 情報対象地域による分類被害地域（区、町名）

(5) 情報処理業務分担

情報処理は、次の役割分担により行う。

① 受信（電話、無線等の受信、テレビ等の聴取）

② 整理集約（分類、整理、振り分け）

③ 情報の処理（活動の指令、報告等）

(6) 情報の共有化

情報は、速やかに整理し、関係機関、住民等へ発信して、情報の共有化に努める。

① 対策本部内

各局等、区対策本部等に対する情報の発信（防災行政無線等）

② 関係機関

ア 被害状況、対策状況等の報告（福岡県等）

イ 応援の要請に関する情報の報告

ウ 関係機関の対策の状況

③ 市民、報道機関等への周知、広報

ア 報道機関への発表

イ 市民への広報活動

## 2 情報処理体制

### (1) 災害対策本部の情報処理体制

#### ① 災害対策本部室における処理

災害対策本部室は、災害対策本部の情報の最終的な集約を行う。

災害対策全般を統括するために必要な情報を収集、集約し、各局等、防災関係機関、市民、報道機関等に対して伝達、周知を行う。

#### ② 役割分担

##### ア 情報収集担当

必要に応じて関係機関又は被災現場に情報連絡のための要員を派遣する。

情報連絡員は、関係機関又は被災現場において情報を収集し、本部等に報告をするとともに、必要な応急対策を行う。

##### イ 情報受信担当

情報を受信し、受信記録をとる。

(ア) 電話による関係機関からの連絡、市民等からの通報等の受信

(イ) 無線による関係機関からの連絡等の受信

(ウ) テレビ・ラジオによる報道の受信

##### ウ 整理・集約担当

情報の内容等により整理する。

##### (ア) 情報内容

- ・災害情報（震度分布、津波、気象情報、二次災害等）
- ・被害情報（人的被害、避難状況、物的損害、ライフライン状況、地域の被害状況）
- ・対策情報（避難所状況、物資等輸送状況、道路啓開情報、ライフライン復旧等）
- ・生活情報（小売店舗状況、交通機関状況、各種援助情報）

##### (イ) 情報源による分類

- ・関係機関別
- ・報道（テレビ・ラジオ）
- ・住民等からの通報

##### (ウ) 情報対象地域による分類

被害情報、避難状況については、地図に記載して整理する。

##### エ 情報処理担当

情報に基づき、関係機関への連絡、報告を行うとともに、集約された情報を掲示し伝達する。

### (2) 災害対策本部各局等及び区災害対策本部の情報処理体制

災害対策本部の情報処理体制に準じて、情報処理を行う。

## 第2 情報の収集・伝達活動

災害時に必要となる主な情報源を確保し、被害情報その他についての報告、通信体制を確立する。

### 1 情報収集

#### (1) 緊急地震速報、地震情報、津波警報等、津波情報、津波予報、南海トラフ地震に関連する情報

##### ① 気象庁の情報

福岡県防災・行政情報通信ネットワーク及び全国瞬時警報システム(J-ALERT)から入手する。

##### ア 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

NHKは、緊急地震速報（警報）についてテレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。

注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

## イ 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点の他、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

## ウ 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方气象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。地震解説資料（詳細版）については、ホームページに掲載。

### （7）地震解説資料（速報版）

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時（遠地地震によるものを除く。）や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時等に、地震発生後、30分程度を目途に地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。



## (イ) 地震解説資料（詳細版）

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や担当区域内で震度5弱以上の揺れを観測した時等に、地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。

## (ウ) 管内地震活動図及び週間地震概況

管内地震活動図は、地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料で毎月初旬に発表。週間地震概況は、防災に係る活動を支援するために、週ごとの九州・山口県の地震活動の状況を取りまとめた資料で毎週金曜に発表。

## エ 大津波警報・津波警報・津波注意報

## (ア) 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目途に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		内容
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(イ) 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

オ 津波情報

(7) 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、表（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照]
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 <sup>*1</sup>
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 <sup>*2</sup>

※1 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第一波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から 100km 程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）での最大波の観測値の発表基準は、以下のとおりである。

全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報又は津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から 100km 以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表

(イ) 津波情報の留意事項等

- 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
  - ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかでも最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
  - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
  - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- 津波観測に関する情報
  - ・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
  - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- 沖合の津波観測に関する情報
  - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
  - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

## カ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

## キ 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合</li> <li>○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li> </ul>
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観測された現象な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li> <li>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。）</li> </ul> <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります</p>



「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件  
 情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表します。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内 <sup>※1</sup> でマグニチュード6.8以上 <sup>※2</sup> の地震 <sup>※3</sup> が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード <sup>※4</sup> 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内 <sup>※1</sup> において、モーメントマグニチュード <sup>※4</sup> 7.0以上の地震 <sup>※3</sup> が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている

② 福岡県震度情報ネットワークの情報

ア 市内7箇所（消防本部及び各消防署、（ただし中央署は除く））に設置している震度計による震度情報

イ 県内の各市町村に設置している震度計による震度情報

(2) 被害情報

① 職員登庁時の情報

職員が登庁時に目撃した被害の情報について集約する。

職員が登庁したときは、口頭又は文書により登庁時の状況を報告する。

（報告事項の例）

ア 被害が甚大である地域

イ 道路の状況

ウ 家屋等の状況

エ 避難者等住民の状況



- ② 災害対策本部各局等、区災害対策本部の情報収集  
災害対策本部各局等、区災害対策本部は、その覚認した被害状況を災害対策本部室へ報告する。
  - ア 発生直後の被害状況の速報  
地震災害が発生したときは、速やかにその庁舎周辺等の状況を第一報として報告する。
  - イ 地域状況の把握  
各局等は、その担当に応じ施設等の被害状況の全体を把握する。  
区災害対策本部は、地震発生後、区の主要か所の状況を巡回して全体の状況を把握する。
  - ウ 重要情報の速報  
火災の発生、死者や重傷者の発生、建物・工作物の倒壊等重大な被害が生じている場合は、直ちに報告する。
  - エ 定期的な状況の報告  
災害発生後定時にその時点で把握されている状況を被害状況報告書により報告する。  
(報告内容)
    - (ア) 地域の全体の状況
    - (イ) 死者、負傷者の概数（確定分及び推定を含む。）
    - (ウ) 家屋等の状況、火災発生の状況
    - (エ) 住民の避難の状況
    - (オ) 対策の状況及び要員の過不足
- ③ 関係機関からの情報  
福岡県その他の防災関係機関、その他の関係機関からの情報を収集する。
- ④ 住民からの通報等
  - ア 住民からの通報
  - イ 自治協議会等からの報告
  - ウ 公民館、学校等避難所からの情報
- (3) 二次災害情報
  - ① 気象情報  
気象台からの気象警報等
  - ② がけ崩れ等の情報
    - ア 住民からの通報
    - イ 危険区域（がけ崩れ、河川、溜池等）の見回り
  - ③ 危険物施設の状況  
危険物施設の状況確認
  - ④ 火災の状況 火災の通報等
- (4) 応急対策情報等
  - ① ライフラインの復旧状況
  - ② 物資の調達状況
  - ③ 道路交通状況、規制状況
  - ④ 医療機関情報

## 2 情報の入力

各局等及び各区災害対策本部は、それぞれが所管する被害状況等を「災害対応支援システム」に入力する。なお、入力の際は、「災害対応支援システム」の入力情報を確認するとともに、関係局等と連携して、情報の重複入力をしないよう努める。

## 3 情報の処理

### (1) 災害対策本部室

- ① 災害対策本部室は、災害の全体状況を把握する。
- ② 全体状況により、必要な災害応急対策、応援要請等を指令する。

③ 県等への災害状況の報告を福岡県被害報告書様式により行う。

(2) 災害対策本部各局等

各局等及び区災害対策本部は、それぞれ所管する応急対策活動に関連する情報を把握するとともに、災害状況、必要とする人員・物資に関する情報について、災害対策本部室へ報告し又は要請する。

(3) 災害対策本部間の通信手段

各局等及び区災害対策本部間の緊急通信は、防災行政無線等又は加入電話による。

第3 避難情報の発令、警戒区域の設定

地震災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、津波、火災、がけ崩れ、危険物の爆発等の危険から市民の安全を確保するため、避難情報の発令、警戒区域の設定を行う。

1 避難情報の発令

避難情報の発令は、災害の危険のある地域の住民等に対し、危険を避けるために避難を呼びかけるもの。このうち、「指示」は、危険が特に切迫しているときなどに、住民に強く呼びかける場合に行うもの。

(1) 避難情報の発令の基準

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。(災害対策基本法第60条)

(具体的な例及び発令に係る地域・地区)

- ① 広範囲にわたり火災の延焼の危険が迫っているとき。(風下の地域、木造密集地区等)
- ② がけ崩れ、土石流等の危険が迫っているとき。(土砂に埋まる可能性のある地域)
- ③ 爆発の危険、有毒物質の流失等の危険があるとき。(爆発、汚染等の影響がある地域)
- ④ 津波に関する避難情報は、以下の基準で発令する。

区分	発令基準	発令区域
避難指示	1：津波注意報が発令された場合※ <sup>1</sup> 2：津波警報が発令された場合※ <sup>2</sup> 3：大津波警報が発令された場合※ <sup>2</sup> 4：停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合※ <sup>2</sup>	※1 海岸線及び河口 ※2 津波災害警戒区域を含む町丁目単位の地域及びその近隣の地域

(2) 避難情報の発令の手順

- ① 災害の現場にいる職員は、その現場付近一帯ががけ崩れ、火災の延焼、爆発等の危険が迫っていると認めたときは、直ちに区災害対策本部又は災害対策本部室に通知する。  
危険が急迫し、緊急を要するときは、直ちに周辺住民等に避難情報の発令を行ったのち、この旨を区対策本部又は災害対策本部室に報告する。
- ② 災害対策本部室は、区災害対策本部の意見を聞き、災害対策本部長の指示により避難情報の発令の可否を決定し、区災害対策本部に指示をする。  
この場合、災害対策本部室は、緊急報道、広報車による広報等により避難情報の発令の周知措置を図るとともに、県にこの旨を報告する。
- ③ 区災害対策本部が指示を受けたときは、現場にいる職員をしてその区域の住民に避難情報の発令を周知する。

(3) 避難情報の発令の内容

避難情報の発令は、できる限り次の事項を明示して簡潔明瞭に行う。

- ① 危険の状況
- ② 危険が迫っている地域(避難すべき地域・方向)
- ③ 避難先又は避難の方向
- ④ 避難時の留意事項

#### (4) 避難情報の発令の周知

##### ① 住民等への周知

災害対策本部は、テレビやラジオをはじめ、ホームページへの掲載や防災メール、各種SNSなどの様々な媒体を活用し、住民等へ避難情報の発令を周知する。

また、区災害対策本部は、避難情報に関わる公民館等の施設や自治協議会等へ避難情報の発令を周知する。

その他、状況に応じ、以下の対応を行う。

ア 現場にいる職員等は、付近住民へ避難情報の発令を周知する。

イ 区災害対策本部、各消防署等は、広報車両等により避難情報に係る地域の住民へ避難情報の発令を周知する。

##### ② 関係機関への報告・連絡

災害対策本部は、福岡県及び関係機関へ避難情報を発令した旨を報告・連絡する。

## 2 警戒区域の設定

災害による危険から人命を守るために必要な場合は、警戒区域を設定し、立入り制限・禁止、退去命令により、その地域の居住者等の保護を図る。

### (1) 警戒区域設定基準

災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに設定する。(災害対策基本法第63条)

① 避難情報の発令の判断基準と同様の危険がある場合及び応急活動の実施上必要な場合で、特に危険の態様・程度から、区域を設けて人の立入りを制限する必要があるとき。

② 範囲は、危険の影響の及ぶ範囲及び消防活動その他の応急措置の実施が迅速・円滑に実施できることを考慮して設定する。

③ 安全管理上警戒区域を広めに設定した場合は、応急措置の実施状況、危険の解消の程度に従い、区域内の安全を確認の上、順次警戒区域の縮小を図る。

### (2) 設定の手順

避難情報の発令の手順に準じる。

### (3) 警戒区域の設定の内容

警戒区域を設定するときは、できる限り次の内容を明示して行う。

① 危険の内容

② 立入り制限の内容

状況に応じて、「一切の立入り禁止」、「立入り制限（許可等ない者の立入禁止）」、「時間的立入り制限」等を決定する。

③ 立入り制限の区域

住民等へ周知すると共に、現地において標識の設置、ロープ等を敷設して区域を明示すると共に、拡声器等により付近の住民等に周知する。

④ 区域内の住民の避難先

### (4) 警戒区域設定の周知

避難情報の発令の周知に準じるほか、現地において標識の設置、ロープ等を敷設して区域を明示すると共に、拡声器等により、警戒区域からの退去、立入りの禁止等を付近の住民等に周知する。

## 3 建築物の使用制限

地震により被災した建築物の危険性を判定し、被災建築物の立入り・使用にあたっての注意を喚起する。

### (1) 被災建築物の応急危険度判定

不特定多数が使用する公共施設、住宅等で甚大な被害のある地区の建築物について、速やかに応急危険度判定を行う。

- (2) 建築物の使用制限の助言、周知  
「要注意」又は「危険」と判定された建築物については、所定のステッカーを建築物の入口などの認識しやすい場所に貼付し、施設管理者・所有者・使用者等に対し、建築物の使用等について危険がないように注意を喚起する。
- (3) 「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」（平成27年3月9日、内閣府）に基づき、建物の管理者等は、平常時から事前準備を行うとともに、大規模地震発生後は、緊急・応急的に建物の安全確認を行い、建物内での待機・建物からの退避を判断する。

#### 第4 災害時の広報

市民等に対し、災害の状況、応急対策実施の状況、生活情報等を通知し、混乱を防止し、市民生活の安定を図る。

広報に当たっては、速やかな伝達、混乱の回避、市民ニーズ、要配慮者に留意して行うとともに、様々なメディアの活用を図る。また、市外への援助等の呼びかけ等のために情報を発信する。

##### 1 実施機関及び広報事項

被災者等が必要とする情報を、関係機関の協力を得ながら広報を行う。

###### (1) 実施方針

- ① 災害対策本部は、市民生活に必要な事項を中心として総合的な広報活動を行う。
- ② 各防災関係機関等は、それぞれの活動に関連して必要な事項を広報する。

###### (2) 広報事項

- ① 地震発生直後の広報事項  
地震発生後、市民の安全の確保、不安の解消のため、下記の事項について周知をする。
  - ア 地震・津波に関する情報
  - イ 地震災害時の留意事項・指示事項
  - ウ 災害応急対策の実施状況
  - エ 避難情報
- ② その後の広報事項  
地震災害後、被災市民等の生活の維持等のため、必要な情報を広報する。
  - ア 地震・津波に関する情報
  - イ 被害情報及び応急対策実施状況
  - ウ 生活関連情報
    - (ア) ライフラインの被害と復旧の見込み
    - (イ) 物資の供給の状況
    - (ウ) 商店等の情報
  - エ 安否情報
  - オ 教育に関する情報
  - カ 医療機関に関する情報
  - キ 道路交通状況
  - ク 被災者等への支援措置に関する情報
  - ケ 災害ボランティアに関する情報
    - ※ その他必要な事項

###### (3) 市外への情報提供

市外各地に対して、被害の状況、復旧の状況、支援の呼びかけ等の広報を行う。

## 2 広報の方法

広報に当たっては、報道機関の協力のほか、広報車、広報紙、ホームページ、防災メール、インターネットFAX、SNS等により行う。

### (1) 広報の種類等

#### ① 緊急時の広報

初動活動時その他緊急時において、避難情報、住民への指示事項等を住民等へ広報を必要とするときは、災害対策本部室の指示により、報道機関への情報提供及び放送要請、広報車、ホームページ、防災メール等により住民への周知を行う。

#### ② 随時又は臨時の広報

被害状況、応急復旧状況、生活関連情報等については、定期的に又は必要により随時に報道機関への情報提供、広報車、広報紙、ホームページ、防災メール等により住民等へ広報を行う。

### (2) 広報の手順

① 災害対策本部室において、広報活動に必要な情報を集約し、広報を行う。

② 各局等又は区災害対策本部は、応急対策活動、支援活動により必要となる市民等への周知事項、被災者への支援措置等について、災害対策本部室へ依頼する。依頼は、原則として文書により行うものとし、緊急を要する場合は口頭で行う。

③ 事態が切迫している場合は、NHK 福岡放送局に対し緊急警報放送の要請を行う。

④ 人的被害の数については、県及び警察と密接に連携を図り広報を行う。

### (3) 広報の手段

#### ① 報道機関への情報提供、広報の要請

ア 定期的に又は随時に、記者発表又は資料提供等により報道機関に情報を提供する。

イ 「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、市内各放送局に対し、電話で放送要請を予告したのち、放送依頼を行う。

#### ② 広報車等による広報

避難情報の発令や、警戒区域の設定等、緊急に地域住民に広報の必要がある場合、その他必要に応じて、市広報車、その他の車両等により巡回して周知する。

なお、広報車両については、「災害警戒中」等の表示を行い、地域住民等への注意喚起を行う。

#### ③ 災害広報紙等の発行

ア 災害状況等により必要な場合は、被害状況、応急対策状況、市民への留意事項、生活関連情報、復旧状況等を市民に周知するため、臨時広報紙を発行する。

イ 災害広報紙は、避難所、その他避難者等の集まる場所で配布するほか、必要な場合は各戸に配布する。

#### ④ その他の広報の手段

##### ア 掲示板等の掲示

市災害対策本部、区災害対策本部その他必要な場所において、生活関連情報、応急対策状況等について掲示するほか、有線放送施設を活用する。

##### イ ホームページによる情報発信

福岡市ホームページ及び福岡市防災気象情報サイトにより、避難情報、被害状況、生活関連情報等を発信する。

##### ウ 防災メールによる情報配信

防災メール登録者へ避難情報など福岡市で必要と判断した緊急情報を配信する。

##### エ 緊急速報メール

特に緊急を要する情報については「エリアメール (NTT ドコモ)」をはじめとする緊急速報メールサービスによって情報提供する。

##### オ ソーシャルネットワークサービス (Twitter、LINE)

防災メールの情報のうち、地震速報や気象警報その他の緊急情報を Twitter、LINE によって自動発信する。



- カ 街頭ビジョンによる情報の発信  
大規模災害時に天神地区・博多駅地区に設置された街頭ビジョンを活用し、来街者等への避難場所等の防災情報を放映する。  
情報提供にあたっては、外国人にもわかりやすく伝達されるよう配慮する。
- キ インターネット FAX  
インターネット FAX を設置している区役所・出張所については、区役所から地域等へ、避難情報の情報伝達を行う際に活用する。
- ク 防災用サイレン付拡声器  
緊急に避難の呼びかけや注意喚起等を行う必要がある場合などの伝達手段として活用を図る。
- ケ Yahoo!防災速報アプリ  
防災メールの情報のうち、福岡市で必要と判断した緊急情報をアプリによって発信する。
- コ 電話  
重度の視覚障がいがある者又は避難情報の入手が難しい高齢者のうち希望するものに対して、電話による緊急情報の提供を行う。
- サ FAX  
重度の聴覚障がいがある者又は避難情報の入手が難しい高齢者のうち希望するものに対して、FAX による緊急情報の提供を行う。

#### (4) 要配慮者への配慮

災害時に音声又は文字による情報伝達や情報の理解が困難な人々に対する情報の伝達方法の確立を図っていく。

##### ① 広報の方法及び内容上の配慮

広報に当たっては、手話、点字、要約筆記、やさしい日本語及び多言語等による広報の実施に配慮するとともに、その内容についても、要配慮者が必要とする情報を広報する。

##### ② 情報窓口等の設置

障がい者、外国人等に対する情報提供のため、各種機関、団体、ボランティアの協力を得て、必要に応じて、情報提供窓口、相談窓口に通訳等を配置する。

##### ③ ボランティア等の協力

要配慮者への広報の実施に当たっては、各種ボランティア、関係機関・団体、近隣住民等の協力を得るものとする。

##### ④ 人材の確保

手話、点字、要約筆記、外国語等の能力を持った人材の協力が必要不可欠であるため、そのような人材の把握、養成、連携の確保に努める。

#### (5) 災害の記録

##### ① 災害状況の記録

被害の状況、応急対策の状況等の記録を行い、災害時の広報の資料とするとともに、今後の防災対策に資する。災害の記録は、写真、ビデオのほか、各局等における文書の記録を収集する。

##### ② 記録の方法

各災害応急対策の実施に際して、必要に応じ写真・ビデオ撮影を行うものとする。活動状況等については、後日報告書を作成する。

### 3 生活関連情報等

被害を受けた被災者、避難者その他の市民等に対し、必要な情報を提供し、各種の問い合わせ・相談に応じる。

#### (1) 災害時情報相談窓口

災害の程度に応じ、災害対策本部に市民等からの相談等に応じるため情報相談窓口を設置する。

##### ① 情報提供事項

- ア 被災状況、安否確認情報
- イ 支援措置の状況

ウ 生活関連情報

② 相談事項

ア 住宅に関する事項

イ 法律問題に関する事項

(2) 災害ボランティア情報

災害の程度に応じ、ボランティアの必要性を判断し、ボランティアの要請等のボランティアに関する広報を、災害ボランティアセンターと連携して行う。

情報提供事項

① ボランティアの要請情報（活動内容、期間、人数、場所等）

② ボランティア活動実績

## 第5 安否情報の提供

被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、安否情報を回答するよう努める。回答する際は、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で行う。

### 1 情報収集

(1) 市は、避難所や区役所等に寄せられた情報から安否情報を集約するほか、必要と認める範囲で関係地方公共団体、消防機関、警察その他の者に対して情報提供を求めることができる。

(2) 市は、被災者の安否情報の照会に対し、回答を適切に行い、又は適切な回答に備えるために必要な限度で、保有する被災者の氏名その他の情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために、内部で利用することができる。

### 2 照会者

照会者は個人又は法人とし、以下のとおり分類する。

(1) 被災者の同居の親族

(2) 被災者の親族又は職場の関係者その他の関係者

(3) 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者

### 3 照会手順

(1) 照会者は、市長に対し、以下の事項を明らかにして照会を行わなければならない。

① 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項

② 照会する被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

③ 照会をする理由

(2) 照会者は(1)①の事項が記載されている個人番号カード、運転免許証、健康保険の被保険者証、特別永住者証明書、在留カード、その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該照会者の本人確認ができるものを提示又は提出しなければならない。ただし、照会者が遠隔地に居住している場合その他この方法によることができない場合においては、市が適当と認める方法によることができる

### 4 提供できる情報

照会者の分類により、以下の情報を提供することができる。ただし、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときは、情報を提供しない。

なお、被災者の中に、住民基本台帳の閲覧制限がある者等が含まれる場合は、当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努めるものとする。

(1) 2の(1)の者 被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

(2) 2の(2)の者 被災者の負傷又は疾病の状況

- (3) 2の(3)の者 被災者について保有している安否情報の有無
- (4) (1)～(3)の区分にかかわらず、被災者が照会に際しその提供に同意している安否情報については、その同意の範囲内の情報
- (5) (1)～(3)の区分にかかわらず、市が公益上特に必要と認めるときは、必要と認める限度の情報

## 第6 災害救助法の適用

本市は、災害救助法における救助実施市として、大規模災害発生時に管内の被害情報に基づき、自ら法を適用したうえで、法に基づく救助を実施することとなる。そのため、本市で大規模災害が発生した場合においては、迅速かつ正確に管内の被害状況を収集把握の上、法の適用について判断しなければならない。

○ 災害救助法の適用基準等について（資料編IV-39頁）

### 1 災害救助法の適用手続

本市における災害による被害の程度が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、法を適用する必要があると認められるときは、内閣府と協議の上、直ちに適用することとし、法に基づく救助の実施について各局等に指示するとともに、県、内閣府及び関係機関等へ通知又は情報提供する。

### 2 災害救助法適用に係る帳票類の整備

災害救助法の適用にあたっては、被災者名簿、避難所設置及び収容状況に関する書類、炊出し給与状況書類等、救助の種類ごとに帳票類の整備が必要である。

各局等においては、救助の実施とあわせ、それぞれ適切な書類の整備に努めなければならない。

### 第3節 応急活動の基盤確保

#### 第1 土地利用の検討・調整

円滑に災害対応を行えるよう当初の段階で総合的な土地利用（土地利用の一例：仮設住宅用地及び公園等のオープンスペース、災害廃棄物の仮置場、救援物資の集積所、広域支援のための活動拠点等）の検討調整を行う。

#### 第2 警備・交通対策

災害時における社会秩序を維持するとともに、道路、海上交通の確保のため必要な措置を行う。

##### 1 災害時の警備

災害発生後、警察と密接な連携をとり、災害からの住民の生命・身体の保護及び社会公共の安全と秩序を維持する。

###### (1) 警察等との連携

市民局は、災害発生後、被害情報、対策情報等について情報を交換して、災害他応急活動の連携を図る。

###### (2) 警備体制

- ① 警察における警備体制及び所掌事務については、各警察署長が別に定める。
- ② 警察連絡体制（資料編IV-49頁）

###### (3) 警察の任務の内容

災害が発生した場合は、直ちに警備体制を確立し、福岡市及びその他の防災関係機関と緊密な連携を図り、次に掲げる事項を重点にして、被災地における治安に万全を期することを基本方針とする。

- ① 情報の収集及び伝達
- ② 被害実態の把握
- ③ 警戒区域の設定
- ④ 被災者の救出救助
- ⑤ 行方不明者の捜索
- ⑥ 被災地、危険個所等の警戒
- ⑦ 住民に対する避難指示及び誘導
- ⑧ 不法事案等の予防及び取締り
- ⑨ 避難路及び緊急交通路の確保
- ⑩ 交通の混乱防止及び交通秩序の確保
- ⑪ 民心の安定に必要な広報活動
- ⑫ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集
- ⑬ 関係機関の応急対策等に対する協力

##### 2 道路の交通規制

###### (1) 道路交通情報の交換

市内の道路被害情報、応急復旧状況、緊急輸送状況等について警察と密接な連絡をとる。警察が実施する交通規制及び市域外からの緊急輸送の状況等について情報を入手する。

###### (2) 交通規制等

- ① 市民局は、被害状況及び緊急輸送の実施計画に基づき、必要な交通規制の実施、交通整理、その他必要な措置等について警察と協議し、依頼する。
- ② 警察（公安委員会）による交通規制等

ア 福岡県公安委員会は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区域又は区間を指定し、緊急通行車両や規制除外車両以外の車両の道路における通行を禁止し又

は制限する。この道路の区域又は区間を「緊急交通路」という。

イ 緊急通行車両等の通行の確保等、的確かつ円滑な災害応急対策を行うため、関係機関・団体に対する協力要請をはじめ、広域交通管制及び交通広報等による交通総量抑制対策を実施する。

### (3) 緊急通行車両等の確認

知事又は県公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限が行われた場合において、災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他災害応急対策を実施するための車両の使用からの申出により緊急通行車両等の確認を行い、証明書及び標章を交付する。

なお、県公安委員会は「緊急通行車両等事前届出済証」又は「規制除外車両事前届出済証」の交付を受けた者から緊急通行車両等であることの確認を求める旨の申出があった場合は、事前届出を行っていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。

#### ① 申請手続

##### ア 交付場所

###### (ア) 県

- ・総務部防災危機管理局防災企画課
- ・農林事務所

###### (イ) 県公安委員会

- ・検問所（原則、事前届出済証の交付を受けた車両）  
※ 検問所設置場所は、緊急交通路の指定に伴い福岡県警察ホームページに掲載
- ・警察署
- ・警察本部交通規制課
- ・高速道路交通警察隊（原則、事前届出済証の交付を受けた車両）

##### イ 申請書類

###### (ア) 緊急通行車両等確認申請書…1通又は規制除外車両確認申請書…1通

※ 福岡県警察ホームページの交通部交通規制課「大規模災害等が発生した場合の交通規制について」に記載例とともに掲載

###### (イ) 自動車検査証の写し…1通

###### (ウ) 災害発生時における指定行政機関等との契約書等の写し…1通又は車両を使用して行う業務内容を疎明する書類等…1通

#### ② 災害発生時の事前届出車両の措置

事前届出車両について、第3章、第1節、第4「道路交通体制の整備」に定める緊急通行車両の確認申請を受けた県公安委員会は、事前届出を行っていない者からの申出に優先して確認を行い、証明書及び標章を速やかに交付する。

#### ③ 標章等の掲示等

##### ア 標章

車両の全面の見やすい箇所に掲示する。

##### イ 証明書

車両に備え付ける。

### 3 海上警備対策の実施

海上の災害から市民の生命財産を保護し、社会公共の秩序を図るため、災害発生と同時に必要な箇所に巡視船艇等を派遣して、次の措置を講ずる。

- ① 海上犯罪の予防、取締
- ② 情報の収集及び伝達
- ③ 被害実態の把握
- ④ 被災者の救出救助
- ⑤ 行方不明者の搜索
- ⑥ 被災地、危険箇所等の警戒
- ⑦ 住民に対する避難指示及び誘導



- ⑧ 不法事案等の予防及び取締り
- ⑨ 海上交通路の確保
- ⑩ 民心の安定に必要な広報活動
- ⑪ 関係機関の災害応急対策等に対する協力

#### 4 海上の交通規制

- (1) 災害による船舶交通の障害の発生により、付近海域において船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあり危険を防止する必要があると認める場合、若しくは港内において船舶交通の安全のため必要があると認める場合は、船舶の交通を制限し又は禁止する措置を講ずる。
- (2) 上記措置を実施する場合、緊急通信、安全通信等により船舶等に周知するとともに、巡視船艇等により対象海域の警戒に当たる。

### 第3 緊急輸送対策

地震発生後、人命救助、消火、食料等の物資の確保等応急対策の実施のため、輸送手段確保、輸送路の啓開を行うとともに、物資の緊急輸送を行う。

また、物資等や被災者の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等との協定の締結等により、輸送体制の整備に努めるとともに、物資供給協定等においても、輸送を考慮した協定締結に努める。

#### 1 輸送の対象

災害時の輸送対策の基本を明らかにする。

##### (1) 輸送対策の基本

###### ① 輸送手段の確保

車両による輸送を一般的輸送手段として確保し、海上輸送に使用する船舶、航空輸送に使用するヘリコプター等の航空機を状況等に応じて確保する。

###### ② 状況に応じた輸送の実施

初動期においては、特に救助・救出、消火活動その他被災者の生命にかかわる活動に関する物資人員の輸送を最優先し、以下状況の推移に応じて必要な輸送を行う。

###### ③ 輸送路の確保

輸送に必要な緊急輸送道路の啓開を速やかに行い、不急車両等の規制により、緊急輸送を確保する。

##### (2) 輸送の対象

災害時の輸送は、人命救助、被災者等の生活の維持のための必要な物資・人員の輸送を優先する。

###### ① 人命救助、消火活動その他応急活動に要する要員・物資

ア 救助・救急活動、医療活動、医薬品等人命救助活動を行う要員及び必要な物資

イ 国、県等災害対策要員、応援に係る地方公共団体災害対策要員、情報通信、電気、ガス、水道施設保安要員等初動の災害応急対策に必要な人員・物資等

ウ 医療機関等へ搬送する負傷者等

エ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制に必要な人員及び物資

###### ② 食料、水等生命維持に必要な物資

###### ③ 災害復旧に必要な人員・物資

#### 2 輸送手段の確保

輸送に使用する車両、船舶、ヘリコプター等を確保する。

##### (1) 車両

車両による輸送を輸送対策の一般的手段として、確保する。

使用する車両は、原則として自動車とし、交通事情等により、原付自転車、自動二輪、自転車、リヤカー等を適宜利用する。

- ① 市保有車両
  - ア 輸送活動に必要な車両は、各局等の所管する車両による。
  - イ 財政局車両班は、各局等が必要とする輸送車両について調整する。
- ② 民間業者との応援協定締結の推進
 

輸送に使用する車両として、民間業者との応援協定締結等により、緊急時における輸送手段としての車両の確保を図る。
- ③ 緊急通行車両等の確認
 

災害時の交通規制が行われた場合は、速やかに県又は県公安委員会において緊急通行車両等の確認を受ける。(第1 2「道路の交通規制」参照)

## (2) 船舶

- ① 船舶による輸送は、離島への輸送のほか、陸上交通による輸送が途絶又は困難な状況にある場合に行うものとし、実施に当たっては九州運輸局・海上保安部等関係機関と協議して行う。
- ② 海上輸送に必要な船舶は、市保有船舶のほか、自衛隊、福岡海上保安部その他の関係機関・漁協等への応援要請・協力依頼、海運業者からの借上・委託等により行う。

## (3) ヘリコプター

ヘリコプターは、消防活動（情報収集伝達、消火・救助・救急活動等）のほか、必要に応じて人員及び緊急物資等の搬送を行う。

また、状況により福岡海上保安部その他の関係機関が保有するヘリコプターの応援を要請する。

## 3 輸送ルートの確保

道路、海路、空路について障害物の除去、機能の回復の措置を行い、輸送路を確保する。

### (1) 陸上交通の確保

- ① 緊急輸送道路の確保
 

地震発生直後における人命救助活動、消防活動、物資輸送活動その他の応急活動に不可欠な緊急輸送を確保するため、「緊急輸送道路ネットワーク」として指定されている路線その他の道路について、道路上の崩土、倒壊物、放置車両等を除去して、その機能の回復を図る。

- ② 緊急輸送道路の被害状況の把握

道路の啓開実施担当機関は、緊急輸送道路の被害状況、交通規制状況を調査、把握する。

- ③ 道路の啓開

#### ア 実施機関

道路の啓開は、各道路の管理者が連携して実施する。なお、重要物流道路及びその代替・補完路については、国が代行できる。

(市内の道路の管理者)

国（国土交通省）	一般国道の指定区間（一般国道497号を除く）
市（道路下水道局・各区）	一般国道の指定区間外、主要地方道、一般県道、市道
市（港湾空港局、農林水産局）	臨港道路、漁港道路
福岡北九州高速道路公社	福岡都市高速道路
西日本高速道路（株）	九州縦貫自動車道
福岡県道路公社	一般国道497号
佐賀県道路公社	三瀬トンネル

#### イ 道路啓開の優先順位

原則として、「福岡県地域防災計画」において位置付けられている「啓開道路」のうち市関係道路を最優先し、以下、緊急輸送道路ネットワークの路線のうち、第1次路線、第2次路線、その他の路線とする。なお、市外の道路状況、市内の被害状況により、適宜輸送路を確保し、啓開に当たっては、警察等関係機関と協議して行う。

#### ウ 実施

##### (ア) 被害状況の把握

地震発生後速やかに道路施設の被害及び通行可能状況の概要を把握し、緊急輸送道路ネットワークが効果的に機能するよう、他の実施担当機関等と連絡・調整を図り、原則として2車線の通行帯の確保を目標に啓開を行う。

## (イ) 警察等との連携

啓開に際して必要な放置車両等の障害物の除去、交通規制等については、公安委員会、警察等の協力を得る。

## エ 応援要請

道路啓開の作業等については、福岡市土木建設協力会等の協力を得るほか、自衛隊、他自治体への応援を依頼する。

オ 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとし、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。また、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し又は竹木その他の障害物を処分することができる。

## (2) 海上交通の確保

## ① 海上交通の確保

ア 地震災害が発生した場合は、港湾・漁港管理者の管理する港湾・漁港施設全般の被害状況について速やかに調査する。特に海上交通・輸送を確保する上から係留施設の被害状況について詳細に調査するものとする。

イ 海難船舶又は漂流物等により船舶交通に危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに海上保安部の協力を得て、船舶交通の整理・制限又は航行を禁止する等の必要な措置を講ずるものとする。

ウ 水路（航路）の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに応急標識等を設置することにより水路の安全を確保する。

エ 航路標識が損傷し又は流失したときは、速やかに復旧に努めるとともに必要に応じて応急標識の設置に努める。

## ② 応急措置の実施

海上保安部は、巡視船艇等により災害状況の調査に努め、航路障害物の発生、航路標識の異常等、船舶航行の安全に重大な影響を及ぼす事態を知った場合は、必要に応じ次の応急措置をとる。

ア 海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ又は勧告するものとする。

イ 船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行うものとする。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めるものとする。

ウ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止するものとする。

エ 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保するものとする。

オ 航路標識が損傷し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるとともに必要に応じて応急標識の設置に努めるものとする。

## (3) 航空交通等の確保

空港施設、航空管制施設等の緊急点検を実施し、施設被害情報の収集に努める。

また、空港施設、航空管制施設等が被害を受けた場合には、当該施設の早期復旧に努めるほか、緊急輸送の確保、航空交通の早期再開を図る。

## 4 災害における交通マネジメント

ア 九州地方整備局は、災害復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通需要マネジメント（※1）及び交通システムマネジメント（※2）からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を組織する。

イ 市が必要と認めるときは、国土交通省九州地方整備局に検討会の開催を要請することができる。

ウ 検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、

自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

エ 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議等を行うものとする。

※1 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組み

※2 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実現することにより、円滑な交通を維持する取組み

## 5 交通機関による交通の確保

各交通機関の災害時の対応を明らかにする。

### (1) 福岡市交通局（地下鉄）

気象庁から配信される事業者向けの「緊急地震速報」により、地震の揺れが到達する前に、地下鉄全列車を停車あるいは減速させる。地震到達後は、姪浜変電所・赤坂交通局庁舎内・貝塚駅構内・橋本車両基地に設置した地震計により中央制御所に表示される震度階級に基づき、「福岡市高速鉄道運転取扱実施基準」に従った、以下の運転規制等を行うこととしている。

#### ① 点検の実施

震度4以上の場合、運行支障の有無について点検を行う。

#### ② 列車の運転規制

震度4の場合……毎時15キロメートル以下の速度による注意運転を行い、点検終了まで継続する。

震度5弱以上の場合……点検が終了するまで列車の運転中止（ただし、駅間の列車は、前途の支障の有無に注意して注意運転で最寄り駅まで運転する）

#### ③ 乗客の避難誘導

ア 駅間に停止した列車からの避難誘導

(ア) 車内放送により状況説明及び車外脱出の禁止を繰り返し呼びかける。

(イ) 運輸指令の指示に従い避難誘導を開始する。

(ウ) 避難誘導の際には、乗客が離散しないように注意して誘導する。

イ 駅構内からの避難誘導

放送、掲示等により旅客への案内を行い、必要に応じてホーム及び列車内の旅客を駅構外へ避難誘導する。

### (2) 西日本鉄道株式会社

#### ① 災害時の列車の運転規制

災害発生時における列車の運行規制については、「運転実施基準」、「緊急時の救急体制要綱」、「自然災害対策」、「気象警戒要領」に基づき対処する。

#### ② 災害時の代替輸送方法

列車の運転休止が長時間にわたると認められるときは、当社バスグループにてバスによる代替輸送を実施する。

#### ③ 部門対策本部及び現地対策本部の設置

災害が発生した場合は、「緊急時の救急体制要綱」に定める非常体制表に従い、部門対策本部及び現地対策本部を設置し、必要に応じて情報の収集、調査、連絡、広報等の活動を行う。

#### ④ 連絡通報体制

災害発生時においては、「緊急時の救急体制要綱」に定める連絡系統により、速やかに関係各所に連絡をとる。

#### ⑤ 応急措置（案内広報など）

本社関係部署と現業各区所とは連絡を緊密にし、災害の状況、復旧作業の状態を把握し、復旧予定時刻、作業状況を逐次広報担当へ連絡する。

また、広報担当は各報道機関の随時放送を利用し、事故状況の情報を提供し、広報する。

さらに、各管理駅、乗務所、営業所を通じ、駅構内の放送施設及び車内放送を利用し、事故の情報（不通区間、乗換駅、代替輸送など）を放送し、旅客の案内誘導を行い、混乱の発生を防止する。



⑥ 応急復旧体制

「緊急時の救急体制要綱」の定めに応じて、情報の収集及び報告を行い、事象の拡大防止、速やかな復旧を図る。

(3) 九州旅客鉄道株式会社

① 災害時の列車の運転規制

災害発生時における列車の運転については、「防災規程」、「運転取扱実施基準」、「気象異常時運転規制手続」、「新幹線運転取扱実施基準」、「運転事故並びに災害応急処理標準」、「防災業務実施計画」に基づき対処する。

② 災害時の代替輸送方法

他社に代行輸送を依頼する。

③ 災害対策本部の設置

災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合の応急・復旧処理、救護等については、「運転事故並びに災害応急処理標準」により、本社に対策本部を、現場には復旧現場本部を設置し、応援要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮その他の業務を行う。

④ 連絡通報体制

災害発生時における連絡通報は、「運転事故並びに災害応急処理標準」に定める連絡体系により、連絡施設を有効活用し、正確・迅速を期す。

⑤ 応急措置（案内広報など）

関係駅長及び関係列車の乗務員は、輸送指令及び運転士と連絡を密にし、事故の状況、復旧の見込み、接続関係などの情報を旅客に案内し、旅客の不安感を除去する。

⑥ 応急復旧体制

復旧現場本部は、対策本部と密接な連絡を取り、正確な状況把握を行い、復旧計画、資材の輸送計画、機材の借入れ手配、復旧要員の手配等を策定し、速やかな復旧を図る。

(4) 西日本旅客鉄道株式会社

災害発生時においては、「新幹線運転取扱実施基準規程」、「鉄道事故及び災害応急処置準則」、「線路災害等保安準則」、「新幹線鉄道事業本部鉄道事故及び災害応急処置標準」、「新幹線鉄道事業本部災害時運転規制等取扱標準」、「新幹線施設指令業務取扱標準」に基づき対処する。

① 地震災害時の列車の運転規制

海岸地震計、沿線地震計及び緊急地震速報の各装置により構成された「地震防災システム」により、地震時に列車を自動で停止し、また運転規制に必要な情報を収集する。収集された情報に基づき運転規制等を行う。

② 災害時の代替輸送方法

JR九州に代行輸送を依頼する。

③ 災害対策本部の設置

災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合の応急処理、復旧、救護等については、「鉄道事故・災害応急処置準則」、「新幹線鉄道事業本部鉄道事故及び災害応急処置標準」により支社に事故対策本部を、現地には復旧本部を設置し、応援要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮その他の業務を行う。

④ 連絡通報体制

災害発生時における連絡通報は、「新幹線鉄道事業本部鉄道事故及び災害応急処置標準」に定める連絡体系により、連絡施設を有効活用し、正確・迅速を期す。

⑤ 応急措置（案内広報など）

関係駅長及び関係列車の車掌は、東京指令所及び運転士と連絡を密にし、事故の状況、復旧の見込み、接続関係などの情報を旅客に案内し、旅客の不安感を除去する。

⑥ 応急復旧体制

現地復旧本部と密接な連絡をとり、正確な状況把握を行い、対策本部において復旧計画、資材の輸送計画、機材の借入れ手配、復旧要員の手配等を策定し、速やかな復旧を図る。



## (5) 西日本高速道路株式会社 九州支社

## ① 通行の禁止又は制限の実施基準

ア 必要と認められる場合は、交通の危険を防止するための通行の禁止又は制限を実施したうえ、速やかにエに定める点検を行う。

イ 通行の禁止又は制限を実施する場合は、警察及び周辺道路の道路管理者に必要な協議、通知等を行う。

## ② 通行の禁止又は制限の実施方法

ア 通行の禁止又は制限を実施する場合には、可変情報板等により、通行中の車両に対して通行の禁止又は制限の表示を行うとともに、インターチェンジ等から同区間内に対象車両が流入しないよう措置する。

イ 通行の禁止又は制限を実施した場合において、同区間内の本線上にある車両又はサービスエリア等にある車両に対しては、巡回車及びラジオ等により、原則として、当公団の指定するインターチェンジ等から流出する等適切な措置を講ずる。

## ③ 通行の禁止又は制限の解除等

ア 点検の結果、通行の禁止又は制限の必要がないと認められる場合は、直ちに当該通行の禁止又は制限を解除するものとする。

イ 点検の結果、通行の禁止又は制限の必要が認められる場合は、状況に応じ通行の禁止又は制限の措置を講ずるものとする。

ウ 通行の禁止又は制限を行った場合において、災害が発生しているときは、速やかに応急復旧を行う。

エ 通行の禁止又は制限を解除又は変更するときは、警察及び周辺道路の道路管理者に必要な協議通知等を行う。

## ④ 点検

過去の地震災害状況を勘案し、必要に応じて点検を行う。

## ⑤ 応急復旧

## ア 応急復旧の基本方針

災害が発生した場合においては、速やかに緊急通行車両の通行を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行う。

この場合においては、通行止めを実施しているときは、少なくとも上下線が分離されている道路にあっては上下線各1車線又は片側2車線を、分離されていない道路にあっては、1車線を走行可能な状態に速やかに復旧させる。

## イ 応急復旧の実施

応急復旧の実施に当たっては、本復旧においてとられる工法の如何にかかわらず、被害の態様に合わせ、最も迅速な工法を採用する。

## ⑥ 緊急通行車両の取扱い

通行の禁止又は制限を実施した場合において、緊急通行車両の通行が必要であると認められるときは、これらの車両を通行できるように暫定的な復旧措置を講ずるよう努める。

なお、これらの車両を通行させる際には、道路状況、被害状況等を了知させ、通行方法等の指示を行う。

## ⑦ 関係機関との協議

通行の禁止制限の実施、解除、緊急通行車両の取扱いのほか必要な事項については、警察、地方公共団体、他の道路管理者等関係機関とあらかじめ協議する。

## (6) 福岡北九州高速道路公社

## ① 災害発生前の措置

## ア 情報連絡

災害の発生のおそれがある場合においては、刻々の情報を的確に把握して、適切な措置を講ずることにより、安全円滑な交通の確保又は緊急通行車両の通行の確保を図るため、国・地方公共団体等の関係機関と有機的な連絡をもとに、情報連絡ができるよう情報連絡網を整備しておく。

イ 予防措置

災害の発生のおそれがあるときは、関係部局はそれぞれの所掌に応じて高速道路の巡回点検等を行い、必要な応急補修等の災害予防措置を行う。

② 災害時における措置

ア 防災体制

災害時における体制は、注意体制・警戒体制（災害の発生のおそれがある場合等）、非常体制（激甚な災害が発生した場合等）とし、それぞれの段階に応じて適切な警戒措置及び情報連絡を行い又は応急対策を講ずる。

イ 応急工事

高速道路が被災した場合においては、速やかに緊急通行車両の通行確保、施設の被害拡大の防止等のための応急工事を迅速に施行する。

## 第4節 救助・救急活動

### 第1 消防活動

地震災害時における火災、救急救助事案など同時多発する災害に対し、活動方針を次のとおりとする。

#### 1 火災第1主義

震災時は、火災、救助、救急といった事案が同時に多発し、極端に消防力が劣勢となることが懸念される。こうした中、状況を大局的に判断し被害の拡大を最小限に押さえ込む必要性から、火災対策を最優先とし、初動時においては臨時の消火部隊を編成するなど、全組織力を挙げて消火活動に着手する。

#### 2 勤務員による即応体制

地震のような突発の大規模災害の被害を最小限にとどめるためには、初動活動において如何に的確かつ迅速な対策がうてるかにかかっている。発災直後の勤務職員で最大の消防力を発揮できる体制を確立する。

#### 3 所轄ごとの部隊運用

災害救急指令センター機能の限界を超えるような同時多発災害に対しては、119番通報受信後の出動指令や活動指示などの部隊運用権限を署単位で行う。

#### 4 広域応援体制

災害が多発し、一つの消防署では対応しがたい場合は、管轄主義に固執せず、署間の応援体制が速やかに行われるような全市的な応援体制を構築する。また、福岡市消防局単独での対応によりがたい時は、他都市への応援要請を遅滞なく行う。

#### 5 地域住民との連携

大規模災害時は防災機関の対応力にも限界があり、特に災害初期は住民自ら或いは住民相互の自主防災力が非常に有効となる。軽微な活動分野を住民に任せたり、消火活動を住民と協力しながら行うなど、活動分担や活動協力を積極的に行う。

### 第2 救出・救急対策

地震災害又はそれに伴う災害により、次に掲げる状態にある者を救出、救護及び保護するための計画である。

#### 1 対象

- (1) 災害により生命、身体が危険な状態にある者（孤立者を含む）
- (2) 災害により生死不明の状態にある者

#### 2 救出救護活動

災害のため救出、救護を要する者が生じた場合、各機関は協力して救出救護活動を行うものとする。なお、救出作業に特殊機械器具、特殊技能者及び瓦礫の下の医療を要する場合には、その旨知事に要請し、自衛隊、海上保安部、福岡県災害派遣医療チーム(以下、「福岡県 DMAT」という。)等関係機関の協力を得る。

#### 3 多数傷病者災害対策

震災等により多数の傷病者が集団的に発生したとき、円滑な救急活動が遂行でき、傷病者を迅速に医療機関に搬送し、適切な救急医療が施されるよう関係機関と連絡、協調を図り、有効適切な救護、救命の措置を行う。

##### (1) 救急医療体制

突発的に発生する多数傷病者災害に対し迅速かつ適正な医療を行うため、災害拠点病院や福岡市救急病院協会などにおいて、現場に出動する医師及び傷病者を収容する病院を確保するとともに、必要に応じドクターカーの出動や県に対して福岡県 DMAT の現場派遣を要請し、救急医療体制の確立を図る。

## (2) 事前措置

救急活動の推進を図るため、医療機関及び防災関係機関と連絡を密にし、必要事項については調整を行い、救急体制を確立する。

## (3) 現場消防本部の措置

救急活動を円滑に実施するため、現場消防本部を設置し、活動部隊の指揮、応援部隊の派遣要請、関係機関との連絡、情報の収集、資器材の調整等を行う。

## (4) 現場救護所の設置

傷病者の救護、救命を迅速に行うため、現場救護所を設置し、傷病者の搬送順位の決定、応急処置、搬送先医療機関の指示等を行う。

## 4 救急空輸搬送先医療機関（資料編IV-76 頁）

救急空輸搬送先医療機関（災害拠点病院）

## 5 特殊技能者（資料編IV-77 頁）

潜水士を要請する場合

## 6 福岡県 DMAT（資料編IV-77 頁）

福岡県 DMAT 指定病院一覧表

## 7 救出

### (1) 車両等一覧表（資料編IV-79 頁）

### (2) 舟艇一覧表（資料編IV-80 頁）

## 8 惨事ストレス対策

(1) 救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(2) 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

## 第3 応急医療救護

負傷者等について、迅速に救護活動を行うとともに、避難者等の医療等を確保する。災害対策（警戒）本部を設置したときは、必要に応じて緊急医療調整チームを編成し、関係局連携のもと、迅速かつ効率的な災害対応を行う。

福岡県より派遣される地域災害医療コーディネーターの助言を受け、医療救護活動を円滑に実施する。また、災害の規模に応じて、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の支援を受ける。

### 1 初動医療体制

医療救護体制として、各関係機関との連携を図るとともに、救護班の編成や救護所を設置する。

#### (1) 各機関との連携・情報収集体制

##### ① 医療機関等との連携

日本赤十字社、医師会、災害拠点病院、福岡県 DMAT、救急告示病院等との密接な連携体制を確立する。なお、震度5強以上の地震が発生した場合、福岡市医師会から災害対策本部に職員を派遣を受ける。

##### ② 消防機関等との連携

消防機関、警察、自衛隊その他の救急救助活動等との連携を確保する。

##### ③ 医療資機材調達体制の確立

医薬品等医療資機材の調達のため、関係機関との連携を確保する。

##### ④ 地域における被災者情報等の収集

医師会、区災害対策本部、避難所、自主防災組織その他の地域組織と連携するとともにふくおか医療情報ネットを活用するなどして、医療機関の被害状況、負傷者の状況などに関する情報収集を行う。

##### ⑤ 被災地外の医療関係機関、他自治体等との連携

重傷患者等の後方搬送機関として又は応援等のため、市外医療機関、他自治体等との連絡体制を確立する。

## (2) 活動要員等の確保

- ① 日本赤十字社、医師会その他の関係機関の協力を得て要員を確保する。
- ② その他、県等を通じてDMAT、自衛隊、医師、看護師その他の要員の派遣や医療資器材の供給を要請するとともに、医療ボランティアの協力等を求める。
- ③ さらに、活動要員が必要であると予想される場合は相互応援協力計画により、他都市への応援要請を検討する。

## (3) 救護班の編成・救護所の設置

災害初期の被災現場や避難所等での医療活動のために救護班を編成するとともに、地域での医療確保のため救護所を設置する。

### ① 救護班の編成基準

医師、看護師、保健師又は、助産師、薬剤師等により編成するものとし、必要に応じて、福岡市医師会、福岡市歯科医師会、福岡市薬剤師会及び福岡市獣医師会へ協力要請を行う。なお、各班の人数は災害の規模等により適宜定める。

ア 災害時における医療救護活動に関する協定書（福岡市医師会）

イ 災害時における歯科医療救護活動に関する協定書（福岡市歯科医師会）

ウ 災害時における医療救護活動に関する協定書（福岡市薬剤師会）

エ 災害時の被災動物の救護活動に関する協定書（福岡市獣医師会）

### ② 救護班編成

救護班編成表（資料編IV-84頁）

このほか、災害の規模等に応じて臨時に編成する。

### ③ 救護所の設置

医療機関等が被災するなどにより、地域での医療に障害があるとき等は、仮設の救護所を設置して医療活動を行う。

## 2 応急医療活動

救護班の活動、応急処置の実施に際して、緊急を要する事案に対応するため、適切なトリアージを行うとともに、病院等の関係機関の協力を求める。

### (1) 救護班の活動

- ① 被災現場又はその周辺に派遣して、負傷者等の応急医療処置を行う。
- ② 各避難所において医療活動を行う。

### (2) 応急処置時のトリアージ

被災者の応急医療処置に当たっては、負傷等の程度、疾病等の状況により緊急に措置を必要とするものを優先して行う。

### (3) 医療機関等への協力依頼

#### ① 市内医療機関の状況把握

市立病院、救急告示病院、災害拠点病院その他の医療機関の状況を把握し、現場出動できる医師、傷病者の収容等の応急医療実施の可否等を確認するとともに、知事に対し、福岡県DMAT現場派遣の可否等について確認する。

また、福岡市医師会においては、福岡市医師会関係医療機関の被害状況、負傷者の状況などに関する情報収集を独自に行い、災害対策本部に状況を報告する。

#### ② 医師派遣及び医療機関への受入れの要請

傷病者の大量発生等の場合においては、医療機関に対し、現場への医師の派遣を要請する。

救護班による応急措置後さらに処置を要する患者又は重傷者等については、後方支援医療機関に搬送し治療を要請する。

#### ③ 入院患者、医療継続者等の受入れ要請

各医療機関の被災状況により、入院患者、透析患者等医療措置の継続を必要とする患者については、医師会や福岡県透析医会等と連携し、他の医療機関又は市外の医療機関への受入を要請する。

#### ④ 搬送方法

搬送は、救急車、その他の車両によるほか、状況によりヘリコプターで実施する。



### 3 医薬品・医療資機材等の確保

応急医療活動に必要な資機材、薬品等の調達を行う。

- (1) 応急医療活動に要する携行資機材等  
福岡市救急病院協会器具表（資料編IV-86頁）
- (2) 医薬品等の調達
  - ① 災害時緊急医薬品については、福岡県（薬務課）に要請する。  
福岡県保健医療介護部薬務課（電話 092-643-3284、FAX092-643-3305）  
医薬品及び医療機器取扱業者一覧表（資料編IV-87頁）
  - ② 血液センター  
福岡県赤十字血液センター（電話 092-921-0099）

### 4 避難所等における医療の確保と健康管理

避難所等における医療体制、被災者等の心身の健康維持のための必要な措置を行う。

- (1) 避難所等における医療確保体制
  - ① 仮設診療所の設置  
医療機関の被災などにより医療実施が困難な場合は、避難所に仮設診療所を設置して医療を確保する。
  - ② 救護班の巡回  
仮設診療所の設置のほか、必要に応じて、避難所等に救護班を派遣して、巡回診療を行う。
- (2) 避難所における健康管理、健康相談等
  - ① 避難所での衛生の確保、健康の維持のため、保健師等の巡回派遣等による健康相談や健康教育を行う。
  - ② 必要に応じて、精神科医師、看護師等で災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」）を編成し、避難所へ派遣する。
  - ③ DPAT は、避難所等の精神症状を有する被災者への対応や、被災者支援を行っている者に対する心のケア等を行う。

### 第4 安否不明者等の氏名等公表

県による安否不明者等の氏名等の公表が適切に行われるよう、県の「災害時における人的被害の公表要領」に基づき、安否不明者等の情報収集等を行い、必要な情報を県へ報告する。（資料編IV-81頁）

### 第5 行方不明者の搜索、遺体の処置・埋火葬

大規模な震災では、家屋の倒壊、火災等により災害時は、多数の行方不明者、死亡者が発生する可能性があることから、関係機関相互の連携体制の整備を図り、行方不明者の搜索、遺体の処置・収容、埋火葬等の一連の業務を遅滞なく実施する。

#### 1 行方不明者の搜索

消防、警察その他の関係機関及び地域住民等の協力により、行方不明者を搜索する。

- (1) 実施体制  
行方不明者の搜索は、消防、消防団、警察、自衛隊、海上保安部、地域住民等の協力の下に行う。
- (2) 搜索を行う場合  
行方不明者の搜索は、地域の被害状況、行方不明者の情報に基づき実施する。
- (3) 搜索の方法
  - ① 行方不明者の把握  
搜索を行う行方不明者については、警察、地域住民等からの情報に基づき市が行方不明者名簿等を作成し把握する。
  - ② 搜索の実施  
搜索は、消防局、消防団、警察、自衛隊、海上保安部により実施するほか、地域住民の協力を得て行う。

## 2 遺体の収容・処置

搜索等により発見された遺体について、収容、身元確認、遺族等へ引渡しを行うとともに、火葬等の措置を行う。

### (1) 遺体が発見されたときの取り扱い

- ① 遺体が発見した場合は、警察官、海上保安官等（以下「警察官等」という。）に引き継ぐ。引き継ぎを受けた警察官等は、遺体の死体調査又は検視を実施し、身元確認のための調査を行う。
- ② 身元が不明な遺体については、医療機関・安否不明者の家族等の協力を得て身元確認を行う。

### (2) 遺体の収容等

- ① 身元確認に時間を要する場合又は遺族がすぐに引き取ることができない遺体については、一時遺体を収容する。
- ② 遺体の収容場所として、避難所となっていない体育館、市民センター、その他の公共施設のほか、寺院等、葬祭業者その他の施設管理者の協力を得て、収容場所を確保する。  
なお、多数の死者が集中的に発生した場合の遺体安置所の設置基準について、関係局・区及び警察、関係機関とあらかじめ協議し、策定する。
- ③ 収容された遺体については、必要に応じて医療関係者、葬祭業者等の協力を得て、洗浄、縫合、消毒、保存に必要な措置を施す。  
特に、遺体の保存に当たっては、遺族感情及び公衆衛生にかんがみ、関係局・区がドライアイス等の継続的な補充に努める。
- ④ 身元が確認された遺体については、遺族等に引き渡すものとし、身元が確認されない場合は行旅病人及行旅死亡人取扱法の手続きにより処置する。  
また、遺体の身元は判明したものの、引き取り者が不明な場合、或いは身元が判明したものの、引き取り者がこれを拒否した場合は、死亡地を管轄する市区町村長等がこれを引き取り、墓地、埋葬等に関する法律の手続きにより処置する。
- ⑤ 多数の死者が集中的に発生した場合の遺体の収容・安置に必要な資機材の調達等や遺体搬送について、市内の葬祭業者のみで確保できない場合は、「災害時における協力に関する協定書」等に基づき、社団法人全日本冠婚葬祭互助協会、全日本葬祭業協同組合連合会福岡県葬祭業協同組合及び社団法人全国霊柩自動車協会に要請する。

### (3) 遺体の火葬等

- ① 遺体の火葬は、火葬場で行ない、処理能力を超える場合は、「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、周辺市町村等の協力を得る。
- ② 火葬場の被害状況の把握及び応急復旧等  
発災後、火葬施設の安全及び機能の確認を行う。
- ③ 災害による混乱のため、遺族による火葬ができない場合は、火葬を行うほか、棺・納体袋・骨つば等を支給する。

## 第6 津波・水防対策

津波による被害及び地震による水防施設等の損壊による水害の防止について、被害を防止し、被害の拡大を最小限にとどめるため、必要な応急措置を実施する。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

### 1 災害発生直前の対策

#### (1) 津波警報等の伝達

- ① 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難情報を発令する。なお、津波警報等に応じて自動的に避難情報を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難情報の発令対象となる地域を住民等に伝達する。
- ② 津波警報、避難情報の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図るものとする。

## (2) 住民等の避難誘導

消防職団員、水防団員、警察官、市職員など避難誘導や防災対応に従事する者は、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達予想時刻等を考慮して、自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先するなど安全が確保されることを前提とした上で、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行うものとする。

## (3) 気象庁が発表する津波警報等

津波警報等は、地震により津波が発生し又は発生すると予想される場合に、気象庁が気象業務法に基づいて、津波の有無及び程度について、一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために行うものをいう。

気象庁が津波警報等を発表したときは、直ちにその警報事項等が関係機関に通知されるため、福岡市は福岡県防災・行政情報通信ネットワーク及び全国瞬時警報システム（J-ALERT）を通じて情報入手する。津波警報等の形式は、電文例による。（資料編Ⅳ－15頁）

福岡市への津波警報等、地震及び津波に関する情報の種類は次のとおりである。

### 津波警報等、地震及び津波に関する情報の種類

(1) 津波警報等	大津波警報（津波特別警報に位置づけられる。） 津波警報 津波注意報
(2) 地震及び津波に関する情報	震度速報 震源に関する情報 震源・震度に関する情報 各地の震度に関する情報 推計震度分布図 遠地地震に関する情報 地震情報（その他の情報） 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報 津波観測に関する情報 沖合の津波観測に関する情報 津波予報 南海トラフ地震に関連する情報

## 2 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）や津波警報等、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であり、このため、津波の規模や被害の程度に応じ、情報の収集・連絡を迅速に行うこととする。この場合、概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

### (1) 災害情報の収集・連絡

#### ① 被害規模の早期把握のための活動

災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

#### ② 津波発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、海上を含む市域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡するものとする。

なお、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。なお、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡するものとする。

#### ③ 一般被害情報等の収集・連絡

被害の情報を収集し、必要に応じ消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。

- ④ 応急対策活動情報の連絡  
応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を県に連絡する。

(2) 通信手段の確保

- ① 災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保する。このため、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を現場に配置する。
- ② 携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。
- ③ 災害時の無線局運用時において通信輻輳により生じる混信等の対策のため、通信運用の指揮要員等を災害現地に配置し、通信統制等により通信の運用に支障をきたさないよう努める。

(3) 活動体制

- ① 発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行うとともに、災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- ② 災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努める。
- ③ 必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

(4) 広域的な応援体制

- ① 災害の発生時には、その規模等に応じて、連携して広域的な応援体制を迅速に構築する。
- ② 大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。
- ③ 被災市町村は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。
- ④ 被災市町村は、災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し、応援を求める。

**3 地震災害時の水防活動**

地震により被害を受けた水防施設等の応急措置を行い、水害の危険が予想される場合には、危険箇所の警戒を行うなどにより、災害発生後の降雨等による水害に備える。

(1) 水防施設の応急措置

地震災害発生後、水害の発生が予想される場合、河川・海岸・ため池・溪流等の重要水防施設を巡視し、被害状況を把握し、応急措置を実施する。

(2) 危険区域等の警戒

水害時に危険が予想される箇所〔危険区域（がけ崩れ、河川、ため池、海岸等）〕の警戒を行う。



## 第5節 避難対策

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、市民の安全を確保するため、避難情報の発令、避難所の開設・運営を行う。

### 第1 避難対策

避難をする際の避難場所、避難所の運用を明らかにし、適正な避難対策を実施する。

#### 1 地震発生後の安全な場所への避難

- (1) 地震発生後、建物の倒壊等の危険が及ぶおそれがあるときなどに、住民の自主的な判断又は避難情報の発令により、その場所から最寄りの「地区避難場所」又はその他の公園、グラウンド等の安全な場所へ一時的に避難する。
- (2) 「地区避難場所」以外の場所へ避難した場合は、周囲の状況等の安全を確認したうえで「地区避難場所」へ移動する。
- (3) 「地区避難場所」が火災の延焼、爆発のおそれ等の危険が迫った場合は、「広域避難場所」へ避難する。
- (4) 津波警報発表時、「福岡県津波浸水想定」(平成28年2月18日付、27港第1252号)において、避難所が津波の浸水想定域に含まれる避難所及び避難場所の使用を禁止する。

#### 2 一時生活のための避難

地震又は火災等により住宅が破損して生活することができない場合又は火災等の危険が継続する場合は、「一時避難所」又は「収容避難所」に避難し、一時的な生活の場とする。

### 第2 避難誘導

地震災害に伴い火災の延焼、危険物の爆発・流出、津波等の危険が生じたとき等において住民等が避難をするときに、混乱を防止し、速やかに安全な場所へ誘導する。

#### 1 避難誘導

##### (1) 誘導実施要員

次の実施要員が不足する場合には、自主防災組織要員その他地域住民に協力を求める。

- ① 区災害対策本部職員
- ② 市災害対策本部職員
- ③ 警察官、海上保安官
- ④ 消防職員、消防団員
- ⑤ 自衛官

##### (2) 避難誘導時の留意事項

避難誘導に当たっては、次の事項に留意する。

- ① 避難の目標を明示すること。
- ② 団体行動を確保すること。
  - ア 町内会、世帯単位等の住民の生活単位ごとにまとまるよう誘導し、状況に応じて班を編成して避難者の確認を行う。
  - イ 避難者の中で、自主防災組織要員などに対し、誘導の補助の協力を得る。
  - ウ 誘導者は、少なくとも先頭、中間、後方に位置して、脱落等ないように注意する。
  - エ 誘導に際しては、状況に応じ、ロープ、車両等を利用する。

##### (3) 避難誘導時の要配慮者

避難に当たっては、次の者を優先し、避難時の状況に特に留意する。

- ア 高齢者（特に単身世帯）
- イ 障がい者
- ウ 乳幼児、児童



- エ 病弱者等
- オ 妊産婦
- カ その他介護等を要する者

2 避難経路

- (1) 避難経路・目標物等の周知  
誘導に際しては、避難目標、避難経路、途中の目的物等を適宜周知する。
- (2) 避難路の安全確認  
避難中に、落下物、倒壊物、危険物等がある場合は、誘導員の配置、標識等の設置、避難経路の変更等適宜の措置をとる。
- (3) 避難場所の表示  
避難場所の位置を避難住民に徹底させるため、避難場所の標識板を設置する。標識板は、日本語、英語、中国語、韓国語で表記する。

3 集客施設等における避難誘導時の留意事項

利用者が多数集まる施設の避難誘導に当たっては、特に次の事項について留意する。

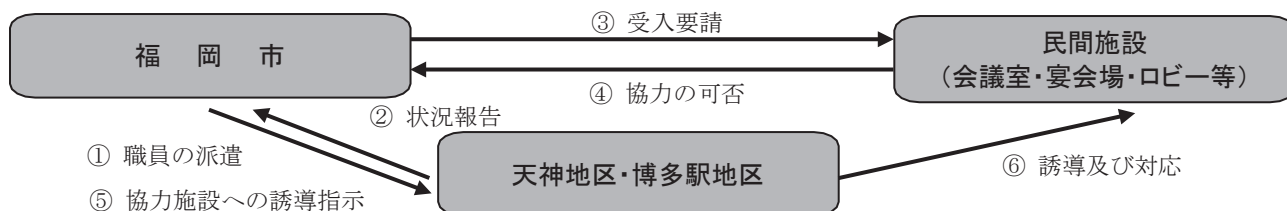
- (1) 誘導員の存在の明示
- (2) 所要箇所での誘導員の配置
- (3) 施設からの出口の明示

4 帰宅困難者対策

交通機関の停止等に伴う帰宅困難者に対する支援を行うため、事業所や関係機関等と支援体制を確立し、対策を講じる。また、帰宅困難者の一時滞在に協力する事業所等との協定締結を推進し、一時滞在施設（退避施設）を確保し、協力事業所における一時滞在に必要な支援を実施するよう努めるとともに、県と協力し、事業所の協力促進に必要な啓発等を行う。

- (1) ガソリンスタンド、コンビニエンスストア等との協力協定に基づき、帰宅困難者に対する徒歩帰宅支援を行う。
  - ① 一時休憩所として、水道水、トイレの提供
  - ② テレビ、ラジオ及び地図等による情報の提供
  - ③ 簡易な応急手当及び必要に応じた救援要請の実施
- (2) 県及び近隣市町村等と連携した広域的な帰宅困難者対策を実施する。
- (3) 天神、博多駅地区などにおける民間事業者等との施設の提供協力協定の締結を促進するとともに、それらの協定に基づき、帰宅困難者対策を実施する。
  - ① 職員を天神・博多駅地区の来街者滞留場所へ派遣する。
  - ② 職員は事業者と協力し、帰宅困難者を整理・選別し、状況を報告する。
  - ③ 市本部は、協力施設へ受入要請を行う。
  - ④ 施設担当者は、提供する施設が一時滞在施設（退避施設）として使用できるかを確認のうえ、市本部へ協力の可否について回答を行う。
  - ⑤ 施設の提供が可能な場合、市本部は派遣職員へ協力施設及び受入人数を伝え、誘導を指示する。
  - ⑥ 帰宅困難者として認定した者を、派遣職員が各受入施設へ誘導する。その後、施設管理者の指示に従い、帰宅困難者はそれぞれの施設を利用する。

【帰宅困難者対応フロー図】



### 第3 避難所の開設

避難所は、災害の状況及び規模を勘案して開設するものとし、開設をスムーズに行えるよう施設管理者等との連絡網を整備する。

なお、避難所の点検・改善を適宜行い、被災状況（大規模な避難等）に応じて避難所等に現地対策本部や臨時の市民相談窓口を開設する。

#### 1 避難所の開設

##### (1) 開設する避難所（資料編Ⅲ-17頁～Ⅲ-48頁）

- ① 福岡市域に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合、区災害警戒本部長の判断により、必要な一時避難所を開設する。
- ② 福岡市域に震度5強の地震が発生した場合、すべての公民館と空港周辺共同利用会館及び一時避難所として指定している人権のまちづくり館を避難所として開設する。
- ③ 福岡市域に震度6弱以上の地震が発生した場合、②の一時避難所及び小学校等の収容避難所を避難所として開設する。なお、避難者数が一時避難所と小学校等の収容可能な人数を超えると判断される場合は、中学校等を避難所として適宜開設する。
- ④ 指定避難所だけでは収容できない場合又は、災害の状況や施設の被害状況、周囲の状況等から、市の指定避難所が使用できない場合は、次の施設・場所をその管理者の了解を得て、臨時避難所として使用する。

ア 公共施設で、避難者の収容が可能な施設

イ 地域が管理する集会所等で、避難者の収容が可能な施設

ウ その他の施設で、避難者の収容が可能な施設

##### (2) 開設の手順

- ① 災害の状況、施設の被害状況、周囲の状況等から目視により安全を確認する。
- ② 避難所の解錠は、原則として施設管理者が行う。
- ③ 避難所は、避難所運営職員、施設管理者及び地域が連携して開設する。
- ④ ③により開設することができない場合又はそのいとまがないときは、施設管理者が地域住民等の協力を得て、避難所を避難者に開放し、避難所運営職員が到着するまでの間、避難所としての管理運営を行う。

##### (3) 受入れ対象者

- ① 住家に被害を受け又は避難情報により、日常起居する居住の場所がない者
- ② 地震による心的ストレスなどのため、自宅での生活が困難な者
- ③ 市内の滞在者で、帰宅が困難な者

##### (4) 受入れ期間等

- ① 避難所への受入れ期間は、避難者が自己の住宅等に帰宅し又は仮設住宅等へ入居するまでの間とする。
- ② 私立の施設、小・中学校等の教育施設については、原則として施設の本来の用途、応急教育の実施に支障がない範囲及び期間で開設するものとし、優先して他の避難所への移転を行うものとする。

##### (5) 福祉避難所（資料編Ⅲ-49頁）

高齢者、障がい者など要配慮者で避難所での生活が困難であり、特別な配慮を要する者を収容するための避難施設で、事前に市と協定を締結した社会福祉施設、及び特別支援学校の中から、必要に応じ開設を行うものとする。

##### (6) 自主避難への対応

災害発生後、住民が自主的に避難所へ避難をしたときは、避難施設の管理者は直ちに区災害対策本部へ連絡し、区災害対策本部の指示を受けて開設する。

### 第4 避難所の運営

避難所の運営は、区災害対策本部、施設管理者、自主防災組織、避難者、ボランティア等の相互協力により行う。その際、男女のニーズの違い等、男女双方の視点や性的マイノリティ、高齢者、障がい者並びに外国人の視点にも十分配慮するものとし、避難者の過密抑制など避難所における感染症対策に留意する。また、ICTを活用して避難所運営の効率化を図る。

## 1 運営体制

### (1) 区災害対策本部

- ① 避難所運営の統括
- ② 災害対策本部各局等との連絡・調整

### (2) 施設管理者

避難施設の維持管理、区災害対策本部要員の職務の補助、協力

### (3) 地域による自主運営組織

区災害対策本部は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、地域による自主運営組織に早期に移行できるよう、自治協議会など地域に働きかけるとともに、「避難所サポートチーム・福岡」等のボランティアと協力し、その立ち上げを支援するものとする。

また、女性の視点や声を反映させるため、運営体制への女性の参画を図る。

#### ① 自主運営組織の例と役割

##### ア 総務班

避難所運営の統括、区災害対策本部との連絡調整、施設の利用管理、警備、避難所施設の秩序の維持

##### イ 情報班

情報収集と情報提供、避難者の把握、避難者のニーズの把握

##### ウ 生活衛生班

感染症予防、生活衛生環境の管理、清掃

##### エ 救護班

要配慮者への対応、被災者の健康状態管理

##### オ 物資班

食料などの物資の調達、管理、配給

## 2 運営に必要な設備等

大規模な災害時など、避難が長期化することが予想される場合には、避難者の食料などのほか、下記の設定・備品等のうち必要なものを各避難所に配備する。

- ① 畳、マット、ダンボールベッド等
- ② 間仕切り、簡易更衣室
- ③ 仮設トイレ、ポータブルトイレ
- ④ テレビ・ラジオ
- ⑤ 簡易台所、調理用具
- ⑥ 発電機、投光器、ランタン、カセットコンロ、燃料
- ⑦ 掲示板（ホワイトボード等）
- ⑧ その他必要な設備、備品（冷暖房機器、洗濯機、シャワー・仮設風呂等）

## 3 運営

### (1) 避難者の把握・報告等

- ① 各避難所は、災害発生後、区災害対策本部に対し、避難所に避難をしている人数（概数）及び不足物資等を速報する。ただし、避難者に大きな増減があった場合は、随時報告する。
- ② 各避難所において、世帯単位に避難者の状況を調査し、原則として避難者の居住地の町名ごとに「避難者名簿」を作成する。

### (2) 避難所運営上の留意点

自主運営組織は、避難所を運営する際に次の事項に留意する。

- ① プライバシーの確保や高齢者・女性など様々な視点を取り入れた避難所運営、男女別の更衣室や仮設トイレ、物干し場の確保、乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保
- ② 避難所における感染症対策の実施
- ③ 避難所の清掃、衛生管理の徹底
- ④ 犯罪発生の防止、巡回警備の実施などによる安全性の確保、性犯罪やDV等を防ぐための措置
- ⑤ 避難所生活のルールづくり、生活サイクルの確立
- ⑥ 要配慮者やアレルギーのある方等への配慮

- ⑦ 避難者の必要性に即した情報提供
- ⑧ 必要物資及び女性、子育てニーズを踏まえた物資等の把握
- ⑨ 各種相談窓口、意見箱の設置
- ⑩ 「避難所サポートチーム・福岡」等、ボランティアとの連携
- ⑪ その他避難者間の協力体制の確保等

### (3) 要配慮者への配慮

#### ① 要配慮者の把握

避難者名簿を作成し、要配慮者及びその心身の状況を把握する。  
また、要配慮者が必要とする用具・用品等を把握し、調達する。

#### ② 必要な措置

避難所内での要配慮者については、その健康状態などに留意し、必要に応じて公民館や学校の教室等に「福祉避難室」を設ける。

また、高齢者や妊産婦など特別の介護を要さない要配慮者のための避難施設として、必要に応じて民間の宿泊施設を旅行事業者との協定に基づき確保する。

なお、通常の避難所での生活が困難であると認められる場合は、状況により病院・産院への迅速な搬送や福祉避難所などへの移送を行う。

## 第5 福祉避難所（資料編Ⅲ-49頁）

避難所での生活が困難な要配慮者を二次避難させるため、予め市と協定を締結した社会福祉施設、及び特別支援学校の中から、必要に応じ福祉避難所として開設し、生活支援を行う。

### 1 福祉避難所の役割

災害が発生し避難を必要とする場合は、一時避難所又は収容避難所に避難する。福祉避難所は、避難所での生活が困難な要配慮者及びその家族の二次的な避難施設としての役割を担う。

### 2 福祉避難所の充実・強化

民間の社会福祉施設等の福祉避難所としての活用について、さらなる充実を図ることとし、福祉避難所の指定に際して、当該施設管理者と協定を締結する。

### 3 福祉避難所への二次避難対策

福祉避難所への二次避難については、区本部と福祉局等福祉避難所の所管局等（以下「福祉避難所所管局等」という。）が連携して対応する。区本部が必要と認める者の二次避難先について、福祉避難所所管局等が福祉避難所との受入調整を行い決定する。

### 4 福祉避難所等への移送

- (1) 福祉避難所等への移送については、原則として、対象者本人及びその家族が行う。
- (2) 対象者本人に家族がおらず、対象者本人自ら福祉避難所等への避難が困難な場合は、区本部が避難者やボランティア等の協力を得て移送する。また、タクシーやバス等の移送手段の確保策を検討する。

## 第6 要配慮者対策

災害時に情報伝達や行動に制約を受けやすい要配慮者に配慮した応急対策を行う。

災害応急対策の実施に当たっては、地域住民やボランティア等の協力を得ながら、要配慮者に配慮して行う。

### 1 実施体制

要配慮者への配慮は、各応急対策の実施担当において行う。

### 2 要配慮者への配慮の基本

- (1) 応急対策活動全般における配慮  
要配慮者への配慮は、救助活動、医療活動、避難対策、広報活動、生活支援その他あらゆる応急対策の遂行の中で、可能な限り行うものとする。
- (2) 地域住民等との協力  
要配慮者への配慮は、本市災害対策本部、各関係機関が実施するほか、自治協議会など地域住民、ボランティアなどの協力を得て行う。



- (3) 情報伝達の配慮  
必要な生活情報、被害情報等が確実に、分かりやすく伝達されるよう配慮する。

### 3 避難行動要支援者に対する避難支援等

避難行動要支援者に対する避難支援等は、避難行動要支援者名簿を活用し、避難支援等関係者その他の者の協力を得て、実施する。

なお、避難支援等関係者の実施する避難支援等は、避難支援等関係者本人及びその家族等の安全が確保された上で、可能な範囲で行われるものとする。

### 4 在宅要配慮者の安全確保、支援

自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民、ボランティア等の協力を得ながら、要配慮者の安否確認や災害状況に応じた支援を行う。

- (1) 安否確認  
避難行動要支援者の安否確認に準じた対応とする。
- (2) 状況把握等  
災害発生後、居宅で生活している要配慮者世帯について、地域住民やボランティア等の協力を得て、その世帯の状況、必要な用具・用品等の把握に努めるとともに、必要に応じて保健師等を派遣する。
- (3) 食料、飲料水及び生活必需品等の確保  
要配慮者世帯等で自ら食料、飲料水の確保、運搬等が困難なものについては、地域住民やボランティア等の協力等を得て、援護する。
- (4) 生活支援  
被災後の住居のあとかたづけ、清掃等が困難な要配慮者世帯に対し、地域住民やボランティア等の協力を得て、生活支援を行う。
- (5) 福祉避難所等の利用  
居宅生活が困難な者等については、保健師等の派遣を行うほか、避難所での生活が困難な場合は、社会福祉施設への緊急入所又は福祉避難所の利用等を行う。

### 5 社会福祉施設入所者の安全確保

- (1) 安否確認  
社会福祉施設の施設長は、入所者と職員の安否確認を行う。
- (2) 避難  
災害等により施設が危険な状態にある場合は、指定された避難所に速やかに避難させる。
- (3) 防災設備等の整備  
社会福祉施設の施設長は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

### 6 外国人の安全確保、支援

外国人に対しては、在福領事館、その他の関係団体等との連携をとり、情報提供等について配慮を行う。

- (1) 外国人への配慮の基本  
本市に生活基盤を持つ在住外国人と、本市に一時的に滞在している訪日外国人観光客とでは、行動特性や情報ニーズ、生活習慣等が異なることを踏まえ、それぞれに応じた配慮を行う。
- (2) 在福領事館、関係団体等との連携  
市災害対策本部は、災害発生後、在福領事館、関係団体等との連絡を密にし、情報交換、応急活動の調整その他の活動を実施する。
- (3) 福岡市災害時外国人情報支援センターの設置  
災害時における外国人の支援を円滑に行うため、公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団に、福岡市災害時外国人情報支援センターを設置する。  
同センターにおいては、外国人に対して、提供が必要な情報の翻訳及び発信、外国人からの相談・問い合わせ等への対応を行う。
- (4) 情報の提供  
① 外国人への情報提供に当たっては、ボランティア等の協力を得ながら、情報誌、張り紙、本市



関連ホームページ、外国語FM放送局などによりやさしい日本語及び多言語で行う。

- ② 生活関連情報の提供等については、各種機関、団体、ボランティアの協力を得て、必要に応じて、相談窓口へ通訳を配置する。

## 第7 愛玩動物対策

災害により避難者その他の被災者による適正飼育が困難となった愛玩動物の保護を行う。また、被災者と愛玩動物の同行避難が円滑に行われるよう対策を講じる。

### 1 実施体制

災害対策本部保健医療局が統括し、各局等及び獣医師会、動物愛護団体等の協力を得て行う。

特に、一般社団法人福岡市獣医師会に対しては、「災害時の被災動物の救護活動に関する協定書」に基づき、一時預かり・保護や治療が必要な愛玩動物が集中的に発生した場合など、必要に応じて協力を要請する。

### 2 愛玩動物の保護

- (1) 一時預かり場所の確保  
避難等により飼い主による飼育が困難となった愛玩動物の一時預かり場所を確保する。
- (2) 住居等に残されている愛玩動物への対応  
動物愛護団体などに寄せられた愛玩動物の情報を取りまとめ、必要に応じ、保護、給餌等の対応を行う。
- (3) 飼い主不明愛玩動物への対応  
飼い主からはぐれた愛玩動物については、保護するとともに、飼い主が判明するよう努める。
- (4) ボランティアの活用  
災害発生時には、効率的にボランティアのマンパワーを活用する。
- (5) 負傷した愛玩動物の治療  
被災地域に飼い主不明の負傷した愛玩動物がいる場合には、動物愛護管理センターで保護収容し応急処置を行う。
- (6) 愛玩動物の相談窓口の設置  
大規模災害発生に伴う愛玩動物の健康等の問い合わせに対応するために、動物愛護団体等の協力を得て相談窓口を設置する。

### 3 被災者と愛玩動物の同行避難

避難所における愛玩動物の受け入れが円滑に行われるよう、以下の対策を講じる。

- ① 避難所における愛玩動物の適正飼育
- ② 必要物資の調達

## 第8 防疫・保健衛生対策

地震災害の発生に伴う感染症の発生、衛生状況の悪化を防止し、被災者の保健衛生の維持を図る。

### 1 実施体制

日赤など関係機関との連携を図るとともに、防疫業務の実施のため防疫班を設置する。

- (1) 関係機関との連携  
災害時における防疫措置の徹底を図るため、県、日赤及び医師会等との関係機関と密接な連携をとり、災害防疫活動体制の強化及び情報連絡並びにその周知の徹底を行う。
- (2) 防疫班  
被災地における防疫業務の実施のため、各区に防疫班を編成し、被災地域へ派遣する。
  - ① 防疫班の編成基準  
医師 1名、看護師・保健師又は助産師 2～3名、事務員 1～2名  
ただし、状況によって人員等を増強する。
  - ② 防疫班編成  
班数は各区保健福祉センターで被災の状況に応じて編成する。

### 2 業務内容及び実施方法

被災地での感染症の発生を防止し、被災地の衛生保持のため、検査、予防接種の実施等必要な措置

を行う。

- (1) 防疫上必要な注意事項の周知  
災害発生後の衛生の保持、食料・水の摂取時の留意事項などについて、一般に周知する。
- (2) 感染症発生状況等の調査  
被災地域において住民の協力を得て、感染症の発生状況、衛生状況等を調査する。
- (3) 避難所の防疫・衛生指導  
避難所における衛生状況の維持のため、各避難所に対し、次の防疫上の措置を講じ、必要な指導を行う。
  - ① 衛生教育の実施
  - ② トイレその他の清潔の保持、消毒方法の指導及び実施
  - ③ 給食その他の食料及び飲料水の取り扱い上の注意
  - ④ 空気環境その他の環境衛生指導
  - ⑤ 消毒薬等（次亜塩素酸ソーダ、逆性石けん、マスク、殺虫剤）の使用指導
- (4) 臨時予防接種の実施  
災害の状況、被災地の感染症発生状況等により、臨時の予防接種の必要性がある場合は、県知事の指示により、種類、対象、期間等を定めて、臨時の予防接種を実施する。
- (5) 入院勧告等  
災害地に一類感染症（無症状病原体保有者及び疑似症患者を含む）及び二類感染症の患者が発見され、市長がまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症指定医療機関、またこれが困難な場合は、市長が適当と認める医療機関に入院すべきことを勧告する等の措置を行う。
- (6) 消毒の実施
  - ① 市長が感染症の発生を予防し又はそのまん延を防止するために必要があると認めるときは、該当地域の消毒を実施する。
  - ② 清潔の保持のため、必要に応じて消毒を実施する。
- (7) 防疫及び衛生確保
  - ① 食品衛生確保のため、飲食業者その他の食品取り扱い業者等に対し、必要な衛生上の措置を指導するとともに、必要に応じて食品検査を実施する。また、災害時に飲料のため使用する井戸等について、水質検査体制を確保し、検査を実施する。
  - ② 市長が、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、当該感染症患者等に対し、健康診断を受けることの勧告等を行い、必要な検査を実施する。
  - ③ 家庭の風呂が使用できない被災者のために、福岡県公衆浴場生活衛生同業組合福岡市支部等の協力を得て、入浴施設を確保する。

### 3 こころのケア対策

- (1) こころのケアが必要な人の把握、注意呼びかけ  
不眠やPTSD など、こころのケアが必要と思われる人を把握する。
- (2) 保健師やこころのケアの専門家など派遣要請  
必要に応じて保健師や災害派遣精神医療チーム（DPAT）など専門家の派遣を要請するなど、適切に対処する。
- (3) 避難所を運営する側のこころのケア  
避難所利用者だけでなく、職員自身も含めた避難所の運営側も、必要に応じて別の人に業務を交替してもらうなど、過重な負担がかからないよう注意を呼びかける。

## 第6節 物資の供給・輸送対策

避難者などの被災者に対し、食料等の必要物資の供給を行うとともに、物資の緊急輸送を行う。また、災害対策（警戒）本部を設置したときは、必要に応じて物資調達・輸送チームを編成し、迅速かつ効率的な災害対応を行う。

### 1 食料等の供給

災害により食料の調達ができなくなった避難者その他の被災者に対し、必要な食料を調達し、配給する。

#### (1) 食料等の調達

##### ① 調達方法

###### ア 必要量の備蓄

あらかじめ、想定している災害が発生した場合の避難者数の3日分に対応できる食料を備蓄しておく。

###### イ 調達先、手順

避難所ごとに避難者数の概数を集計し、必要量を算出する。

災害発生当初3日間においては、主として備蓄している食料を優先する。

このほか食料等の調達に当たっては、災害時の食料供給協定を締結している団体からも協力を求める。

#### (2) 食料等の配給

##### ① 供給の対象

###### ア 避難所等へ避難している避難者

###### イ 災害により食料等の調達が困難となっている自宅生活者

##### ② 調達食料等の配給

###### ア 配給の実施

調達した食料等は、物資調達・輸送チームの統括の下に各避難所に配分する。

###### イ 供給方法

災害発生当初3日間は、備蓄している食料を中心として配給し、災害時の食料供給協定を締結している団体などからも協力を求める。

### 2 飲料水・生活用水等の応急給水

災害により水道施設が被災した場合に、「福岡市水道局災害応急対策計画」等に基づき必要な飲料水等を給水する。

#### (1) 実施体制

##### ① 災害対策本部水道局が統括し、各局等及び水道サービス公社の協力を得て行う。

##### ② 必要に応じ、他都市、自衛隊等の応援、ボランティアその他の協力を得る。

#### (2) 応急給水活動

##### ① 給水対象者

水道施設の被害により飲料水等が入手できない者とする。

##### ② 応急給水量

発災後 3日間 3リットル／人・日程度

この後は、時間の経過に伴い、生活用水の供給に努める。

##### ③ 応急給水の期間

水道施設の応急復旧などにより給水の必要がなくなるまで

##### ④ 応急給水の優先順位

非常用医療機関（救急告示病院・人工透析実施病院・官公立等主要病院・災害拠点病院）及び給水拠点（市民の受水拠点となる広域避難場所・収容避難所・地区避難所）に対して優先的に応急給水を行う。

##### ⑤ 応急給水の水源となる給水施設

###### ア 被災当初の段階

(ア) 水道本局、配水場、浄水場、営業所に整備している緊急給水栓（給水基地）

(イ) 被害を受けていない消火栓

- (ウ) 近隣市町村及び福岡地区水道企業団の浄・配水場
- (エ) 飲料用井戸
- イ 配水管の復旧が進む段階
  - 広域避難場所及び地区避難所に応急給水栓を設置し、運搬給水の新たな水源を増設する。
- ⑥ 応急給水の方法
  - 応急給水は、以下の給水方式により対応する。
  - ア 拠点応急給水方式
    - 市民の受水拠点となる広域避難場所・収容避難所・避難場所において、下記による給水を行う。
    - (ア) 給水タンクを設置し、給水車による給水用水の運搬
    - (イ) 応急給水栓の設置
  - イ 運搬給水方式
    - 収容避難所及び病院等の重要施設に対し、ポリタンク等の輸送及び給水車による貯水槽への注水を行う。
  - ウ 消火栓からの給水
    - 使用可能な消火栓を用い応急給水栓を立てて給水する。
  - エ 給水船による給水
    - 必要に応じ、海岸部等においては、給水船による給水を行う。
  - オ その他
    - 必要に応じ、プール・河川水をろ水器でろ過した水、消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム等)を投入した水による給水等を行う。
- ⑦ 応急復旧に伴う給水拠点の設置
  - 応急復旧が完了した幹線においては、応急給水栓を設置し、24時間給水できる体制をとる。
- ⑧ 水質の保持
  - 消毒及び水質検査を強化し水質の保持に努める。なお、給水に使用する器具は衛生的処理を行う。
  - ア 給水栓
    - 通水された地域の給水栓について、直ちに水質検査を実施する。
  - イ 避難所
    - 貯蔵タンクの水は、巡回検査及び必要に応じ消毒を行い、安全性の確保を行う。
  - ウ 井戸
    - 井戸については、使用者に対し、早急に水替えを行い、消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム等)により消毒を行うよう指導するとともに、水質検査を実施し、安全性を確保する。
- ⑨ 応急給水資機材の確保
  - 応急給水に必要な資機材(給水車、給水タンク、ポリタンク、非常用飲料袋等)が不足するときは、その確保を行う。
  - ア 他都市その他関係機関からの相互応援協定等に基づく応援
  - イ 民間企業からの購入等
- ⑩ 地域住民及びボランティアの協力
  - ア 給水拠点での給水タンク、応急給水栓の管理については、地域住民及びボランティアの協力を得て行う。
  - イ 高齢者、障がい者等の災害弱者や中高層住宅の住民に対しては、地域住民及びボランティアの協力を得てきめ細かな対応を図る。
- ⑪ 広報
  - ア 水道水の備蓄
    - 災害の発生が予測される場合には、家庭でできるだけ貯水を行うよう広報する。また、各家庭は必要量を貯水するよう努める。
    - (ア) 飲料水等の3日分程度の備蓄
    - (イ) 水道水の備蓄方法・保存期間等
  - イ 災害時の給水広報
    - 災害時における水の確保手段、水道水使用上の注意事項を、報道機関、広報紙、広報車、掲示板等を活用し確実に情報を提供する。

- (イ) 給水日時
  - (ウ) 水質保存方法
  - (エ) 水道水等の使用上の注意
- (3) 応援要請・受入れ
- ① 応援要請
    - ア 要請の決定
      - (ア) 災害の発生及び復旧状況等により必要に応じて、他都市等に対し、要員の派遣、資機材の提供等の応援を要請する。
      - (イ) 震度5弱以上の地震が発生したときは、直ちに確認できる被害状況をもって速やかに全体の被害状況を予測し、その結果甚大な被害が予測されるときは、他都市等へ推測される必要な要員、資機材の応援要請を行う。
    - イ 要請
      - (ア) 国、県、市町村等
        - 19大都市水道局災害相互応援に関する覚書  
札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市
        - 日本水道協会九州地方支部 災害時における相互応援に関する協定  
福岡市、北九州市、佐賀市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市
        - 福岡都市圏水道災害時相互応援に関する協定書  
福岡市、筑紫野市、大野城市、太宰府市、古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、宗像市、福津市、糸島市及び春日那珂川水道企業団の各水道事業者並びに福岡地区水道企業団、山神水道企業団及び宗像地区事務組合の各水道用水供給事業者
      - (イ) 日本水道協会関係
        - 日本水道協会本部
        - 日本水道協会九州地方支部
        - 日本水道協会福岡県支部
      - (ウ) 自衛隊
      - (エ) その他
        - 福岡市水道サービス公社
        - 福岡市管工事協同組合、福岡水道協同組合、全国上下水道コンサルタント協会九州支部
        - アクアソリューション福岡共同企業体、みらい水道サービス共同企業体、九州アクアサービス共同企業体
    - ウ 携行の要請
      - (ア) 応援要請の際は、応急活動に係る資機材の携行を要請する。  
(応援時に必要となる資機材)  
給水車、給水タンク、応急給水栓、初期に必要なポリタンクなど
      - (イ) 給水用水の確保が困難なときは、近隣の他都市等の浄水場を指定し、応援の行路中に給水用水の充填を要請する。
      - (ウ) 応援者に対する後方支援が困難なときは、食料、飲料水、寝具（冬季などは、必要に応じて防寒具、カイロ等）の携行を要請する。
  - ② 応援部隊の活動の指示・調整
    - ア 外部からの応援部隊の活動は、水道事業管理者が調整を行う。
    - イ 各班に配置された応援部隊は、各班の班長の指示に従い応急活動に従事する。
  - ③ 参集場所
    - 各都市等から派遣された応援部隊の第1次参集場所は、水道本局庁舎とする。ただし、地震被害等により本局庁舎が使用できず又は道路、橋梁が被害のため、移動に困難を極める場合の第2次参集場所は水道技術研修所（羽根戸配水場）や多々良浄水場とする。
- ア 第1次参集場所



ア 第1次参集場所  
福岡市水道局（本館5F総務課）  
福岡市博多区博多駅前1丁目28番15号  
TEL 092-483-3104

イ 第2次参集場所  
水道技術研修所（羽根戸配水場）  
福岡県福岡市西区大字羽根戸 486  
TEL 092-812-6191  
多々良浄水場  
福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原 679 番 1 号  
TEL 092-938-4810

④ 近隣都市での情報整理

本市の通信状況の混乱が著しいときは、国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関、或いは応援本部に対し、近隣都市など離れた所で支援に関する情報整理を要請する。

### 3 生活必需品の供給

災害により日用生活用品その他生活必需品の調達ができなくなった避難者その他の被災者に対し、必要な物資を調達し、配給する。

(1) 生活必需品の調達

① 調達方法

ア 必要量の備蓄

あらかじめ、想定している災害が発生した場合に必要なもの（毛布、防寒具、懐中電灯等の照明器具、電池、ラジオ、紙おむつ等）を備蓄しておく。

各避難所において、適宜追加で必要となる品目・数量を把握する。

イ 調達先、手順

調達は、備蓄しているものを優先し、災害時の救援物資供給協定を締結している団体などからも協力を求める。

(2) 生活必需品の配給

① 供給対象者

ア 避難所生活者

イ その他災害により日用品の調達が困難な者

② 供給・配分

ア 配給場所

日用品の配給は、原則として避難所において行う。

イ 供給手順

備蓄している物資を提供する。

備蓄物資で不足する場合は避難所毎に必要な物資・量を把握し、災害時の救援物資協定を締結している団体などに協力を求める。

### 4 救援物資の受け入れ・供給

物流業者や自衛隊等と連携し、救援物資の受入れ、仕分け、在庫管理、避難所への配送を行う。また、ICTを活用して物資集配の効率化を図る。

(1) 避難場所等被災者への物資の搬送

① 物資の受入れ

国や自治体等からの救援物資については、一次集積拠点において受入れる。市全体の被災状況を見て、二次集積拠点の活用も検討する。

② 物資の輸送等

物資の荷卸し、仕分け、在庫管理、輸送等にかかる業務は、物流事業者や自衛隊と連携し行う。

(2) 物資の集積拠点

① 一次集積拠点

国や自治体等からの救援物資を受入れ、荷卸し、仕分け、保管し、二次集積拠点又は避難所へ配送するための施設。

・埋蔵文化財センター月隈収蔵庫

② 二次集積拠点

一次集積拠点から配送されてくる物資を受入れ、荷卸し、仕分け、保管し、避難所へ物資を配送するための中継施設。

・民間の物流倉庫等

③ その他の救助用資機材、医薬品等

救助活動、応急復旧活動等に必要な資機材、医薬品等については、指示するところにより各消防署、保健福祉センター、その他の活動の拠点に集積する。

5 避難所以外の避難者対策

在宅避難者や避難所以外の場所で避難生活を送る者（以下「在宅避難者等」という）については、避難所入所者に準じた援護措置をとる。

(1) 在宅避難者等の把握

在宅避難者等の状況については、ICT（防災アプリ等）の活用や自主防災組織をはじめとした地域の協力及び最寄りの避難所の避難者名簿への記載を促すことにより把握する。

(2) 情報の提供

テレビ、ラジオ、ICT（SNS、メール、ホームページ等）により、避難者支援に関する必要な情報の提供を行う。

(3) 食料の提供

① 在宅避難者等への食料等の提供は、各避難所又は状況により地区の要所で行うことを基本とし、食料等を避難所等に取りに来ることが困難な在宅避難者等に対しては、ボランティア等の協力を得て、食料等が行き渡るよう配慮する。

② 提供の期間は、近隣商店や水道等の被災により、食料等の入手が困難な期間とする。

③ 避難所における食料等の提供については、当該避難所及び在宅避難者等も含めた地域全体のために行われていることについて、周知徹底を図る。

## 第7節 都市機能の確保

### 第1 被災地の安全対策

住宅等の地震災害の危険度を判定し、居住者の安全を確保するとともに、環境保全を図る。

#### 1 被災建物の応急危険度判定

- (1) 応急危険度判定の実施体制（要員の確保）
- (2) 応急危険度判定の実施（実施方法、判定基準）
- (3) 判定結果の表示  
危険度の判定結果に基づき「調査済（使用可）」・「要注意」・「危険」のステッカーを建物入口等に貼付することで、注意を促し、2次災害を防止する。

#### 2 被災宅地の危険度の判定

- (1) 被災宅地危険度判定の実施体制（要員の確保）
- (2) 被災宅地危険度判定の実施（実施方法、判定基準）
- (3) 判定結果の表示  
危険度の判定結果に基づき「調査済」・「要注意」・「危険」のステッカーを被災した擁壁、のり面若しくはその宅地に位置する建築物等に貼付することで、注意を促し、2次災害を防止する。

#### 3 環境保全対策

- (1) 被災工場・事業場に関する措置  
工場・事業場の環境関連施設における有害物質の漏えいに関する状況の把握を行い、事業者等に対して、漏えい防止措置を実施するよう指導する。
- (2) アスベスト飛散・ばく露防止  
「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省）に準じて、公共施設管理者及び事業者等に対して、建築物の損壊や解体工事等に伴うアスベストの飛散防止措置を実施するよう指導・助言する。
- (3) 環境モニタリング調査  
災害の状況に応じて、必要な環境モニタリング調査を実施する。

### 第2 災害廃棄物対策

災害時の生活環境を維持するため、災害時に発生するごみ、し尿等を迅速かつ適切に処理する。なお、状況に応じ、他の自治体等との相互協力のもとに実施する。

- ・一般廃棄物の処理に関する相互協定書
- ・九州3指定都市災害廃棄物の処理における相互支援に関する協定
- ・九州市長会における災害時相互支援プラン
- ・災害廃棄物の処理等に関する協定書
- ・災害時における災害廃棄物の収集・運搬に関する協定書

#### 1 ごみの処理

- (1) 実施機関  
環境局が関係各局等、関係機関及び他の自治体等と協力して実施する。
- (2) 処理計画及び実施
  - ① 処理計画  
災害廃棄物の処理は福岡市災害廃棄物処理計画に基づき、実際の被害状況を踏まえた処理実行計画を策定の上、実施する。
  - ② 処理施設の運転計画の策定  
災害発生後速やかに処理施設の被害状況の把握、施設点検の実施を行い、運転可能の可否及び処理可能量を把握し、処理施設の運転計画、工場搬入計画の策定を行う。  
清掃工場が被災し又は水道、電気の途絶等により運転不可能な場合は、施設内近辺での仮置きや県下市町村に広域的なごみ処理の応援を要請する。
  - ③ 広域連携  
災害廃棄物は原則として本市単独で処理を行うが、処理量が膨大又は処理施設が被災し、本市

単独での処理が困難な場合は他の自治体等の支援を得ながら広域的な処理を実施する。

④ 収集運搬計画の策定及び実施

災害発生後、収集運搬車両を有する委託・許可業者の被害状況を調査し、収集運搬能力を把握の上、収集運搬計画を策定する。

収集・運搬に要する車両が不足する場合は、他市町村等に応援を要請する。処理施設への収集運搬搬入路については、関係機関から情報の収集を行って処理施設までの収集運搬計画を策定する。

⑤ 一次仮置場の開設及び運営

被災住民が災害廃棄物を搬入する一次仮置場は事前に定めた候補地の中から被災地区毎に地域住民（自治協議会等）の協力により決定する（ただし、被害が甚大で地域住民の協力を得る時間がない場合は環境局にて速やかに決定する）。

また、被災住民による災害廃棄物の搬入に支障がないよう、適切な管理を行う。

⑥ 処理の実施

委託業者、許可業者及び支援自治体等の協力を得て必要な収集車両を確保し、排出された災害廃棄物の収集、処分及び再資源化を実施する。

⑦ 廃棄物の減量等

避難所等に対し、廃棄物の分別、減量化を呼びかける。

(3) 産業廃棄物対策

① 処理責任の原則

災害時の産業廃棄物の処理責任については排出事業者自らが、その責任により処理するものとし、災害による混乱時には市が処理についての必要な調整、指導を行う。

② 処理実施方針

ア 通常の事業活動に伴って発生する産業廃棄物については、排出事業者がその処理責任のもと、自己処理又は委託処理により適正に処理するものとする。

イ 災害により、産業廃棄物の収集運搬業者等が被害を被ることが予想される場合は、本市及びその周辺で主に事業活動を行っている産業廃棄物の処理業者の運搬、処理能力の把握をするとともに、福岡県及び（公社）福岡県産業資源循環協会等に対しても調査を依頼する。

また、全国的な処理能力の把握のため、国、各県及び（公社）全国産業資源循環連合会等に対しても受け入れ能力等の調査を依頼する。なお、その結果については迅速に排出事業者に提供するとともに、応急の処理方法について適切に指導する。

ウ 災害により、被害を被った処理施設に対しては、適正処理確保の観点から、二次災害防止や周辺環境への影響を調査して適切な復旧を指導する。

③ 有害廃棄物対策

アスベスト、その他の有害廃棄物を含む廃棄物の処理は、関係各局と連携して適正処理を図るものとする。

## 2 し尿の処理

し尿の収集は、災害後直ちに実施し、業者委託により速やかに行うが、被災地が広範囲なため処理能力が及ばない場合は、とりあえずの措置として便槽内容の5割～6割程度の収集を実施し、各戸の便所の使用を可能にする。

また、避難所等において仮設トイレが必要な場合に、仮設トイレの調達・設置及びし尿収集運搬・処理のために必要な措置を行う。

(1) 実施機関

環境局が関係各局等及び関係機関、他の自治体等と協力して実施する。

(2) 作業計画

① 避難状況の把握及び需要の推計

災害発生後速やかに、避難所の状況（避難者数、避難所の既設トイレや水道等の状況等）を把握する。

② 仮設トイレの需要の算定基準

トイレ1基あたり50人分を基準として必要なトイレ数を算出し、使用可能な既設トイレで不足する分を、仮設トイレの必要数として算出する。状況に応じてバリアフリー型の仮設トイレの必要数も把握する。

- ③ 設置の優先順位の判断  
避難所の状況を考慮し、仮設トイレを設置する避難所の優先順位を決定する。
  - ④ し尿処理方法の判断  
し尿処理施設等の被害状況に応じて、処理方法を判断する。
  - ⑤ 調達・作業計画の策定  
仮設トイレを設置する避難所の場所、優先順位、設置数等について仮設トイレ調達・設置計画を作成する。また、し尿収集に必要な収集車両台数、し尿処理方法等についてし尿収集作業計画を作成する。
- (3) 仮設トイレの調達・設置等
- ① 調達方法  
市内及び市周辺のリース業者との協定に基づき、仮設トイレの確保に努める。なお、不足する場合は、県その他の関係機関等に要請し、確保する。
  - ② 設置作業  
借上リース業者等に設置先の避難所、設置の順番、設置数等を伝え、各避難所に仮設トイレを設置する。
  - ③ 清掃・維持管理  
仮設トイレの設置時に、避難所等の管理者その他避難者の自主運営組織に対し清掃方法・維持管理方法について説明・指導し、避難者等が協力して行う。
- (4) し尿の収集・運搬
- ① 実施体制  
し尿収集作業計画に基づき委託業者に依頼するとともに、収集車両が不足する場合等には、許可業者や各自治体等へ協力要請を行う。
  - ② 収集作業の臨時措置  
通常とし尿収集については、対象の便槽の使用に支障のない範囲での収集の一時延期などにより、避難所の仮設トイレのし尿収集体制・能力を確保する。
- (5) し尿の処理及び処分  
し尿の処理・処分については、し尿処理施設の被災状況等に応じ実施するとともに、必要な場合は、他自治体へし尿の搬入・処理について応援を依頼する。

### 第3 応急教育対策

災害発生時において、各学校においては、児童・生徒の安全確保のための措置を行い、災害時の応急教育の実施をするとともに、学校施設の避難場所・避難所としての開設・運営に対する協力等を行う。

#### 1 実施体制

災害発生時において、学校に防災対策委員会を招集し、必要な応急措置を行うとともに、避難場所・避難所としての開設・運営に協力する。

- (1) 平時における緊急時対応組織の整備
  - ① 防災対策委員会（仮称）の組織
    - ア 教職員、PTA 地域委員等からなる組織を設置
    - イ 各地区担当者の明確化
    - ウ 緊急時の連絡網を電話、直接の伝言体制で整備
  - ② 学校等の災害訓練との連携活動  
点検箇所分担の明確化、危険個所の点検、点検連絡体制の確認等について、災害を想定した集団下校等の訓練時に委員会活動の具体化を推進する。
- (2) 災害時の対応
  - ① 学校長は、災害が発生した場合、速やかに防災対策委員会を招集し、災害対策活動に当たる。
  - ② 臨時休校、応急教育等の措置をとる。
- (3) 避難場所・避難所としての対応
  - ① 平時における対応  
避難者の安全な避難を誘導するため、避難誘導先を避難規模に応じて設定しておく。



- ② 災害時の対応
  - ア 教育委員会、区災害対策本部と連絡調整を行い、避難場所・避難所の開設、運営の協力を行う。
  - イ 避難場所・避難所への避難者の誘導を行う。
- ③ 避難区域
  - 学校内の避難所としての利用区域は、原則として体育館、講堂及び空き教室とし、避難者の誘導に際しては、次に留意して行う。
    - ア 建物等の倒壊による危険性がないこと。
    - イ 付近で火災が発生しても安全が確保されること。
    - ウ 安全確保に必要な広さのあること。

## 2 災害発生時の緊急措置

災害発生時において、児童・生徒の安全を確保し、及び安否を確認するとともに、施設等の被害状況の把握その他の必要な措置をとる。

### (1) 在校時間内の場合

- ① 児童・生徒の安全確保
  - ア 児童・生徒が落下物等により負傷しないよう安全の確保に努めるとともに、安全な場所に避難誘導する。学校内が危険となった場合は、区災害対策本部等とも連絡の上、他の避難場所等へ避難・誘導する。
  - イ 児童・生徒の安否を確認し、負傷した児童生徒の応急手当等を行うとともに、その保護者に連絡する。
  - ウ 児童・生徒の下校に際しては、周囲の状況、通学路の安全、児童・生徒の自宅の安全等を確認する。状況により、集団下校、保護者の迎え又は一時学校内の安全な場所での待機措置をとる。
- ② 被害状況の把握及び学校施設の安全確保
  - ア 学校施設の被害状況を把握するとともに、安全点検を行い、必要に応じて危険箇所への立入り禁止等の措置をとる。
  - イ 通学路の被害状況を把握し、必要に応じて通学路の臨時変更の措置をとる。
- ③ 臨時休校等の措置
  - 学校長は、教育委員会とも協議の上、学校及び校区等の被害状況に応じて次の措置を決定する。
    - ア 臨時休校
      - 学校機能を継続することができない程度の甚大な被害を受けた場合
    - イ 教育実施場所の変更
      - 登校が不可能な地区の児童生徒に対する臨時的応急教育の実施が必要な場合
    - ウ 教育実施時間の変更
      - 学校機能を持続し、学習活動を継続するために必要な施設若しくは職員等が被害を受け又は学校給食を実施できない被害を受けた場合
    - エ 集団登下校
      - 教職員等の引率により通学路等の安全確保が可能な場合
- ④ その他の緊急措置
  - ア 学校長の不在時の対応
    - 教頭が学校長に代わって教育委員会等との連絡を取りながら防災対策委員会の招集その他の必要な指示・措置を行う。
  - イ 被害状況等の報告
    - 児童・生徒の状況、学校施設の被害状況及び実施した措置について、教育委員会に報告する。

### (2) 在校時間外の場合

- ① 学校施設等の被害状況の把握
  - 登校した教職員が、学校施設等の被災状況を確認する。
    - ア 学校施設
      - (ア) 校舎、各教室等の損壊状況（立入りの可否、応急修理の要否）
      - (イ) 給食室の損壊状況（給食実施の可否）
      - (ウ) 電気、水道、ガス等の使用の可否

- イ 学校周辺の被害状況の把握
  - (ア) 通学路等の状況
  - (イ) 交通手段の状況
  - (ウ) 民家等の被害状況
  - (エ) 火災、崖崩れその他の状況

② 児童・生徒等の安否確認等

状況に応じて、教職員が電話等により児童・生徒の安否及び避難先等を確認する。電話の不通時においては、家庭訪問等により早期に確認する。

③ 臨時休校等の措置

学校長は、教育委員会とも協議の上、学校及び校区等の被害状況に応じて、次の措置を決定する。

教育委員会は、区役所等と連携し、情報収集を行いながら、当該学校や近隣校へ必要な情報提供を行う。

ア 臨時休校

学校機能を継続することができない程度の甚大な被害を受けた場合

イ 教育実施場所の変更

登校が不可能な地区の児童・生徒に対する臨時的応急教育の実施が必要な場合

ウ 教育実施時間の変更

学校機能を持続し、学習活動を継続するために必要な施設若しくは職員等が被害を受け又は学校給食を実施できない被害を受けた場合

④ その他の緊急措置

ア 学校長の不在時の対応

副校長・教頭が学校長に代わって教育委員会等との連絡を取りながら防災対策委員会の招集その他必要な指示・措置を行う。

イ 被害状況等の報告

児童・生徒の状況、学校施設の被害状況、及び実施した措置について教育委員会に報告する。

### 3 応急教育の実施

学校施設の被害程度及び復旧状況、避難者の状況、児童・生徒及びその家族の被災状況、教職員の確保状況、道路・交通機関の復旧状況等を勘案して、応急教育を実施する。

(1) 教育施設の確保、応急教育の実施

① 学校施設等が被災している場合

ア 施設・設備の被害状況に応じた措置

(ア) 施設の損壊が軽微な場合

学校長は、損壊の程度を調査・検討し、応急修理その他必要な措置を行い、教育委員会へ報告の上、応急教育を実施する。

(イ) 一部に相当の被害を受け、復旧に相当の日時を要する場合

被害が軽微な教室等で使用可能なもの又は早期に応急修理が可能なものがある場合は、次の方法等により応急教育を実施する。

- 応急教育の可能な教室等の床面積に一律に児童生徒を割り振ることによる実施
- 応急教育が可能な教室等で教育時間を変更し、2部制による実施
- 付近の公民館等を臨時教室として借り上げ、児童生徒を割り当てての実施

(ウ) 学校給食が実施できない場合

- 教育時間を変更し、一律午前中までの実施
- 2部制による実施
- 他の学校の給食施設の利用
- 弁当の持参

(エ) 甚大な被害を受けた場合

- 仮設校舎による実施
- 損壊の程度が軽微な近隣の学校等への臨時編入

イ 必要な教職員の確保ができない場合

- (ア) 教員の被災程度等を勘案し、必要な臨時教員の配置を教育委員会へ申請する。
- (イ) 臨時教員の配置まで、応急教育を実施する。

- ② 道路・交通機関が被害を受けている場合  
児童・生徒の通学に係る道路又は交通機関が被災している場合、教育委員会と連絡・調整を行いながら、必要に応じて次の応急措置を行う。
- ア 通学路の臨時変更  
児童・生徒の通学上の安全、通学上の便宜等を十分確認の上実施する。
- イ 集団登下校  
PTA、地域との連絡、協力のもとに実施する。この場合、時間的余裕を持たせ、二次災害の発生に留意する。
- ウ 教育実施時間の臨時変更  
通学路の臨時変更、集団登下校等に伴い、必要に応じ教育実施時間の臨時変更を行う。
- エ 応急教育実施場所の設置  
児童・生徒の登校が困難な場合、当該区域又は近接する区域に応急教育実施場所を設定し、教職員を分担派遣することにより応急教育を実施する。  
被災程度が大きく危険が想定される区域での児童・生徒の移動を避けるため、近隣に安全な施設等を確保できる場合は、その施設等での応急教育の実施を検討する。この場合、社会教育施設等の管理者との連携をとり、応急教育を実施する。
- ③ 児童・生徒が被災し、避難した場合の措置  
児童・生徒が他の校区に避難している場合は、避難先の校区へ臨時編入等の措置をとる。
- (2) 学用品の調達及び支給等
- ① 学用品の給与  
災害救助法の適用された災害により、住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水等の被害を受け、学用品を喪失又は毀損し、就学に支障を生じている児童及び生徒に対して必要な学用品を支給する。
- ② 支給学用品の品目教科書  
教材（教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材）  
文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、絵の具、画筆、下敷、定規等）  
通学用品（運動靴、傘、カバン、長靴等）
- ③ 授業料の減免等  
市立高等学校の生徒で、被災により就学が著しく困難になった者に対しては授業料の減免を行う。
- (3) 学校給食に関する臨時措置
- ① 応急給食の臨時措置  
給食施設が使用できない場合には、次の方法により学校給食を実施する。
- ア 他の学校の給食施設の利用による実施  
イ 簡易給食（パン、牛乳、一食小袋等）による実施  
ウ 業者からの弁当の配給による実施
- ② 給食の中止  
次の場合において、(1)の応急給食の臨時措置も実施できない場合は、給食を一時中止する。
- ア 給食施設が被害を受け、給食を実施できないとき。  
イ 給食施設が応急の災害救助に使用されているとき。  
ウ 感染症の発生のおそれその他衛生上管理上の支障があるとき。  
エ 給食物資の確保が困難なとき。  
オ その他給食を継続することができない事情があるとき。
- (4) 学校における衛生の保持  
学校において衛生管理を徹底するとともに、児童・生徒、教職員等について、保健福祉センターや子ども総合相談センター等の関係機関の協力を得ながら、予防接種、健康診断、心のケア等を実施する。
- 4 教育施設が避難場所・避難所となった場合の対策  
学校は、教育の場としての機能とともに、災害時には避難場所・避難所としての機能も果たすため、災害時に学校が避難場所・避難所となったときは、教職員はその開設・運営に協力する。

(1) 災害発生初期の運営支援

災害発生後数日間は、避難所運営の業務が混乱することが予想されるため、教職員は、区災害対策本部要員等に協力し、避難者の自主運営組織の立ち上げ、避難所のボランティアの組織化その他の避難所運営を支援する。

(2) 応急教育の実施

避難所の運営体制が確立された後は、応急教育の実施に支障のない範囲で避難所運営に協力する。

5 文化財、社会教育施設等の対策

災害により被害を受け又は二次災害を受けるおそれのある文化財の保護・応急措置、社会教育施設等の安全確保措置を実施する。

(1) 文化財の保護

- ① 災害発生後、文化財の所有者又は管理者は、初期消火活動等の実施、消防機関等への通報を行うとともに、経済観光文化局へ報告を行う。
- ② 経済観光文化局においては、文化財の被害拡大を防止するため必要な応急措置を指示し又は実施する。

(2) 社会教育施設の応急対策

- ① 災害発生後、催物を一時中止し、施設内の安全を確認の上、利用者を安全な場所に避難誘導する。
- ② 施設の被害状況の確認を行い、自衛消防組織による防災活動を行うとともに、立入禁止その他の必要な措置をとる。

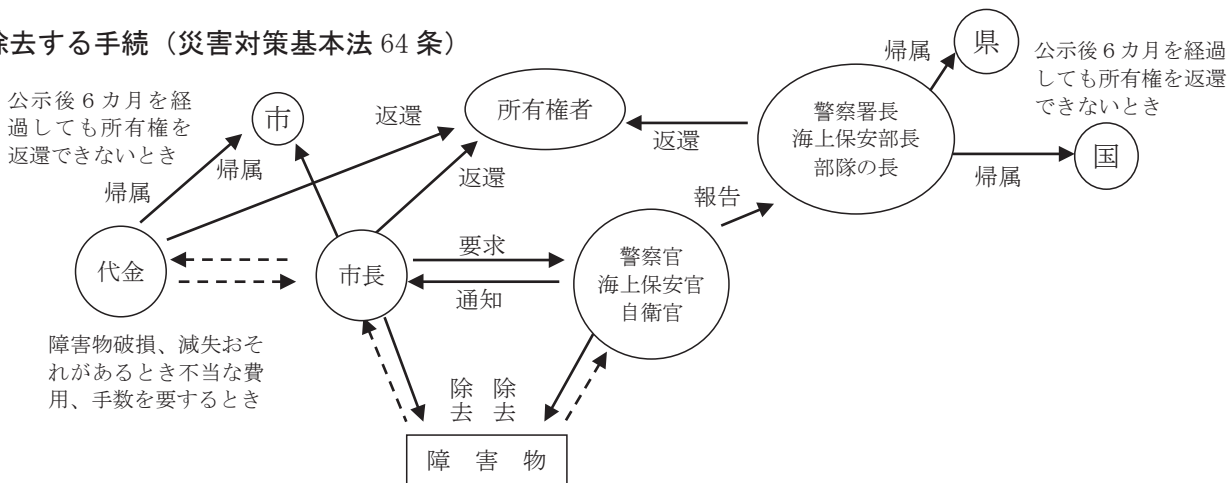
第4 障害物の除去

災害のため排出された岩石、土砂、竹木等障害物により住民の生活に著しい支障及び危険を与えると予想される場合、障害物を除去して住民の生活の安定と、交通路を確保して必要物資の輸送を円滑に行う。

1 除去する障害物

- (1) 住居に流入した障害物 岩石、土砂、竹木の被覆
- (2) 交通遮断の障害物
  - ① 道路
    - ア 崖崩れ等による岩石、土砂等
    - イ 街路樹、竹木、棚等
    - ウ 工作物等
  - ② 橋梁、河川、漁港
    - 流木、流塵等
  - ③ 港湾、漁港
    - ア ラワン材等の輸入木材の流失
    - イ 埋立工事用の排砂管、排砂管受枠の流失
    - ウ 埋没土砂
    - エ 工作物

2 除去する手続（災害対策基本法 64 条）





- (1) 障害物（工作物等）を除去したときは、市長又は警察署長（海上保安部長、部隊の長）が障害物を一時保管する。
- (2) 障害物を保管した場合は、必要な事項を公示する。
- (3) 障害物の売却手続は、原則として競争入札とする。

### 3 除去の方法

- (1) 住居に運び込まれた障害物
  - ① 住居に運び込まれた障害物については、自らの力をもってしては障害物の除去を実施し得ないものに限って、居室、炊事場、便所など日常生活を可能にする程度の除去を行う。
  - ② 特殊機械器具等の応援を要する場合には、関係機関に応援を求める。
  - ③ 宅地内に流入した土砂・がれき等については、一般交通や消防防災活動、公衆衛生の支障となるなど公益上重大な支障がある場合に限って、土砂・がれき等の運搬・分別・処分を行う。
- (2) 交通遮断の障害物
  - ① 災害の発生が予想される主要箇所を適宜巡視し、災害が発生した場合は速やかに除去する。
  - ② 道路上の障害物は、国道のうち指定区間については九州地方整備局が、その他の国道、県道及び市道については市がそれぞれ除去するが、相互に連絡し協力して行う。
  - ③ 航路における流木等の障害物は、清掃船等で収集する。
  - ④ 河川、橋梁における流木等の障害物は、必要機材をもって除去する。

### 4 障害物の一時集積場所

- (1) 校区毎に定め、原則として公立学校の運動場等公有地を利用する。
- (2) 港内は適当な野積場、物揚場等を利用する。

### 5 障害物の終末処理

一時集積された障害物は道路の嵩上げ、埋立地等に処理する。

### 6 障害物の発生が予想される箇所

- (1) 崖崩れ等により岩石、土砂の被覆が予想される箇所「資料編IV-73 頁 交通注意箇所」に定める。
- (2) 流木、流塵等の被覆が予想される箇所「第2節 第3 緊急輸送対策」に定める。

## 第5 危険物施設等の応急対策

危険物の流出等に伴う二次的な災害を防止し、被害拡大を最小限度にとどめるため、石油類等を貯蔵又は取扱う危険物施設及び高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射性物質等を取扱う施設、並びに危険物積載船舶等について、事業者及び関係機関により必要な措置を実施する。

### 1 危険物施設の応急措置

危険物施設について、事業者等との連携のもとに、被害拡大の防止のため必要な措置をとるとともに、必要に応じて付近住民等の避難等を行う。

- (1) 県その他の関係機関との連携  
応急措置の実施に当たっては、施設管理者及び県その他の関係機関との連携を密接にとる。
- (2) 出火防止等の措置
  - ① 火気使用設備・器具を使用停止する。
  - ② 電源を供給遮断する。
- (3) 緊急点検の実施
  - ① 危険物等の漏洩の有無を確認する。
  - ② 危険物施設の損傷の有無を確認する。
  - ③ 危険物施設に付属する圧力、温度、湿度、流量等計器類の異常の有無を確認する。
  - ④ 防火設備及び消火設備の損傷の有無を確認する。
  - ⑤ 負傷者の確認、その他必要事項の点検を行う。
- (4) 異常を発見した場合の応急措置
  - ① 事業者
    - ア 関係機関への通報及び隣接事業所への応援要請を行う。



イ 応急措置（漏洩拡散防止、初期消火、救出救護、立入規制）を実施する。

ウ 被害等についての情報収集を行う。

② 防災関係機関

ア 被害の拡大防止に努める。

イ 被災者の救急救助活動を行う。

ウ 危険が付近住民等に及ぶおそれがある場合は、状況に応じて避難情報の発令又は警戒区域の設定を行う。（第2節 第3「避難情報の発令、警戒区域の設定」参照）

エ 付近住民等に対し広報活動を実施する。

## 2 高圧ガスに係る施設等の応急措置

高圧ガスに係る施設等について、事業者等との連携のもとに、被害拡大の防止のため必要な措置をとるとともに、必要に応じて付近住民等への避難誘導等を行う。

(1) 県その他の関係機関との連携

応急措置の実施に当たっては、施設管理者及び県その他の関係機関との連携を密接にとる。

(2) 出火爆発防止等の措置

① タンク元弁、緊急遮断弁等の閉止及び設備機器の運転停止を行う。

② 火気使用設備・器具を使用停止する。

③ 電源を供給遮断する。

(3) 緊急点検の実施

① ガス漏洩の有無を確認する。

② 高圧ガス貯蔵施設等の損傷の有無を確認する。

③ 高圧ガス施設に付属する圧力、温度、流量等計器類の異常の有無を確認する。

④ 防火設備及び消火設備の損傷の有無を確認する。

⑤ 負傷者の確認、その他必要事項の点検を行う。

(4) 異常を発見した場合の応急措置

① 事業者

ア 関係機関への通報及び隣接事業所への応援要請を行う。

イ 応急措置（漏洩拡散防止、タンク着火時の冷却、救出救護、立入規制）を実施する。

ウ 被害等についての情報収集を行う。

② 防災関係機関

ア 被害の拡大防止に努める。

イ 被災者の救急救助活動を行う。

ウ 危険が付近住民等に及ぶおそれがある場合は、状況に応じて避難情報の発令又は警戒区域の設定を行う。（第2節 第3「避難情報の発令、警戒区域の設定」参照）

エ 付近住民等に対し広報活動を実施する。

## 3 火薬類に係る施設等の応急措置

火薬類に係る施設等について、事業者等との連携のもとに、被害拡大の防止のため必要な措置をとるとともに、必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行う。

(1) 県その他の関係機関との連携

応急措置の実施に当たっては、施設管理者、県及びその他の関係機関との連携を密接にとる。

(2) 引火爆発防止等の措置

① 火気使用設備・器具の使用停止を行う。

② 電源を供給遮断する。

(3) 緊急点検の実施

① 火薬類の異常の有無を確認する。

② 火薬類の喪失及び盗難の有無を確認する。

- ③ 火薬庫等の損傷の有無を確認する。
- ④ 防火設備及び消火設備の損傷の有無を確認する。
- ⑤ 負傷者の確認、その他必要事項の点検を行う。

(4) 異常を発見した場合の応急措置

① 事業者

- ア 関係機関への通報を行う。
- イ 応急措置（引火防止、救出救護、立入規制）を実施する。
- ウ 被害等についての情報収集を行う。

② 防災関係機関

- ア 被害の拡大防止に努める。
- イ 被災者の救急救助活動を行う。
- ウ 危険が付近住民等に及ぶおそれがある場合は、状況に応じて避難情報の発令又は警戒区域の設定を行う。（第2節 第3「避難情報の発令、警戒区域の設定」参照）
- エ 付近住民等に対し広報活動を実施する。

4 毒物・劇物施設の応急措置

毒物・劇物施設について、事業者等との連携のもとに、被害拡大の防止のため必要な措置をとるとともに、必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行う。

(1) 県その他の関係機関との連携

応急措置の実施に当たっては、施設管理者及び県その他の関係機関との連携を密接にとる。

(2) 暴露、接触防止等の措置

- ① 有毒ガス発生の場合、皮膚及び眼に対する刺激が強いので、必ず保護具を着用し風上で作業する。
- ② 容器から漏洩した場合は、砂、吸着マット等に吸着させる。
- ③ 付近の住民を風上の安全な場所に避難させる。
- ④ 可燃性蒸気を出す引火性の液体にあつては、火気使用設備の使用を禁止する。

(3) 緊急点検の実施

- ① 毒・劇物の漏洩の有無を確認する。
- ② 暴露、接触による負傷者の有無を確認する。
- ③ 毒・劇物の盗難、変質等の有無を確認する。
- ④ 毒・劇物貯蔵施設等の損傷の有無を確認する。
- ⑤ 毒・劇物貯蔵施設に付属する圧力、温度、流量等計器類の異常の有無を確認する。
- ⑥ 防・消火設備の損傷の有無を確認する。
- ⑦ その他必要事項の点検を行う。

(4) 異常を発見した場合の応急措置

① 事業者

- ア 関係機関への通報及び隣接事業所への応援要請を行う。
- イ 応急措置（漏洩拡散防止、初期消火、救出救護、立入規制）を実施する。
- ウ 被害等についての情報収集を行う。

② 防災関係機関

- ア 被害の拡大防止に努める。
- イ 被災者の救急救助活動を行う。
- ウ 危険が付近住民等に及ぶおそれがある場合は、状況に応じて避難情報の発令又は警戒区域の設定を行う。（第2節 第3「避難情報の発令、警戒区域の設定」参照）
- エ 付近住民等に対し広報活動を実施する。

## 5 放射性物質等その他施設の応急措置

放射性物質その他施設について、国、事業者等との連携のもとに、被害拡大の防止のため必要な措置をとるとともに、必要に応じて付近住民等の避難等を行う。

### (1) 国・県その他の関係機関との連携

応急措置の実施に当たっては、国、県、施設管理者その他の関係機関との連携を密接にとる。

### (2) 2次災害防止の措置

電源を供給遮断（放射線発生装置、R I施設の換気装置に対して）する。

### (3) 緊急点検の実施

- ① 放射性物質の漏洩の有無を確認する。（放射線量の測定を行う。）
- ② 被ばくによる負傷者の有無を確認する。
- ③ 放射性物質取扱施設（貯蔵施設・使用施設）及び遮へいの損傷の有無を確認する。
- ④ 放射性物質取扱施設に付属する設備機器等の損傷の有無を確認する。
- ⑤ 周囲への汚染の有無を確認する。
- ⑥ その他必要事項の点検を行う。

### (4) 異常を発見した場合の応急措置

#### ① 事業者

ア 関係機関への通報及び隣接事業所への応援要請を行う。

イ 応急措置（被ばく防止、救出救護、立入規制）を実施する。

ウ 被害等について情報収集を行う。

#### ② 防災関係機関

ア 被害の拡大防止に努める。

イ 被災者の救急救助活動を行う。

ウ 危険が付近住民等に及ぶおそれがある場合は、状況に応じて避難情報の発令又は警戒区域の設定を行う。（第2節 第3「避難情報の発令、警戒区域の設定」参照）

エ 付近住民等に対し広報活動を実施する。

## 6 危険物積載船舶等の応急措置

危険物積載船舶の海難、荷役時の被災等により、海上に危険物が排出され又は排出されるおそれがある場合は、次により措置を行う。

(1) 事故に関する通報を受けた場合は、県、市町村及び関係機関に通報し、事故の状況調査を実施する。

(2) 緊急通信、安全通信等により付近船舶等に周知するとともに、巡視船艇等による周知及び危険海域の警戒を実施する。また、必要に応じて法令の定めるところにより火気使用の制限、禁止、航行制限、禁止の措置を講ずる。

(3) 応急措置義務者等に対して危険物の排出、拡散防止等の必要な措置を講ずるよう指導する。

(4) 船舶の火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇等によりその消火を行う。

## 第6 公共施設等の応急対策

道路・橋りょう、河川、港湾、公園その他の公共施設について、利用者の安全確保と施設機能の早期回復のため、必要な応急措置を実施する。

### 1 道路・橋りょう

地震災害による被害により通行に支障が生じた道路・橋りょうについて、通行機能を回復するため、応急にその復旧を図る。

#### (1) 実施体制

道路の応急復旧は、各道路の管理者が連携して実施する。

（市内の道路の管理者）

国（国土交通省）

一般国道の指定区間（一般国道497号を除く）

市（道路下水道局・各区）

一般国道の指定区間外、主要地方道、一般県道、市道

市（港湾空港局）

臨港道路

福岡北九州高速道路公社	福岡都市高速道路
西日本高速道路	九州縦貫自動車道
福岡県道路公社	一般国道 497 号
佐賀県道路公社	三瀬トンネル

(2) 道路・橋りょうの被害状況の把握  
道路の応急復旧実施担当機関が、道路施設の被害状況及び道路交通状況を調査、把握する。把握した情報は、災害対策本部室その他関係機関へ報告する。

(3) 応急復旧の実施

① 応急復旧の優先順位

人命にかかわる救命、救出、消火等の緊急活動に必要な道路を最優先する。

輸送道路に関しては、原則として、緊急輸送道路ネットワークの路線のうち、第1次路線を最優先し、以下、第2次路線、その他の路線とする。なお、市外の道路状況、市内の被害状況により、適宜輸送路を確保する。

応急復旧に当たっては、警察その他の関係機関と連携をとりながら行う。

② 実施

ア 被害状況の把握

地震発生後速やかに道路施設の被害及び通行可能状況の概要を把握し、緊急輸送道路ネットワークが効果的に機能するよう、他の実施担当機関等と連絡・調整を図り、原則として2車線の通行帯の確保を目標に実施する。

イ 警察等との連携

応急復旧に際して必要な交通規制等については、公安委員会、警察その他の関係機関の協力を得て行う。

③ 応援要請

道路応急復旧の作業等については、福岡市土木建設協力会・福岡市土木建設協同組合等の協力を得るほか、自衛隊、他自治体への応援を依頼する。(第3節 第2 3「輸送ルートの確保」参照)

## 2 河川

地震災害に伴う河川施設の被害に対し、必要な応急措置を実施し、河川等の治水安全度を確保する。

(1) 河川施設の応急対策の目標・目的

地震発生時における河川の被害に対し、応急対策に万全を期し、治水安全度を確保する。

(2) 緊急対策

① 洪水防止のための緊急調査

洪水を未然に防ぐための堤防護岸等の損壊箇所の調査を行う。

② 資機材等の確保

水防備蓄資材等により応急措置を行う。

(3) 応急対策

① 洪水発生時の応急措置

洪水による災害発生の場合は、水防計画に基いて洪水の阻止の措置、排水を実施する。

② 被害拡大の防止

水防備蓄資機材等により、被害箇所の応急措置を行い、洪水等の被害の拡大の防止措置を実施する。

## 3 港湾・海岸施設

地震災害時の海上輸送拠点を確保するため、必要な港湾施設の応急復旧を行う。

(1) 港湾・漁港施設の応急復旧の目標

地震災害発生時における救援物資の受け入れ施設及び復旧時の資材・機材搬入施設として、港湾・漁港管理者が管理する港湾・漁港施設（主として係留施設、荷さばき施設、荷役施設等）を海上輸送の中核的な基地として確保するため、港湾・漁港管理者は速やかに被害状況を調査し、被害を受けた施設を復旧する。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- ① 地震災害時の海上輸送の中核的な基地となる係留施設及び荷さばき施設で荷役に重大な支障を与えているもの。
- ② 臨港交通施設の損壊により、海上輸送基地へのアクセスが不可能又は著しく困難であるもの。
- ③ 水路（航路）の水深に異常をきたし、船舶の航行に重大な影響を与えているもの。
- ④ 外郭施設の損壊で、これを放置すると、著しい被害を生じるおそれのあるもの。

(2) 海岸施設の応急復旧の目標

地震災害時には、施設の被害状況を速やかに調査し、損壊による危険な個所の安全対策を講じるものとする。

4 公園その他の公共施設

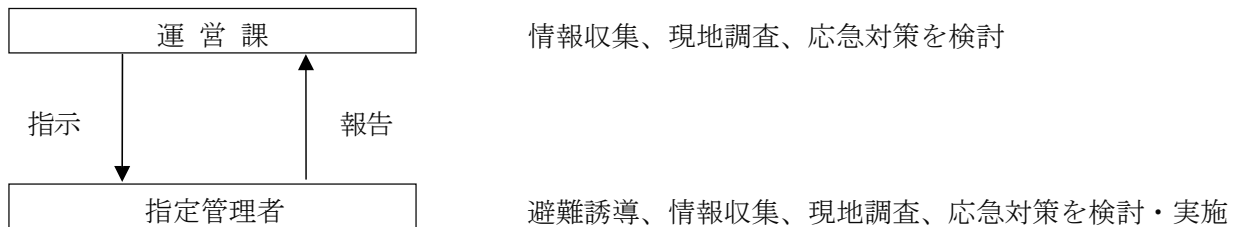
公園、街路樹、動物園等の施設について、利用者の安全を確保し、機能の回復のための応急措置を実施する。

(1) 公園施設

① 実施体制

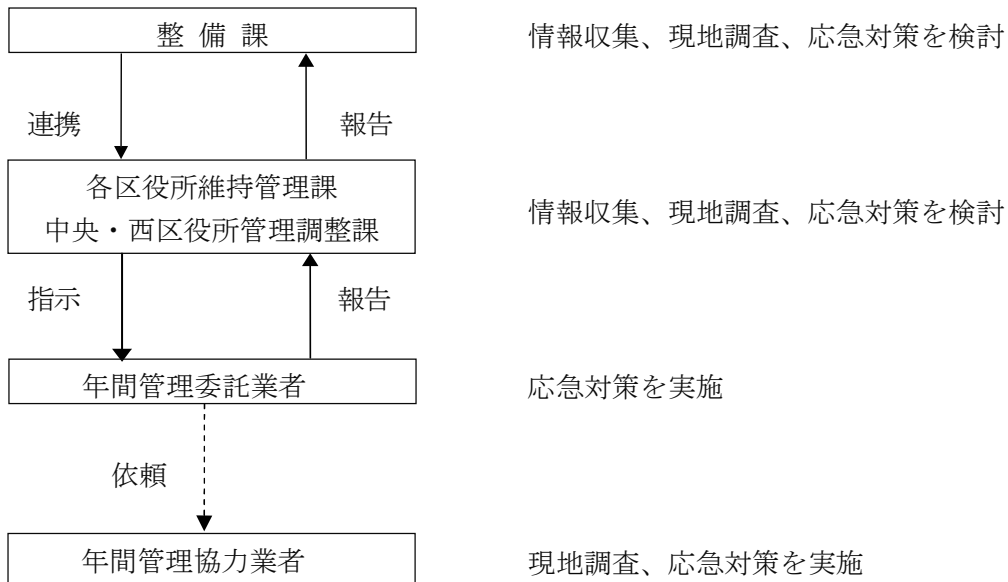
○ 運営課直轄公園

住宅都市局が、指定管理者との連携のもとに行う。



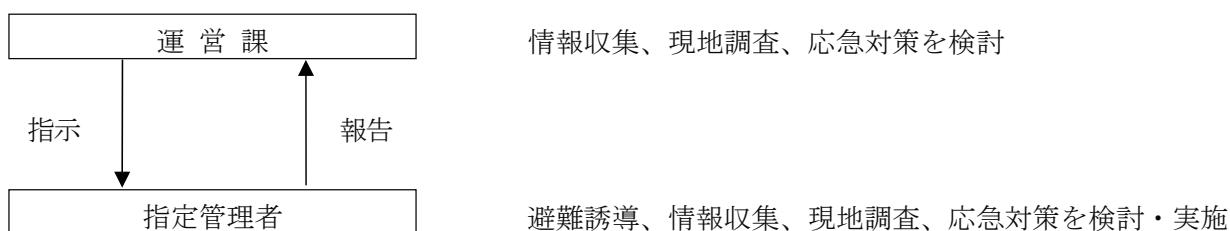
○ 区管理公園

区災害対策本部が、住宅都市局との連携のもとに、委託業者等の協力を得て実施する。

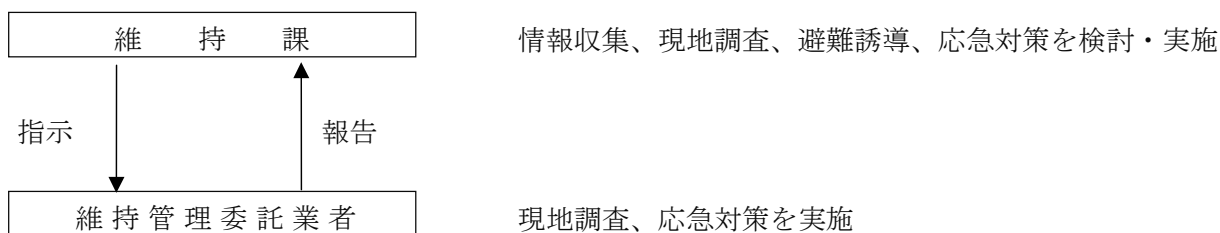




- 市立霊園  
住宅都市局が、指定管理者との連携のもとに行う。



- 港湾緑地  
港湾空港局が、年間管理委託業者等との連携のもとに行う。



② 施設利用者等の安全確保

ア 避難誘導等

公園内の集客施設（建築物）の利用者の安全確保のため、避難誘導及び必要な応急措置を行う。

(7) 避難誘導計画の策定

各公園及び施設毎に避難誘導計画を策定し、平素より管理職員等の認識と訓練に努め、大会等の主催者に対し事前の周知を図る。

(イ) 避難誘導実施者

指定管理者職員  
年間管理委託業者の常駐職員行事・催物等の主催者

(ロ) 避難誘導の方法

避難誘導は、施設内放送を実施するとともに、職員が直接安全な場所へ誘導する。

(エ) 避難誘導先

避難誘導先は、原則として公園内の広場、集客施設内のグラウンドとし、あらかじめ安全を確認するものとする。

(オ) 緊急連絡及び救急活動等

災害が発生したときは、施設の火の元、ガス漏れチェックと一次消火を実施するとともに、消防、警察、対策本部等への連絡、現地救急体制の確立と被災者の救出、応急措置を実施する。

イ 立入禁止等

利用者の安全確保のため、公園内の施設等への立ち入りを禁止又は制限する。

(7) 被害状況の把握と安全性の確認

市職員、指定管理者、年間管理委託業者及び年間管理協力業者により、現地調査を行い被害状況を把握する。

## (イ) 立入禁止等の措置

立入禁止とする区域は、破損、破壊した構築物及びその周辺、崩落等のおそれのある構築物及びその周辺、陥没や崖崩れの周辺、倒木のおそれのある樹木等の周辺、緊急車両通行区域、電柱や電線の破損区域等とする。

立入禁止の措置は、職員等が注意を呼びかけるとともに、看板、バリケード、ロープ等により明示する。

## ウ 応急修理等

## (ア) 応急修理等の対象

- 損した施設のうち危険が及び又は及ぶおそれのある施設
- 公園管理上又は避難者等の応急措置等のため必要不可欠な施設

(例)

通信施設、電力施設及び建築物、擁壁、汚水・雨水排水施設、法面、樹木等倒壊・倒木した施設

## (イ) 実施方法の検討

小規模災害は、公園の年間管理委託業者による応急修理を実施する。

災害規模が大きい場合は、年間管理協力業者及び災害時の土木・造園協力業者へ応急修理の協力依頼をする。

## ③ 公園等のオープンスペースの活用

ア 公園、公有地などのオープンスペースは、避難場所として活用するほか、状況に応じて、応急活動のために活用する。

- (ア) 臨時避難施設用地
- (イ) 応急仮設住宅用地
- (ウ) 応援部隊等の活動拠点
- (エ) 物資等の集積場所
- (オ) 廃棄物等の一時保管場所
- (カ) 救護所その他の救援活動拠点

## イ 仮設設備等の設置

避難場所となっている公園等においては、避難者等の救護等のため、必要に応じて仮設設備等の設置を行う。

- (ア) 仮設トイレ
- (イ) 手洗い場
- (ウ) 水道、電力等のライフライン施設

## (2) 動物園

地震発生時に猛獣等の危険動物が収容施設から脱出した場合に、入園者及び市民の安全を確保する。

## ① 入園者の避難誘導

園長は、直ちに新たな入園者を停止するとともに、入園者を迅速かつ安全に避難場所又は非常口へ避難誘導する。

## ② 負傷者の救護

入園者に負傷者が生じた場合は、園長は速やかに救護にあたり、必要に応じて、消防署並びに医療機関へ連絡して協力を要請する。

## ③ 付近住民への周知

状況に応じて付近住民への周知を図り、中央区役所へ協力を要請する。

## ④ 脱出動物対策

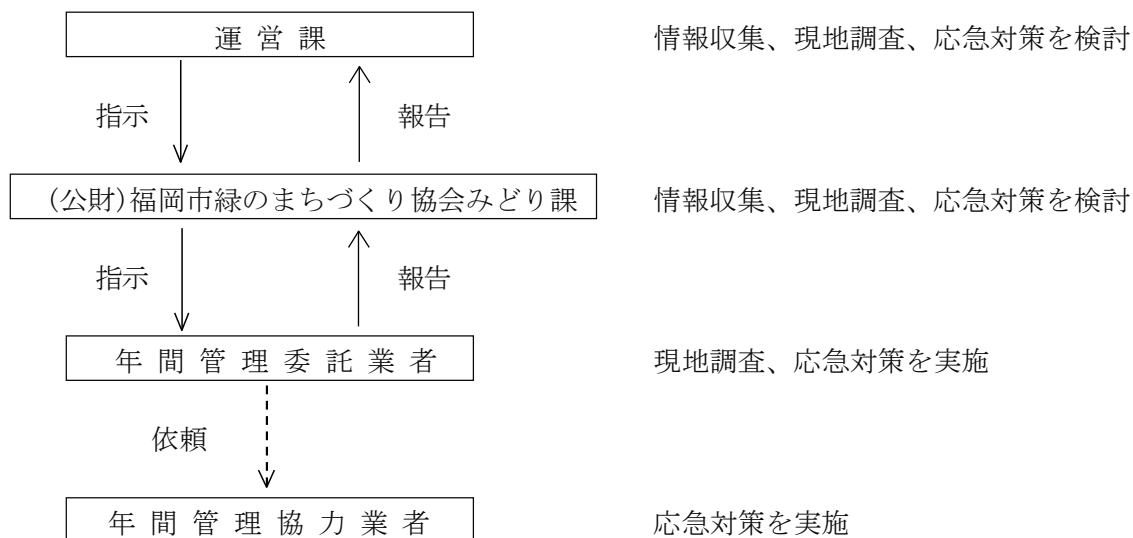
園長は、捕獲班を編成し脱出動物の捕獲にあたる。この際、必要に応じて関係機関の協力を求める。脱出動物の捕獲が困難で、やむを得ないと判断したときは、園長は、射殺を決定し、警察と協議の上、関係機関の協力を要請する。

(3) 街路樹対策

① 実施機関

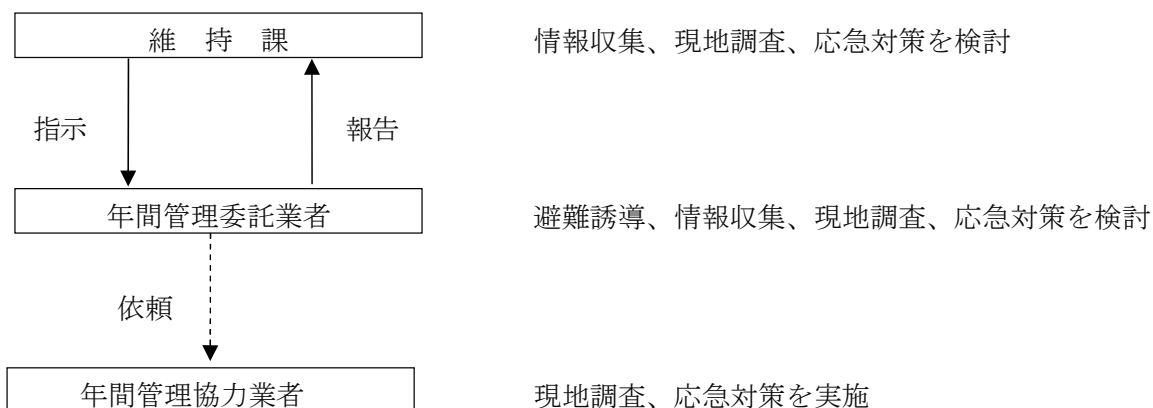
○ 住宅都市局管理街路樹

住宅都市局が、(公財)福岡市緑のまちづくり協会との連携のもとに、委託業者等の協力を得て行う。



○ 港湾空港局管理街路樹

港湾空港局が、年間管理委託業者等との連携のもとに行う。



① 街路内の安全確保措置

危険を生じている障害樹木等について撤去等の措置を行う。

ア 実施主体

住宅都市局、港湾空港局、(公財)福岡市緑のまちづくり協会、年間管理委託業者、年間管理協力業者

イ 実施対象

倒木等によりにより道路交通の障害となっている樹木隣接地への被害を及ぼしている樹木

ウ 実施内容

倒木、半倒木の撤去、引起こし、支柱の設置

エ 被害状況の把握

通報、道路巡回パトロールの報告を受け被害状況の調査を行う。

被害状況は、街路樹の被害と倒木による第三者への人的、物的な被害状況を把握する。

#### オ 交通誘導と立入禁止

倒木、半倒木の影響範囲内へのバリケード等による立入禁止措置を取るとともに処理作業中は交通誘導を行う。

#### カ 連絡体制

住宅都市局と（公財）福岡市緑のまちづくり協会は、災害報告の連絡を密に行い、被害状況により、警察・消防等への緊急連絡を行う。

港湾空港局は、被害状況により、警察・消防等への緊急連絡を行う。

#### (4) 地下街

地震災害に伴う地下街における被害防止を図るため、消防局が地下街に対し次の指導等を行う。

##### ① 出火防止措置

ア 火気使用設備・器具の停止並びに確認を実施する。

イ 防災センターは、緊急遮断弁の操作の可否を検討する。

##### ② 消火活動

ア 店内に火災が発生した場合は、全力をあげて消火にあたる。

イ 震動により消火栓等の配管の破損等も予想されるので、消火活動は消火器を主体とした初期消火活動を行い、火災の延焼拡大を極力防止する。

##### ③ 情報収集

ア 街内の被害状況をすみやかに把握し、防災センターに連絡する。

イ 防災センターは、街内及び地上の被害状況を把握し、街内の全員にその状況を通報する。

##### ④ 避難誘導活動

ア 街内通路等に落下、倒壊した物件等で避難上支障となるものの整理を行う。

イ 地上の状況を見て避難上支障となるものがないことを確認した後誘導を開始する。

ウ 街内に火災が発生している場合は、原則として地上に直通している避難上安全な階段をすみやかに選定し誘導する。

#### 5 地盤災害

地震災害によりがけ崩れ等の被害が生じた箇所について、警戒を行い、住民等の安全を確保するとともに、必要な応急的措置を実施する。

##### (1) 危険箇所等の警戒

がけ崩れ等の被災箇所の巡回点検を行うとともに、地震災害により亀裂の発生、液状化などの地盤に異常をきたしている箇所について状況を把握し、警戒を行う。

##### (2) 応急措置

###### ① 避難情報

地盤の異常により住民等に危険が及ぶ可能性のある箇所については、避難情報の発令又は警戒区域を設定するなどにより、住民等の安全を確保する。

###### ② 応急措置の実施

がけ崩れ等により、住民等に危険が及ぶ可能性がある箇所については、応急工事その他の応急措置を実施する。

③ 宅地内に流入した土砂・がれき等については、一般交通や消防防災活動、公衆衛生の支障となるなど公益上重大な支障がある場合に限り、土砂・がれき等の運搬・分別・処分を行う。

#### 第7 ライフライン施設の応急対策

水道、下水道、電気、ガス、電話の各ライフライン機関は、平常時から、施設・設備等の耐震対策やネットワークの多ルート化などの推進を図るとともに、災害により設備等が被災した場合は、被害状況を迅速に把握し、災害対策機器の活用や、全国からの復旧用資機材の調達、復旧要員の確保により、早期に復旧し、市民生活、都市機能の回復を図る。また、福岡市は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

## 1 上水道施設

被害を受けた水道施設について、「福岡市水道局災害応急対策計画」に基づき必要な応急復旧措置を行う。

### (1) 実施体制

- ① 災害対策本部水道局が統括し、水道サービス公社の協力を得て行う。
- ② 必要に応じ、各局等、他都市その他関係機関、民間企業等の協力を得る。

### (2) 初動体制

#### ① 被害状況の把握

直ちに水道施設の点検調査を行い、被害状況を把握する。

配水幹線において、水圧・配水量に異常のあるもの及び給水拠点となる広域避難場所等については、特に優先的に巡回・点検を行う。

#### ② 応急処置

##### ア 水源・浄水施設

可能な限りの施設の運転を確保するとともに二次災害や被害の拡大を防止するため、運転調整及び応急処置を行う。

- (ア) 取水導水の停止及び減量
- (イ) 危険箇所、その影響部の機能の停止
- (ウ) 停電に伴う自家発電の運転等
- (エ) 配水池の貯留水の確保等

##### イ 配水施設・給水装置

二次災害や被害拡大を防止するため、応急処置を行い、現場の安全を確認した後、応急復旧に着手する。

- (ア) 弁操作による貯留水の確保
- (イ) 被害箇所の補強、断水等の保安措置
- (ウ) ポンプの運転調整
- (エ) 電力の確保

### (3) 応急復旧計画

#### ① 復旧計画の作成

水道施設の被害状況の情報を基に、発災後72時間以内に水道施設の復旧に着手できるよう、復旧計画を作成する。

#### ② 応急復旧目標

応急復旧期間は、4週間以内を目標とする。

### (4) 応急復旧方法

#### ① 水源・浄水施設

ア 水道施設の応急復旧は、原則として各浄水系統を同時に行うが、水運用上必要とする水道施設があるときは、その復旧を優先する。

イ 各浄水系統のうち、最低ひとつの導送水路線の確保を行う。

#### ② 配水施設・給水装置

ア 復旧優先順位は下記を基本とし、幹線の順位はあらかじめ定めた順位を基本とする。

- (ア) 各浄水場からの重要配水幹線及び広域避難場所へ至る配水ルート
- (イ) 配水幹線、被災者の多い避難場所及び病院等の重要施設へ至る配水ルート
- (ウ) 配水支管及び給水管

イ 配水管及び給水管の応急復旧は、下記を基本として行う。

##### (ア) 配水管

- 配水管の復旧は、原則として配水池を起点とする。
- 応急復旧した配水幹線は、応急給水栓を設置する。
- 復旧に時間のかかるものについては、仮設配管を布設し応急給水栓を設置する。

##### (イ) 給水管

- 道路部給水管の復旧は、配水支管と並行して行う。



- 宅地内給水管の漏水は、応急措置として止水し、1 給水栓の確保を行う。
- (5) 水質検査  
通水した地域の給水栓及び応急給水栓については、直ちに水質検査を実施する。
- (6) 復旧用資機材の調達  
復旧に必要な資機材（管類、工機具類、車両・重機等）が不足するときは、下記の方法により、その確保を行う。
  - 他都市その他関係機関からの相互応援協定に基づく調達
- (7) 広 報  
災害時の水道施設に関する被害状況及び復旧状況について、報道機関、広報紙等により広報を行う。
  - ① 被害状況
    - ア 施設の破損
    - イ 断水地区
    - ウ 世帯数
    - エ 復旧の見込み
    - オ 断水時の注意事項
  - ② 応急復旧
    - ア 復旧地区
    - イ 復旧日時
    - ウ 復旧時の注意事項
- (8) 応援の要請・受入れ
  - ① 応援要請
    - ア 要請の決定
      - (ア) 災害の発生及び復旧状況等により必要に応じて、他都市等に対し、要員の派遣、資機材の提供等の応援を要請する。
      - (イ) 震度5弱以上の地震が発生したときは、直ちに確認できる被害状況をもって速やかに全体の被害状況を予測し、その結果甚大な被害が予測されるときは、他都市等へ推測される必要な要員、資機材の応援要請を行う。
    - イ 応援要請先
      - (ア) 国・県・市町村等
        - 19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書  
札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市
        - 日本水道協会九州地方支部 災害時における相互応援に関する協定  
福岡市、北九州市、佐賀市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市
        - 福岡都市圏水道災害時相互応援に関する協定書  
福岡市、筑紫野市、大野城市、太宰府市、古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、宗像市、福津市、糸島市及び春日那珂川水道企業団の各水道事業者並びに福岡地区水道企業団、山神水道企業団及び宗像地区事務組合の各水道用水供給事業者
      - (イ) 日本水道協会関係
        - 日本水道協会本部
        - 日本水道協会九州地方支部
        - 日本水道協会福岡県支部
      - (ウ) その他  
福岡市管工事協同組合、福岡水道協同組合

#### ウ 携行の要請

(ア) 応援要請の際は、応急活動に係る資機材、車両等の携行を要請する。

(イ) 応援者に対する後方支援が困難なときは、食料、飲料水、寝具（冬季などには、必要に応じ防寒具等）の携行を要請する。

## 2 下水道及び集落排水施設

被害を受けた下水道施設について、必要な応急復旧措置を行う。

### (1) 初動対応

#### ① 情報の収集・伝達

災害発生時において、被害状況、施設の状況等を速やかに把握する。

ア 地震発生後において必要な情報を確実に連絡できる体制

イ 情報の連絡方法及び処理方法

ウ 一般市民から広く災害情報を収集できる体制の整備

エ 下水道台帳等のバックアップシステムの構築

#### ② 関係機関への応援要請

被害の概況により、関係機関、業者、他自治体等への応援要請を行う。

ア 大都市下水道「災害時における連絡・連携体制に関するルール」

イ 九州・山ロブロック下水道事業災害時支援に関するルール

ウ 防災活動に関する基本協定

### (2) 緊急対策

災害発生直後において、危険の防止、被害の拡大防止のため次の対策を実施する。

#### ① 緊急調査

管路の状況について、次の方法により調査する。

ア 被害の拡大、二次災害防止のため、管渠の地表からの調査

イ 他の地下埋設物等他の施設への影響の有無

ウ 重要な区間の被害概要の把握

#### ② 緊急処置

被害の状況に応じ、次のような緊急措置を実施する。

ア マンホールと道路の段差が生じている場合の安全対策

イ 陥没部への土砂侵入の防止に関する措置

ウ 地表の危険箇所への通行規制

エ 可搬式ポンプ及び車載排水ポンプによる排水

オ 施設被害状況から運転ができないとき等の下水道施設の使用中止又は制限の措置

カ 処理場施設、ポンプ場施設等の火災防止措置及び薬品・燃料・冷却水等の保全措置

キ その他必要な措置

### (3) 応急復旧対策

施設の機能を回復するため、応急復旧を実施する。

#### ① 応急調査

応急復旧のため、次の事項につき調査を行う。

ア 管渠・マンホール内の状況

イ 処理場、ポンプ場等の被害状況

ウ 下水道の機能的、構造的な被害程度

#### ② 応急復旧計画の作成

被害状況調査に基づき、応急復旧の計画を作成する。

#### ③ 要員・資機材等の確保

応急復旧に必要な要員、資機材等について不足するときは、市内業者の協力を得るほか、他自治体等の応援を要請する。

- ④ 応急復旧の実施  
応急復旧の主な内容は、次のとおり
  - ア 管内、マンホール内の土砂の浚渫
  - イ 仮管渠の設置
  - ウ 止水バンドによる圧送管の止水
  - エ 可搬式ポンプ及び排水ポンプ車による下水の排除
  - オ 処理場、ポンプ場等の機能復旧（排水機能復旧を優先する。）
- ⑤ 広報活動  
災害時の下水道及び集落排水施設に関する被害状況及び復旧状況について、報道機関、広報紙等により広報を行う。
  - ア 被害状況
    - (ア) 施設破損
    - (イ) 使用不可能・制限地区及び影響世帯数
    - (ウ) 応急復旧の見込み
    - (エ) その他留意事項
  - イ 応急復旧
    - (ア) 復旧の場所、地域
    - (イ) 復旧日時
    - (ウ) 復旧時の留意事項

### 3 電力施設

地震による災害が発生した場合は、情勢に応じた防災体制を発令（震度6弱以上の地震が発生した場合は、自動的に非常体制発令）し、速やかに対策組織を設置する。また、災害対策活動に関する一切の業務は、対策組織のもとで行う。なお、福岡市域内に震度6弱以上の地震が発生したときは、必要に応じて市災害対策本部に職員の派遣を行う。

- (1) 対策組織
  - 福岡市地域の災害対策組織（資料編Ⅳ-104頁）
- (2) 情報の収集、報告  
災害が発生した場合は、対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級対策組織に報告する。
  - ① 地震情報
  - ② 停電状況
  - ③ 電力施設の被害状況及び復旧状況
  - ④ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、地域住民等への対応状況）
  - ⑤ 復旧資材、応援、食料等に関する事項
  - ⑥ 従業員の被災状況
  - ⑦ その他災害に関する情報（交通、道路状況等）
- (3) 情報の集約  
上級対策組織は、下級対策組織からの被害情報等の報告及び独自に国、地方公共団体等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。
- (4) 災害時における広報  
広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関やホームページを通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。
- (5) 復旧対策要員の確保
  - ① 夜間、休日に防災体制の発令がなされたと判断される場合又は供給区域内で震度6弱以上の地震が発生し、非常体制が自動発令された場合は、対策要員は相互連絡を行うが、通信途絶等で連絡がとれない場合は自動出社する。
  - ② 防災体制が発令された場合は、対策要員は、速やかに所属する対策組織に出動する。

- ③ 交通途絶等により所属する対策組織に出動できない対策要員は、最寄の事業所に出動し、所属する対策組織に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

#### (6) 災害時における復旧資機材の確保

##### ① 調 達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

ア 災害地近傍に保管する貯蔵品を充当

イ 他地区保管の貯蔵品及び近傍のメーカー在庫品を充当

ウ 隣接電力会社及び他地区のメーカー等への応援依頼

##### ② 輸 送

災害対策用の資機材の輸送は、九州電力・九州電力送配電及び請負会社の車両を始め、実施可能な運搬手段により行う。

#### (7) 災害時における応急工事

##### ① 応急工事の基本方針

電力供給の早急な確保と停電時間の短縮を図るため、被害箇所には可能な限り応急工事を施して機能の回復を図る。

##### ② 応急工事対策

災害時における具体的工事については、次の対策を実施する。

###### ア 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力を活用するとともに、足場鉄柱等により応急復旧を行う。

###### イ 変電設備

機器損壊事故に対し、移動用変圧器等を活用した応急措置を行う。

###### ウ 配電設備

応急復旧工法による迅速確実な復旧を行う。

###### エ 通信設備

衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信回線を確保する。

#### 4 都市ガス施設

地震が発生し、被害が発生した場合は、「防災業務計画」に基づき災害対策本部を設置し、社内各部署の連絡協力のもと応急対策を実施する。

##### (1) 緊急対策

##### ① 情報の収集

###### ア 一般情報

本社は、テレビ、ラジオ等により一般被害情報に関する情報を収集し、各事業所に伝達する。

###### イ 地震計情報

地震発生後は直ちに地震計の計測値を確認し、供給指令センターにおいて単位ブロックごとに集計を行う。

###### ウ 供給設備の被害状況の把握

供給設備の被害状況を把握し、必要に応じて二次災害防止の措置を行う。

##### ② 広報（報道機関に対する広報活動）

地元のテレビ・ラジオ放送局に対して、二次災害発生防止の観点から保安確保のための緊急放送を依頼する。また、必要に応じてマイコンメーターの取扱方法についての放送も依頼する。

##### ③ 二次災害防止措置

###### ア 危険予防措置

ガスの漏えい等による二次災害発生のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

###### イ 地震時の供給停止判断

(ア) 地震が発生した場合、次の各号に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、供給停止を行う。

- SI値が60kPa以上を記録した地域及び製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な地域については、直ちにガス供給停止を決定する。
  - SI値が30kPa以上60kPa未満となった地域については、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況等から経時的に得られる被害状況により、二次災害の発生が予測される場合は、速やかにガス供給を停止する。
- (イ) 供給継続地区については、保安巡回等の保安確保のための必要な対策を行う。

(2) 復旧対策

① 復旧計画の策定

災害が発生した場合は、被災の正確な情報を収集し、復旧手順及び方法、復旧要員の動員及び配置計画、復旧用資機材の調達計画、復旧作業の工程、臨時供給の実施計画、宿泊施設の手配・食料等の調達計画、その他必要な対策を明らかにした復旧計画を速やかに策定する。なお、病院、避難所等社会的緊急度が高い施設について優先的な復旧を図る。

また、復旧作業が長期化する場合には、地方行政機関と協力して需要家支援のために代替熱源等の提供を図る。

② 重要施設への臨時供給

災害発生時は、重要施設（災害拠点病院、救急告示病院等）へ対する臨時供給を関係機関と協力し実施する。

③ 復旧作業の実施

復旧計画に基づき、二次災害の発生防止に万全を期すとともに、速やかにガス施設の復旧作業を実施する。

④ 救援要請

広範囲にわたり供給停止した場合は、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき（社）日本ガス協会へ救援を要請する。

⑤ 広報

災害発生時の広報は「二次災害の防止」、「お客さまの不安解消」、「復旧作業の円滑な推進のための環境づくり」、「都市ガス事業の社会的信用の維持」が目的である。そのためには、災害発生時の時間的経過を踏まえてそれぞれの状況に対応した広報活動を実施する。

5 LPガス施設

地震によりLPガス施設に被害が発生した場合は、災害対策措置要綱に基づき災害対策本部を設置し、各所連絡協力のもと応急措置・対策を実施する。

(1) 対策本部の設置

福岡市内に地震により重大な災害が発生した場合に、福岡市内のLPガス施設の保安の確保と安全供給に万全を期すため、福岡県福岡地区LPガス協会は、福岡市LPガス協会福岡地区LPガス対策本部を設置する。

災害対策本部は、本部長、副本部長、各支部長、各保安委員長、及び会員により構成する。また現地での対策を円滑にするため、必要に応じて現地対策本部を設置する。

(2) 緊急対策本部及び現地対策本部の職務

対 策 本 部	現 地 対 策 本 部
① 被害状況の情報収集・分析・伝達	① 被害状況の把握・分析及び本部への情報伝達
② 支援組織の責任者の決定及び組織の編成、派遣	② 被害状況に応じた応急措置
③ LPガス設備災害復旧支援要員の派遣要請、並びにLPガス及び機器の応急調達措置及び調整	③ 資機材・措置要員の応急調達措置と対策本部への支援要請
④ 支援活動の把握	④ マスコミ対応
⑤ 関係官庁、関係団体並びに現地本部との連絡調整	⑤ その他目的達成に必要な業務
⑥ マスコミ対応	
⑦ その他目的達成に必要な業務	



### (3) 災害支援体制

下記各班により、支援体制を構築する。

- ① 点検調査班 漏洩有無確認、漏洩防止、容器撤収、現地対策本部報告を行う。
- ② 工事班 応急設備工事施工、現地対策本部報告を行う。
- ③ 機材班 必要資機材とりまとめ、調達、各関係機関への支援要請を行う。
- ④ 輸送班 緊急車両手配、救援資機材・物資等運搬を行う。
- ⑤ 広報班 被害状況とりまとめ、関係各所、行政機関、報道機関へ報告広報を行う。
- ⑥ 総務班 必要経費算出・出納業務を行う。
- ⑦ 技術班 業界内学識経験者・技術者で構成、被害状況分析、適切業務指示を行う。

## 6 電話施設

災害時における電気通信設備の応急対策は、西日本電信電話株式会社「防災業務計画」に基づき実施し、通信の確保に当たる。

### (1) 災害対策本部

災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、当該災害の規模、その他の状況により、災害対策及び災害復旧を推進するため、特に必要があると認めるときは、福岡支店内に「福岡支店災害対策本部」を設置する。

### (2) 情報の収集、報告

災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し、あるいは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- ① 気象状況、災害予報等
- ② 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況
- ③ 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- ④ 被災設備、回線等の復旧状況
- ⑤ 復旧要員の稼働状況
- ⑥ その他必要な情報

### (3) 社外関係機関との連絡

災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。なお、福岡市域内に震度5弱以上の地震が発生したときは、市災害対策本部に職員の派遣を行う。

### (4) 警戒措置

災害予報が発せられた場合、あるいは報道された場合、及びその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて、次に掲げる事項について警戒の措置をとる。

- ① 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置する。
- ② 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し又は防災上必要な要員を待機させる。
- ③ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行う。
- ④ 災害対策用機器の点検と出動準備、あるいは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講じる。
- ⑤ 防災のため必要な工事車両、資材等を準備する。
- ⑥ 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講じる。
- ⑦ その他、安全上必要な措置を講じる。

### (5) 通信の非常そ通措置

#### ① 重要通信のそ通確保

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとる。

イ 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法、及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限の措置をとる。

- ウ 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- エ 警察、消防、その他諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。
- ② 被災地特設公衆電話の設置  
災害救助法が適用された場合等には、避難場所等に被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。
- ③ 応急回線作成用無線機等概要
- ア 孤立防止対策用衛星電話（Ku-1）
- イ TZ-403 可搬型移動無線機
- ウ ポータブル衛星通信
- ④ 災害用伝言ダイヤル『171』、災害用ブロードバンド伝言板『web171』の提供
- ア 地震等の災害時において、通信がふくそうした場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否の確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、「声の伝言板」による災害用伝言ダイヤル『171』を提供する。  
なお、災害用伝言ダイヤル『171』の提供開始については、NTTにおいて決定し、住民への周知は、テレビ、ラジオ等及び福岡市災害対策本部と協力し実施する。  
利用方法については『171』をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、伝言・録音・再生を行う。
- イ 地震等の災害時において、通信がふくそうした場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否の確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、新たにブロードバンド時代にふさわしい伝言情報（テキスト、音声、画像）の登録・閲覧を可能とする災害用ブロードバンド伝言板『web171』を提供する。なお、災害用ブロードバンド伝言板『web171』の提供開始については、NTTにおいて決定し、住民への周知は、テレビ、ラジオ等及び福岡市災害対策本部と協力して実施する。  
利用方法については西日本電信電話株式会社HP上の災害用ブロードバンド伝言板『web171』利用方法に従って、（テキスト、音声、画像）の登録、閲覧を行う。
- (6) 災害時における広報
- ① 広報活動  
災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- ② 広報の方法  
広報については、テレビ・ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、パソコン通信、支店前掲示等により直接当該被災地に周知する。
- (7) 社外機関に対する応援又は協力の要請  
災害が発生し又は発生が予想される場合において、必要により、社外機関に対し、次の事項について応援の要請又は協力を求める。
- ① 要員対策  
工事会社等の応援、自衛隊の派遣要請
- ② 資材及び物資対策  
地方公共団体等に対する燃料、食料等の特別配給の要請
- ③ 交通及び輸送対策
- ア 人員又は災害対策用機器、資材及び物資等の緊急輸送に必要な車両等について、交通制限又は輸送制限に関わる特別許可の申請
- イ 災害時等の緊急輸送のための運送業者の協力、あるいは自衛隊等に対する輸送の援助要請
- ④ 電源対策  
商用電源の供給、自家用発電用エンジンの燃料、移動電源車の燃料、オイル及び冷却水等の確保・供給を関係者に要請する。

⑤ お客様対応

お客様に対して故障情報、回線情報、ふくそう回避策及び利用案内等について情報提供を行うとともに報道機関との連携を図る。

(8) 復旧対策

災害により電気通信設備に被害が発生し、回線に障害が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被災状況に応じた措置により回線の復旧を図る。

回線の復旧順位は、次のとおりである。

- 電気通信サービスの復旧順位表（資料編IV-101 頁）

## 第8節 被災者の生活再建対策

### 第1 義援金等の受入・配分計画

災害が発生した場合に、各方面から寄託される義援金・義援物資（以下、「義援金等」という。）の受付及びこれらの配分は、次のとおり行うものとする。

#### 1 義援金等の受付

義援金等の受付窓口を開設して受付を行うとともに、災害の状況によっては義援金等の募集を行う。

##### (1) 義援金の受付

会計室は、寄託者に対して必要に応じ、領収書を交付し、当該現金を義援金受入口座にて整理の上、市会計管理者所管の歳入歳出外現金に受け入れる。

##### (2) 義援物資の受付

物資調達・輸送チームは、寄託者に対して必要に応じ、領収書を交付するとともに、当該物資の保管を行う。

#### 2 義援金等の配分

義援金の配分計画は福祉局が、義援物資の配分計画は物資調達・輸送チームが行うものとする。義援金の配分計画の作成に当たっては、被災状況等を勘案して配分委員会又は協議会を設置し、配分方法等を決定し、これに基づき、福祉局及び区災害対策本部において罹災者に対する円滑な配分を行う。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

### 第2 住宅対策

住宅の倒壊、破損のため住宅に居住できない者に対して、応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理等の対策を行い災害時の住宅の確保を図る。

#### 1 住宅の応急修理

##### (1) 住宅の応急修理の対象となる者

住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自ら修理する資力がない者（「半壊」及び「準半壊」）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」）

##### (2) 応急修理の基準

① 修理の範囲 居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない部分に限る。

② 限度額 災害救助法に定める費用の限度額とする。

③ 修理期間 原則として、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内）とする。

#### 2 一時的な居住先としての市営住宅の提供

被災者の状況等により、一時的避難先として市営住宅を提供する。

##### (1) 一時的避難を要する者

災害のため住宅が居住不能となり、当該住宅が復旧するまでの間、自らの資力では住宅の確保が困難である者

##### (2) 認定方法

区に設置する区災害対策本部が発行するり災証明書等で確認し、住宅運営課が入居の許可を行う。

##### (3) 供与

使用可能な市営住宅の空家を供与する。

供与にあたっては、高齢者、障がい者等の世帯はでき得る限り配慮する。

また、供与期間は基本として3ヶ月間とするが、必要に応じて最長1年間の範囲内で延長できる。

#### 3 応急仮設住宅（借上型・建設型）

災害により、住宅の全壊等で避難生活を余儀なくされている者に対して、居住の安定を図るため、災害救助法における救助実施市として供与戸数を決定し、応急仮設住宅（借上型・建設型）の供与を行う。供与戸数の決定に当たっては、被災状況など供与対象の要件を満たす世帯数などを基に総合的に検討する。

- (1) 借上型仮設住宅の供与  
仮設住宅の供与は、協定等に基づき、不動産業関係団体の協力を求め、民間賃貸住宅を活用しながら実施するものとする。
- (2) 建設型仮設住宅の供与
  - ① 仮設住宅の供与は、協定等に基づき、住宅に関する建設業関係団体の協力を求めながら実施するものとする。
  - ② 仮設住宅の設置場所は、原則として市有地とし、これにより難しいときは公有地又は私有地を借り上げて設置する。
  - ③ 仮設住宅の建設に当たっては、建設戸数の決定、設置計画の策定、仮設住宅用地の確保及び設計の後、建設を行う。
- (3) 応急仮設住宅の入居者の選定方法  
応急仮設住宅への入居資格は、住宅が全焼、全壊又は流失し居住する住宅がなく、自らの資力で住宅を確保することができない者とし、関係機関と協議の上、入居者を選定する。なお、この場合、以下のことに留意するものとする。
  - ① 選定にあたっては、一般世帯と高齢者・障がい者等の世帯の構成に考慮するものとする。
  - ② 従前の居住地及び自治組織に考慮した選定を行う。
- (4) 供与期間  
原則として、2年以内とする。

#### 4 民間住宅の応急処置に関する防災協定

福岡市域内の民間住宅およびその敷地を対象とし、市民からの要請により、被災した又は被災の恐れのある場合に応急処置を行う「防災活動に関する基本協定」の締結。

- (1) 主な作業内容
  - ① 雨漏り対策のシート張り
  - ② 浸水防止の土のう積み
  - ③ 浸水土砂流入時の撤去清掃
- (2) 相手方(連絡先)  
一般社団法人福岡防災機構  
事務所：福岡市中央区春吉3丁目15-15  
TEL：092-724-5086 FAX：092-724-5087  
E-mail：f-bousai@mocha.ocn.ne.jp

#### 第3 被災者台帳の整備

福岡市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

福岡県は、災害救助法に基づき福岡市域外において福岡市民の被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する福岡市からの要請に応じて、福岡市民の被災者に関する情報を提供する。

#### 第4 リ災証明書の発行

大規模な災害時において、被災者に対する各種救援措置等を円滑に進めるため、家屋の被害認定調査を行い、リ災証明書を迅速に発行する。必要に応じてリ災証明発行チームを編成し、迅速かつ効率的に災害対応を行う。また、災害時にリ災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、家屋の被害認定調査の担当者の育成を計画的に進めるなど、リ災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

##### 1 リ災証明書の発行

リ災証明書は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害（火災及び雷に起因するものを除く）により被害を受けた家屋について災害による被害の程度の証明を行うものとする。なお、家屋以外の不動産又は動産が被災した場合において必要があるときは、リ災届出証明書で対応する。



## 2 家屋の被害認定調査の実施

### (1) 家屋の被害認定調査

家屋の被害認定調査は、救命救急活動・消火活動が一段落した時点で速やかに家屋被害認定調査計画を策定した上で、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針 内閣府（防災担当）」に基づき実施する。

### (2) 台帳の整備

り災証明書発行の基本となる台帳を作成する。台帳には、家屋被害認定調査の判定結果、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集積する。

## 3 り災証明に関する広報

り災証明書の発行の時期、手続等については、報道機関、広報紙等により広報する。



# 第6章 受 援 計 画

- 第1節 受援の基本
- 第2節 受援体制
- 第3節 支援職員等の受入れ
- 第4節 関係機関別の受援



## 《第6章 受 援 計 画》

### 第1節 受援の基本

福岡市域において、地震や風水害等による大規模な災害が発生（以下「災害発生時」という。）し、福岡市単独での対応が困難な場合に、防災関係機関や他の自治体等からの支援を円滑に受けるための手順や体制等について定める。

#### 第1 受援の基本的な考え方

災害発生時、福岡市業務継続計画に基づき、原則として全ての通常業務を停止し、市民の身体・生命を守るための災害応急業務に人的資源を集中的に投入する。

人的資源等に不足が生じる場合は受援計画（以下「本計画」という。）に基づき防災関係機関や自治体（当該団体の職員を以下「支援職員」という。）並びに企業・NPO等に支援を要請するとともに、順次通常業務を再開する。また、ボランティア等も積極的に活用する。

受援の際には、以下に配慮する。

- 支援要請に当たっては、可能な限り受援対象業務ごとに受援期間を明らかにする。
- 災害時支援協定の締結により、積極的に企業やNPO等の専門技術の導入を図る。

#### 第2 受援計画の発動

福岡市災害対策本部（以下「本部」という。）が設置され、対策本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めた場合に本計画を発動し、防災関係機関等へ支援要請を行う。



## 第2節 受援体制

### 第1 受援調整にかかる体制

本部長が受援計画発動の決定を行った場合は、速やかに市全体の受援に関する事項を総括する「受援調整チーム」を本部内に設置する。

また、各局等には受援対象業務の調整を行う担当を置く。

#### 1 受援調整チームによる支援要請及び受援調整

受援調整チームの構成並びに役割は、以下のとおりとする。

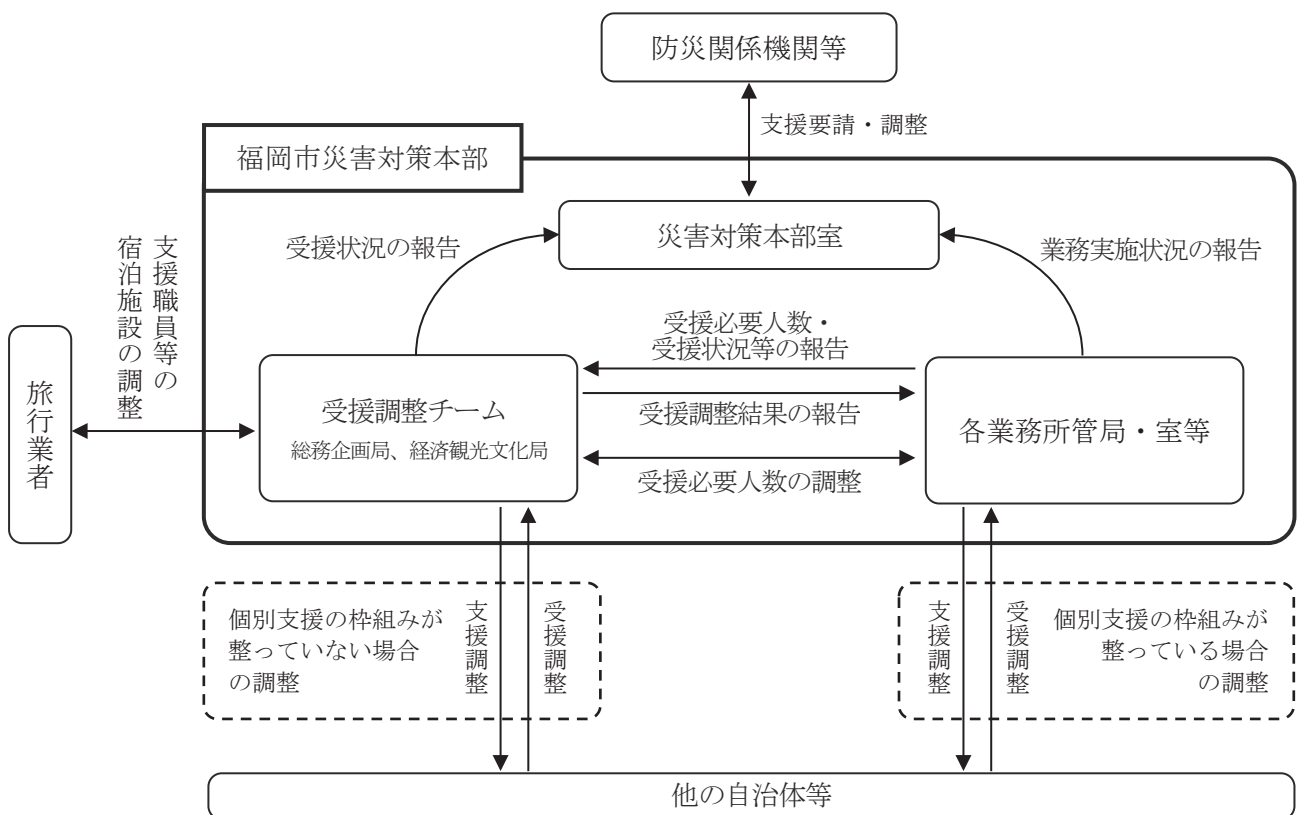
構成	役割
総務企画局	受援調整チームの総括に関する事
	受援状況の把握・本部への報告に関する事
	個別の災害時相互支援協定で支援の枠組みが整っていない場合の支援要請及び受援調整等に関する事
	支援職員等の配置に関する事
経済観光文化局	支援職員等の宿泊施設・活動拠点の確保に関する事

#### 2 各業務所管部による支援要請及び受援調整

県内の消防相互支援等、個別の災害時相互支援協定で支援の枠組み（以下「個別支援の枠組み」という。）が整っている業務については、各局等で支援要請及び受援調整を行う。

ただし、受援調整の途中経過及び調整結果については、受援調整チームに随時報告するものとする。

【受援調整の流れ（概要）】



## 第2 受援対象業務

他の自治体等からの支援が必要となることが想定される業務は、次の表のとおり。

受援対象業務		業務の概要	業務所管局等	根拠
消防活動に関する業務		・消火活動、救助活動、救急活動	消防局	①
医療支援に関する業務		・医療・救護活動	緊急医療調整 チーム	②
		・精神保健医療に関する活動 ※DPATで調整		③
救援物資に関する業務		・物資集積拠点の運営	物資調達・輸送 チーム	※
被災地の安全対策に関する業務		・被災建築物応急危険度判定	住宅都市局	④
		・被災宅地危険度判定		⑤
避難所	避難所運営に関する業務	・避難所運営等の支援	福祉局	⑮⑯ ※
	保健・福祉・衛生に 関する業務	・避難所の衛生確保 ・被災者の健康管理 ・要配慮者の状況把握・支援 ・避難所における聴覚障がい者等の支援 (ろうあ者相談、手話通訳者、 盲ろう者通訳介助員)	福祉局 保健医療局	※
	動物愛護に関する業務	・動物愛護に関する相談 ・避難所における愛玩動物の適正飼育		⑥
ライフライン復旧に関する業務		・応急給水活動 ・上水道施設の被害調査・復旧	水道局	⑦
		・下水道施設の被害調査・復旧	道路下水道局	⑧
清掃対策に関する業務		・廃棄物の収集・運搬、処分	環境局	⑨
		・し尿の収集・運搬、処分		⑩
		・仮設トイレ等の確保・設置		⑪
教育に関する業務		・学校施設の被害調査・復旧 ・特別支援教育支援	教育委員会	⑫
公共施設等の応急対策に 関する業務		・道路の被害調査・復旧 ・緊急輸送道路の確保 (応急措置、迂回路の確保) ・河川の被害調査・復旧	道路下水道局	※
		・港湾施設の被害調査・復旧	港湾空港局	※
被災者の生活再建に関する業務		・応急仮設住宅供与支援	住宅都市局	※
		・家屋被害認定調査 ・り災証明書の発行	り災証明チーム	⑮⑯ ※

※は、受援調整チームで支援要請及び受援調整を行う業務。なお、本表に記載のない業務は、受援調整チームで支援要請及び受援調整を行う。

本市が締結している自治体間における相互支援協定は、「資料編〈災害時応援協力等〉」を参照。

<支援要請の根拠となる災害時相互支援協定等>

- ① 緊急消防援助隊：消防組織法第 44 条、県内消防相互応援：消防組織法第 39 条、福岡県消防相互応援協定、福岡都市圏市町村消防相互応援協定
- ② 21 大都市災害時相互応援に関する協定
- ③ 災害対策基本法第 74 条、DPAT 活動要領
- ④ 被災建築物応急危険度判定要綱
- ⑤ 被災宅地危険度判定実施要綱
- ⑥ 九州・山口 9 県災害時愛護動物救護応援協定、福岡県災害時ペット救護マニュアル
- ⑦ 日本水道協会地震等緊急時対応の手引き、日本水道協会九州地方支部 災害時における相互応援に関する協定、大都市水道局災害相互応援に関する覚書
- ⑧ 下水道災害時における大都市間の連絡・連携に関するルール、下水道事業における災害時支援に関するルール
- ⑨ 大規模災害発生時における九州ブロック災害廃棄物対策行動計画、九州 3 指定都市災害廃棄物の処理における相互支援に関する協定、福岡都市圏域自治体間における一般廃棄物の処理に関する相互協定書、一般廃棄物収集運搬業者との災害時における災害廃棄物の収集・運搬に関する協定書、福岡県産業廃棄物協会との災害廃棄物の処理等に関する協定書
- ⑩ 福岡都市圏域自治体間における一般廃棄物の処理に関する相互協定書
- ⑪ 災害時における仮設トイレの設置に関する協定書、災害時における物資の供給に関する協定書
- ⑫ 災害対策基本法第 67 条
- ⑬ 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定
- ⑭ 九州市長会における災害時相互支援プラン
- ⑮ 広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画
- ⑯ 応急対策職員派遣制度

### 第3節 支援職員等の受入れ

支援職員等の受入れを円滑に実施するため、本計画において受援の手順や各局等並びに受援調整チームの役割分担を明確にする。

なお、支援職員等の受入れ実務の詳細は、「災害時受援業務マニュアル」にて定める。

#### 第1 支援要請

##### 1 支援要請の必要性の判断

各局長等は、災害応急業務の実施にあたって、人的資源が不足する場合は、支援要請の必要性について、判断する。

##### 2 支援要請の決定

###### (1) 防災関係機関並びに自治体等に支援要請を行う場合

防災関係機関並びに自治体等に支援要請を行う必要がある場合は、各局長等からの報告に基づき、本部長が決定する。

###### (2) 企業・NPO等に支援要請を行う場合

災害時支援協定等を所管する各局長等が決定する。

##### 3 支援要請の実施

###### (1) 防災関係機関等に支援要請を行う場合

災害対策本部室から支援要請を行う。

###### (2) 自治体に支援要請を行う場合

① 個別支援の枠組みが整っていない業務 受援調整チームから支援要請を行う。

② 個別支援の枠組みが整っている業務 各業務所管局等から支援要請を行う。

###### (3) 企業・NPO等に支援要請を行う場合

災害時支援協定の運用担当局等から支援要請を行う。

##### 4 支援要請の報告

市全体の支援要請状況は、受援調整チームが取りまとめ、総務企画局長が本部長に報告する。

#### 第2 受入れの準備

##### 1 支援職員等への事前説明の実施

支援職員等が本市に到着後、すみやかに業務に従事できるよう、受援対象業務所管課（以下「受援課」という。）は業務マニュアルや業務遂行に必要な資料の整備に努め、当該マニュアル等を事前に電子メール等で支援職員等派遣団体に送付する。

##### 2 派遣内容の把握

受援課は、事前に支援職員の数、到着時期、到着場所、宿泊場所並びに携行品等を把握する。

##### 3 支援職員等の宿泊場所の確保

###### (1) 旅行者による確保

###### ① 個別支援の枠組みが整っていない業務

受援調整チームが災害時支援協定に基づき、旅行者に宿泊施設の確保を要請する。

###### ② 個別支援の枠組みが整っている業務

受援対象業務所管課からの要請があれば、受援調整チームが災害時支援協定に基づき、旅行者に宿泊施設の確保を要請する。

###### (2) 市保有施設等での確保

上記によっても宿泊施設が不足する場合は、宿泊可能な市の施設等をもって充てる。

##### 4 支援職員等の食料及び燃料の確保

支援職員等が本市で災害応急業務に従事する際に必要な食料及び燃料については、原則として当該職員を派遣する団体が確保することとし、支援要請を行う際にその旨を当該団体に伝える。

## 5 支援職員等の活動に要する資機材等の確保

支援活動に必要な資機材等については、活動内容に応じて各局等において準備する。

## 6 支援職員等の活動拠点の確保

支援職員等が活動する執務スペースや待機場所については、各局等において所管施設等を活用して確保する。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。ただし、各局等による確保が困難な場合は、受援調整チームと協議の上、確保する。

### 第3 受援による業務の実施

#### 1 支援職員等への配慮

支援職員等が災害応急業務に従事するに当たっては、支援職員等に任せきりにすることなく、本市職員のリーダーシップのもとに業務に従事するよう配慮する。

#### 2 支援職員等との情報共有

受援課は、原則として毎日、朝礼やミーティングを実施し、支援職員等に対して、業務内容の指示や情報共有を行う。

#### 3 支援職員等の業務管理

受援課は、支援職員等による業務の実施状況を十分に把握し、業務量及び必要人員を勘案し、必要に応じて、支援職員等の追加要請や業務内容の変更を検討する。

#### 4 支援職員等の交代にかかる対応

受援課は、支援職員等の交代に際して、適切に引継ぎが行われるよう、情報共有等に十分配慮する。

#### 5 受援状況の報告

市全体の受援状況は、受援調整チームが取りまとめ、総務企画局長が本部長に報告する。

### 第4 受援の終了

#### 1 受援終了の判断

各局長等は、災害応急業務の実施にあたって必要な人員が充足するなど、受援の必要がなくなる見込みとなった場合は、受援終了の判断を行う。

#### 2 受援終了の決定

- (1) 防災関係機関並びに自治体等に支援要請を行った場合各局長等からの報告に基づき、本部長が決定する。
- (2) 企業・NPO等に支援要請を行った場合各局長等が決定する。

#### 3 受援終了の報告

市全体の受援終了の状況は、受援調整チームが取りまとめ、総務企画局長が本部長に報告する。

#### 4 支援要請先への受援終了の連絡

- (1) 防災関係機関等に支援要請を行った場合災害対策本部室から受援終了の連絡を行う。
- (2) 自治体に支援要請を行った場合
  - ① 個別支援の枠組みが整っていない業務  
受援調整チームから受援終了の連絡を行う。
  - ② 個別支援の枠組みが整っている業務  
各業務所管局等から受援終了の連絡を行う。
- (3) 企業・NPO等に支援要請を行った場合  
災害時支援協定の運用担当局等から受援終了の連絡を行う。

### 第5 費用負担

- (1) 受援にかかった費用については、各業務所管局等が負担する。
- (2) 予備費の活用等、財源調整については、財政局と行う。



## 第4節 関係機関別の受援

### 第1 自治体等

#### 1 自治体

自治体への支援要請は、例えば避難所運営支援業務については1ヶ月以内を目安とする等、可能な限り業務に応じて期限を明示して行う。

#### 2 国による代行

国は、被災により、福岡市及び福岡県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため福岡市に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、福岡市に代わって行うものとする。

#### 3 県による代行

福岡県は、県域に係る災害が発生した場合において、被災により福岡市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため福岡市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、福岡市に代わって行うものとする。

#### 4 国による広域一時滞在の協議

国は、福岡市及び福岡県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を福岡市に代わって行うものとする。また、福岡市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、福岡市からの要求を待ついとまがないときは、福岡市の要求を待たないで、福岡県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行うものとする。

### 第2 自衛隊

福岡市全域にわたって被害が生じ、市の活動のみでは対応が困難な場合に、派遣要請を行う。家屋の倒壊、構造物の破損等があるとき等、甚大な被害が把握された場合には、被害状況の詳細が把握・集約されない時点においても、全体の被害状況を推測して派遣要請を行う。

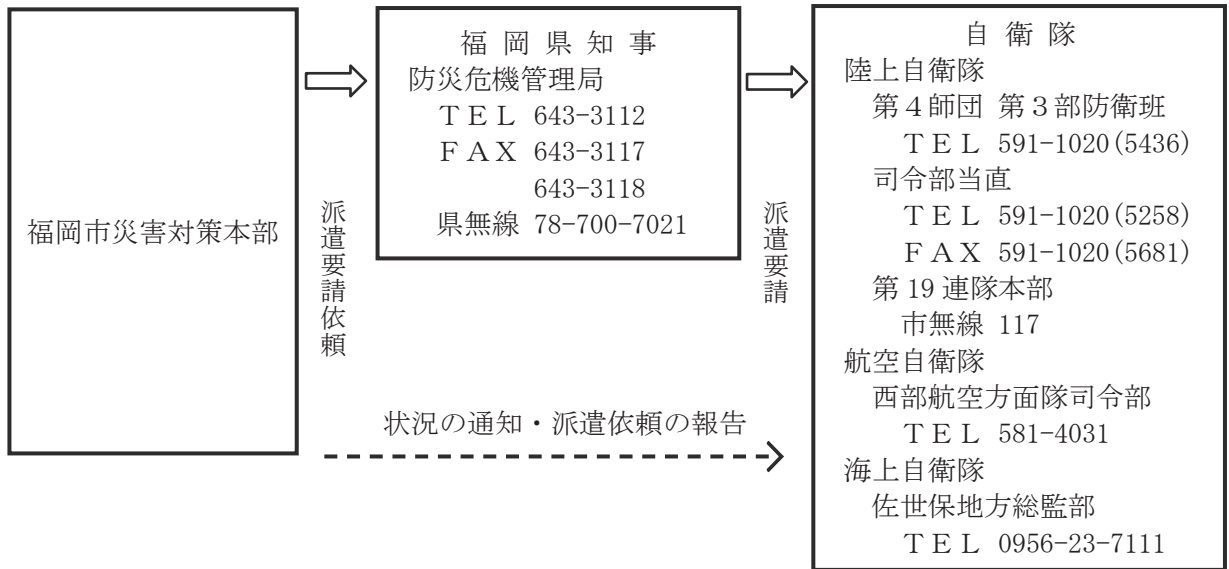
#### 1 派遣要請の基準

- (1) 天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ、自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
- (2) 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

## 2 派遣要請依頼手続

### (1) 要請系統

自衛隊派遣要請図



(2) 自衛隊の派遣を必要とすると判断したときは、本部長の指示により直ちに福岡県知事（県防災危機管理局）に自衛隊の災害派遣を依頼する。

(3) 福岡県知事へ依頼する場合は、次の次項を電話又は口頭により明確にする。文書による依頼は、電話又は口頭による依頼の後に整える。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

(4) 福岡県知事へ派遣の依頼を行ったときは、陸上自衛隊第4師団（第3部防衛班）へもその旨を連絡する。この場合において、必要に応じて、その旨及び必要とする地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

(5) 福岡県知事へ依頼することが困難である場合は、直接陸上自衛隊第4師団（第3部防衛班）に対し、福岡県知事へ依頼することができない旨及びその時点での災害の状況等を連絡する。

### 3 自衛隊への情報提供等

(1) 市域内で震度5弱以上の地震若しくはそれに相当する災害が発生したときは、自衛隊の派遣要請を行うか否かにかかわらず、次の事項を陸上自衛隊第4師団（第3部防衛班）に連絡する。

- ① 地震等の災害発生的事实
- ② その時点で把握している被害状況
- ③ 本市の対応状況
- ④ 後ほど派遣要請を行う場合があること
- ⑤ 偵察等の事前対応の可否

(2) 事態の推移に応じて、逐次自衛隊との連絡を行うものとする。

### 4 自衛隊の活動内容

(1) 地震等発生時の活動

連絡班及び偵察班の派遣

#### ア 連絡班

速やかに市役所及び各区役所へ連絡班を派遣し、情報の収集及び部隊派遣等に関する連絡調整を行う。また、状況によっては通信班を派遣し通信の確保を図る。

#### イ 偵察班

災害発生予想地域に対しては、数組の偵察班を派遣し、現地の状況を偵察すると共に連絡に当たる。なお、気象庁等から震度5弱以上の地震発生との情報を得た場合は、速やかに航空機等を使用して、当該地震の発生地域及びその周辺について、目視等による情報収集を行う。

### (2) 災害発生後の活動

#### ① 被害状況の把握

福岡県知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、艦船、航空機等により偵察を行う。

#### ② 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送を行う。

#### ③ 被災者等の捜索救助

死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業に優先して捜索活動を行う。

#### ④ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、所要の水防作業を行う。

#### ⑤ 消防活動

利用可能な消火、防火用具をもって消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は通常、市町村等の提供するものを使用する。

#### ⑥ 道路又は水路の応急啓開

道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合、これらの啓開又は除去に当たる。

#### ⑦ 救援物資の緊急輸送

被災者が避難所等で生活するために必要不可欠な救援物資等の緊急輸送を実施する。

#### ⑧ 応急医療、救護及び防疫

特に要請があった場合には、被災者に対し応急医療、救護及び防疫の支援を行う。ただし、薬剤等は通常、市町村等の提供するものを使用する。

#### ⑨ 人員の緊急輸送

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、緊急患者・医師その他救援活動に必要な人員の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

#### ⑩ 炊飯又は給水

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、被災者に対し、炊飯又は給水を行う。

#### ⑪ 危険物の保管及び除去

特に要請があった場合において必要と認めるときは、能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

#### ⑫ その他

その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力上対処可能なものについては、所要の措置をとる。

### (3) 陸・海・空自衛隊の連携

災害派遣において、陸・海・空自衛隊のうち、いずれか2つ以上の部隊等が活動する場合は、相互の連携を密にし効率的かつ効果的な実施を図る。

## 5 派遣部隊

(1) 災害派遣対象主要資器材（資料編V-1頁）

(2) 要請者側の準備する主要資器材の基準（資料編V-2頁）

(3) 派遣部隊名（資料編V-2頁）

## 6 派遣部隊等の活動調整・受入

### (1) 災害救援活動の調整

自衛隊の派遣部隊の活動の調整は、災害対策本部を通じて行い、細部については活動内容に応じて各局等において行う。

### (2) 派遣部隊の拠点

派遣部隊の野営地等の活動の拠点は、被害が軽微な地域に存する公園、港湾緑地グラウンド、その他の空地又は宿泊可能な市の施設等をもって充てる。

### (3) 活動に要する資機材等

派遣部隊の活動に必要な資機材については、活動内容に応じて各局等において準備する。

## 第3 企業・NPO、ボランティア

企業・NPO等に業務委託することで、企業等が持つ人材やノウハウ等の資源を効果的に活用する。また、個人からの協力の申し出や企業からの無償支援の申し出などのボランティア等も積極的に活用する。

### 1 企業・NPO等

#### (1) 人的支援にかかる協定（自治体等を除く）

支援分野	相手方	支援の概要
消 防	ライフライン 関係企業等	都市ガス、LPガスに起因する被害拡大の防止等 消防活動に障害となる物件等の除去
医療救護	医療関係団体	避難所等への救護班の派遣、犬・猫への救護活動等
給 水	水道関係企業等	応急給水、断水等の復旧等
水 防	土木関係団体等	防災活動の実施
環 境	環境関係団体	災害廃棄物の収集・運搬
輸 送	物流関係企業等	物資集積拠点における荷捌きの指導、物資の輸送等 被災者・支援職員・災害ボランティア等の輸送
遺体処理	葬祭関係団体	遺体安置施設の提供、遺体収容・安置に必要な資機材等の 提供、遺体の搬送
宿泊施設確保	旅行業者	支援職員等の宿泊施設の確保
ボランティア	福祉関係団体等	災害ボランティアセンターの運営 ノウハウを持った人材の派遣等
生活再建	金融関係団体等	住宅相談窓口の開設、各種被災者支援相談窓口の設置等

#### (2) 物的支援にかかる協定（自治体等を除く）

支援分野	相手方	支援の概要
物資供給	各種小売業者等	飲料水・食料・生活必需品、資機材等の供給等
その他 物資供給	各種小売業者等	緊急車両への優先的な燃料供給、地図製品の供給等
仮設トイレ	資機材 レンタル企業	仮設トイレの供給及び搬送、設置
避難所等	各種施設管理者	保有施設の提供等
帰宅困難 者支援等	各種施設管理者	保有施設の提供、食料等の供給
通信	各種通信設備 管理者	対策本部の通信設備の優先利用

※ 本市が企業等と締結している協定は、資料編「給水計画」、「生活必需物資等供給協定」、「施設等提供協力協定」、「医療及び助産計画」、「清掃計画」、「死体の捜索及び収容埋葬計画」、「水防計画」、「消防計画」、「参考資料」を参照。

## 2 ボランティア等

### (1) 災害ボランティアセンター

個人・団体からの災害ボランティアの申し出については、災害ボランティアセンターで受け付ける。

#### ① 災害ボランティアセンターの設置・運営

災害が発生し、ボランティアの支援の必要性があるときは、「災害時におけるボランティア活動に関する協定書」に基づき、本部と市社会福祉協議会で協議し、災害ボランティアセンターを設置する。

災害ボランティアセンターの運営については、市社会福祉協議会を主体とし、本部と連携を図りながら、各種団体、NPO、大学等及び個人ボランティアの協力を得て行う。

#### ② 設置場所・機能

災害ボランティアセンター本部は、原則として福岡市市民福祉プラザ内（市社会福祉協議会）に設置し、本部機能を担う。区災害ボランティアセンターは、ボランティアの活動拠点として各区に適宜設置し、各区災害対策本部と連携して活動調整を行うとともに、災害ボランティアセンター本部と必要な連絡・報告・情報共有を行う。

#### ③ 所掌事務

ア 本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整に関すること

イ ボランティア需給状況の把握及び調整に関すること

ウ ボランティア募集等の情報発信

エ センター及びボランティアに関する各種相談、問い合わせに関すること

オ ボランティア活動に必要な資機材等の調達に関すること

カ 関係機関及び団体等との連絡調整及び市外の社協職員応援の要請に関すること

キ その他、センター運営にあたり必要と認められる業務

#### ④ 一般ボランティア（特別の資格、技能等を要しないボランティア）への対応

災害ボランティアセンターは、被災地のニーズに応じて、活動調整を行う。

（活動例示）

ア ボランティアニーズの把握・活動調整

イ 避難所（指定避難所以外の場所を含む）運営の補助

ウ 物資の仕分け・配送・分配の補助

エ 炊き出しの補助

オ 給水活動の補助

カ 避難者の介助、支援（在宅避難者等を含む）

キ 清掃、家屋等の片づけ、引っ越し手伝い

### (2) 日赤奉仕団

#### ① 協力の依頼

ア 災害救護に関する奉仕その他社会福祉施設及び援護を要する者への奉仕等を目的として設置されている日赤奉仕団に協力を依頼する。

イ 日赤奉仕団の協力依頼は、日赤福岡市地区本部事務局、日本赤十字社福岡県支部等を通じて行う。

連絡先	所在地	電話
日赤福岡市地区本部	福岡市中央区天神1丁目8-1	711-4947
日赤福岡県支部	福岡市南区大楠3丁目1-1	523-1171

#### ② 協力内容

ア 被災者への炊き出し

イ 清掃等



ウ その他の救護活動

(3) 避難所サポートチーム・福岡（避難所運営支援エキスパート）避難所運営を支援する災害ボランティアの協力を得る。

(4) その他

① 各種ボランティア

災害ボランティアセンターで受け付けを行わない各種ボランティアについては、本部（市民局）が、福岡市 NPO・ボランティア交流センター等と連携し、各災害応急業務の所管局等と活動調整を行う。

② 企業等からの無償支援

企業からの無償の人的・物的支援について受け入れる。

# 第7章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興計画の基本方針

第2節 市民生活再建のための施策

第3節 災害復旧事業に伴う国の財政援助



## 《第7章 災害復旧・復興計画》

### 第1節 災害復旧・復興計画の基本方針

#### 第1 災害復旧・復興の方針

被害状況・応急対策の実施状況等を総合的に勘案して方針を決定し実施する。

災害復旧・復興は、市民の意向を尊重し、福岡市が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。また、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、要配慮者の参画を促進するものとする。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

#### 第2 災害復旧・復興の組織等

- (1) 状況等に応じて「災害復旧・復興本部」を設置する。
- (2) 災害復旧・復興本部は市長を本部長とし、副市長を副本部長とする。
- (3) 組織及び所掌事務は災害対策本部を基本とし、特に次の事項を迅速・確実に実施するため状況に応じて別に定める。
  - ① 被災者生活再建のための支援策の実施
  - ② 農林水産業や中小企業者等の事業活動と早期の経営安定のための支援策の実施
  - ③ 公共施設等の早期の復旧
  - ④ その他、被害の種類・性質等に応じて緊急に復旧・復興を図る必要がある事項

#### 第3 災害復旧・復興計画の策定

大規模な震災被害が発生した場合、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要があるため、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、施策・施設ごとに復旧・復興計画を策定する。また、法に定める特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。

また、復旧・復興を円滑に進めるためには、地域住民の強い意欲と復興のあり方の合意が必要であり、その重要性に係る市民への啓発や自主防災組織の育成など地域協働で復旧・復興に向けた取組を行う。

#### 第4 災害復旧・復興本部の設置に至らない場合の体制

副市長は、災害状況、応急対策の実施状況等を総合的に勘案し、「災害復旧・復興本部」の設置に至らない場合は、被害の種類・性質等に応じて緊急に復旧を図る必要がある事項等について、福岡市災害対策本部等実施要綱(資料編Ⅱ-15頁)第21条に基づき「災害復旧・支援対策会議」を開催し、対応を図るものとする。

#### 第5 災害復旧・復興事業からの暴力団排除活動

警察は、暴力団等による、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、福岡市、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

## 第2節 市民生活再建のための施策

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努め、生活等の再建のための必要な施策を行う。

### 第1 各種施策の決定、周知

#### 1 施策の決定

市民生活の再建等のための施策は、被害状況、被災者の状況等から速やかに決定する。

#### 2 市民への周知、相談

各種施策の概要、要件、手続きについて、市民に周知させる措置をとるとともに、市民の相談窓口を設ける。

### 第2 被災市民に対する生活援護・災害復旧援助措置

#### 1 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付（資料編VI-1 頁）

被災者援護のために災害弔慰金、見舞金等の支給及び援護資金等の貸付を行う。

##### (1) 災害弔慰金の支給等に関する法律によるもの

- ア 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給
- イ 災害援護資金の貸付

##### (2) 被災者生活再建支援法によるもの

##### (3) 災害見舞金及び災害援護臨時貸付金

##### (4) 生活福祉資金貸付制度要綱によるもの

#### 2 住宅関連融資（資料編VI-4 頁）

災害によって住宅が滅失又は損傷した者に対し住宅の新築補修及び宅地の整備等若しくは、がけ崩れ等の宅地災害を防止するための防災工事に必要な資金の融資制度である。

#### 3 経営資金融資（資料編VI-5 頁）

災害により被害を受けた中小企業者、農林水産業者及びその他の団体等に対する災害復旧のための融資制度である。

### 第3 租税等の減免等

被災者に対する応急措置として災害対策基本法第 85 条の規定により、被災者はそれぞれの法律又は条例の規定に基づき、次のような公的徴収金の減免措置を受けることができる。

#### 1 国税の減免・徴収猶予等

##### (1) 所得税の減免

##### ① 減免措置を受けることができる者

災害により自己の所有に係る住宅又は家財につき生じた損害金額（保険金等により補填された額を除く。）が、その住宅又は家財の 10 分の 5 以上（以下「り災」という。）の者で被害を受けた当該年分の合計所得金額が 1,000 万円以下のもの

##### ② 減免額

ア 合計所得金額が 500 万円以下であるとき 当該所得税の額の全額

イ 合計所得金額が 500 万円を超え 750 万円以下であるとき 当該所得税の額の 10 分の 5

ウ 合計所得金額が 750 万円を超え 1,000 万円以下であるとき 当該所得税の額の 10 分の 2.5

##### ③ 減免手続

減免措置を受けようとする者は、確定申告書に、その旨、被害の状況及び損害金額を記載してこれを納税地の所轄税務署に提出する。



## (2) 所得税及び復興特別所得税の還付又は徴収猶予

① 還付又は徴収猶予を受けられる者  
所得税の減免措置を受けられる者に同じ

### ② 還付又は徴収猶予額

ア 合計所得金額の見積額が500万円以下であるとき。

(ア) 災害のあった日以後徴収を受くべきその年分の所得税及び復興特別所得税の徴収を猶予する。

(イ) その年すでに徴収された税相当額を還付する。

イ 合計所得金額の見積額が500万円を超え750万円以下であるとき。

(ア) 6月30日以前に災害を受けたときは、災害のあった日から6月を経過する日の前日までの間の所得税及び復興特別所得税の徴収を猶予する。

(イ) 7月1日以後に災害を受けたときは、災害のあった日以後徴収を受くべきその年分の所得税及び復興特別所得税の徴収を猶予し、かつ、その年の7月1日以後災害のあった日までの間に徴収された税相当額を還付する。

(ウ) 被災給与所得者が災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令(昭和22年政令第268号)第3条の2第4項の規定の適用を受ける旨の申請をしたときは、災害のあった日以後に徴集を受けるべきその年分の所得税額及び復興特別所得税額の2分の1の額を徴収猶予し、かつ、その年の1月1日から災害のあった日までの間に徴収された税額の2分の1の額を還付する。

ウ 合計所得金額の見積額が750万円を超え1,000万円以下であるとき。

災害があった日から3月を経過する日の前日(その日が災害のあった日に属する年の12月31日後であるときはその年12月31日)までの間の所得税及び復興特別所得税の徴収を猶予する。

### ③ 還付又は徴収猶予の手続

ア 還付

還付を受けようとする者は、その旨、被害の状況、損害金額及び災害があった日において見積もったその年分の合計所得額の見積額等を記載した申請書に還付を受けようとする税額が徴収されたことを証する証明書を添付して所轄税務署に提出する。

イ 徴収猶予

徴収猶予を受けようとする者は、その旨、被害の状況、損害金額及び災害のあった日において見積もったその年分の合計金額の見積額等を記載した申請書を、徴収猶予を受けようとする所得税を徴収されるべき給与等の最初に支払いを受ける日の前日までに当該給与等の支払者を經由して所轄税務署に提出する。

(3) その他報酬、料金等の支払を受ける者の徴収猶予、相続税又は贈与税の免除及び控除、酒税等の控除又は還付等の制度がある。

## 2 県税の減免・徴収猶予等

### (1) 減免等

被災した納税義務者又は特別徴収義務者(以下「納税義務者等」という。)に対し、必要と認める場合は、該当する各税目について、次により減免、課税の免除及び納入義務の免除等を行う。

#### ① 個人事業税

被災した納税義務者の申請により、被災の状況に応じて減免する。

#### ② 不動産取得税

災害により家屋が滅失又は損壊し、当該家屋に代わると認められる家屋を取得した場合、被災の状況に応じて減免する。

#### ③ 自動車税(種別割)

所有する自動車が災害により相当のき損を受けた場合、被災の状況に応じて減免する。

#### ④ 軽油引取税

災害により徴収した軽油引取税を失った場合、特別徴収義務者の申請により、その軽油引取税がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除する。

⑤ 産業廃棄物税

災害により徴収した産業廃棄物税を失った場合、特別徴収義務者の申請により、その産業廃棄物税がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除する。災害により生じた産業廃棄物の搬入で知事が別に定めるものは、課税を免除する。

(2) 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が県税を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

(3) 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は県税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により、災害がおさまったあと2か月以内に限り当該期限を延長する。

① 災害が広域にわたる場合、知事が職権により適用の地域及び期日を指定する。

② その他の場合、規則で定める申請書を知事に提出するものとする。

3 市税又は手数料等の減免、徴収猶予等

(1) 市民税・県民税

① 所得控除

震災、風水害、火災その他の災害により資産について損失を受けた場合、又はその災害に関連して一定のやむを得ない支出をした場合において、地方税法に定める一定金額を雑損控除として所得金額から控除する。

② 軽減又は免除

震災、風水害、火災その他の被害を受けた納税義務者で、特に納付困難なものについて軽減又は免除する。

(2) 固定資産税の軽減又は免除

災害により滅失又は甚大な損害を受けた土地、家屋又は償却資産に対しては、その損害の程度に応じて災害の発生した日の属する年度分の固定資産税のうち、納期のまだ到来していない納付額を軽減又は免除する。

(3) その他、軽自動車税、事業所税、宿泊税についても天災等の場合の減免や納入義務の免除制度がある。

(4) 災害等による期限の延長

災害により甚大な被害があった場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）又は福岡市市税条例（昭和36年条例第53号）に定める申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入の期限を必要に応じて延長する。

(5) 徴収猶予

納税者又は特別徴収義務者がその財産につき震災、風水害、火災その他の災害を受けた場合において、市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき1年以内の期間に限り、その徴収を猶予する。

(6) 手数料又は使用料の減免

災害により甚大な被害を受けた者に対し、条例・規則等の定めるところにより、手数料又は使用料を減免する。

4 国民健康保険料、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料、一部負担金の減免、徴収猶予等

(1) 国民健康保険料の減免

震災、風水害、火災などの災害により住宅、家財又はその他の財産に著しい損害を受け、生活が困難となり、保険料を完納することができなくなった者については、申請により、災害の発生した日の属する月以降の納期に係る保険料額に、損害の程度に応じ一定の割合を乗じた額の保険料を減免する。なお、減免の期間は、災害の発生した日の属する月から1カ年以内の範囲とする。

## (2) 国民健康保険料の徴収猶予

納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、申請によって納付することができないと認められる金額を限度として6ヶ月以内の期間を限って徴収を猶予する。

## (3) 国民健康保険の一部負担金の減免

震災、風水害、火災などの災害により、住宅、家財又はその他の財産に著しい損害を受け、生活が困難となり、一部負担金の支払いができなくなった者については、申請により、災害の程度に応じ一定の割合を乗じた額の一部負担金を減免する。なお、減免の期間は、災害の発生した日の属する月から起算して6ヶ月以内の範囲とする。

## (4) 国民年金保険料の免除等

## ① 申請免除

災害により、被保険者、世帯主、配偶者又は被保険者、世帯主若しくは配偶者の属する世帯の他の世帯員が所有する住宅、家財などの財産につき損害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）が、その価格のおおむね2分の1以上である損害を受けたときは、申請に基づき、納付すべき保険料を免除する。（日本年金機構の審査により決定）

## ② 福祉年金等の特例取扱い

老齢福祉年金・障害基礎年金を所得制限により支給停止されていた受給権者が、災害により自己又は所得税法に規定する扶養親族等の所有する住宅、家財などの財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）が、その価格のおおむね2分の1以上である損害を受けたときは、申請に基づき支給停止を解除する。（日本年金機構の審査により決定）

## (5) 後期高齢者医療保険料の減免

震災、風水害、火災などの災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受け、生活が困難となり、保険料を完納することができなくなった者については、申請により、損害の程度に応じ一定の割合を乗じた額の保険料を減免する。

なお、減免の期間は、災害の発生した日の属する月から1カ年以内の範囲とする。

## (6) 後期高齢者医療保険料の徴収猶予

被災者のうち、減免の対象とならない被保険者で、納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる場合においては、申請により、その徴収を猶予する。

なお、徴収猶予の期間は、災害が発生した日の属する月から6ヶ月以内の範囲とし、徴収猶予した期間に対応する延滞金については免除する。

## (7) 後期高齢者医療一部負担金の減免

震災、風水害、火災などの災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受け、一部負担金の支払いができなくなった者については、申請により、損害の程度に応じ一定の割合を乗じた額の一部負担金を減免する。

なお、減免の期間は、申請した日の属する月から6ヶ月以内の範囲とする。

## (8) 後期高齢者医療一部負担金の徴収猶予

被災者のうち、減免の対象とならない被保険者で、一定の損害を受け、一部負担金の支払いができなくなった者については、申請により、その徴収を猶予する。

なお、徴収猶予の期間は、申請した日の属する月から6ヶ月以内の範囲とし、徴収猶予した期間に対応する延滞金については免除する。

## 5 介護保険第1号被保険者保険料の軽減及び居宅介護（介護予防）サービス費等の額の特例（利用者負担軽減）

災害等で一時的に負担能力が著しく低下した場合に、「保険料の軽減」及び「居宅介護（介護予防）サービス費等の額の特例（利用者負担軽減）」を行う。

## (1) 第1号被保険者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者。

震災、風水害、火災等により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

## (2) 第1号被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者。

① 死亡又は心身に重大な障がいを受け若しくは長期間入院等による収入の著しい減少。

② 事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等による収入の著しい減少。

③ 干ばつ、冷害、凍霜害等で農作物の不作、不漁による収入の著しい減少。

## 6 障がい福祉サービス等の利用者負担の減免

被災のため障がい福祉サービス、障がい児通所支援、障がい児入所支援に必要な利用者負担をすることが困難な者については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 31 条又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 11 若しくは同法第 24 条の 5 に基づき、利用者負担の減免を行う。

## 7 特定非常災害の被害者の権利利益等の保全

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成 8 年法律第 85 号）に基づき、行政上の権利利益に係る権限等の満了日の延長に関する措置、期限内履行されなかった義務に係る免責に関する措置等を行う。

### (1) 市税又は手数料等の減免、徴収猶予等

- ① 市民税・県民税
  - ア 所得控除
  - イ 軽減又は免除
- ② 固定資産税の軽減又は免除
- ③ その他
  - 軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、宿泊税
- ④ 災害による期限の延長
- ⑤ 徴収猶予
- ⑥ 手数料又は使用料の減免

### (2) 国税

### (3) 国民健康保険料、国民年金保険料の減免、徴収猶予等

- ① 国民健康保険料の減免
- ② 国民健康保険料の徴収猶予
- ③ 国民健康保険一部負担金の減免
- ④ 国民年金保険料の免除
- ⑤ 後期高齢者医療保険料の減免
- ⑥ 後期高齢者医療保険料の徴収猶予
- ⑦ 後期高齢者医療一部負担金の減免
- ⑧ 後期高齢者医療一部負担金の徴収猶予

### (4) その他の措置

- ① 「特定非常災害の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づく必要な措置
  - ア 期限の延長
  - イ 義務の免責
- ② 手数料その他の賦課金等についても、状況等に応じて減免等の措置を講じる。



### 第3節 災害復旧事業に伴う国の財政援助

災害のため被害を受けた公共施設等の災害復旧事業に対する国の財政援助については、法律に基づいて、国が全部又は一部を負担し又は補助して行われる。

#### 1 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づく特別の財政援助

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の財政措置は次のとおりである。

##### (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 (対象事業)

- ① 公共土木施設災害復旧事業
- ② 公共土木施設災害関連事業
- ③ 公立学校施設災害復旧事業
- ④ 公営住宅災害復旧事業
- ⑤ 生活保護施設災害復旧事業
- ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
- ⑦ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム施設災害復旧事業
- ⑧ 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ⑨ 知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設災害復旧事業
- ⑩ 婦人保護施設災害復旧事業
- ⑪ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- ⑫ 感染症予防事業
- ⑬ 堆積土砂排除事業
- ⑭ 湛水排除事業
- ⑮ 都市災害復旧事業

##### (2) 農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- ⑦ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ⑧ 森林復旧災害事業に対する補助

##### (3) 中小企業に関する特別の助成

- ① 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例
- ② 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）による貸付金等の償還期間等の特例（県）
- ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 中小企業者に対する資金の融資に関する特例

##### (4) その他の特別の財政援助及び助成

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ③ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ④ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例



- ⑤ 水防資材費の補助の特例
- ⑥ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ⑦ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ⑧ 公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害にかかる地方債の元利補給等（基準財政需要額への算入等）
- ⑨ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）による求職者給付の支給に関する特例

## 2 災害対策基本法に基づく起債の特例

激甚災害が発生した場合に災害の発生した日の属する年度に限り、次にあげる場合において地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 5 条の規定にかかわらず地方債をもって財源とすることができる。

- (1) 地方税、使用料、手数料その他の徴収金で総務省令で定めるものの減免で生じる財政収入の不足を補う場合
- (2) 次にあげる災害予防、災害応急対策又は災害復旧に通常要する経費で市町村の負担に属するものの財源とする場合
  - ① 水防対策
  - ② 災害救助対策
  - ③ 伝染病予防対策
  - ④ 病虫害駆除対策
  - ⑤ 農作物種子対策
  - ⑥ 湛水排除対策
  - ⑦ 災害廃棄物処理対策
  - ⑧ その他これらに類する対策
- (3) 地方債は資金事情の許す限り、国が財政融資資金をもって引き受ける。

# 第8章 支援計画

## ★支援計画タイムライン

第1節 広域支援の基本

第2節 支援活動の展開

第3節 被災地から避難してきた被災者の生活支援

第4節 相互応援協定等



# 支援計画タイムライン

区分	発災日	発災日+1日	発災日+2日	発災日+3日～
支援本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援本部設置</li> <li>リエゾン派遣</li> <li>派遣職員への準備要請</li> <li>義援金の募集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援本部会議</li> <li>即応支援班の派遣</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア支援</li> </ul>
救援物資		<ul style="list-style-type: none"> <li>市備蓄物資の配送</li> <li>市民等からの救援物資受入</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>物資集積拠点の運営支援</li> </ul>
救急医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防活動</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急医療活動等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療・救護活動</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健医療に関する活動 (DPAT)</li> </ul>
避難所	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所運営等の支援</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>聴覚障がい者等の支援</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健・福祉・衛生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の衛生確保</li> <li>被災者の健康管理</li> <li>要支援者等の状況把握、支援</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>動物愛護に関する相談</li> <li>愛玩動物の適正飼育</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物愛護</li> </ul>			
上下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急給水活動</li> <li>上下水道施設の被害状況の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上下水道施設の復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道施設の被害調査・復旧</li> </ul>	
応急危険度判定			<ul style="list-style-type: none"> <li>被災建築物応急危険度判定</li> <li>被災宅地危険度判定</li> </ul>	
清掃対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物の状況調査</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の収集・運搬、処分</li> <li>し尿の収集・運搬、処分</li> </ul>
教育			<ul style="list-style-type: none"> <li>学校施設の被害調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧・特別教育支援</li> </ul>
道路			<ul style="list-style-type: none"> <li>道路の被害調査・復旧</li> <li>緊急輸送道路の確保</li> </ul>	
河川			<ul style="list-style-type: none"> <li>河川の被害調査・復旧</li> </ul>	
港湾			<ul style="list-style-type: none"> <li>港湾施設の被害調査・復旧</li> </ul>	
り災証明				<ul style="list-style-type: none"> <li>り災証明書の交付・発行</li> </ul>
仮設住宅				<ul style="list-style-type: none"> <li>家屋被害認定調査</li> </ul>
避難者支援			<ul style="list-style-type: none"> <li>本市受入れ避難者への生活支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急仮設住宅供与支援</li> </ul>

# 《第8章 支援計画》

## 第1節 広域支援の基本

市域外において震度6弱以上の地震又はそれに相当する災害（以下「大規模災害」という。）が発生した際、被災自治体に対する支援、避難者の受入れ・生活支援等に迅速かつ円滑に取り組むため、広域支援の際の手順や体制等について定める。

### 第1 広域支援の基本的な考え方

- (1) 災害時応援協定や本市の判断により、被災自治体に対する支援を実施する。
- (2) 発災当初は、被災地の状況に応じたプッシュ型の支援を実施する。
- (3) 被災自治体の負担を最小限とするため、自己完結型支援を基本とする。
- (4) 九州市長会、その他の災害支援の枠組みと連携・協力しながら支援を実施する。

### 第2 福岡市広域支援本部等

#### 1 情報収集態勢

被災地の被災状況及び支援の必要性等について情報を収集するため情報収集態勢をとる。

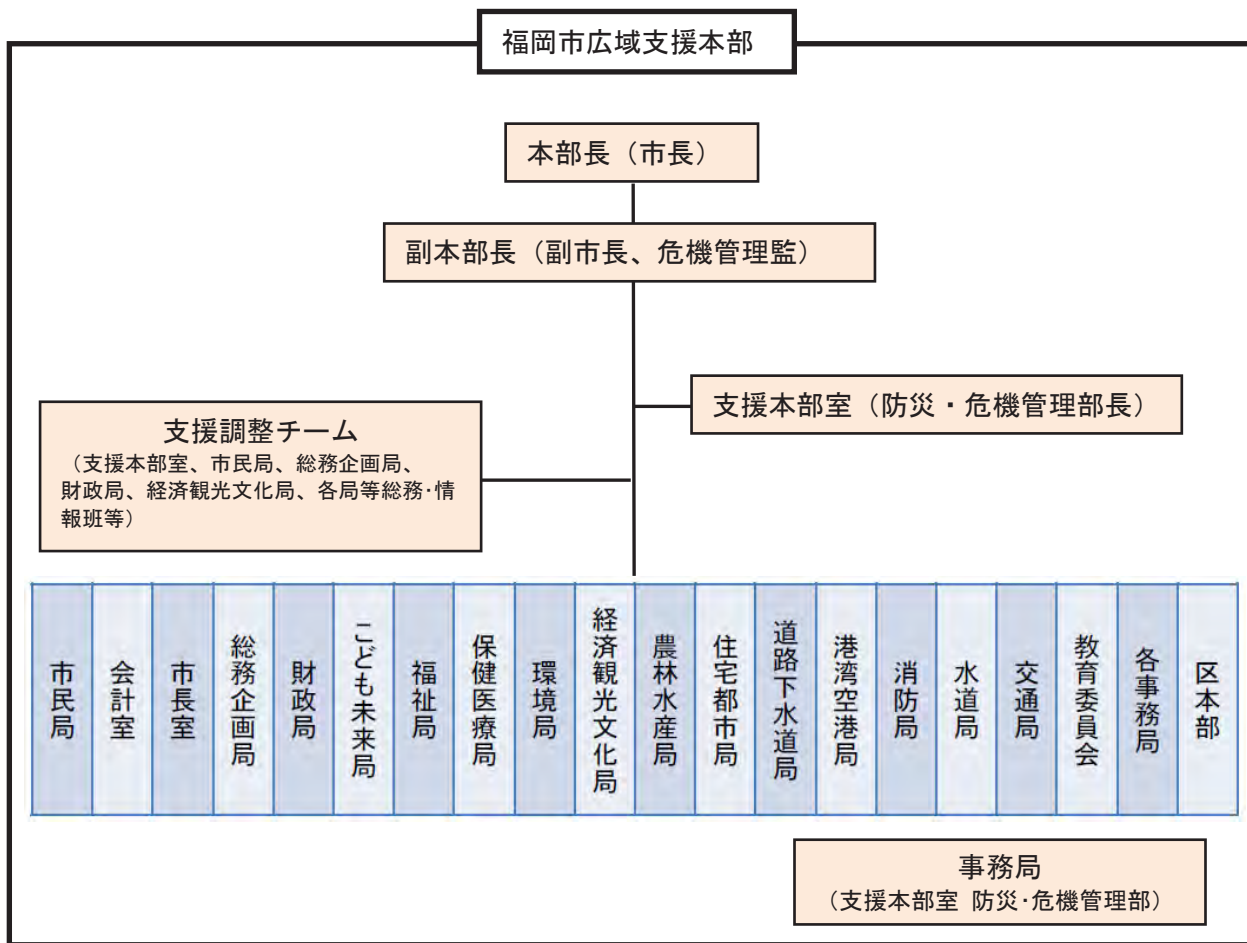
- (1) 配備態勢
  - ① 責任者 市民局防災・危機管理部内における課長の職にある職員
  - ② 配 備 市民局防災・危機管理部職員2名
- (2) 配備基準
  - ① 九州内で震度5強の地震発生時又は九州外で震度6弱以上の地震発生時
  - ② 大津波警報、気象等に関する特別警報発表時
  - ③ その他、災害により甚大な被害が発生又は発生の恐れがある場合
- (3) 情報収集態勢の廃止  
被災自治体への支援の必要性がないと判断された場合

#### 2 福岡市広域支援本部

- (1) 福岡市広域支援本部の設置  
災害時応援協定等又は本市の判断により被災自治体への支援が必要となった場合、福岡市広域支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。ただし、災害の規模や被害の状況等に応じて、組織や会議を縮小又は省略することとする。
- (2) 設置基準
  - ① 九州内で震度6弱以上の地震発生時
  - ② 市域外で災害により甚大な被害が発生し、支援の必要があると判断されるとき
- (3) 支援本部の組織
  - ① 市長を本部長とし、副市長及び危機管理監を副本部長とする。
  - ② 支援本部に、局等及び区本部を置く。
  - ③ 必要に応じて支援調整チームを設置する。
  - ④ 支援本部の事務局は、支援本部室（防災・危機管理部）に置く。
- (4) 支援本部会議
  - ① 本部長、副本部長、各局長等、区本部長、その他本部長が認めるもので構成する。
  - ② 必要に応じて被災地の被災状況及び支援内容について情報を共有し、支援活動の方針等について決定する。



- (5) 支援本部会議の協議事項
  - ① 災害時応援協定等又は本市の判断による支援の実施について
  - ② 支援内容について
  - ③ 人的支援について（派遣職員数、期間等）
  - ④ 物資支援について（品目、数量、市民からの受入期間等）
  - ⑤ 被災地から避難してきた被災者の生活支援について
  - ⑥ その他、広域支援に関する必要な事項
- (6) 支援本部の廃止  
被災自治体への支援の必要がなくなった場合



※ 災害の規模や被害の状況等に応じて、組織の一部を縮小又は省略する。

### 3 リエゾン（情報連絡員）

- (1) リエゾンの派遣  
市域外で大規模災害が発生した場合、被災地等の状況を把握するため、必要に応じリエゾン（情報連絡員）を派遣する。
- (2) リエゾンの役割
  - ① 被災地における情報収集及び支援ニーズ等の把握
  - ② 被災地に派遣されている関係機関の職員との連絡調整
- (3) 防災・危機管理部経験職員による応援  
支援本部室は、防災・危機管理部に在籍経験のある職員に対して、リエゾンに従事させることができる。

#### 4 市災害対策本部が設置されている場合の対応

本市が被災し、市災害対策本部が設置されている場合は、本市における応急対策に専念する必要があることから、原則として被災自治体に対する支援は行わないこととする。

ただし、本市内の被害及び応急対策の状況を勘案し、支援が可能と判断される場合は、この限りではない。

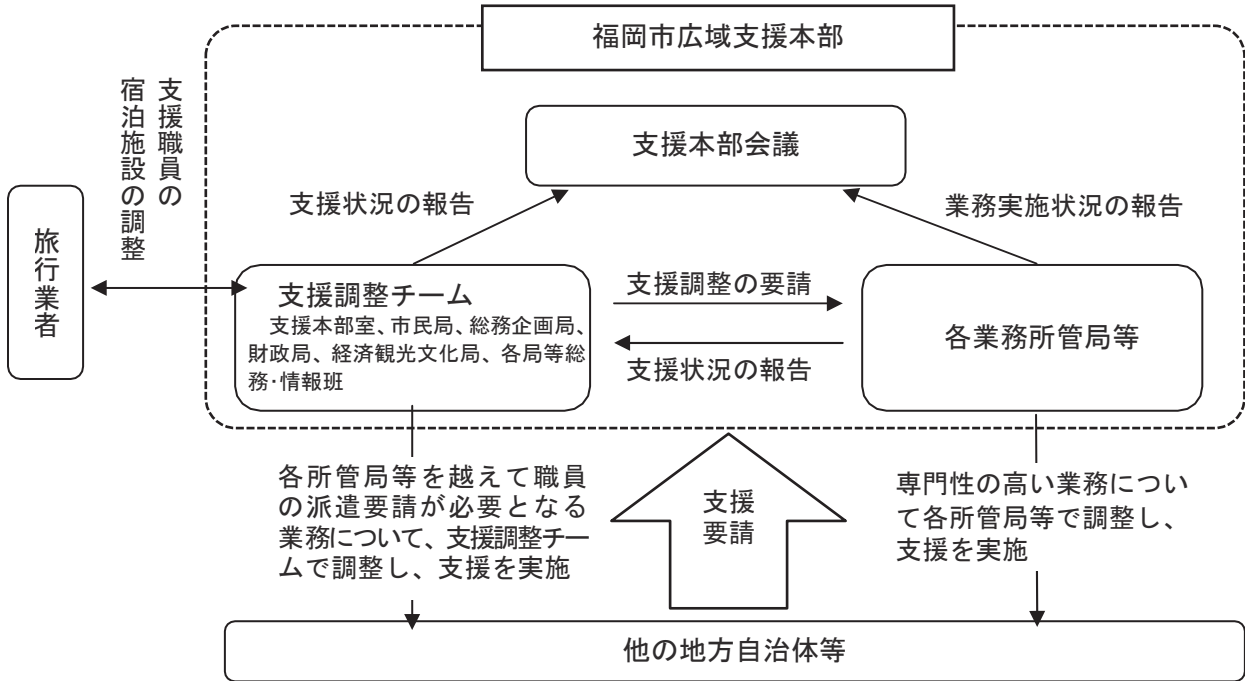
### 第3 支援調整にかかる体制

被災自治体に対する支援を迅速かつ円滑に実施するため、必要に応じ支援本部内に支援調整チームを設置し職員の派遣等に向けた準備及び調整を行う。

#### 1 支援調整チームの構成・役割

構成局等	役割
支援本部室及び市民局	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況の収集、整理、伝達に関すること</li> <li>全市の支援状況の把握に関すること</li> </ul>
総務企画局	<ul style="list-style-type: none"> <li>市長会等の災害時における応援協定等の調整に関すること</li> <li>支援職員の確保・調整に関すること (物資、避難所、り災証明発行業務等)</li> </ul>
財政局	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員派遣車両に関すること</li> <li>庁舎の利用調整に関すること</li> </ul>
経済観光文化局	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援職員の宿泊施設の確保に関すること</li> </ul>
各局等総務・情報班(総務班)及び各事務局班	<ul style="list-style-type: none"> <li>各局等における支援職員の確保に関すること</li> <li>※道路下水道局、消防局、水道局を除く</li> </ul>

【支援調整の流れ(概要)】



#### 2 勤務時間外又は休日等における支援調整チームの参集連絡方法

市域外において大規模災害が発生し、被災地支援が必要となる場合は、支援調整チームの職員に対し電子メール及びその他適当な方法により参集の連絡を行う。

参集の連絡を受けた職員は、自所属に登庁し、被災地への職員派遣に関する業務に従事する。具体的な運用については、「被災地への職員派遣マニュアル」に定める。

#### 第4 支援活動に要した費用

災害時応援協定等で被災地支援の枠組みが整っている支援に要した費用については、各所管局等が負担する。それ以外の支援に要した費用については、支援本部室が負担する。

## 第2節 支援活動の展開

### 第1 支援職員の派遣

#### 1 被災自治体への支援が予想される主な業務

##### (1) 支援調整チームで派遣調整を行う業務

支援業務	業務の概要
即応支援業務	・物資搬送を中心とした避難所支援
救援物資に関する業務	・物資集積拠点の運営支援
避難所に関する業務	・避難所運営等の支援
り災証明に関する業務	・り災証明書の受付・発行
その他必要な業務	

※ 支援調整チームは、全市の支援業務を統括する。

##### (2) 各所管局等で派遣調整を行う業務

支援業務	業務の概要	所管局等
消防活動に関する業務	・消火活動、救助活動、救急活動	消防局
医療支援に関する業務	・医療・救護活動 ・精神保健医療に関する活動（DPATで調整）	保健医療局
被災地の安全対策に関する業務	・被災建築物応急危険度判定 ・被災宅地危険度判定	住宅都市局
避難所 保健・福祉・衛生に関する業務	・避難所の衛生確保 ・被災者の健康管理 ・要配慮者の状況把握、支援	福祉局 保健医療局
	・避難所における聴覚障がい者等の支援（ろうあ者相談、手話通訳者、盲ろう者通訳介助員）	
動物愛護に関する業務	・動物愛護に関する相談 ・避難所における愛玩動物の適正飼育	
ライフライン復旧支援に関する業務	・応急給水活動	水道局
	・上水道施設の被害調査・復旧 ・下水道施設の被害調査・復旧	道路下水道局
清掃対策に関する業務	・廃棄物の収集・運搬、処分	環境局
	・し尿の収集・運搬、処分 ・仮設トイレ等の確保・設置	
教育に関する業務	・学校施設の被害調査	教育委員会
	・特別支援教育支援	
公共施設等の応急対策に関する業務	・道路の被害調査・復旧	道路下水道局
	・緊急輸送道路の確保（応急措置、迂回路の確保）	
	・河川の被害調査・復旧 ・港湾施設の被害調査・復旧	港湾空港局
被災者の生活再建に関する業務	・家屋被害認定調査	財政局
	・応急仮設住宅供与支援	住宅都市局

※ 被災自治体等からの支援要請に基づき、記載のない業務についても必要に応じて支援職員の派遣を行う。

#### 2 支援業務の調整

##### (1) 支援調整チームによる調整

各局等を越えて支援職員の要請が必要となる業務は、支援調整チームで調整を行う。

- ① 大規模災害発生時に速やかに支援活動が実施できるよう、事前に支援職員を指定する。
- ② 支援職員派遣の実施又はその可能性がある場合は、各局等総務担当課を通じて、事前に指定している職員に派遣準備を要請する。

③ 具体的な派遣要領については、「被災地への職員派遣マニュアル」に定める。

### 3 支援職員派遣における留意事項

- (1) 支援職員の宿泊場所を確保するなど、支援職員が被災地において円滑に支援活動が実施できるよう配慮する。
- (2) 支援職員を派遣する際は、支援業務の内容、目的、被災地の状況及び携行品等について明示する。
- (3) 支援職員の携行品等については、被災地の被害状況や気候等を勘案し、品目（食料、水、寝具など）を決定する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、支援職員の体調管理やマスク着用等を徹底するとともに、メンタルケア等の健康管理に配慮する。

## 第2 救援物資の提供

支援調整チームは、被災地において、食料、飲料水、生活物資等が不足し、現地での調達が困難な場合は、被災自治体のニーズを把握した上で必要な物資を確保し、被災地に輸送する。

### 1 備蓄物資の活用

被災自治体のニーズを踏まえ、本市の備蓄物資から提供可能なものを確保する。

（例）飲料水、レトルト米、パン、白粥、ゼリー飲料、携帯トイレ、歯ブラシ、紙オムツ、生理用品、アルミブランケットなど

### 2 市民からの物資の受入れ

被災自治体のニーズを踏まえ、品目及び受入期間を指定したうえで、市民等からの救援物資を受け付ける。

受入場所候補地 埋蔵文化財センター月隈収蔵庫（博多区月隈 1-13-17）

（例）ウェットティッシュ、トイレットペーパー、タオル、栄養補助食品、ペットボトルの水（500ml）、おむつ（こども用、大人用）、生理用品、毛布など

### 3 救援物資の輸送

本市所有車両の活用を始め、協定締結事業者による輸送及びNPO等の協力を得て輸送する。

### 4 企業等からの申し出に対する対応

企業等から物資提供の申し出があった場合は、被災地における受け入れ先を調整し、申し出のあった企業に直接、被災地へ輸送してもらうこととする。

## 第3 義援金の募集

被災者の生活再建に寄与するため、義援金の募集を実施し、被災自治体に送達する。

## 第4 企業・NPO、ボランティア等との連携

- (1) 民間企業やNPO等との連携により、効果的な支援を行う。
- (2) NPO・ボランティア交流センター（あすみん）を活用し、ボランティアを募集するなど、被災地支援を行う。

### 第3節 被災地から避難してきた被災者の生活支援

被災地から避難してきた被災者等への支援が予想される項目は、次のとおり。なお、必要に応じて記載されていない支援項目についても実施する。

#### 【支援項目】

	支援項目	支援内容	所管局等
1	住宅の確保に関すること	・市営住宅への入居	住宅都市局
2	学校・保育施設等への受入れに関すること	・市立学校への受入れ ・留守家庭子ども会への受入れ	教育委員会
		・保育施設・幼稚園等の利用 ・保育所での一時預かりの利用	こども未来局
3	母子等に関すること	・母子健康手帳の交付 ・妊婦健康診査 ・乳幼児健康診査 ・子どもの心のケアに関する相談	こども未来局
4	健康、医療に関すること	・健康相談等の実施 ・医療機関等への受診時の被保険者証等の免除 ・予防接種	保健医療局
5	高齢者に関すること	・高齢者に関する相談 ・介護保険サービスの利用	福祉局
6	障がい者に関すること	・障がい者に関する相談	福祉局
7	被災者の就労や被災企業に関すること	・就労相談 ・被災企業向け相談	経済観光文化局
8	その他の支援	・リユース家具、衣類、指定ごみ袋の提供	環境局
		・生活相談等の総合相談窓口の設置	市民局

### 第4節 相互応援協定等

本市が締結している自治体間における災害時相互応援協定等については、「資料編〈災害時応援協力等〉」を参照。





# 福岡市水防計画



# 《 福岡市水防計画 》

(道路下水道局、農林水産局、区役所、消防局、港湾空港局、県)

## 1 目的

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の趣旨及び水防法(昭和24年法律第193号)第33条の規定に基づいて福岡市域にかかる洪水又は高潮、津波に対し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し公共の安全を保持することを目的として概ね次の事項について定め、もって水防活動の万全を期する。なお、水防法の改正(平成27年7月19日施行)に伴って、今後随時、福岡市水防計画の見直しを行っていく。

- (1) 水防上必要な組織の整備と活動態勢の確立等
- (2) 水災に関する監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作等
- (3) 水防活動に要する器具、資材、設備及び運用等
- (4) 水防活動に要する排水ポンプ車の運営等

## 2 水防責務

- (1) 福岡市は、その区域内における水防を十分果たすべき責務を有する。
- (2) 福岡市民は、水災が予想される場合には進んで水防活動に協力しなければならない。

## 3 主要河川の現況

福岡市内河川位置図(資料編Ⅲ-106頁)

## 4 水防組織

洪水、津波又は高潮のおそれがある気象等の状況を察知したとき又は水防法第11条、13条の規定に基づく知事からの洪水予報の通知を受けたときの水防組織(水防本部)は災害対策本部の組織に組み入れる。

## 5 水防活動

災害時における災害復旧を含めた水防活動は、災害対策本部の各水防・災害復旧所管局等、消防局及び各区本部等が連携し対応する。

なお、水防活動に従事する者は、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

### (1) 水防活動の基準

#### ① 第1配備(注意態勢)

気象業務法に基づく警報が発表される等局所的な被害発生が予測され、事前の警戒措置を図る必要がある場合

一部の局等の班の情報連絡担当職員が配置につき、状況によりいつでも警戒態勢に移行し得る態勢

#### ② 第2配備(警戒態勢)

現に災害が発生しつつあり、かつ、相当な災害が予測される場合

各局等の班の所要の人員が配置につき、かつ、他の必要な人員を待機させ、状況によりいつでも厳戒態勢に移行し得る態勢

#### ③ 第3配備(厳戒態勢)

全市的に相当の災害が発生しつつある場合

現場での災害応急対策に十分に対応でき、状況によりいつでも非常態勢に移行し得る態勢

#### ④ 第4配備(非常態勢)

市全域にわたって大災害が発生し、若しくは発生が予想される場合又は市全域ではなくても被害が特に甚大な場合、各局等の全員が配置につき、直ちに活動し得る態勢

### (2) 巡視

水災が発生し又は発生するおそれがある場合に各局等は、所轄区域内の河川等を巡視し、特に重要な水防区域については次の点について監視を厳重に行う。

- ① 堤防の裏法の漏水又は飽水による亀裂及び決壊

- ② 堤防の表法で水当りの強い場所の亀裂及び決壊
- ③ 堤防の上端の亀裂及び沈下
- ④ 堤防の水があふれる
- ⑤ 水門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締り具合（池沼のみ）
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異常
- ⑦ 取入口の閉鎖状況（池沼のみ）
- ⑧ 流域の山崩れの状態
- ⑨ 他からの流入水並びに浮遊物の状態
- ⑩ 余水吐及び放水路付近の状態（池沼のみ）
- ⑪ 重ね池の場合その上部ため池の状態（池沼のみ）
- ⑫ 水門の漏水による亀裂及び決壊（池沼のみ）
- ⑬ 津波防護施設の状態（津波の場合に限る）

(3) 水位観測（県水防計画による）

① 通報基準

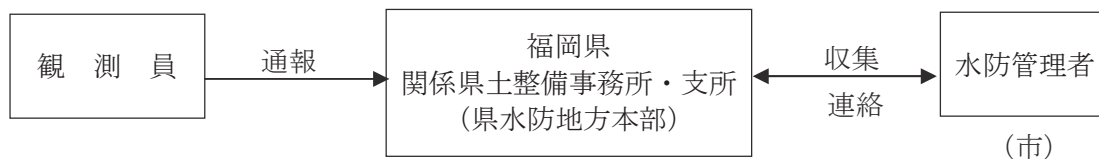
ア 水位の通報

観測員は通報水位を越えてから、通報水位以下となるまで毎時観測し、水防地方本部へ通報するものとする。

イ 氾濫注意水位の通報

観測員は氾濫注意水位、氾濫危険水位を越えた時は、直ちにそのむねを水防地方本部へ通報するものとする。

② 通報経路



(4) 水防工法

河川の増水や高潮等により堤防等の決壊又は決壊のおそれがある場合に、次の水防工法により堤防等の補強又は応急措置を行う。工法を選定するにあたって堤防の組成、流速、堤防斜面、護岸の状況等を考慮して最も有効で、かつ資材が調達できる工法を選定する。

(5) 排水ポンプ車配備

都市型災害における公共施設等の浸水に対応するため排水ポンプ車を活用する。(9-3 頁「排水ポンプについて」)

(6) 都市型水害用機材整備

簡易土のうや止水用合板等の水防資器材を整備するとともに、拠点となる所署に配置している救命ボートの活用を図る。

(7) 避難

水災の発生に際し、人命、身体、財産に著しい危険又は被害を生ずるおそれがある地域の住民に対して、避難勧告等を発令し、居住者の人命、身体、財産の安全を図る。

① 避難勧告等の発令

洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫しているとき、危険区域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難勧告等を発令する。

② 避難の伝達

避難の伝達は、次の系統で有線、無線、通信施設、水防信号、広報車又は報道関係機関等の最も適切な方法で行い、地域住民に周知徹底を図る。

③ 水防信号

洪水又は高潮による水災の危険を居住者に周知すべく水防法第 20 条の規定により知事の定めた水防信号。



## 排水ポンプについて

### ◎運搬用車両の仕様

#### ○自動車本体（軽自動車ベース）

- ・台数 5台
- ・寸法 全長 3.395m  
全高 1.960m  
全幅 1.475m
- ・エンジン 水冷4サイクルガソリンエンジン  
総排気量 0.658ℓ
- ・乗車定員 2人

#### ○ポンプ仕様（総排水量 31.5m<sup>3</sup>/min）

##### 主ポンプ（車載型）

- ・台数 5台
- ・種類 自吸式渦巻ポンプ
- ・吐出量 3.3m<sup>3</sup>/min（×5台=16.5m<sup>3</sup>/min）
- ・揚程 28m

##### 可搬ポンプ

- ・台数 15台
- ・種類 自吸式渦巻ポンプ
- ・吐出量 1m<sup>3</sup>/min（×15台=15m<sup>3</sup>/min）
- ・揚程 28m

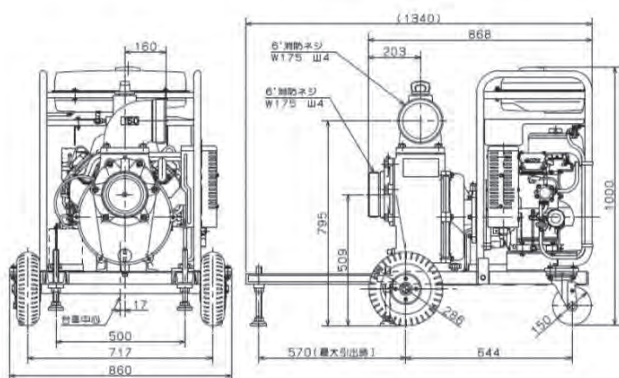
### ◎排水ポンプ車の保管場所

- 中部水処理センター（福岡市中央区荒津2丁目13-4）
- 東部水処理センター（福岡市東区松島6丁目16-1）
- 和白水処理センター（福岡市東区塩浜3丁目2500）
- 西部水処理センター（福岡市西区小戸2丁目5-1）
- 新西部水処理センター（福岡市西区大字田尻2149）

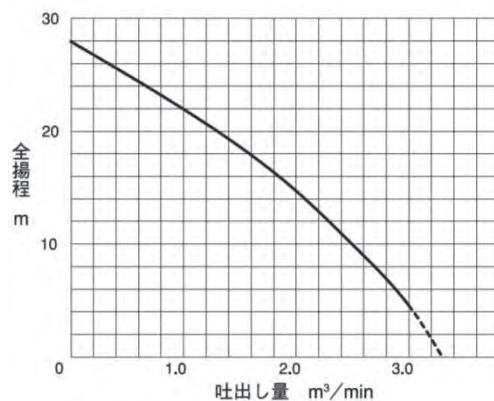
※各処理場に運搬用車両1台、主ポンプ1台、可搬ポンプ3台を保管

◎ポンプおよび運搬用車両の詳細

○主ポンプ（車載型）の寸法図および性能曲線

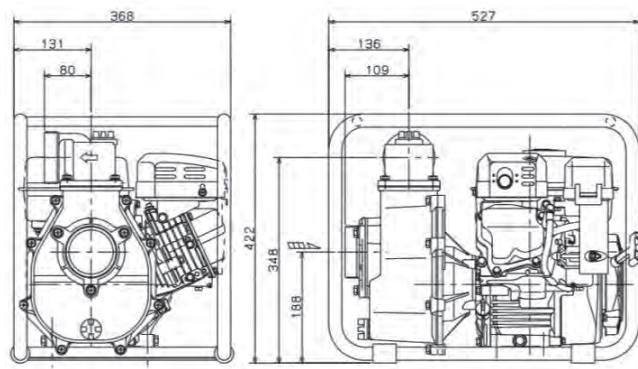


寸法図

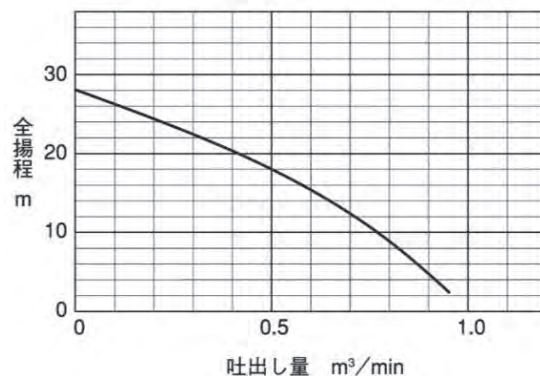


性能曲線

○可搬ポンプの寸法図および性能曲線

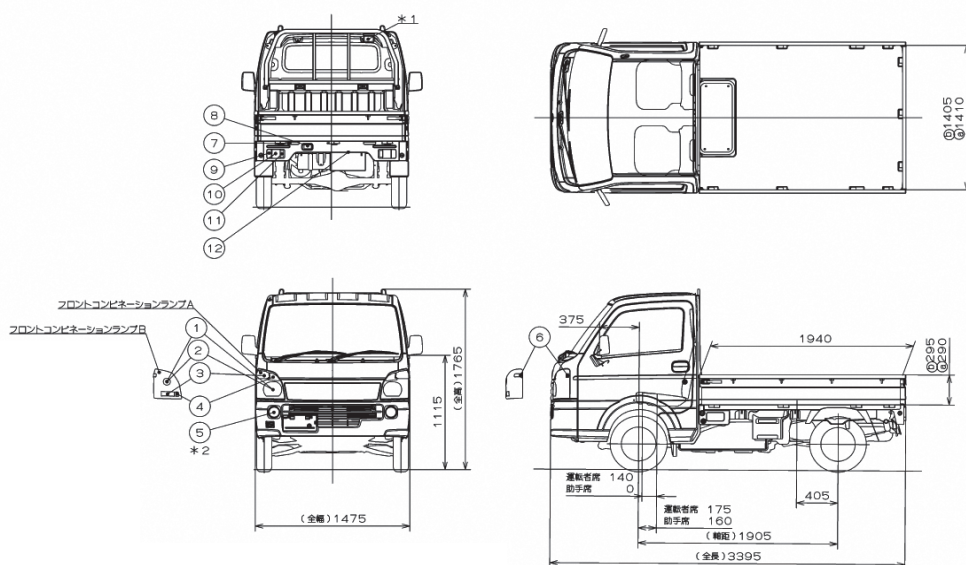


寸法図



性能曲線

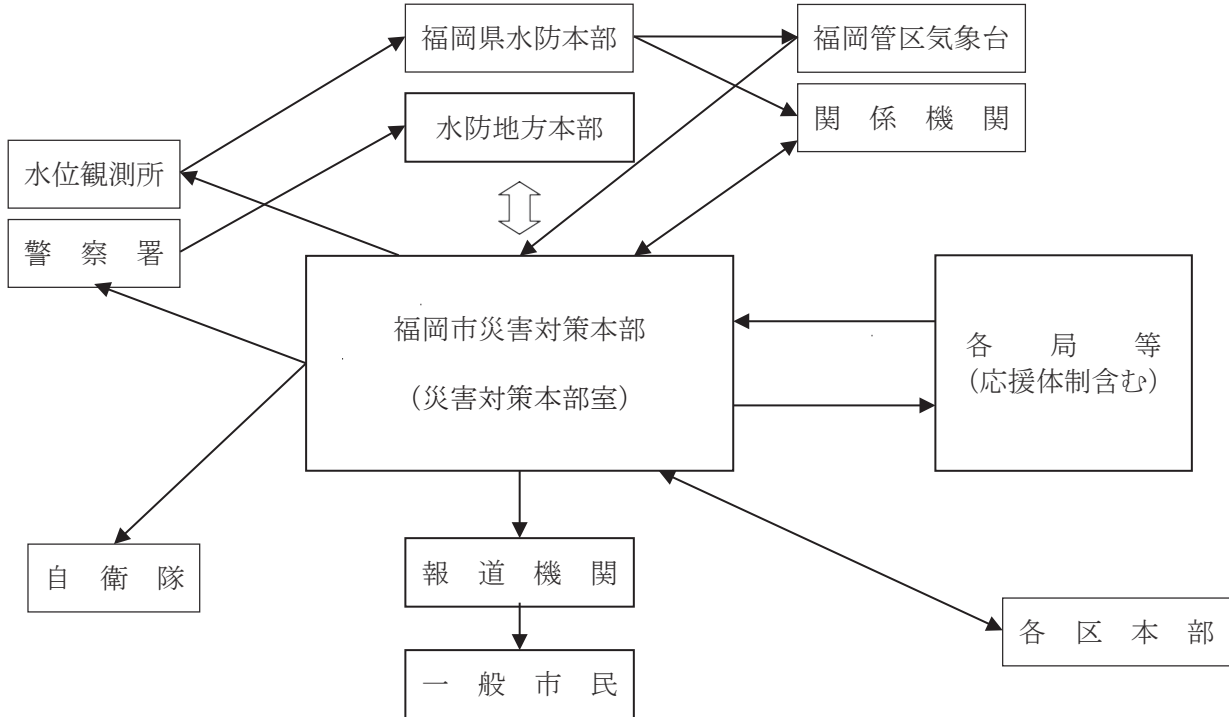
○運搬用車両の寸法図



## 6 通信連絡

水防上緊急を要する通信については、防災行政無線、公衆通信施設を優先的に利用し又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設等を有する官公署等と緊密な連絡のもとに、これらの施設を優先的に利用し、通信連絡の万全を期する。

### (1) 水防本部通信系統図



(2) 非常時における通信連絡は、極めて重要であり有線電話、専用（有線）電話、無線電話、電報、その他文書、口頭等による適切な方法で迅速かつ適正に行う。

(3) 各局等の出先機関、現場事務所等はその所属する班を通じて各局長等へ水防状況を通報、若しくは報告する義務を負い、各局長等は水防本部長への報告義務を負う。

## 7 重要水防箇所及び危険区域

重要水防箇所は、増水時に浸水したり、溢流、氾濫したりする危険区域を想定被害の程度により区分するものとする。

### (1) 重要水防箇所

#### ① 河川

ア 無堤箇所あるいは堤防があっても高さ、腹付とも不足して、その箇所から浸水、決壊することにより、重大な災害を引き起こすおそれがある箇所

イ 過去に災害が発生し、一応復旧は行われているが、根本的な改良工事が行われていないため、大災害が予想される箇所

ウ 過去に災害はないが、水衝部で大洪水時に越流、決壊等で大災害が予想される箇所

#### ② 海岸

暴風雨若しくはその余波により、異常な高潮又は波浪等で、人家等に多大の被害を生じるおそれのある箇所

#### ③ ため池

堤体直下に人家が密集している等、特に警戒を要するため池

#### ④ 井堰

周辺に人家が密集している等、特に警戒を要する井堰

#### ⑤ 溪流

谷の出口付近に人家が密集し、特に警戒を要する溪流

(2) 危険区域

① 危険区域の想定

前述のことから本市における、がけ崩れ、河川、溜池、海岸等の危険区域を資料編Ⅲ-109～Ⅲ-120 頁のとおり想定する。

② 危険区域に対する警戒避難対策

災害の発生が予想される気象状況においては、関係局等で危険区域の巡視警戒等を行い、人命の危険が予想される場合、直ちに「第4章 第4節 避難対策」により関係住民を安全な場所に避難させる。

8 水防警報

(1) 県知事が発令する水防警報

① 水防本部長（福岡県知事）は、水防法第 10 条第 1 項の規定により福岡管区气象台から洪水、津波又は高潮の予・警報通知を受け又は洪水、津波、高潮等水災のおそれがあると認めたときは、水防警報を発する。

② 各地方本部長（県土整備事務所長・支所長）は、水防本部長からの水防警報を受けるいとまがなく、洪水、高潮等水災のおそれがあると認めたときは、水防警報を発するとともにその旨を直ちに水防本部長及び水防管理者（市長）に報告・通知しなければならない。

③ 水防警報の通知を受けた水防管理者（市長）は、関係住民に連絡するとともに水防団、消防機関を待機させ又は必要に応じて出動その他の処置をとらせるものとする。

④ 水防法第 16 条第 1 項の規定により知事が行う水防警報は、次のとおりとする。

第 1 段階 待 機

水防団待機水位を超え、氾濫注意水位に達する見込みがあるとき。

第 2 段階 準 備

水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を突破する見込みがあるとき。

第 3 段階 出 動

氾濫注意水位に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき。

第 4 段階 警 戒

避難判断水位に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき。

第 5 段階 嚴重警戒

氾濫危険水位に達し、氾濫発生のおそれがあるとき。

第 6 段階 解 除

氾濫注意水位以下に下って再び増水のおそれがないと思われるとき。

(2) 警報の段階

種 類	内 容
第 1 段階 (特 機)	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。
第 2 段階 (準 備)	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。
第 3 段階 (出 動)	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
第 4 段階 (警 戒)	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。
第 5 段階 (嚴重警戒)	出水状況及びその河川状況を示し、嚴重な警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を指示するもの。
第 6 段階 (解 除)	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。

河川名	観測所名	第一段階 待 機	第二段階 準 備	第三段階 出 動	第四段階 警 戒	第五段階 嚴重警戒	第六段階 解 除	水防警報 発令者
多々良川	雨水橋 (粕屋町)	水防団待機水位 (2.02m)を超え、氾濫 注意水位(2.41m)に 達する見込みがある とき	水防団待機水位 (2.02m)に達し、氾濫 注意水位(2.41m)を 突破する見込みがあ るとき	氾濫注意水位 (2.41m)に達し、な お水位上昇の見込 があるとき	避難判断水位 (2.84m)に達し、な お水位上昇の見込 があるとき	氾濫危険水位 (3.46m)に達し、氾 濫発生のおそれ があるとき	氾濫注意水位 (2.41m)以下に下っ て再び増水のおそ れがないと思われ るとき	福岡水防 地方本部長
宇美川	片峰新橋 (志免町)	水防団待機水位 (2.00m)を超え、氾濫 注意水位(2.80m)に 達する見込みがある とき	水防団待機水位 (2.00m)に達し、氾濫 注意水位(2.80m)を 突破する見込みがあ るとき	氾濫注意水位 (2.80m)に達し、な お水位上昇の見込 があるとき	避難判断水位 (3.10m)に達し、な お水位上昇の見込 があるとき	氾濫危険水位 (3.50m)に達し、氾 濫発生のおそれ があるとき	氾濫注意水位 (2.80m)以下に下っ て再び増水のおそ れがないと思われ るとき	福岡水防 地方本部長
樋井川	田島橋 (城南区)	水防団待機水位 (1.59m)を超え、氾濫 注意水位(2.34m)に 達する見込みがある とき	水防団待機水位 (1.59m)に達し、氾濫 注意水位(2.34m)を 突破する見込みがあ るとき	氾濫注意水位 (2.34m)に達し、な お水位上昇の見込 があるとき	避難判断水位 (2.47m)に達し、な お水位上昇の見込 があるとき	氾濫危険水位 (2.72m)に達し、氾 濫発生のおそれ があるとき	氾濫注意水位 (2.34m)以下に下っ て再び増水のおそ れがないと思われ るとき	福岡水防 地方本部長
室見川	橋本橋 (西区)	水防団待機水位 (3.00m)を超え、氾濫 注意水位(3.50m)に 達する見込みがある とき	水防団待機水位 (3.00m)に達し、氾濫 注意水位(3.50m)を 突破する見込みがあ るとき	氾濫注意水位 (3.50m)に達し、な お水位上昇の見込 があるとき	避難判断水位 (3.70m)に達し、な お水位上昇の見込 があるとき	氾濫危険水位 (3.90m)に達し、氾 濫発生のおそれ があるとき	氾濫注意水位 (3.50m)以下に下っ て再び増水のおそ れがないと思われ るとき	福岡水防 地方本部長
御笠川	隅田橋 (博多区)	水防団待機水位 (0.30m)を超え、氾濫 注意水位(1.00m)に 達する見込みがある とき	水防団待機水位 (0.30m)に達し、氾濫 注意水位(1.00m)を 突破する見込みがあ るとき	氾濫注意水位 (1.00m)に達し、な お水位上昇の見込 があるとき	避難判断水位 (1.25m)に達し、な お水位上昇の見込 があるとき	氾濫危険水位 (1.75m)に達し、氾 濫発生のおそれ があるとき	氾濫注意水位 (1.00m)以下に下っ て再び増水のおそ れがないと思われ るとき	那珂水防 地方本部長
那珂川	下臼佐 (南区)	水防団待機水位 (3.83m)を超え、氾濫 注意水位(4.29m)に 達する見込みがある とき	水防団待機水位 (3.83m)に達し、氾濫 注意水位(4.29m)を 突破する見込みがあ るとき	氾濫注意水位 (4.29m)に達し、な お水位上昇の見込 があるとき	避難判断水位 (5.29m)に達し、な お水位上昇の見込 があるとき	氾濫危険水位 (5.55m)に達し、氾 濫発生のおそれ があるとき	氾濫注意水位 (4.29m)以下に下っ て再び増水のおそ れがないと思われ るとき	那珂水防 地方本部長
瑞梅寺川	池田 (糸島市)	水防団待機水位 (1.50m)を超え、氾濫 注意水位(2.16m)に 達する見込みがある とき	水防団待機水位 (1.50m)に達し、氾濫 注意水位(2.16m)を 突破する見込みがあ るとき	氾濫注意水位 (2.16m)に達し、な お水位上昇の見込 があるとき	避難判断水位 (2.62m)に達し、な お水位上昇の見込 があるとき	氾濫危険水位 (2.81m)に達し、氾 濫発生のおそれ があるとき	氾濫注意水位 (2.16m)以下に下っ て再び増水のおそ れがないと思われ るとき	前原水防 地方本部長
雷山川	潤橋 (糸島市)	水防団待機水位 (1.60m)を超え、氾濫 注意水位(2.14m)に 達する見込みがある とき	水防団待機水位 (1.60m)に達し、氾濫 注意水位(2.14m)を 突破する見込みがあ るとき	氾濫注意水位 (2.14m)に達し、な お水位上昇の見込 があるとき	難判断水位(2.67m) に達し、なお水位上 昇の見込みがある とき	氾濫危険水位 (3.00m)に達し、氾 濫発生のおそれ があるとき	氾濫注意水位 (2.14m)以下に下っ て再び増水のおそ れがないと思われ るとき	前原水防 地方本部長



### 9 福岡県と気象庁が共同して行う洪水予報と伝達系統

水防法第 11 条第 1 項及び気象業務法第 14 条の 2 第 3 項の規定による洪水予報及び警報は、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。

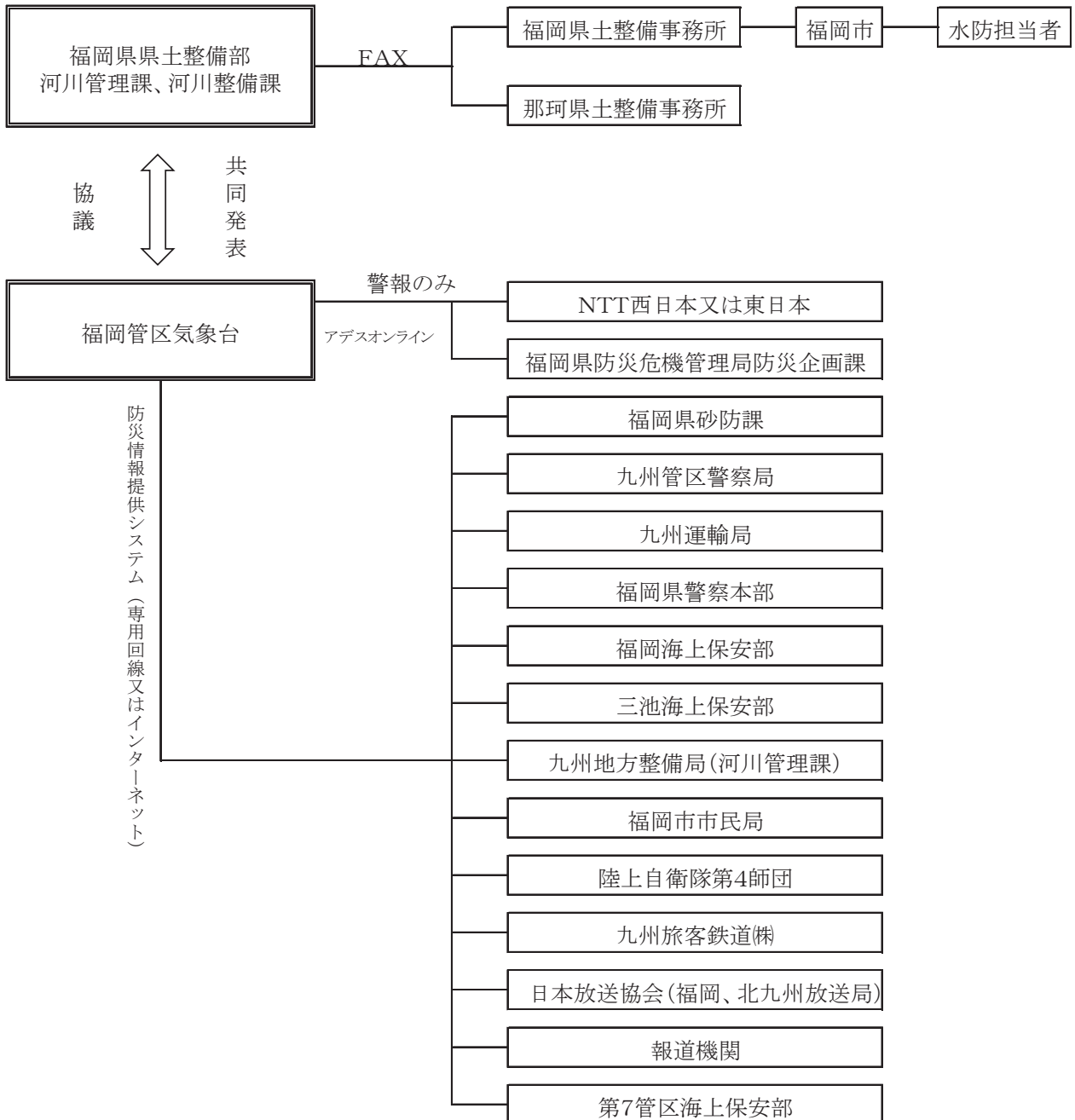
#### (1) 洪水予報指定河川

水系名	河川名	実施区間	基準地点
御笠川	御笠川	左岸：福岡県福岡市博多区東光寺町 2 丁目 7 番地先から海まで	山王橋
		右岸：福岡県福岡市博多区東那珂 1 丁目 6 番地先から海まで	

#### (2) 基準水位

河川名	観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
御笠川	山王橋水位観測所	2.60m	3.50m	4.10m	4.70m

#### (3) 伝達系統図



## 10 氾濫危険水位について

水防法第13条により水防本部長（福岡県知事）が、水位周知河川について氾濫危険水位を設定し、氾濫危険水位に到達した場合には、その旨を各地方本部長（県土整備事務所長・支所長）や水防管理者（市長）に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させなければならない。

また、水防法第13条の2により、市が、水位周知下水道について氾濫危険水位を設定し、氾濫危険水位に到達した場合には、その旨を水防管理者（市長）や量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させなければならない。

なお、氾濫危険水位とは、洪水等による災害の発生を特に警戒すべき水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位）であり住民の避難の参考となるものである。

### ○ 福岡県知事が指定する水位周知河川

県土整備事務所・支所	河川名	水位観測所	氾濫危険水位	関係水防管理者
福岡	多々良川水系 多々良川	雨水橋	3.46m	福岡市長・粕屋町長
福岡	多々良川水系 宇美川	片峰新橋	3.50m	福岡市長・粕屋町長 志免町長・宇美町長
福岡	樋井川水系 樋井川	田島橋	2.72m	福岡市長
福岡	室見川水系 室見川	橋本橋	3.90m	福岡市長
那珂	御笠川水系 御笠川	隅田橋	1.75m	福岡市長・大野城市長 太宰府市長
那珂	那珂川水系 那珂川	下日佐	5.55m	福岡市長
前原	瑞梅寺川水系 瑞梅寺川	池田	2.81m	福岡市長・糸島市長
前原	雷山川水系 雷山川	潤橋	3.00m	福岡市長・糸島市長

### ○ 市が指定する水位周知下水道

排水施設名	水位観測所	氾濫危険水位	関係水防管理者
比恵1号幹線	博多	2.57m	福岡市長

## 11 水防資器材類

水防活動が迅速かつ的確に遂行できるよう水防倉庫等に備蓄する水防機械・器具及び資材等は次のとおりである。

- (1) 水防倉庫の所在地（資料編Ⅲ-121頁）
- (2) 水防倉庫及び水防資材配備計画表（資料編Ⅲ-122頁）
- (3) 水防機械器具一覧表（資料編Ⅲ-123頁）
- (4) 水防資器材調達先

名称	所在地	電話番号
河野産業株式会社	福岡市博多区対馬小路12番10号	611-5647
有限会社 ニシオ	福岡市博多区千代5丁目3番30号	651-3434

## 12 一般社団法人土木建設協力会

- (1) 防災活動に関する基本協定書
- (2) 福岡市土木建設協力会が有する車両  
福岡市土木建設協力会が有する水防資器材類

## 13 福岡市土木建設協同組合

- (1) 防災活動に関する基本協定書
- (2) 福岡市土木建設協同組合が有する車両  
福岡市土木建設協同組合が有する水防資器材類

## 14 一般社団法人福岡市西部土木建設協力会

- (1) 防災活動に関する協定
- (2) 福岡市西部土木建設協力会が有する車両  
福岡市西部土木建設協力会が有する水防資器材類

## 15 一般社団法人福岡市舗装協会

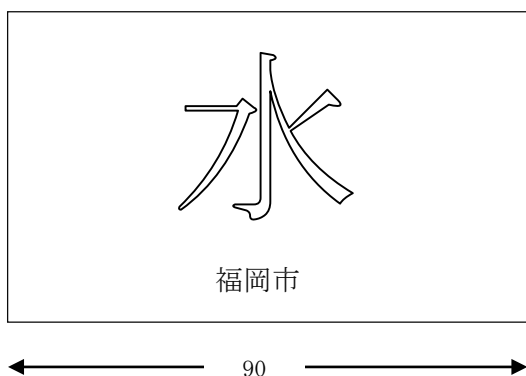
- (1) 防災活動に関する協定
- (2) 福岡市舗装協会が有する車両  
福岡市舗装協会が有する水防資器材類

## 16 一般社団法人福岡市設計測量業協会

防災支援活動に関する基本協定書

## 17 その他

- (1) 公用負担  
水防のための緊急の必要がある場合、水防管理者（市長）又はその権限を委任された者は水防法第 21 条の規定に基づいて、必要な土地、資材、運搬具、器具、工作物、その他の物件の公用負担を命ずることができる。ただし、公用令書については災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 71 条、第 78 条第 1 項の規定に基づく公用令書を準用する。
- (2) 水防標識  
水防のため優先通行できる車両の標識は次のとおりとする。  
ただし、緊急の場合は、身分証を携行するものとする。



(備考)

- ① 水の字の色彩は青、福岡市の色彩は黒
- ② 地の色彩は白
- ③ 図示の長さの単位はセンチメートル

- (3) 職員の身分証票の携行

福岡市職員の身分証票を携帯し、福岡市区域内における公用負担命令権限を提示する。

- (4) 水防報告書

水防活動が完了したときは、原則として 10 日以内に次の事項について市長及び知事あて報告する。

- ① 天候の状況
  - ② 洪水増減の状況
  - ③ 本部員及び消防団員等の出動時刻及び人員
  - ④ 堤防その他の施設の異常の有無
  - ⑤ 水防作業の状況
  - ⑥ 使用資材の種類、数量
  - ⑦ 水防法第 28 条の規定による公用負担下命の種類及び員数
  - ⑧ 応援の状況
  - ⑨ 居住者等の状況
  - ⑩ 現場指揮の官公吏名
  - ⑪ 立退きの状況
  - ⑫ 水防関係者の死傷の有無及びり災の状況
  - ⑬ 殊勲者及びその功績
  - ⑭ 今後の要望について考慮を要する点その他の所見
  - ⑮ 警察の援助の状況
- (5) 水防訓練  
梅雨期及び台風時の増水に備え、水防活動を迅速的に遂行するため災害対策本部職員、消防団員等に対する水防訓練を行う。
- (6) 地域への「土のう」及び「土のう袋」の提供  
災害に備えて、希望する地域に土のう及び土のう袋をあらかじめ提供し、身近な地域での初動対応など、自治協議会や自主防災組織等の活動支援の強化を図る。
- (7) 各区における水防計画  
各区役所、各消防署は、防災関係機関や地域と連携し、福岡市水防計画に基づく、各区独自の水防計画を作成し、災害対応にあたる。
- ① 各区水防計画については、地域の特性に応じた水防訓練や水防活動の実施、地域への土のう配備計画などを盛り込む。
  - ② 計画は、毎年度、内容を検証し必要に応じて見直しを行う。

発 行

**福岡市防災会議**

担当部局

福岡市市民局防災・危機管理部  
防災企画課  
TEL 092-711-4056

印刷所

株式会社三協舎印刷所  
TEL 092-651-3731